

総務委員会

会議録

令和6年10月28～30日

長崎県議会

# 目 次

## (10月28日【第1日目】)

1、開催日時・場所	1
2、出席委員	1
3、欠席委員	1
4、委員外出席議員	1
5、参考人	1
6、県側出席者	1
7、経過	
参考人(田中愛国議員)	2
質問応答	2
参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部会計責任者)	11
質問応答	11
参考人(長崎県医師会会長)	23
質問応答	23
参考人(元秘書課長)	38
質問応答	38
大石知事	63
質問応答	63

## (10月29日【第2日目】)

1、開催日時・場所	77
2、出席委員	77
3、欠席委員	77
4、委員外出席議員	77
5、参考人	77
6、県側出席者	77
7、経過	
参考人(大石けんご後援会元監査人)	78
質問応答	79
大石知事	98
質問応答	99
参考人(大石けんご後援会元監査人)	111
質問応答	111

**(10月30日【第3日目】)**

1、開催日時・場所	139
2、出席委員	139
3、欠席委員	139
4、委員外出席議員	139
5、参考人	139
6、県側出席者	139
7、経過	
参考人（今回の政治資金問題に詳しい弁護士）	140
質問応答	140
参考人（大石けんご後援会元関係者）	162
質問応答	163
参考人（長崎県建設業協会会長）	183
質問応答	183
大石知事	194
質問応答	194

10月28日  
(第1日目)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年10月28日

自 午前 9時58分  
至 午後 5時25分  
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	石本 政弘 君
副委員長(副会長)	富岡 孝介 君
委員	小林 克敏 君
〃	浅田ますみ 君
〃	松本 洋介 君
〃	吉村 洋 君
〃	坂本 浩 君
〃	大場 博文 君
〃	宮本 法広 君
〃	まきやま 大和 君
〃	湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

田中 愛国 君

5、参考人の氏名

長崎県議会議員	田中 愛国 君
自由民主党長崎 県長崎市第8支 部会計責任者	
長崎県医師会会長	森崎 正幸 君
元秘書課長	

6、県側出席者の氏名

知 事 大石 賢吾 君

7、審査の経過次のとおり

-----  
— 午前 9時58分 開会 —  
-----

【石本委員長】 おはようございます。

ただいまから、総務委員会を開会いたします。  
本日の議題は、「大石知事の政治資金等」についてであります。

まず、先日の協議においてご意見がありました追加の参考人招致についてお諮りいたします。  
県議会議員田中愛国氏を招致することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

なお、出席につきまして、調整を行いますので、しばらく休憩をいたします。

-----  
— 午前 9時59分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前10時 5分 再開 —  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

審査順序の確認をいたします。

審査は、お手元に配付しております審査順序のとおり、「大石知事の政治資金等」について、参考人からの意見聴取及び知事への質問応答を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

次に、知事及び参考人への質問につきまして、事前通告に基づき質問を行うこととし、各委員の質問時間は、参考人の審査時間に応じて答弁時間を含め、1回当たり10分から20分以内とし、審査時間が残っている場合に限って、再度の質問ができることといたしますので、よろしく申し上げます。

傍聴人の定員増について。

次に、傍聴人の定数について、お諮りをいたします。

委員会の傍聴につきましては、議運申し合わせにより、原則として20人以内となっておりますが、本日からの集中審査における傍聴は30人以内とすることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、そのようにいたします。

なお、この際、傍聴人の方々に申し上げます。

傍聴人の方々は、お手元の「傍聴人等の守るべき事項」を守って、静粛に傍聴するようにお願いいたします。守れない時は、退出を命ずることがありますので、念のために申し上げておきます。ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これより審査に入ります。

初めに、委員長として、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ご出席いただきました田中愛国議員におかれましては、本委員会にご出席いただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

本日は、「大石知事の政治資金等」について意見聴取をさせていただきたく、急遽、ご出席をお願いした次第でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、念のために申し上げますが、呼称につきましては、規定により、「参考人」という言葉を使わせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、発言される際は、挙手の上、委員長である私が指名した後、簡明に案件の範囲を超えることなく、ご発言いただきますようお願いいたします。

なお、発言の際は、着座のままで結構であります。

また、参考人は、委員に対しての質問ができないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

万が一、質問の趣旨がわからなかった場合は、休憩を求めてください。休憩中に質問の趣旨を確認していただくことといたします。

それでは、これより質問を行います。

質問はありませんか。

【小林委員】 おはようございます。

田中参考人には、お忙しい中、ありがとうございました。

なお、私は足を痛めておりますので、座ったままの質問をどうぞお許しをいただきたいと思っております。

もうご承知のことと思っておりますけれども、6月定例会において、大石知事のある県議会議員に対して286万円の件で、やっぱり知事と議員の在り方について、いろいろと取り沙汰されておりましたので、やっぱり政治倫理の面から質問をされようと、こういうようなことで承っておりますけれども、なんか286万円の件で質問されることを、大石知事の命を受けて当時の監査人が、あなたの家にやってきて、そして何か質問止めをしたかのような話が実は舞い上がっているわけであります。

こういうようなことがもしあるとすれば大変な議会に対する介入であり、知事といえども大変な罪の重い、こういうことではないかと、こんな感じがいたすわけであります。

そういうことで、これを明らかにすることによって、やはり前に進まなければいけないということで参考人のご出席をお願いをしたところでございます。重ねて、お忙しい中にご出席いた

だきましたことをお礼を申し上げたいと思います。

さて、いわゆる当時、大石知事の監査人の方、名前は言いませんが、令和6年6月22日、なんと夜の8時30分過ぎぐらいに田中県議宅へ到着したんだと言われておりますが、それは事実でありますか。

【参考人(田中愛国議員)】 はい、事実であります。

【小林委員】 それでは、田中愛国邸に、あなたのお宅に午後の8時過ぎ、8時半過ぎと、こういう夜の遅い時間にね、やってきているということは、以前からあなた、お付き合いがあつてよく存じ上げている方でありますか。

【参考人(田中愛国議員)】 本当に見ず知らずの人で一度も会ったこともないし、もう風体からして若干疑問を持ちましたけれどもね、私は、マスコミ関係の人だと思って、まあ対応をしたわけであります。

【小林委員】 そうするとね、やっぱり今まで話し合ったりとか、顔見知りとか、そういう関係は全くないんだと、そういうような人がですね、しかも、私はね、ちょっと時間帯から考えて、初めての人が訪ねてくるという時間帯、8時半過ぎというようなのは、ちょっと私はマナー違反ではないかと。少しですね、何と申しますか、マナーに違反をするんじゃないかと、こんな感じがするわけでございます。

そういう点から考えてみて、よくぞあなたはそういう人を招き入れたもんだと思うわけですが、その経過はどういうことですか。

【参考人(田中愛国議員)】 ちょっと時間をいただきますが、何しろ6月22日のことですからね、もう4か月以上昔の話ですから、日時とか時間帯ははっきり覚えてはいますが、若干言動

に関してはですね、わからないと、覚えていないところもありますので、ご理解いただきたいと思いますが。

私は、大手のある新聞社福岡支局の人が私の家に電話をかけてきて、家内が受けたんですけれどもね、福岡から来て、会いたいということで、私は、近くのホテルオークラである会合に出ていました。宴席でしたけれども、会合に出ていました。だから、8時過ぎには帰るよと、待ってもらえれば待ってていいよと、待ってもらわなければ、別にこっちはどうでもいいわけだから、向こうから対応があつてですね。だから、8時過ぎにまた催促、家内から催促の電話があつて、「あんまり待たせ過ぎよ、早く帰ってこんね」という話で帰りました。そして、招き入れたんです、その大手新聞社の福岡支局の人をね。

そしたら、ずかずかとその後から入ってきた男がおつた。私は、秘書かと思って、あんまり気にしなかったけど、ずかずかと入ってきて、名刺は交換しましたよ。しかし、これ、えたいの知れない名刺でね、沖縄の住所とかね、普通の関係じゃない。まあ、マスコミの人じゃないなと思いつつ、私も入れた以上、玄関から入れた以上は対応したわけですが、割り込みですよ、割り込み。アポもなし、何もなし。そして、大手の新聞社の人と会話をしようとするけれども、「聞いてください、何でも答えますよ」と会話をしようとするけど、こちらに大手の新聞社の人が出てね、正面にどかっと座ったのが、その男ですよ。そして、いろいろもう話をさせない。割り込んで私を、まあ、途中からは、ああ、こいつは俺を脅しに来たんだと、俺を脅しに来たんだなという感覚を持ったのが事実ですよ。

【小林委員】 今の話を聞きますと、アポイント

もなし。それから、あなたは新聞社かと思って、実際、新聞記者の方を待たせておいたので、その新聞社の方に、「どうぞお入りください」と、こう言った時に、一緒に合わせて、ずかずかと土足で入ってきたのが、そのいわゆるあなたの質問を何かね、そういうやめてもらいたいと、そういうような思いを持った人が突然やってきたんだと。

こういうようなことでございますが、これからいよいよ本命ですが、どんな話をしに来たんですか。

【参考人(田中愛国議員)】 2時間ありますから、対応した時間が2時間ありますので、大筋で言うと、私は脅されているという感覚が2時間、屈辱の時間でした。私も46年、議員をやってね、こんな男に脅されるのかと思ってね、対応しましたけれどもね。

私は、この大手の新聞社の人と話そうとするんだけど、話をさせない、正面に座っている男がね。そして、はっきり言うと用意周到に準備してきたなという感じですね、用意周到に。私のことを調べてきた。もちろん、その日の日程もスケジュールも全てわかってたみたいで、ホテルオークラに私がいたこと、「近くにおったんだよ、俺も」と、「知事もいたよ」と、「知事もいたね」という感じでね。なんか私の周辺を1日間、つけ回していたみたいだね、話で、異様な感じになってですね、異様な感じになって、1対1なら私は警察を呼んでいますよ。こんな男にね、こんなにいろいろ言われる筋合いじゃない、私は。警察を呼ぶ、ここに一人大手の新聞社の人がいるから、私もそこまでしなかったけど。帰った後、家内が、「大丈夫ですか、大丈夫ですか」と私のところに来て、「何度も何度も警察に電話しようと思いました」と言う

ぐらいのね、2時間やりましたよ、激論を。

基本的にはどういうことを言われたかということ、私の収支報告書も調べてきたと、私の収支報告書。「おまえもすねに傷があるじゃないかと、たたけばいくらでもたたけるんだぞ」と、「おお、やってみろ」というような感じとかね。

あの当時、地検が入っているという話がね、ありましたので。私は、「知事周辺に入っているんだぞ」と彼に言った。彼は、「いや、そうじゃないんだ」と、「IRなんだ」と。「おまえが一番金もらっているだろうと、IRから。東京では、もうおまえの話でいっぱいだ」というような話までするんでね、「何、言うか、俺は1円だってもらってないぞ」というような話をしたことが大きなことでしょうかね。

収支報告書、私の、調べてきた。私の過去のこといろいろ調べてる。それはいろいろありましたから、私もね。弟のことで。

そういうことまでね、本当に用意周到に調べ上げて私を脅しに来たと。私は屈辱の時間でしたよ。

【小林委員】 参考人ね、非常に大事なところでびっくりしてますが、脅しに来たんじゃないかと、屈辱の時間帯だった、2時間ほど。非常に用意周到に準備してと。何を準備してきたのかですね。そしてまた、全く見も知らない人間が、そんなあなたの身の回りのことについてね、準備周到にしてですね、乗り込んできているということは、ちょっと普通ではないと思うんですが、もう一回、何の目的のために、あなたの家に、そんな夜分のね、遅く来たんですか、何の目的だったと思いますか。

【参考人(田中愛国議員)】 質問をやめてくれなんてことは、一切私は聞いてない。ただ、やめさせようとしてきた空気感はね、空気感は、も

うびんびん。おまえも一緒だろうと、おまえもたたけばいくらでも出てくるんだぞと。だから、やめろと言わんばかりのね、言わんばかりの。それは、私が質問通告した後、いろいろなものがありましたからね、うちの自民党の会派内でも、もうやめさせようというような動きもあった。しかし、私は、この件については、私の信条として許されんと、だから質問するよという話。

そういう空気感の中で、そういうことがあったのでね。流れ的に、ははあ、誰かが差し向けたんだと、その時はわからない。この男、見たこともないわけだから、政治ゴロ的な男でね。風貌からしてやっぱり違いますよ、マスコミの皆さんと。

だから、追い出そうということを考えたけれども、腹の探り合いで、ずっと2時間通したということが、今、思い出す内容ですね。

【石本委員長】 ほかにご質問ございませんか。

【小林委員】 今日はね、20分の時間帯なんです。だから、1回終わって、また誰かいたら、その次にまたやらんといかんけれども、今のところ、いないようだから、引き続き質問いたしますけれども、要するに、誰かに頼まれて来たんじゃないかと思ったと。要は、286万円の質問をやめさせてくれと、やめてくれと、やめさせてくれと頼まれて、あなたのところに乗り込んできた。言わないけれども、質問をやめてくれと、こういうようなことで脅しをかけられ、圧力をかけられたと、そういう感じがしたと、こういうことでございますか。

【参考人(田中愛国議員)】 そりゃ間違いなくですね、脅されましたよ、間違いなく。脅されました、いろいろなことでね、内容。それは、私が1対1ならば、もう警察を呼んで対応してませ

ん。しかし、1回入れてね、追い出すというタイミングがなかったので。こちらと話そうとするけれども、話させない。ほとんど9割方、すぐ突っ込んでくるから。おまえは、おまえはというような感じで。しかし、根底には、俺の質問をやめさせようとして来たんだなという感じは、もうびんびんしますよ、感じは。

【小林委員】 その当時の知事の監査人という人は、現実的に今、我々のまた別の参考人として出席を願っている人なんですけども、そんな感じはしないんだけどね。しかしながら、今、その方がいわく、知事に頼まれて、あなたに質問をやめさせてくれと、それが目的でお宅に行ったんだと、こういうことをですね、その行った本人が、実は何を隠そう、大石知事から頼まれて、あなたに直接会って、286万円のそういう質問をですね、やめさせようと、そういう狙いで実は知事から頼まれたと。

それで、私が県議会の全員協議会で質問をしたんです。こういう質問をしています。要するに、知事は、そのいわゆる今は元監査人、当時の監査人をですね、質問をやめさせようとして、そういうことで田中邸に送り込んだのではないかと、こういう趣旨の質問を私がやったんです。そうすると、大石知事の答弁は、こういうことです。「ご指摘の人物が田中邸を、田中議員の自宅を訪問して、田中議員にお会いしたのは事実だと認識をしております」と。なんで知事がそれを知ってんのかと私も個人的に思いますがね。知事が派遣、つまり送り込んだから知っているのか。田中議員は、知事にそのことを話しましたか。

【参考人(田中愛国議員)】 一切、知事との接触はありません。

【小林委員】 ご指摘の人物というのは、監査人

ですね。自分に行ったということは知っていると、田中邸に行ったということは知っていると、認識してますと。それで、「ご指摘の人物から、286万円には問題はなく、田中議員に対して、その考え方を説明するという申し出を受けていました。私としても、事前に田中議員に286万円の資金移動に関する当方の考え方をお伝えしておけば質問時間に限りがある中、より充実した質疑応答を行えるのではないかと考えておりました。私は、当然のことながら、田中議員の質問を止めたいなどとは全く考えておらず、そのようなことも依頼したこともございません」と、こういうふうなことを、今読み上げたとおり、知事が私に答弁してるんです。

それでは、お尋ねしますが、286万円のそういう説明をすると、そういうことで実は行くと、あなたの自宅に、そういうことを監査人から聞いておりましたと。そういうことを知事が言ってるわけだけど、答弁で。その話の中に286万円の説明、何でこうなってるのかと、286万円のことに説明が丁寧になされたんですか。あったんですか、286万円の説明が。

【参考人(田中愛国議員)】 私もですね、鮮明には覚えてませんが、286万円について、これは迂回献金じゃないかというような話で、いや違うんだというような話で、貸し借りとしてはおかしいぞというような話はしたような気がします。しかし、知事から私にそういうことを説明したいならば、連絡があって、会いたいなら会いたいと、誰々をやるから会ってくれとかいう話があれば、それはまだ私も対応しますよ。一切ない、今もって何もないけれどもね、何もないけれども。

だから、私は怒ってますよ、知事に。こんな男が長崎県の知事なのかと、私はそういう心境

です、今もって。

【小林委員】 今話を聞きますとね、286万円については、ひょっとしたら記憶にないが、若干の話をしたかもしれない、説明があったかもしれないが、それをあなたがね、そういう質問の中で時間帯を考えて、よく理解できるようなものではなかったと。ただ、とにかく質問をやめてくれとは言わんけれども、質問をやめてくれということを目的にして、誰かから頼まれてきてですね、そうして荒々しく、もうあなたが屈辱の時間帯と、もうとにかく圧力をかけられたと、脅しが行われたと。いかに精神的な不安な状況におとしまれたかというようなことはですね、つくづくあなたの、参考人のお話から浮かび上がってくるわけです。

もし仮にですね、また知事の時間帯で聞きますけども、知事が、自分が使ってるそういう監査人です。その知事のそばにおる監査人が、あなたのところに来て、そういう圧力とか脅しとか、あなたを精神的に非常に不安にされるような、そういう話し方をもって脅してるというようなことはですね、断じて許されないと。やっぱりこれについては、知事からしかるべきのことを、この人間が参考人の自宅に行ったことは、知事は、認識してますと、はっきり言ってるわけだから、当然ですね、あなたにご迷惑をかけましたぐらいの話はすべきで、286万円の説明についてもですね、しっかりやるべきではないかと思うが、そういうことは一切なかったんですか。

【参考人(田中愛国議員)】 まあ、この4か月の間、会う、会える、会話を交わすぐらいの機会はあったと思うんだけどね、1回も、何もない。何の話もない。

【小林委員】 最後にもう一回確認しておきます。

結局は、何をしに来たのかと。要は、286万円の質問については、やめてくれと口では言わないが、その目的のためにですね、あなたを脅しに来たと、圧力をかけに来たと、そういう認識でよろしいですか。

【参考人(田中愛国議員)】 私も、市議会、県議会、46年議員やってましてね、100回以上、一般質問していますよ、通告していますよ。それでね、行政の人がいろいろなことでね、ああしてほしい、こうしてほしい、それはいろいろありますよ。しかし、一般の人がね、私の家まで乗り込んで来て脅しに来ると、こういう卑劣なことをね、何でやるのかと、怒っています、私は、今もって。

22日の日も帰った後、朝まで眠れなかった、私は。それは眠れませんよ。誰かわからんのかから、不安もありますよ。どうなるものかと、どういう動きがあっているのかと、私の周りで。あんなえたいの知れないような男がね、ずかずか乗り込んで、割り込んで、本当にけしからん話ですよ。

【小林委員】 知事の監査人をしてる何々ですという、知事から依頼を受けて286万円について説明に来ましたと、こういうようなことは全く言わないんですか。

【参考人(田中愛国議員)】 名刺はここにありません、名刺はあります。

【石本委員長】 参考人、固有名詞は出さないでください。

【参考人(田中愛国議員)】 そうですか。

ある、名刺はある。名刺交換しただけ。一切ありません。

【小林委員】 知事の監査人をやってるということで、知事から頼まれてきましたと、あるいは知事と相談して来ましたと、286万円の説明に

と。そういうことではなくして、脅かし、圧力をかけ、あなたを精神的に不安にさせて、そして質問に何かやっぱりそういう、まあどうか、厳しい質問にならないように、要するに、できればやめてくれと、そういうことであなたに圧力をかけに来たと、こういう受け止め方でございますね。どうですか、もう一回。

【参考人(田中愛国議員)】 脅されたという時間だったという感覚が今もってあります。今もってあります。

【小林委員】 あなたも長い政治的なキャリアの中で、そうやって質問を止めに来るようなことで、しかも、家まで夜遅く乗り込んで、2時間以上もですね、そうやって何か圧力をかけるというようなことは、本来これは警察に連絡すべきことではなかったかというぐらいなことを感じますし、もし仮に、先ほども言ったが、これが知事からのやっぱりですね、依頼ということで、その監査人という人が来たということであればですね、これは大変なね、民主主義に対する大きな挑戦であるし、議会に対する大きなやっぱり挑戦だと、私はそう思います。

だから、そういうことでやっぱり大変なことだと、これを黙ってほっとくわけにはいかない。今日、後から知事のね、またいろいろ参考人としてのそういう意見とかなんかありますし、また、明日は参考人として、その当の本人が参りますから、その辺のところもですね、しっかり聞いて、お尋ねをして、一つの方向性を見つきたいと、こう考えております。ありがとうございました。

【坂本委員】 今日は、お疲れさまです。私の方からも2点だけ、簡単にといいいますか、事実関係だけなんですけれども、聞いたかったのは、今、小林委員からありましたので確認いたしま

した。

この元監査人の方が記者と来たということですけれども、この監査人と、田中先生のところに来た記者は、全く無関係という理解でよろしいのでしょうか。

【参考人(田中愛国議員)】 あくまでも私が家に帰ったのは、この大手新聞社の福岡支局の、会いたいということで私は急いで帰ったんです。それに割り込んできたんですよ、割り込んで。私が、一緒だなと思って勘違いしたのは、ちょっとありますけどね。

【坂本委員】 わかりました。このお二方は全くの知り合いでもないということなんですね。そうですか、わかりました。

それから、もし支障がなければですね、この大手新聞社の福岡支局の記者さんが田中参考人のところに取材に来られた目的というのは、この件に関してなのか、全く別件なのか、支障がなければ教えてください。

【参考人(田中愛国議員)】 あの当時は、はっきり言って地検が長崎県でいろいろ調べてるよというような雰囲気があって、東京からも何社も、いろいろな人が会いたいと言って来られて会ってた時代です。名刺は20枚ぐらいありますけどね。

そういう中で私に会いたいということだったので、それはもうその案件だと。286万円ということじゃなくして、知事の周辺の案件だと思って、私は「いいよ、いつでも会おう」と言って時間を取ったということですね。

【浅田委員】 本当に今日はお忙しい中を、参考人におかれましてはお時間を頂戴いたしましたこと、大変感謝申し上げます。

もう時間がありませんので、最後にまとめてしっかりお伺いをしたいんですが、一体全体、

参考人のところにこうやって脅しのように来られてしまった、いろんな問題があります。議会の軽視するような問題、様々な問題が含まれていると思いますが、この本質的に参考人は、今、誰が悪くて、誰によってこういう問題が起きたのかということをおっしゃっているのであれば、最後に教えていただければと思います。

【参考人(田中愛国議員)】 その時は、本当、えたいの知れない男なんでね、不安を感じて、恐怖を感じて、どうしようかという気持ちもありました。ただ、ここにね、もう一人いたので、辛うじて私も踏みとどまって、こうやり合いましたけれどもね。

だから、誰かわからないという不安ですよ。しかし、風貌からして、話し方からして、やっぱり一般の人じゃない。一筋縄にはいかんなど。これは私の長年の経験でいうと、政治ゴロ的なね、そういう感じですよ。この男は、という感じで、構えなきやいかんようなね。そういう脅され方をした、私は。

【浅田委員】 政治ゴロ的な脅し方をされたということで、ただ、そこにはそれを依頼した人がいる、いない、そういうことのお話ということとかは最終的にはしてないのでしょうか、その来た方に対してですね。

【参考人(田中愛国議員)】 2時間の間、お互いの腹の探り合いというかね、こう言う、ああ言う、こう言う、ああ言う、探り合いだ。

ただ、来た時に、私が今までいた会場の話をしました、ホテルオークラの話をね。「知事も来てたぞ」と、「私もいましたから。あなた、あっち行ったり、こっち行ったりしてましたね」と私に言うぐらいだから。知事に関係あるのかなど、知事の付き合いかなという感じはしましたけれども、第三者的な言い方をちょっとした

からね、第三者的なね。知事の、直、頼まれてきたという感覚は受けなかった、その時は。

【浅田委員】 その時点では、知事から頼まれたという感覚はなかったと。ある一方で、送ってきた方が知事の後援会の方が運転をして、その方を送ってきたというようなお話もありましたので、その時に、そういうような前段として話があったのかどうなのかということが気になって、今質問させていただいたわけですが、その時にはなかつた。しかしながら、やっぱり議会として、議員として、そういう質問止めみたいなのをされたことに関して、具体的に、なぜその人がそこにいるのかという、例えば私が参考人と同じ立場だったら、この人、何でここまでのことをするんだろうと思ったかなと思っただけです。お伺いした次第ですが、その後、それを改めて確かめたということはないんでしょうか。

【参考人(田中愛国議員)】 帰るまで2時間言い合っていましたからね、興奮してましたから、私も。負けんようには言いましたから。俺はね、こんなことを言われる筋合いはない、俺は本当に。こんなえたいの知れないような男にね。だけど、不安はやっぱりありますよ、不安は、身の不安も。家の中だから、刺されはしないだろうという気持ちだったけれどもね、もう一人、ここに一人いたからね。

そういう状況で進んでいって、知事の話をした時に、私が、「知事はさっき、その隣のホテルにいたよ」と言ったら、「私も見ました」と言うから、あれ、これはと思ったけれども。あのですね、夜の8時というとき、あの時間でも暗かった。

【吉村委員】 時間もないので端的に言いますけど、参考人におかれては、その時は、その相手

を知らなかったから、誰から言われて、そういう脅しに来たのかというのはわからんやっただけ。しかし、現在では、その当時は、その参考人は大石後援会の一員だったわけですよ。そして、その参考人が出した資料にですね、LINEのやり取りに、これは知事本人がですね、やり取りをずっとしとるんですよ。ここに、いわゆる大石グループと、そうでないグループをもう色分けして分析してですね、参考人も一緒、小林委員、私、浅田委員とか、これは反対派なんだということで、「今どこにいますか」、「会場にいます」、「出ました」、そういうやり取りもずっと載っとるんですよ。それについて現在は、今もうその後援会が内部分裂した状況でそういう資料が出てきておるわけですが、それを見て、やっぱりこの訪れた人は、その当時は大石知事の関係者やったけど、現在は違うと。そうすると、やっぱり大石知事から言われてきたんだなということと考えられると思うんですが、いかがですかね、そこら辺は。

【石本委員長】 参考人、手短にお願いします。

【参考人(田中愛国議員)】 これは、ある県議からちょっと私に会話があつてね、「来らしたでしょう」と、「うん、来たよ、えたいの知れないやつが」と言った。「脅してきた」と、「明日から入院せろと言って来たよ」と言って帰ってきたというような話を聞いて、私はがっかりしたんだけどね。私は、脅されたというよりも、やり合ったという感じもね、あつただけけれども、そういうことが一つありましたし、最後に一言だけ後でまた。

【まきやま委員】 それ以降、ほかに何か脅し等ありましたか。

【参考人(田中愛国議員)】 これはですね、ちょっと不確認だったんですが、私が質問をしたの

が24日です。月曜日です。25日に長崎に来る間にね、どうも車でね、つけられているような感じがしたもんだから、一般質問、全部終わった後、私は溝口会派長に頼んで徳永議長のところに行って、議会事務局の誰か来てくれと言ったら次長が来て、4人で、私は今、いろいろ動く気はないけれども、こういうことがあったということだけは確認しとってくれよと、残しとってくれよと言って話をさせていただきました。これは徳永議長も、溝口会派長も、事務局の次長もわかっているはずです。こういうことがあったよと。やっぱり俺の身边、何かおかしい動きがあるぞと。その時に、警察に保護願いとかが警備をお願いしたらと。警察もその後、委員会の後、来ました、私のところに。早岐警察署を、ずっと家に行かせましょうかと。しかし、そこまではね、具体的な事例がなかったの、もうちょっと、何かあったらお願いするということで別れたという感じで、異様な私の家の周辺、私の個人的な周辺にはあったことは事実ですね。

【石本委員長】最後に何かありますか。

【参考人(田中愛国議員)】私がお願いしたいのは、私のこの問題は、やっぱり本筋とはちょっと、私が質問したのは、やっぱり収支報告書の虚偽記載、これについておかしいじゃないかというのが本筋なのでね、できれば、この問題がある程度終わってから、私は議会運営委員会で、県議会の一般質問に対する当局の対応。こういうことはね、許されない。一般の人がね、一般質問に割り込んできて、ああせろ、こうせろなんていう話になると、これは長崎県議会、全国の議会の恥ですよ。当局にそういうことを許させたらいかん。行政の人との対応はありますよ、私もね。それはやり取りいろいろある。本当にね、見も知らんような人がね、家に乗り

込んできて脅されたらね、やっぱり誰が見たって、私の一般質問をやめろということだと。

私も、何日かは悩みましたけれども、悩みましたけど、私でも悩みましたけどね。しかし、これはやるべきことはやらなきゃいかん。私は許されん行為だということでしたことだけはご理解いただきたい。議会運営委員会あたりでね、再度ぜひお願いをしたいと思っています。

【石本委員長】時間となりましたので、本参考人に対する意見聴取は、これにて終了いたします。

参考人におかれましては、本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。本委員会を代表いたしまして、お礼申し上げます。ありがとうございました。

これより、しばらく休憩し、11時より委員会を再開し、自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者に対する意見聴取を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前10時49分 休憩 —

-----  
— 午前10時59分 再開 —  
-----

【石本委員長】再開いたします。

引き続き、参考人からの意見聴取を行います。

これより、意見聴取を行う参考人につきましては、申し出により、衝立を設置して意見聴取を行いますので、ご了承をお願いいたします。

併せて、申し出により、氏名についても公表しないこととしておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、インターネット配信等の取扱い及び報道への対応につきましては、別紙の取扱いとすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】それでは、そのように取り扱う

ことといたします。

それでは、参考人入室ため、しばらく休憩します。

-----  
— 午前10時59分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時 1分 再開 —  
-----

【石本委員長】再開いたします。

これより審査に入ります。

初めに、委員長として、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ご出席いただきました自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者におかれましては、お忙しい中、本委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

本日は、大石知事の政治資金等について意見聴取をさせていただきたく、ご出席をお願いした次第でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ここで念のため申し上げますが、呼称につきましては、規定により「参考人」という言葉を使わせていただきますので、ご了承をお願いします。

また、発言される際は、挙手の上、委員長である私が指名した後、簡明に案件の範囲を越えることなくご発言いただきますようお願いいたします。

なお、発言の際は、着座のままで結構です。

また、参考人は、委員に対しての質問ができないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

万が一、質問の趣旨がわからなかった場合には、休憩を求めてください。休憩中に質問の趣旨を確認していただくことといたします。

それでは、まず参考人より5分以内でご自身

のご紹介のための発言を求めます。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者をしております。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

【石本委員長】 それでは、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた委員の方でご質問はありませんか。

【吉村委員】 時間も短いので、直ちに質問に入らせていただきます。

今日は、ありがとうございます。

第8支部に振り込まれた286万円の件ですが、これも、これは9つの医療法人から振り込まれたわけでございます。そして、その9つの医療法人の中から、4名か5名は大石知事の応援に振り込んだんだという証言がとれております。

そういった意味で、この286万円という9つの医療法人からの寄附が、どうしてこの長崎市第8支部に入ってきたのかというのが疑問になるわけですが、会計としてはおかしいなということとは思われなかったのか、お尋ねをいたします。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 一応、なぜこういうふうな形になったのかということ、流れ的なことを皆様にご紹介したいと思います。

当時、私の選挙をしているお部屋の席の横がコンサルタントのお席でした。遊説から戻られた県議がそのコンサルタントに呼ばれまして、なんか打ち合わせを始められたんですね。打ち合わせを始められた時に、漏れ聞こえた中に、「県議にしか頼めないんですよ。分裂選挙のため、県連の口座が使えないんですよ」というのが漏れ聞こえてきました。

で、その二人の打ち合わせが終わった時に私

が呼ばれて、一応支部に入ってくる寄附を県議の後援会に移し、それから大石知事の方の後援会の方に移していただけないかというふうなことを、コンサルタントより指示を細かくされました。私もちょっと「違法性はないんですか」ということを念押しをいたしました。そうしますと、コンサルタントは、絶対に違法ではないので、心配ありませんよということでは言われたんですね。

この方は、いつも私の横で公職選挙法の辞典をぼんと置いておかれて、いつも何かにつけ見られていたんです。なので、私もこの人が言うんだったら間違いはないだろうなと思って、何も深く考えずにそういうふうなことを、信頼もしておりましたし、実行に至ったということなんです。

実際、県議と私がこのことに関して関わりを持ったのは、その5～6分の話なんです。なので、どういうふうな形で法人様の方にアナウンスをされたとか、というふうなことというのは一切聞かされておられません。

なので、一応その時に言われた口座をこういうふうに移すんだよというふうなことの指示だけを私は実行させていただいたということになります。

【吉村委員】わかりました。県連の事務局が使えない。それから、当時、選対本部長やったのかな、参議院議員ですね、現職、これも使えないと。そういう経緯の中で、自民党県連を使えないというのは、分裂選挙だからというので、今、多少理解ができたというか、なんです、その選対本部長も断ってくると、そういう中で受けれないと。

それで、その県議は、そういう遊説から帰ってきて、そういう話をされとる。県議としては、

もうそういうことで、自分のところで受けるというふうに理解を、その中身を理解して受けられたのか。なので、この第8支部から後援会にわざわざ移して、それを大石後援会に移したのかというふうに考えるんですが、その点。その点がどうだったかというのです。

それと、もう一つは、それぞれ9法人別々に全部鉛筆書きでちゃんと記載をされて振込みをされています。どうしてそういう作業をされたのか、この2点について、お伺いいたします。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】お答えいたします。

県議は、はっきり言ってあまりわかってはいなかったと思います。実際、話をしたのが正味5～6分の話です。私自身も、ちょっとやっぱり勉強不足だったのか、その辺は、逆に幾つかに移すことによって違法性がなくなるのかなというふうにも実際思ったんですね。すみません、本当私も素人でよくわからなかったんですけれども、とにかく先ほども申しましたが、その9団体にどのようなアナウンスをしたかということは一切わからなかったんです。

ただ、私が後でちょっとお話ししようと思っていたんですけれども、寄附金ですとか、そういったものが入ってきた時にはお礼状、このお礼状作成を私がしてました。なので、医師会さんの方にご連絡を差し上げて、銀行の振込の中には片仮名でしか名前が書いてなかったりとか、医療も医だけだったりとかするので、正式名称がわからなかったんですね。なので、医師会さんの方の事務の方にご連絡を差し上げて、正式なお名前を聞いて、通帳にも書き込みをしたということになります。

【吉村委員】名前がよくわからなかったので通帳に書き込みをしたということですね。わかる

ように9つ、例えばですよ、当初は貸付ということでした。まとめて286万円を一本でぽんと貸し付ければいい話ですが、それぞれ振り込まれているというのはなぜかというところをお聞きしたかった、大石後援会にですよ。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 それについては、やはりどこがお幾ら振り込んでいただいたかというのは明確に、寄附金の管理をその時してましたので、明確にやっぱりしておかないといけないという思いと、振り込まれたら、一個一個移動してねというのはコンサルタントの指示でした。

【吉村委員】 全てコンサルタントの指示で動いたということですね。

先ほど、ご答弁の中でお礼状も書いたんですという話ですが、それぞれ寄附金が入ってきて、それを大石後援会に移すわけですね。移動させるわけですね。それは、例えば当初より大石後援会への寄附ということをちゃんとわかつたのか。わからなかったけど、そのコンサルタントの指示によって、大石後援会に振り込んでくれと言われて指示どおりに動いたのか、その点について、お知らせいただきたい。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 それについては、寄附だと私は認識しておりました。なので、寄附をありがとうございますということで、お礼状を第8支部で作成をしてお送りしております。

【吉村委員】 ということは、その寄附は、県議の第8支部に寄附をいただいた。おかしいと思われなかったんですかね。知事選の時に、どうして自分のところに寄附が医師会から、それも選挙区外の知らない医師会から入ってくるということについては、疑問を感じられなかったんでしょうか、いかがですか。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 私としては、疑問は感じませんでした。といいますのが、やはり違法性がないというのを強く言われておりましたので、そのことばかりが頭にあって、特に、県議が法を犯したとか、私が違法に加担したとかというふうなことは考えませんでした。

【吉村委員】 普通は、そういう知らないところからお金が寄附金で入ってくるという、おかしいなと思うのが、普通かなと思うんですが。だって、誰も知らないところから、知らない人が、急に寄附をしてくれるということは、まずないことと思いますが、純心素朴であられたのかなと思いますけれども、いかがですか。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 先ほども言いましたけれども、県議に寄附というふうな認識がございませんでした。なので、コンサルタントの方から口座を貸してというふうな、県議にしか頼めないんだということをおっしゃられていたので、私の中では、もうそういった形でお渡しするんだというふうなことでしか認識してませんでしたので、第8支部に入ってきて後援会に移して、また大石知事の後援会の方に回すというふうなことは理解していたので、うちの方に、第8支部の方に入ってきた寄附というふうな認識はなかったです。

【吉村委員】 先ほど答弁で、お礼状は第8支部の名前で出しましたと言われたので、第8支部にいただいたと思われとったのかなと。そう思ってなかったのであれば、大石後援会の名前でお礼状を書くというのが普通じゃないかと思うんですが、どうして第8支部になったのですか。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 このお礼状に関しても、実はコン

サルタントの方から指示がありまして、着地点がどうしても第8支部になるので、第8支部のお名前を出さなければおかしいということではまりましたので、そういうふうにいたしました。

【吉村委員】そのコンサルタントの方の指示が全てであったと。そういうことで言われるままにしたんですということが、言っているお話の中でわかるんですけども、それとは別に、最初質問の中で、「私は寄附とっておりました」という発言がございました。それで、最初は、これは寄附ですと言われたのか。ただただ、医師会長も選挙でばたばたで、いろんなことを考える暇がなかったんだとか、臨時の会見で言われておりますけど、とりあえずお金が入ってきて、それを回してくれと言われて、それは寄附なのか何なのかわからない。後で、今回、この収支報告書は後づけばかりなんで、こういう事実関係を調べているんですけど。後で寄附となりました。いやいや、最初貸付となりました。それで、その年の年末にもう返金してあるわけですね、利息を付けて。それがその年の年末です。年を越えて、本当は、年を越えてじゃない、この前の一般質問で貸付を寄附ということに、また変えられたわけですよ。

そうすると、戻すというのがおかしくなるという、受け取らなかったんだという後づけの答えなんですけど、その年の年末にやったことと比較して考えると、考え方が全然乖離してるわけですね。その点について、貸付を寄附ということはどうしたんだと県議は言われましたが、それは違法性がないというのを確認して同意したということですが、やっぱり考え方が全く変わってくるので、それはおかしいということで議論にはならなかったのか、その状況をお知らせいただければと思います。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 休憩をお願いします。

【石本委員長】 休憩します。

-----  
— 午前11時17分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時18分 再開 —  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 寄附が貸付に変更になったことに関しまして、これは一切、はっきり言ってアナウンスがなかったんですね、知事の方からは。で、県議の方にも直接お話があったわけでもなく、こういうふうにしますというふうなことの決定事項だけがきたわけです。なので、私も県議も首をかしげながら、やはり両方とも合わせてやっとならないとおかしなことになるので、一応弁護士さんも入って、そういうふうにして下さいというふうに言われましたので、納得のいかない状態で訂正をしたというのが事実です。

【吉村委員】 最後にしますけれども、そこで、その戻った286万円というお金についてですね、ここに参考人が出した資料がございました。LINEのやり取りです。

この中で、もう286万円は、県議は、次の年が県議選でしたから、もうその県議選で使ってしまったと、もう残額はありませんと、どうしようというメールがあるわけですよ、LINEの。これについては、このLINEのとおりと受け取っていいのかどうか、会計の立場でお答えいただければと思います。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 そのLINEのやり取りの時には、そういうふうな流れで、選挙に使っちゃったんだというふうなことで、軽く県議もお返しをしたみたいなんですね。私、着地点が286万円が後

援会なので、実際のところ、帳簿上、やはり帳簿上は残高になりますから、支払いとして後援会名義のお支払いですとか、支部と後援会の案分の通常の支払い、これに関して一応残高からお支払いをしています。県議について、その286万円をどうしますというふうなことで問うたことがあったんですけども、これに関しては医師会の方と連絡を取り合っております。いつでも返せる準備ができていますので、大丈夫だよというふうに私の方には言いました。なので、それをいつでも返してほしいというふうなことで医師会の方が言ってきた場合は、お返しができるというふうに私は思っています。

【吉村委員】ということは、後援会の、県議の後援会の通帳には残高は残っているということに理解していいですか。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 残高からいろんなものをお支払いをしているので、少しは使っているんですね。なので、県議がもし返す場合は、県議が寄附なり、貸付なりをして、合わせた状態でお返しをするということになります。(発言する者あり) 不足、そうですね、現在はいろんなもので、やはり残高からいろんなものを帳簿上は払っていきますので、それは減ります。そうしないとおかしくないですか。別にそれを取っているということではなく、個人的に持っていらっしゃるということです。

【石本委員長】 ほかにご質問。

【宮本委員】 参考人におかれましては、本日はお忙しい中、集中審査にお越しいただきましてありがとうございます。

端的に質問させていただきます。

私もいろいろ質問して、なかなか理解しがたい部分とか、お金の流れがどうなっているんだ

という部分がちょっとあって、非常に複雑なんですけど、まず確認したいのは、これは確認です。

第8支部の会計責任者である参考人は、286万円を移された先の県議の会計責任者と同じということで捉えていいのか、まず確認させてください。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 一緒です。私が全部やっております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

質問通告に現在の管理状況ということで質問通告を出しておるんですが、先ほどの吉村委員の話もありまして、すみません、私の認識では286万円が第8支部から県議の口座にあって、それが大石けんご後援会に移った。それを質問があったので、また返している状況なんですよ。この286万円は、丸々当該県議の口座にあると思ってるんですが、そういう認識でいいのか。丸々あるという認識でいいのか、これも確認させてください。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 はい、残っていると思います。ただ、それが後援会の通帳ということではなく、やはり通常の支払いとかがいろいろあるじゃないですか、やっぱり。なので、いつでも支払いが可能な状態の蓄えをちゃんと別に持っていて、後援会からの支払いは、いろんなものはやっぱり時がたてばしていかなければいけないので、そこからは減っています。

【宮本委員】 ちょっと待ってください。286万円というのは、そもそも、丸々大石けんご後援会から当該県議へ移ってきたわけで、それに手をつけてはいけないんじゃないかなという認識なんですけど。だから、それはそのまま置いといて、それを例えば医療機関から返してください

ねと言われたら、即返せるような状態にしておかばいかん。何も手をつけてはいけないお金というふうに認識しているんですが、そうではなくて、それから使っていつている。当該県議の活動に使っていつているという認識でいいんですかね。ちょっとすみません、確認させてください。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 そのまま残しているのが一番ベストなんですけれども、帳簿上はそういうわけにいかなくないですか。（発言する者あり）帳簿上は、毎月の支払いがあつたりとか、いろいろするので、やはり減ってはいきますよね。なので、例えば医師会さんの方から返金してくださいと言われた場合は、そこの残高と、県議がプラス、合わせたものをお支払いをしようという。（発言する者あり）

【宮本委員】 なるほどですね。すみません。お金に色はついてないので、そうなるんでしょうけれども。そうなれば、結局286万円というのは、当該県議が使っていつて、返してくださいと言わない限りは、当該県議のために寄附された286万円というふうになるんじゃないかなと思うんですが、そもそもは、9つの医療機関から寄附された286万円は、第8支部に一旦いつて、そもそも先ほどもおっしゃつたとおり選挙に対する寄附というふうに認識をされている。要は、第8支部に対しての寄附ではなくて、あくまでもやっぱり選挙、知事選挙に対する寄附として捉えて、それをコンサルタントの指示で県議にいつて、それから大石けんご後援会にいつたのだから、それを県議の後援会にあるもの、それを（発言する者あり）また自民党の第8支部に戻さないといけないんじゃないかな。すみません、当該県議の口座に置いておくんじゃないかと、

第8支部に戻して、そこで管理をしなければいけないんじゃないかと思うんですが、この認識は間違っていますかね。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 休憩をお願いします。

【石本委員長】 休憩。

-----  
— 午前11時27分 休憩 —

-----  
— 午前11時30分 再開 —  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

【宮本委員】 時間の関係上、すみません、私の認識としてはそういうふうに考えます。第8支部に置いておくべきお金286万円だと思うので、そこはちょっと再度考えていただければというふうに思います。

この286万円に関して、大石けんご後援会と何らかの連絡とかというのは取り合っていたのかどうか、これについても、その当時取り合っていたのか、教えていただければと思います。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 全く取り合ってません。

【宮本委員】 あくまで、やはり選挙コンサルタントの指示でしてくださいということで、違法性はないということで、参考人もそのまましたという認識でよろしいのか、再度お答えください。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 そう思います。

【石本委員長】 ほかにご質問ございませんか。

【小林委員】 本日はありがとうございました。ちょっと私は足を痛めておりますから、座つたままお許しをいただきたいと思います。

端的にね、今、問題になっておりますのは、この9つの医療法人から献金というか、第8支部に入金された286万円は、これは大石知事に対

しての献金なのか、支援なのか、それとも、おたくの県議に対する支援なのか、これはどう考えていらっしゃるでしょうか。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 私の考えで言いますと、当時のことは、やはり大石さんにだと私は思っています。ただ、処理の仕方しか私は指示をされていませんので、これが、医師会さんがどういうふうにあナウンスをして寄附を募ったとか、コンサルタントと医師会とほかの人たちがどういうふうに話をされたのかというのは一切知らない状況なんですね。なので、あくまでも、私の個人的な感情は別として、とにかく処理の仕方でした指示がなかったのか、そのプラスアルファというのは、実際のところはわかりません。

【小林委員】 つまり、まず、9つの医療法人の4つぐらいの医療法人の方がマスコミ関係の取材に答えて、あくまでもこのお金は医師会から大石知事の、いわゆる大石賢吾さんに対するいわゆる支援のお金、献金だと、こういう医師会からのいわゆる何といいますか、お願いで、それに応えたんだと。

だから、第8支部については、県議の顔も、それから全く関係のないところと、だから、あくまでそのお金は大石さんに対する支援だと、こう明快におっしゃっておりますが、これはあなたもそうだからこそ、いわゆる医療法人から286万円、いわゆる第8支部に入ってきた。それを後援会にきれいに集めて、そして、大石さんのところにそのまま送られていると。そういうきれいな会計処理をされているということは、あくまでもコンサルタントからも、あくまでもこの第8支部を経由して、いわゆる医療法人は大石後援会に入金できないと、支援するお金を振り込むことができないと。これは違法にな

ると。だから、違法にならないようにするためには、第8支部をあくまでも経由をして、このお金は大石後援会に渡すお金だよと、こういうふうな認識をされとったんでしょ。そういう認識をされとったんでしょ。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 私は、そういうふうには認識していません。

【小林委員】 それが当然だと思うんですね。ごくまともなことで。というのがね、今頃になって、第8支部に対する実は支援だったんだと、こういう話があることは聞いていますか。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 はい、聞いております。なので、先ほどからずっと言っていますけれども、どういうふうにあナウンスをされたのか、寄附を募ったのかということというのが、全く私どもには知らされていなかったのか、医師会さんの考えだったりとか、知事の考えだったりとか、コンサルタントの考えがどうであったかということについては、実際のところ、私はわかりません。

【小林委員】 ただね、一般論として、その県議の顔も知らない、県議との付き合いもないと、こういうところから、そうやって企業献金だとしても、そんな知らないところにお金が振り込んでくるわけではないと思うんです。あくまでも目的は、そういうことで大石後援会にとか、大石知事を励ますための献金だと、こういうふうで考えるのが普通だと思います。

そこでお尋ねしますが、そのような指示がコンサルタントからあったんじゃないかと。あくまでも286万円が、たまたま9つの医療法人からきましたけれども、そのお金はあくまでも大石さんにいわゆる献金するお金だよと、第8支部

ではないんだよということは聞かれておりましたか。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 それは聞いてないです。聞いてないですけど、知事選の中での指示でしたので、もちろん大石さんに対しての献金だというふうには私個人的には認識をしていたと、先ほどからお伝えしています。

【小林委員】 大体令和4年の2月18日、投・開票日が2日後の20日ですよ。選挙戦の真っ最中の追い込みも追い込みも後半の時ですよ。その時に286万円がやっぱり第8支部を経由して、そして後援会に移り、後援会から大石後援会に手続きをとって処理していただいていると。これはあくまでも大石さんのお金だからということで、もし第8支部だったら、なんで大石さんのところにいくかと。なんで第8支部ということだったら、その県議の後援会にとどまることがなかったんですか。なんで振り込まれたんですか、大石後援会に。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 休憩をお願いします。

【石本委員長】 休憩いたします。

-----  
— 午前11時38分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時38分 再開 —  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

【小林委員】 ちょっと明快に、あくまでも第8支部じゃなくして、大石後援会に対する寄附だと、こう受け止めておりましたということを確認をしますが、それでよろしいんでしょう。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 はい、何度も言いますが、私は、その時は大石知事に対しての寄附だと思っておりましたので、そういうふうには後援会、第8支

部、後援会、大石さんの後援会というふうなことでの移しを実行した。これは事実なので、それは認識をしていたと言っております。

【小林委員】 わかりました。よくわかりました。言われたとおりのことをしたということですね。

そうすると、今言ったように令和4年の2月18日、選挙戦が20日ですから、知事はこの286万円の件について、いつ知ったと思いますか。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 実際のところ、選挙事務所で大石さんとお会いしたのって、本当数回なんです。選挙の時ってほとんど遊説に出ていらっしゃることが多くて、大石さんとお話をしたのも本当数えるくらいなんです、選挙事務所内では。なので、大石さんがその時に認識されていたとか、そういう話というか、事務的な話は一切してないのでわかりません。

【小林委員】 そうすると、最後に、今にして思えば、コンサルタントから依頼を受けて、県議が、それがあなたの方に指示がきたと。今、これが大きな問題になっていますね。今、コンサルタントから指示されたことで、これだけ大きな問題になって、県議も大変迷惑をされていると思うんです。ここはよくわかりますよ。県連もだめ、ある参議院議員の方もだめ、どうしても選対本部長である県議に依頼をするしかない、こう泣きつかれて、人のいいおたくの県議がそれを引き受けたと。しかしながら、これだけ大騒ぎになって、おたくの県議は本当に矢面に立たされて、一番悲哀を帯びていると。こういうことでございますが、今にして思えば、これを引き受けたこと、これについては、個人的に結構ですが、どう思っているんでしょうか。正しいことをやっただと、これでよかったんだと

思っておられるか。これをやって相当な迷惑がかかったと思っていらっしゃるか。それ以外のこともあれば教えてください。

以上です。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 私、実際検察庁に9回行きました。9回行って、その間、話が5時間、6時間です。なので、今日お話することも検察庁でお話をし、調書も取って署名・捺印、これもしてきました。で、実際のところそういうふうな、普段何もなければ、そういうふうな経験をしないような時間も費やしているわけですよ。実際、今日もこうやって出てきていることも、本来ならなくていいことですよ。ですけども、実際、うちの県議が、ほんの5～6分、10分程度の打ち合わせで、そういうふうに口座を貸したということで、こういう流れになってしまったというのは残念に思います。

ですが、その時は、私も含め、勉強不足だったなと言うしか、今、実際はないので、後悔しているとかということではなく、やはりいい勉強をさせていただいたなというふうに思ってます。

【まきやま委員】 ありがとうございます。

私の方からは、コンサルタントの指示によって作ったお礼状のデータは残っていますか。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 大石さんのデータは、全てUSBに入れて、大石後援会の方に全部お渡ししました。当時のやつ、残ってないですね。

【まきやま委員】 では、当初は寄附という考えでいらっしゃった。後に、今度貸付ということで契約書を結んだ。その時に寄附だったことが貸付に変わったということで、286万円が県議のもとに返ってくるということで、その時はど

ういう会話を県議とされましたか。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 この処理方法につきましても、金銭消費貸借書ですかね、これが県議のLINEに送られてきました。これを、こんなふう処理をするらしいよというふうに見せられて、後日、大石さんの方の事務の方が収入印紙を貼った状態で、その票を持って来られて県議の方に署名・捺印していただいて、一部ずつお渡しするというふうなことで管理をしていたんですけども、これについても、ちょっと頭をかきげるところはあったんですけども、そういうふうな処理をしなきゃいけないんだという状況だったので、そういうふうになりました。

【まきやま委員】 そういうふうにしたということで、今度286万円が県議のもとに返ってくるわけですね。じゃ、これ自由に使えるね、どう使おうとか、そういう話を、県議さんとどういう会話をされました、その件について。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 自由に使えるねというふうな話はないです、実際のところ。もちろん、県議が「選挙資金で使っちゃった」みたいなことをLINEで言っていたのは、私も「変なことを言わないでくださいよ」というふうに言ったんですけども、これについては、私もちょっとやっぱり残しておかないといけないなというふうに思ったので、「もうあんまり使わないでくださいね」というふうには県議にはお伝えしました。

【まきやま委員】 ということは、当該県議は、私のもとに返ってきて、これは使えると思って使ったということですね。

その後、貸付から今度また寄附にということになりましたよね。その時はどういった会話

を県議とされましたか。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 これについても、事後報告でいろいろくるので、これはやっぱり知事と医師会とうちと「これ三者で会って話をしないとイケないんじゃないですか」というふうに私は提案をしたわけです。ですが、一向にそういうふうなことはなく、知事の方から弁護士さんを通し、弁護士さんから連絡がくるというふうな方式は、最初から最後まで変わらなかったです、そのスタンスは。

【まきやま委員】 確認なんですけれども、コンサルタントの指示で286万円を後援会の方に戻しますよね。寄附として返してくるわけですよね。それは、コンサルタントが後援会に286万円を戻してくださいという指示があったんですか。そして、その後はどうするという指示はなかったですか。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 休憩をお願いします。

【石本委員長】 休憩します。

-----  
— 午前11時47分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時48分 再開 —  
-----

【石本委員長】 再開いたします。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 指示はなかったです。

【まきやま委員】 ありがとうございます。

それでは、選挙の後に、恐らくなんですけど、そのコンサルタントの人と税理士の方と3つの箱を用意して、これはこうって振り分けていたと思うんですけども、それについてはご存じでしたか。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 領収書の件については、私も参加

して振り分けをしました。

【まきやま委員】 それは、なぜ3つに分けていたんでしょうか。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 2つではなかった。確団と、すみません、私が最終的に領収書に携わったのは、選挙収支の項目別に振り分けをした。家屋費ですとか、人件費ですとか、そういったものの振り分けをお手伝いをしたのが最後です。

【まきやま委員】 わかりました。

ウグイスさんは、何人ぐらいいらっしゃいましたか。（発言する者あり）

【石本委員長】 質問項目に入っているのかな。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 私、多分それは選挙時の事務についてのお話をされていると思うんですけれども、私は事務でも会計責任者と事務の責任者の方がいらっしゃって、結局、私がするのは小口現金の管理が主なんです。皆さん、選挙ってご存じじゃないですか。やっぱり皆さん先輩方が選挙経験者なので、いろんな事務所内で使う文具ですとか、消耗品とか、お弁当とか、そういうふうな小口でお支払いをする現金について、私は管理をしていた。なので、ウグイスさんは、多分長崎は二人いらっしゃったと思います。佐世保とか壱岐とか対馬とか、そこにも多分いらっしゃったと思うんですけど、それについてははっきりわかりません。

【まきやま委員】 以上で、終わります。

【石本委員長】 ほかにご質問ございませんか。

【浅田委員】 参考人におかれましては、本当にこのような形で、こういうような状況になってしまうということは非常に大変なことだと思いますし、それに勇気を振り絞って、こうやって真実を少しでも明らかにしたいという参考人と

当該県議の思いで、この場に来ていただいたということに関しては、非常に感謝をするところであり、ありがとうございます。

その中で、今まで様々な委員が質問をした中で、ちょっと私が、これは繰り返してしまいかもしれなくて大変恐縮なんですけれども、わかりにくかったのが、もともとコンサルタントから全て指示があってやったと。そこはちょっと素人なのでわからなかったというご意見等々もありました。

で、そもそも論としては、大石知事の寄附だと思っていたという参考人と当該県議がいます。そこから時がこう流れていて、急におかしいと言われて、結局、貸借の合意が成立していたとは言えなかったと。それはなぜならば、知事自身が資金移動の認識をしていなかったと。だから、寄附及びその返金と評価した実態に基づいてということで、今度寄附になったと。そのしっかりとした収支の訂正というのは、今年の8月でありました。

しかしながら、その前に先ほど質問が幾つか出ていましたけれども、既に県議がほぼこの286万円を全額使ってしまったというふうなことがあります。使っていいと判断をしたのは、理由としてが、ちょっと先ほどの質問でわからなかったんですけれども、使っていいという判断をしたのには、何かきっかけ等々はあったのでしょうか。そもそも論の使ってしまった時の後にいろんな訂正が行われていますので、そこを確認させてください。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 休憩をお願いします。

【石本委員長】 休憩します。

-----  
— 午前11時53分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時54分 再開 —  
-----

【石本委員長】 再開いたします。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 お金を使うことに関しては、私が聞いたのは、またコンサルタントが出てきますけれども、コンサルタントの方から、「とりあえず、県議、使っちゃって大丈夫ですよ」みたいなことを、多分言われたんだと思います。私もその場にはいたと思います。

【浅田委員】 ということは、やはりこれは寄附ではなくて、貸付だったからということなのか何なのかだと思うんですけど、要は、大石知事への寄附だった。だけど、それが貸付になった。で、使っちゃっていいよということを経理から言われたというの、一連の本来の資金の流れからすると、すごく疑問だなというふうに、今いま聞いて感じたものですから確認をさせていただきましたが、使っちゃっていいよと言われたのは、では、その後コンサルタントとのやり取りをしてないとするならば、いつの段階でコンサルタントから、その286万円は県議使っちゃっていいよというふうに言われたんでしょうか。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 私は、そのLINEを見せてもらったんですよね。「使っちゃってください」みたいなことが書いてあるLINEを。で、だけれども、やはり私の中でちょっとしくしくあったので、「そんなに使わないでくださいね」というふうに言ったんです。だから、その後、後援会からは、本当は第8支部に移さないといけないのかもしれないんですけど、後援会からの口座というのは、ちょっと支払いでずっと使わせていただいているという段階で、県議が個人的に使われて

いるということは、そこからお金を出して使われているということはないです。

【浅田委員】 トータルとして、要は選挙費用として使っちゃっていいよって、コンサルタントから言われていたので、ただ、参考人は、それは本当に大丈夫かなという心配があったのでは言っただけでも、もう全部使ってしまったということだと思うんですけど。

繰り返しになります。コンサルタントから使っちゃっていいよと言われてしたのは、いつの時点ですか。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 すみません。それはもう記憶にないですね。

【浅田委員】 あくまで、いろんなことがあったけれども、使っちゃっていいよと言われて使ってしまったと。だけど、それを今度は貸借から、また寄附に変えてくれと。勝手にされてしまったというような、いろんな流れがあったということで、そこは理解したいと思います。

いずれにしても、本日、このように出てきていただいて、いろいろご答弁いただいたことを感謝申し上げます。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

【坂本委員】 今日はありがとうございます。

ちょっと1点だけ、今のやり取りの中で確認させてください。

その使っちゃっていいよというLINEなんですけど、これ、いつのLINEかという日には確認できますか。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 全く確認できません。というのが、私が機種変をしてしまって、アンドロイドからiPhoneに変えてしまって、全てない状況です。

【坂本委員】 わかりました。大体いつ頃というのは、記憶の中にはございませんか。

【参考人(自由民主党長崎県長崎市第8支部 会計責任者)】 契約書を交わした、貸付の契約書を交わした後だと思います。

【坂本委員】 わかりました。契約書を交わした後ぐらいという記憶ということですね。ありがとうございます。

【石本委員長】 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ほかに質問がないようですので、本参考人に対する意見聴取を終了いたします。

参考人におかれましては、本日は大変お疲れさまでした。

委員会を代表しまして、お礼を申し上げます。

それでは、参考人退室のため、しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前 11時 59分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 零時 0分 再開 —  
-----

【石本委員長】 再開いたします。

これよりしばらく休憩し、午後は1時より委員会を再開し、長崎県医師会会長への意見聴取を行います。

しばらく休憩します。

-----  
— 午後 零時 1分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 零時 59分 再開 —  
-----

【石本委員長】 再開いたします。

これより意見聴取を行う参考人につきましては、委員からの質問に対して、パネルを用いて発言したい旨の申し出がっておりますので、ご了承をお願いします。

それでは、これより審査に入ります。

まず初めに、委員長として一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ご出席いただきました長崎県医師会、森崎会長様におかれましては、お忙しい中、本委員会にご出席いただきましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

本日は、大石知事の政治資金等について意見聴取をさせていただきたく、ご出席をお願いした次第でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで念のために申し上げますが、呼称につきましては、規定により「参考人」という言葉を使わせていただきますので、ご了承をお願いします。

また、発言される際は、挙手の上、委員長である私が指名した後、簡明に案件の範囲を超えることなくご発言いただきますようお願いいたします。なお、発言の際は着座のままで結構でございます。

また、参考人は、委員に対しての質問ができませんので、ご了承をお願いいたします。

万が一、質問の趣旨がわからなかった場合は、休憩を求めてください。休憩中に質問の趣旨を確認していただくことといたします。

それでは、まず参考人より5分以内で、ご自身の紹介のための発言を求めます。

【参考人(長崎県医師会会長)】 私は、長崎市内で産婦人科の有床診療所を開業して理事長をしております森崎正幸です。役職は、長崎県医師会長と長崎県医師連盟委員長です。以上です。

【石本委員長】 それでは、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた委員の方で質問はありませんか。

【吉村委員】 今日は、お忙しい中、ありがとう

ございます。時間もないので、早速質問に移らせていただきます。

9つの医療法人から合計286万円寄附をされたと、これが迂回献金に当たるのではないかとという疑義が持たれているという件での質問でございます。

これについて、その当時、選对本部長であった県議、ここの後援会口座、それから第8支部というこの2つの口座を使って、最終的に大石知事候補者の後援会の口座に資金が移動されたということでございます。

この動きについて、医師会長は、当初よりそういう動きになるということはお存じでしたか。

【参考人(長崎県医師会会長)】 それについては、私どもは最初からは存じておりません。

【吉村委員】 それについて、当初、医師会から発出された大石知事候補に対する支援ということについてのお願いの文書がございます。その文書が、この9つの医療法人にもいってあったのではないかと思います。それについての認識が参考人にはございましたか。

【参考人(長崎県医師会会長)】 長くなりますが、選挙の経緯からちょっと説明させてもらってよろしいでしょうか。

【石本委員長】 簡潔にお願いします。

【参考人(長崎県医師会会長)】 私どもが寄附をお願いした経緯については、皆さんご存じのように、2021年の12月20日に大石氏が記者会見をして出馬表明をしました。そして、その数日後に私は、県の医師連盟の支部長、13あるんですが、それぞれがそれぞれの医師会長です。長崎市医師会長、諫早市医師会長、その13支部の方々に、私は推薦したいけれども、いかがかということで、単独では推薦できないものですか

ら、お伺いしました。そして、その結果は、どこの誰かわからないのに、とても推薦できないというのが半数以上の意見でした。名前も知らない。

そんな中で、じゃ、資料をお配りしますので、29日に自民党の委員会で推薦を決めるということになっていきますので、28日にもう一回会議をしますということで、案を練っていただきました、それぞれの支部です。

その結果、1支部が反対、これはもう現職にお世話になっているから。1支部は保留ということで、11支部が賛成ということで、推薦を決めたのが28日で、29日に自民党県連にお願いして、自民党県連の推薦をいただきました。

我々は、自民党県連の推薦をいただかない限りは、大石さんの選挙はないということに決まっていたので、推薦をいただいたことで、じゃ、選挙をやろうということになりました。

その当時の後援会というのはないんですね。それで、1月4日に一応、名前だけの後援会というのができています。代表者名が大石賢吾、もちろん会員はいません。

そこで後援会ができて、1月14日の日に選対本部を開きました。その選対本部というのは、大石後援会と自民党県連との合同会議です。これがそのパネルになりますが、大石後援会はもちろん私が会長で入るわけですけど、自民党の県連の方からは、当時の幹事長、政務三役も入っていただきました。多くの県議の方も参加していただきました。

その中で、まず最初に私が質問したのは、「これは一体誰の選挙ですか」ということを聞きました。そうしたら三役の方が、「これは自民党主体の選挙です」ということを言ってくれました。それは非常にうれしかったです。自民党と

して戦えるということです。我々は、長崎県医師連盟は、これまで政権与党たる自民党とずっと選挙をやってきましたので、じゃ、やりましょうということで選挙を始めることになりました。

資金面は、我々がやはり長崎県医師連盟、薬剤師連盟、看護連盟で、ある程度資金面を負担しようということで動き始めたわけです。

1月21日に、県医師連盟13支部の支部長に、委員長に寄附の依頼をしました。それぞれが個人の献金がきていたわけです。多くの個人からの寄附をいただきました。その中に、やはり医療法人、団体から寄附を出せないかという問い合わせがあったのは1月の25～26日です。それで、26日以降にそれぞれ1つずつの医療法人から申立てがあったところにファックスをお願いして、先ほど吉村委員からお尋ねがあったように9つの医療法人に、こちらの指定口座を示して、それが当時の選対本部長の第8支部の口座だったわけです。

それについては、我々は、これはもう法人での口座は難しいんだな、寄附は難しいんだなと諦めていたところに、選対本部の方から、この口座を使ってもよろしいですよという返事をいただいたので、じゃ、そこに振り込みましょうと。

我々は、選対本部でやるということ、選挙決めていましたので、そこに寄附をしようということをお願いしたのが、その経緯です。9つの医療法人にそれぞれ、日にちは違います。26日以降、2月15～16日までに、それぞれの医療法人にお願いをして振り込んでいただいたということになります。

以上です。

【吉村委員】そういった経緯は今の話でわかる

んですが、団体からの寄附というので、その受け皿を探していたと。それが、本来であれば自民党県連ということになるんだろうと思う。

しかしながら、その前段です、参考人はおっしゃいましたが、自民党県連として最終的には決定していなかった。選対本部までは決定しとったわけです。でも、最終的な総務会で決定をしていなかった。ですから我々は、両方に推薦なしで、お二人の候補者を、それぞれ自分たちが思うところで応援をしていくということではないかという当時幹事長の話で、それを信じて活動をしてもらったわけですが、後になって聞くと、そうやって自民党県連から推薦を受けたんだ、だから、そういう活動ができたという話を聞くと、これは自民党県連も一緒になって、そういうことをやとったんだなということを今さらながらに思いますけれども、それは果たして正常な形だったかなというのは、我々の反省も入るところですが。

そういうことで、今の話ですが、この前の知事と合同の記者会見、合同じゃないですけども、お隣に座られとった。その時に、どうして第8支部、長崎市第8支部に振り込まれたか、今の話で、そこを指定されたからということですが、当然多少の違和感はあるはずなんです、選挙でばたばただったから、わからなかったということですが、その話の中で、県議さんたち、自民党県連、一生懸命やってくれておりますと。それで、「長崎県央、佐世保、どこもそうですが、手弁当で選挙活動をやっただきよると、その経費として使われるんだと私は理解していました」というふうなお話をされております。

ここで、長崎県央、佐世保というふうに言われると、どうして第8支部に振り込むというこ

とになるのか、その妥当性が問われてくるわけですが、その時点で参考人は、それでいいのかなというふうな感じは覚えられなかったか、お尋ねいたします。

【参考人(長崎県医師会会長)】先ほどの自民党推薦の件ですけど、我々は1月10日にきちっとした推薦状をいただいております、県連会長名で。当然推薦していただいたものと我々は信じておりましたし、いまだに信じております。ですから、何ら我々はそれは悔いはありません。我々は、我々として自民党県連と一緒に選挙をしたということです。

今、佐世保という名前がたまたま出ましたが、私は県下全体でという意味で言ったので、この対策本部の中に、第1選挙区支部、第2選挙区支部、第3選挙区、第4選挙区の責任者と書いてあるんですが、こういうふうに県内のそれぞれの地区に責任者をつくって我々はやったわけです。個人名は挙げておりませんが。ですから、全県下で我々は自民党とともに戦うということでやったわけですから、当然選対本部で使われるということで、たまたまその支部が選対本部長の支部の口座だったというだけで、我々はこので使われるべきものだと信じておりましたし、そうだと思っておりました。今までも、今でもそう思っておりますけれども、ここで使うべきお金だったんだろうというふうに思っております。

【吉村委員】おっしゃることはわからんことでもないんですが、私の立場もございます。自民党県連が決めたことは正しいんだと言われれば、応援される方にとってはそうかもしれません。私にとっては、それはおかしい、となるわけですが。

それは別として、まあそういうことで、県全

体で使われるものだろうというふうなお話でございますが、先ほど、その当該県議の後援会の会計責任者が参考人でお見えになりました。その方のお話では、その一連の流れについて、当然大石候補の後援会に振り込むべきものと考えていました。それは選挙コンサルタントからそういう指示を受けました。それで第8支部で受けて、それを後援会に移して、県議のですね、それから大石後援会に移動したというふうにお答えになられたんですよ。

その会計責任者の方のお話について、参考人はどのように思われますか。

【参考人(長崎県医師会会長)】 私どもは、これまでもいろんな議員の方に寄附をしてまいりました。衆議院選挙であり、県議会議員選挙であり、その中に、もちろん支部に入れたお金もあります。後援会に入れたお金もあります。いわゆる個人献金と、団体です。

皆さん、もう釈迦に説法というか、先生方はご存じだと思うし、我々の会員の中で、これすら知らない方もいるんですが、我々医師連盟の委員長はご存じだと思いますが、団体から後援会には入れられないということは知っておりました。ですから、これまでも議員さんに、私どもは支部に入れていきますし、後援会にも入れています。その先のお金の流れは一切関係ありません、我々には。向こうの勝手ですから、向こうの都合ですから、何に使っているかもわからないです。

だから、その議員さんたちが、後援会と支部で行ったり来たりするのか、それも迂回なのかどうか、よくわかりませんが、我々はそこは一切関知するところではありませんので、要は支部、後援会までのお金の集め方が我々の仕事だと思ってやっておりました。

以上です。

【吉村委員】 最後にしますが、そのように言われると、後のことは知らないと言われれば、やる方はそうかもしれませんが、第三者的にどうか、一般的に見て、やはりその形が最終的におかしいということになれば、やっぱりそれを最初に企画したところにも責任が及ぶのではないかと思ったりもします。やっぱり「やるはやったは、後は知らないので、私たちは」ということにもいかないだろうと。ですから、先ほど申したように、県議の第8支部の会計責任者も、そういう流れであったという認識を示されておりました。

そうすると、その形は、その疑義がもたれている迂回献金の形になってしまうわけです。ですから、その当時わからんということであっても、結果的にそのような形になると、責任という話にもなってくるのではないかと思います。

それから、最後にしますが、そのようになると、第8支部に寄附をしたと、もうその後は知らないということになるというお話でございますが、その9つの医療法人の1つが大変怒られたと、どういうことかということですね、中身はもうご存じでしょうが。それで、その1つの医療法人の、怒られている方のご挨拶に行くようにという指示のLINEあたりが残ったわけですよ。そういうふうに支持をした、知事がですね。1つの法人ですよ。9つの医療法人の中の1つですね。それで、そういうことの動きを見ると、認識としては、知事の後援会に寄附を受けたものだという認識があったということになるわけですが、結果的にですね。

参考人としては、そこはやっぱりあずかり知らぬと言われるのか、そういうことを招いたということの責任というものもあるのではないかと

考えられるのか、お知らせをいただけませんか。

【参考人(長崎県医師会会長)】 休憩をお願いします。

【石本委員長】 休憩いたします。

-----  
— 午後 1時18分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時19分 再開 —  
-----

【石本委員長】 会議を再開いたします。

今の件に関して、何か答弁はありますか。

【参考人(長崎県医師会会長)】 私は一切知りません、知事が指示したとかということについてはですね。

私は、その医療法人に、8月ですかね、お伺いして説明をしてきました。それは、なんで行ったかということ、取材攻勢があつて迷惑をかけたからです。9つの医療法人に、すごい勢いで取材攻勢があつていました。それが大手の新聞記者、あるいは地方紙も含めてですね。それで、説明と謝りに行きました。

そこで同じように怒っておられました。なんで怒っていたかということ、自分は大石に寄附をしたのに、会っても知らん顔している。それはどういうことかということ、知事自身は、その医療法人から寄附があつたことを存じなかったんだと思います。私どもだったら知っているはずなんですけれども。それで、私も知りませんでした、その額についてはですね。後日わかったわけで、その当時、全く知らないです。

ですから、第8支部に結構多額のお金が入っていたんですが、私も知らなかったし、知事も知らなかったのも、その医療法人に説明したのは、今のこの個人からは支部にはできません、いやいや、個人からは後援会にできるけれども、団体からは後援会にはできないんですよと、それで我々としてはこういう手続を踏んだんです

よと言ったら、「ああ、そうだったんですね」と納得されました。

以上です。

【宮本委員】 宮本です。本日は、参考人、お忙しい中、お越しいただきまして、誠にありがとうございます。

幾つか質問をさせていただきます。先日、緊急の知事との記者会見をなされていらっしゃるようで、非常に長時間だったと記憶しております。大変申し訳ない、私もつぶさにその内容を確認しておりません。既にその記者会見の中でおっしゃっていただいたのかもしれませんが、確認の意味も踏まえて、改めてお聞きさせていただきます。

時系列で、先ほど参考人から、9つの医療機関に至るまでの経緯のお話がありました。これは9つの医療機関を指定したという言い方が適当なのか、要は医師会に加盟している医療法人、多く集めるのであれば全員に求める方がいい、より一層集まるのではないかと思います。これはあえて9つの医療機関を絞って、要は一本釣りでしたということではなくて、その9つから求めがあつたからお願いしたという認識でいいのか、その9つの医療機関に対応する捉え方を教えてください。

【参考人(長崎県医師会会長)】 我々が、いろいろな伝達事項をする時は、その会長、いわゆる13支部の会長、委員長を通じてやります。13支部の委員長に、寄附のお願いということをやつて、その支部から全会員に通達がいきます。ですから、お願いは全ての医療機関にいきます。それで、個人献金は、その団体からの寄附の数倍、10倍近く集まりました。で、医療法人からはほとんどこなかったんです。申し出があつたのが、その9つだけということです。

どういう意味かという、医療法人の中には立場があります。先生方はご存じだと思いますけど、それぞれが県にお世話になっていたりとか、そういうことがあって選挙も動けない。選挙も本当に動いてもらえなかったです。我々は挨拶に行きましたけどね。

そういう状況ですから、申し出があったのが9つの医療法人ということになります。

【宮本委員】 ありがとうございます。

また、第8支部の方に、本部からここに振り込んでくださいという形で指示があったということですが、これは、すみません、確認ですが、どなたからの指示でここにというふうにあったのかを教えてください。

【参考人(長崎県医師会会長)】 どなたからの指示かというのは全く覚えていませんが、選対本部と連絡を事務局ととっている中で、選対本部の方から「ここにお願いします」という連絡がありましたということを私は伺っております。

【宮本委員】 わかりました。それは、要は選挙コンサルタントかどうかというのは把握できないという認識でいいのか、再度お願いします。

【参考人(長崎県医師会会長)】 そこは、全く私は、コンサルタントとは、選対本部の会議で数回会ったんですが、それ以上の会話というのはあんまりないので、直接選対本部じゃなくて、選挙コンサルタントにいろんな指示を受けたことは、私はありません。選挙のやり方は聞きました。どういうふうな形でやります、あるいは、経費はこういうふうに使われます、その中で全戸ポスティングというのを一生懸命強調されたんですが、いろんなことをやっぱり考えておられました。

それで、この寄附金についての指示とか、そういうのは全く私は受けておりませんし、それ

は全く知りません。

【宮本委員】 わかりました。選挙コンサルタントから、そういった指示があったというわけではなく、数回お会いして、いろんなお話をしたけれども、これについてはなかったという認識で承知をいたしました。

9つの医療機関から集まった286万円は、9つの医療機関の皆様方は、もちろん、知事選で頑張っていたきたいという思いで寄附をされていたと認識しているんですが、実は、午前中の集中審査でもありまして、参考人の方にいろいろお尋ねをいたしました。

この286万円、今現在、第8支部から送金があった当該県議の後援会にあるという状況であり、そこでいろんな形で支出等もあっているようですが、最終的に選挙で使われる、使っていたきたいというこの286万円が、今現在、当該県議の口座にあり、そこから何かしらの経費に使われているという現状を、これはいかななものかと思うんですが、これについて参考人、いかがお考えでしょうか。

【参考人(長崎県医師会会長)】 その点については、私は全く存じておりません。今、第8支部にどれくらいのお金があって、それが何に使われているかは存じ上げておりません。

私どもはあくまでも、2月3日公示の2月20日の選挙で使われるお金だと思って、そこに入れたわけですから、それ以降のことは、第8支部にも確認しておりませんし、それが今どうなったか。先ほど吉村委員から、後のことはどうでもなっている、あとは知らないでいいのかと言われましたけど、我々はあくまでも選対本部で使うお金だということで、後は知らないじゃないんです。選挙でしっかり戦うということで集めたお金ですから、そこで使われるべきお金だ

ったというふうに理解しております。

以上です。

【宮本委員】ありがとうございます。やっぱりそういう認識である。しかしながら、使っているのは選挙ではなくて、結果的には当該県議のところにあるというのはちょっと、すっと落ちないんですね。何かそこがちょっと腑に落ちなくて。そうであれば、もっと追及をして、なんで選挙に使ってこないんだって、皆さんから集めた大事な大事な寄附金なんだぞというのを、参考人の立場として、9つの医療機関の方の思いも踏まえておっしゃるべきではないかと私は考えるんですが。

もちろん第8支部に献金をして、それがどう使われようかというのは選対本部にお任せする、それはそれで一つの考え方としてあるとは思いますが、しかしながら、その先の使われ方、せっかく寄附していただいた9つの医療機関のことを考えれば、そこは追及をしていきながら、参考人としても、なぜ今そこにあるのかというのを確認をし、ちょっと突き詰めていく必要があるかと思うんですが、改めての質問になるかもしれません、この考えについていかがでしょうか。

【参考人(長崎県医師会会長)】支部の政治資金の報告書というのは見たことがないので、私も何とも言えませんが、今後見たいと思います。ありがとうございます。

【宮本委員】ぜひ確認をしていただきたいと思います。どういった流れで、お集めになった寄附金が今どうなっているのかというのは、この流れというのは非常に大事であろうと私は考えますし、ちょっと繰り返しになりますけれども、9つの医療機関としても、選挙に使っていただくために出したんだというお金が、今は県議の

口座にあり、そこから何かしらの経費で落とされていくという現状を考えれば、何のために寄附をしたんだろうという考えになっていらっしゃる医療機関もあるんじゃないかなと思います。そこは非常に重要なところであろうかと思えますので、そこは参考人としても、リーダーシップをとっていかれるお立場とすれば確認をしていただいて、原因究明をしていただきたいというふうに考えております。

これを行動に移していただけるかどうか、最後にお聞かせください。

【参考人(長崎県医師会会長)】その報告書については、しっかりと見たいと思います。

【宮本委員】ありがとうございます。つぶさにご確認をしていただきますように、よろしくお願いいたします。

以上です。

【石本委員長】ほかにございませんか。

【坂本委員】今日は、本当に参考人におかれましては大変お忙しい中ありがとうございます。委員の坂本と申します。

2点お尋ねいたします。

まず1点目は、当時ですね、この寄附を相談をしてするというのが大体1月ぐらいなのかなと思うんですけれども、その当時ですね、これ当時は予定候補たる大石知事なんですけれども、この大石知事から、例えばそういう依頼を受けたりとか、あるいは医師連盟として、こういうふうに各13支部に寄附を、何というんですかね、募集をするというふうなこと等のやり取りというんですかね、知事から、少し金銭、物心両面での支援を、要請を受けたりとかですね、そういったものを含めたやり取りというのがあったのかどうか、そこら辺ちょっとお聞かせください。

【参考人(長崎県医師会会長)】 今言われたことは、質問の意味はよくわかりませんが、私が、まず、その出ようということを21年の12月20日に言いました。そして、推薦をいただいているのは12月29日です。その時に知事と会って、「選挙には金がかかるから、これはみんなで寄附しないとイケない。まず、あなたが借金をしてくれ」と言ったのは私です。そうしないと集められません、お金なんて。候補者本人がゼロ円で選挙なんか戦えるもんじゃないですよ。やっぱり我々はずっと今までも選挙をやっていますので、本人の資金がまずないとダメです。それにプラスして我々がやるわけです。ですから、借金させたのは私です。あとは我々が集めるからということで、知事から頼まれたことは一切ありません。彼は、選挙は素人だし、私の方が、むしろまだ少し知っていたかもしれません。

以上です。

【坂本委員】 ありがとうございます。知事からは依頼されていないけれども、やっぱり自らはそれなりに自分でお金を出してしないと選挙はできんぞと、あるいは、その選挙のための寄附もなかなか集めにくかよというふうな、そういうやり取りをされたということですね。理解をいたしました。

そういう意味でいきますと、個人の寄附だとか、団体の寄附だとか、今、会長が言われたようにルートがいろいろあるというふうなことで、確かに団体、法人については、いわゆる政党の支部にしかできないというそういう縛りがありますので、そういうのを考慮された上で、今回、9法人については自民党長崎市の第8支部に寄附したというふうなことだろうというふうに思います。

ただ、今回の286万円の、特定寄附ではないかとか、迂回献金では、寄附ではないかということで疑義があって、こうやって委員会の中でもいろいろご意見を聴取させていただいているわけなんですけれども。やっぱりどうしても県民の皆さんにとっては、この支部を經由して選対長たる県議の後援会、そして大石知事自身の後援会というふうに、こう流れとしては非常にですね、いわゆるそういう特定寄附とか迂回というですね、そういう疑義がどうしても払拭できないというところがあるわけなんです。

そういう意味からいきますと、今言われたように、やっぱり選挙はそれなりのお金がかかりますから、そういう意味でいきますと、やはり選挙にきちんと使ったんだと、先ほど宮本委員からもありましたように、そういうふうな流れを明らかにしておく必要が本当はあるんじゃないかなって思うんですね。

そういう意味でいきますと、今回、6月定例会で議員から指摘を受けて、これは貸付ではなくて、貸付はやっぱり知事と議員との関係の中ではおかしいだろうというふうな指摘があつてですね、寄附にしたわけですよ。そうすると、その寄附というのが、やっぱりそういう疑義がありますので、その寄附で訂正をしました。大石知事自身がですね。これは後援会の収支報告書なんですよ。大石知事の後援会の収支報告書、これを8月2日付で訂正したわけなんですよ。

そうすると、本来であれば選挙の収支報告書を訂正するというのが、会長の思いからすれば自然の流れなんです。ところが、そうならないというところに、私たちも含めてそういう疑義がどうしても残ってしまうということになっているわけですね。

そのところについて、先ほど宮本委員から

のご質問に対して、ちょっと調べてみますというふうなことでありましたけれども、そこら辺について、私が今言ったことに対する認識と会長さんの認識というのが一致しているのかどうなのかなというところ、そこをちょっとお答えいただけますか。

【参考人(長崎県医師会会長)】 寄附、貸付、そのようなことは、私の頭の中では全く想像つかない世界です。ですから、その世界で寄附にした、貸付にしたという議論については、いまだに理解できなくております、私は。

ですから、あくまでも私が会員にもお願いしたのは、法人からは支部に、個人からは後援会に寄附ができますから、それでお願いしますということしかやっていないので、その先の動きについては、先生方はよくご存じなんでしょうけど、私の頭の中では全く想像つかない世界なので、寄附なのか、貸付なのかということについては全く、私が論ずることはできないと思います。

以上です。

【坂本委員】 わかりました。

ただ、寄附は、問題はですね、貸付とか、結果的に寄附で処理した後に、しばらくたって貸付に変更しているわけですよね。それを今年の6月議会で指摘されたんですよ。それは会長が言われるように、その後の問題ですから、会長自身とか医師連盟、医師会員の方には、そこはわかるはずがないというのはよくわかります。

ただ、寄附をするということですから、その寄附の流れというのかな、そこをですね、本来であれば選挙運動の収支報告書、そこにきちんと寄附として記載があって、それを収支報告書で全部書いているというのがですね、そこがきちんとなるとけば、今回の疑義、私はなかった

んじゃないかなって思うわけなんですよ。

そこで、後援会で受けたとかいう、後援会で受けて、それをさらに貸付に一旦するというですね、そこら辺は、これまでのいろんな話の流れによりますと、いわゆる選挙コンサルタントの方がそういう指示をしたというふうなことなんですけれども。

今日の午前中の第8支部の会計責任者の方の話も、やっぱり自分としては、当然この選挙に使うものだというふうなことで認識をしていたというふうにはっきりおっしゃっていましたので、そういう意味でいきますと、今回のこの問題は、やはり本来であれば後援会ではなくて、選挙運動の収支報告書、ここにきちんと記載すべきではなかったかというところについて、ぜひ、会長さんもぜひ認識を深めていただきたいと思いますし、それはもう既に選管のホームページで、パソコンがあればクリック一つでぱっと出てきますので、ぜひそのところを、これは質問にならなかったですね、すみません、お願いといたしますか、そういう認識をぜひ持っていただきたい。それがなければ多分、こんな疑義はなかったんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

【浅田委員】 参考人におかれましては、本当にお忙しい中、お時間をとっていただいたことを感謝申し上げます。

そして、私としては、私の立場としては、常に自民党県連に関して様々なご支援をいただいていること、これはやはり参考人を含め、参考人の皆様方が所属しておられる団体が、長崎県のために、ひいてはしっかりした政治をつくるために、そこにはやはり先ほど来から参考人がおっしゃっているとおり、かかるべきものはかかる、そういった思いで常にご支援をいただ

いているものだと感じております。

また、それを私どもも、普段の場合には、きちっと適正にちゃんと処理をさせていただいているということだと思います。もちろん寄附していただいた方が、寄附が1円、1円どこまでどう使われたということは、もちろん私も寄附いただきますけど、皆さん存じ上げないと思います。ある一定のことはご説明をしますけれども。

ただし、今回これがなぜこのように問題になっているかという、適正ではないことがいっぱい、その経緯の中で行われてしまった。寄附になったり、貸付になったり、また寄附になったりというようなことが問題だったのではなからうかなというふうに思っております。

正直、私たちとしては、今後もしっかりとご支援をいただきたいという思いがありますので、それを踏まえた上で、ご質問をさせていただきたいんですが、午前中に第8支部の会計責任者の方は、もともとは口座を貸して、それを大石後援会に貸すという認識だったというのがありました。そういったところで、参考人たちはなかなかそこまで全てを把握できていなかったというお話でした。それが1点。

その後には今度はじゃ、宮本委員からもありましたが、その286万円は参考人たちが意図していた選挙ではないところの選挙で使われてしまったと。もうほとんど残っていないというお話がありました。それも、コンサルタントからは「使っちゃってください」と言われたので、使っちゃいましたというようなことがやっぱりあったんですね。

こういうふうになると、私たち政治家としても、やはり全て疑いの目で見られるのは今後も非常に残念なことでありますから、やはりもったきちっと制度設計をしっかりと我々もしてい

なければいけないと思うんですが、そういうそれぞれの言い分の違い性というかですね、口座を貸していたと言われることだったりとか、当然本当は知事選を応援していたことが、そうじゃないことに使途をされたということに関して、いま一度、率直にどのようにお考えかというのを教えていただき、また今後、どういうふうにしたいかということ再度教えていただければ幸いです。

【参考人(長崎県医師会会長)】 私、坂本委員が言われた、選挙の中で使われるべき、それは選挙運動収支報告書に記載をするべきことであった、それは私も賛成しますし、そのとおりだと思います。

それで今、浅田委員からもありましたように、口座を貸してという考え方というのは、私の頭の中では、本当に思い浮かばない知恵で、それこそ、これからいくと、まるで迂回ですよ。

ですから、我々はあくまでも、口座を貸して動かすとか、そういう知恵は全くないんですね。それで、我々はもう常に、選挙では例えば第1選挙区の支部長選び、第2選挙区の支部長を選ぶ時もそうですけど、その候補者の方の話を聞いていて、必ず質問されるのは「地盤・看板・カバン」ですよ。「あなたは、お金幾ら持ってますか」というところまで踏み込んで聞かれます。それは聞いていたので、私は、常に候補者に対しては、「あなたの地盤はどこですか」とか必ず聞くようにしています。例えば今回、衆議院に出たい人とか、あるいは知事選に出たい人には聞くようにしております。

ですから、集めたお金については、今、浅田委員が言われたように、やっぱり適正に処理しないと、今回の自民党の惨敗みたいになってしまうと思いますので、それは今後、私らもしっ

かりと注視し、我々が注視しないと、一般国民の人ではなかなか注視できないところかもしれませんので、注視していきたいと思います。ありがとうございます。

【浅田委員】 ありがとうございます。私たち自身も、やっぱり様々な方面で注意をしていかなければいけないというのは、我々政治家自身もそのような感じだと思います。

そういう意味において、もともと参考人たちが寄附したものと違った使い方を、この286万円もされてしまったということに関しては、その行き先はなかなかわからないというのはあると思います。

午前中は、今はお金はないけれども、どこかしらから都合をつけてでも返したいと。返してと言われれば、お金を用意してでも返すのではないのでしょうかというお話がありましたけれども、このあたりに関してはどのように思いますか。

【参考人(長崎県医師会会長)】 実は、ここ数か月、第8支部の会計責任者とはお会いしたことはないのですが、その内容について、一切、私も関知しないし、知らないことなんです。どう使われたとか、そういうことについては、本当、我々はなかなか知る余地がないんです。それで、こういうところでどんな議論がされているのかも、よく私も理解していないんですが、収支報告書も見ることがないし、今後は見ないといけないんですが、実際、私個人的な見解で言わせていただくと、当時の、2022年の2月3日から20日の間の選挙でしっかりと使っていただくべきお金だったというふうに思っていますし、それ以外には使うべきお金ではないだろうというふうに思っていますし、私は、会計責任者とずっとやり取りしている中で聞いていたのは「赤字

ではありませんか」ということだけ聞いていました。「お金は足りていますか」、それだけです。だから、何に使ったということではなくて、本当にお金が足りない選挙だったんです。だって、支援団体が3団体しかないんですから。現職の方には2,000団体ぐらいついていたわけですから。そんな中で赤字は残したくない。勝つともあんまり思っていなかったのが、負けた時に借金だけ残ったんじゃない、かわいそうだなというのがあったので、やはり我々としては最低限、借金は残さない方向でというふうに。もう2,000万円借金をさせていましたから、私は。ですから、これ以上のお金は借金させたくないというのがあったので、そこだけ聞いていました。だから、使い途については本当に存じ上げません。

以上です。

【浅田委員】 ありがとうございます。確かに参考人をはじめ、寄附をしてくださる様々な団体の方は、我々政治家を信じて、その政治家の思いが、長崎なり国を変えるために寄附をしていただいているものだというふうに私も思っております。それをどう使うかというのは私たちの問題でもありますし、せっかく寄附をしてくださった9団体の方にとっても残念な形になっているということは、今後、この後、知事も参考人として出てきていただきますが、自分で借金をして自分で返すという覚悟がないと政治はできないと、先ほど参考人がおっしゃったとおりだと思いますので、そういうことも含めて、ご本人の考えもまた聞かせていただければと思います。ありがとうございました。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

【まきやま委員】 ありがとうございます。

私からは、まず、寄附の申し出があった9医療機関のことなんですけれども、この9医療機

関の寄附の申し出先は、大石後援会に寄附をしたいということだったのか、それともまた自民党の方に寄附をしたいとおっしゃっていたのか、教えてください。

【参考人(長崎県医師会会長)】最初に言いましたように、「大石」という名前は浸透しておりませんでした、その時期は。

だから、後でその新聞攻勢があった時に、いろいろと電話でお聞きしました。その中には、「選対本部の活動のため」というふうなことを言っていた方もおられます。「大石さんを応援するため」と言った方もおられます。「長崎県医師連盟を応援するため」、そしてまた「長崎県医師連盟の森崎委員長にお世話になっているから」といういろんな意見がありました。ですから、そこにその「大石さんのために」と言う人なんて、本当に一握りです。もう、医師連盟の委員長ですら、各支部の委員長ですら知らなかった時なんですよ。今、2024年の10月だから、こういうふうに知事の名前が浸透しているかと錯覚しがちですが、当時は全く知らない人ですから、そのような状況でした。

以上です。

【まきやま委員】寄附の呼びかけの資料がありまして、会員各位ということで、13ですかね、医師連盟の各支部の連名で寄附を呼びかけられている文書があるんですけども、この期日が「令和4年1月吉日」となっています。この吉日という表記になっているんですけども、これが各9医療機関にファクスを送った後なのか、前なのか、わかりませんか。

【参考人(長崎県医師会会長)】1月吉日という資料については存じ上げませんが、1月21日付で全会員に出しているはずですよ。そして、その後、法人については1月26日付で、多分、出

した資料が、先日、マスコミから流れたところで私は知るところになりましたけど、それで出たはずですよ。吉日というのは、ちょっとわかりません。

以上です。

【まきやま委員】わかりました。次にいきます。

今回の企業からの寄附がですね、使い途は存じてないとおっしゃっていましたが、これ検証すべきだと思うんです。医師会の、医師連盟のトップということで、寄附がどうなっているのかというのは、きちんと検証して、もし迂回献金の温床になってしまっていたら、それこそ信頼がなくなりますので、もし、この企業からの寄附がどういったことであるかというのは、きちんと役員会なり、審査してもらってですね、使い途が正しくなければ返金を求める等、しっかり行動していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

【参考人(長崎県医師会会長)】先ほど宮本委員からの質問にもありましたように、後日、その正式報告書の方でしっかりと調べたいと思います。

以上です。

【石本委員長】ほかにございませんか。

【小林委員】小林と申します。今日はありがとうございました。

私は、率直に言って、中村法道前知事の応援を全力を挙げてやった一人であります。だからといって何ということはないんですけども、質問とは全然関係がありません。

ただ、ずっと参考人の答弁とかご意見を聞いておりましたら、非常にわかりやすいわけですね。理解ができるわけですよ。要するに大石さんを、いわゆる医師連盟で推薦をするということを決められたと。それで、あと資金が要るだけ

うと、ありがたいことに、そういうことを会長がきちんと思いをいたしていただいて、医師連盟とか、あるいは看護連盟にも呼びかけて、志をちゃんと出そうじゃないかと、こういう呼びかけをやっていただいたわけでありませぬ。

私も調べましたけれども、結構、おっしゃるようにお金が集まっておりますよ。これだけの集金力というのは、なかなかないわけですね、ほかでは。まあ、そういうことと、さっきお答えをされておりましたけれども、自分は、何に使ったかということよりも、お金が足るか、赤字になっていないのかと、こんなありがたい後援会長は、どこにもいませんよ。できたら、どうぞ私の方にと言いたいぐらいにね、こんなありがたい後援会長は、どこにもおりませぬよ。

そこで、結局は、大石さんは、私は、やっぱり医師会長の、医師連盟の皆様方、そういう方々の支援が当選につながった、大きな貢献度がやっぱりあると思うんですね。

それで結局は、大石さんの推薦をしたからこそ資金集めということであるから、第8支部を通すというようなやり方については、あまり先生方はご存じなかったんじゃないかと。ただ、そのお金が、基本的には大石さんを応援するためのものであって、第8支部に対するいわゆる支援ではなかったと、そういうことがはっきりしているんじゃないと思いますが、その点はどうなんですか。

【参考人(長崎県医師会会長)】 県医師連盟は、これまでたびたび県知事選挙、参議院選挙の後援会長をやってきました。飾りです。飾りです。今回初めて選挙しています。

それは、長崎県を変えるためというのもありました。世代交代、新しい長崎県をつくろう。もう一つが、この分裂した自民党を何とか一緒

にしたい、その2つです。2つ目は、願いがかないませんでしたが、何とか世代交代はできたのかなというふうに思っています。

小林委員にはちょっと申し訳ないですけど、中村法道さんも12年前、初陣の時、我々も担ぎました。医師連盟も担ぎました。ただ、私の頭の中には、4期する知事は名知事だというのが頭にあります。これを言うてはいけないけど、名知事ですか、中村法道知事は。（発言する者あり）すみません、質問したらいけないと言われていたんですけど、言ってしまいましたけど。

そこです。それで、我々は戦ったんです。ですから、今、医師会の大きな貢献と言われましたが、我々は本当に微力です。ただ、皆さん方に、非常に訴えたことが通じたんじゃないかなというふうに思っています、世代交代とか。

びっくりしたのが、一緒に選挙カーに乗る予定でなかった某国会議員の方が、途中から自分のことはなげうって世代交代と言ってくれたんです。言ってくれたんです。それは、私はずっと元国会議員と一緒に、私は、知事との接点は選挙期間中、3日から20日まで、ほとんどないです。1回だけ、佐世保市医師会で決起集会をやったところで待ち合わせしましたが、それ以外は、私は県下の病院回りを国会議員の先生と2人でずうっとやっていました。知事は知事で街宣車でずうっと回っていました。そういう手分けをしてやっていたので、2人の接点はほとんどないんです。知事から何かを頼まれるとかいうこともほとんどなかったんです。ただ、一生懸命に戦ったのは戦ったので、貢献はできたのかなとは思っています。

以上です。

【小林委員】 ありがたい後援会長さんですよ。金は出すけど、口は出さんと。もう天恵で、二

人といない。初めて見た、そういう人は。

そこで、いわゆる呼びかけていただいてお金を集めたと、そのお金は第8支部のお金ではなく、大石さんの応援のために使っていただくお金であると、こういうことをずっとおっしゃっておりますが、そういう認識でよろしいんですか。

【参考人(長崎県医師会会長)】 最初に申しましたとおり、我々は、自民党県連と一緒に戦う選挙をしたかったわけです。この味方がないと勝てないと思っていましたから。

先ほど、寄附の中に歯科医師連盟とあったけど、歯科医師連盟は入っていないです。薬剤師連盟と医師連盟と看護連盟です。

この構図の中で我々は、大石のためにとかということではなくて、自民党県連として選対本部のために、選対本部のためにということをやっと訴えてきました。それがどれだけ通じたかはよくわかりません。

中には、寄附をいただいた先生によっては、自分たちは大石候補のためにやったんだよと、聞かれればそう答えるかもしれません。私が電話で聞いた時もそうでした。やはりそういうふうに、いや、自民党にやったわけじゃないよ、大石さんのためにやったんだよ、しかしながら、医療法人から後援会には寄附ができなかったんですよと。

それで我々としては、本当1円でも欲しい時期でしたから、じゃ、その申し出に対して、「申し訳ないけど、よろしく願います」ということで、第8支部、選ばれた第8支部をお願いした。たまたまそれが選対本部長の口座だったので、私らは何のためらいもなく、こちらに入金をお願いしますということを連絡しました。

以上です。

【小林委員】 だから、第8支部を通したがゆえに、先ほどもね、ちょっと会長先生、触れられたけれども、参考人触れられたけれども、結局、迂回献金になってしまうと、こういうようなことをご自分で認められたわけですよ。

で、今回のことは、大石さんのためではなくて、長崎県のためだと、世代交代も必要と、やっぱりここで選手交代ということが高く掲げられて、戦いを引っ担いでやられたわけですよ。そして、勝利をもたらしたと。

だから、そういう点からして、第8支部経由は、あくまでも大石さんの応援のためにそのお金は使うべきであって、そういうことで第8支部の応援のためではないと、私は、ずっと一貫して先生はおっしゃっているんじゃないかと、こう考えるわけです。

だから、自民党のご支援をいただいているということは、本当によく理解をしておりますけれども、やっぱりそのお金の流れがきちんとした形で、あくまでも大石さんの後援会、ひいては政治活動、選挙運動に使ってもらいたいと、こういう願いであって、第8支部のことが迂回献金になるかどうかと、こういうことは全然ご存じないわけで、あんまり奥のことはわからんと、こうおっしゃっているわけですよ。

だから、そこにお金をね、医療法人はそのまま後援会にお金を送ることができんから、そこを通してやってくれと、こう言われたからやっただけのことであって、それは何も第8支部の応援のためではないということだけは、先生、明快にさせていただかないと、ちょっとつじつまが合わないという感じがします。いかがでしょう。

【参考人(長崎県医師会会長)】 何度も言って申し訳ないんですが、選対本部の中に第8支部も

あります。そこで使われるべきお金だと私は思っていましたので、ここの中で使われればいいわけです。選対本部の中、自民党県連本部の中のいろんな支部があるのかもしれませんが、どの支部でもいい。我々は、自民党県連の本部でお願いできませんかということ一度申し上げました。それはかないませんでした。理由はわかりませんが。

そして、そこで第8支部が手を挙げていただいた時に、ありがたいと、我々としては、医療法人の先生方の好意に比べられると、それが大石後援会にいくとか、いかないとかいう問題ではなくて、選挙を戦えるというだけの話です。

以上です。

【小林委員】 あのですね、ちょっと率直に言わせていただくと、本来、先生がおっしゃる医療法人の寄附は、県連で受け取るべきことではなかろうかと私は推測します。第8支部じゃなくして、県連が受けるべきであるのに、なんで県連が受けないのかと。

第8支部のその286万円がどういう形で使われたかということは、今日の午前中の会計責任者の方に聞いておりましたら、そのお金はですね、全然使われずに、選挙が終わった後に使われております。これが今日、明らかになっております。

だから、第8支部ということも、いわゆる大石さんの選対という意味で捉えていらっしゃる、こういう形でもよろしゅうございますかね。

【参考人(長崎県医師会会長)】 何度も言いましたように、その選対本部の中の一つが第8支部なので、我々としては、最初に自民党県連にお願いしました。支部として、お金を入れてほしいと、幾つかの医療法人から申し出が来ていますと。それは、理由はわかりませんが、先ほ

ど申し上げましたが、ノーということでした。難しいということでした。それを経た上で第8支部に、そのご好意をいただいたので、そこに入れたということが経緯です。

以上です。

【小林委員】 おっしゃるとおりで、県連は、なぜ、そういう医師連盟のありがたい、こんなありがたい資金を受け入れることができなかったのかと。これは要するに迂回献金に当たるかもしれないと、こう、ひょっとしたら思われたんじゃないかと、これは私のあくまでも推測でございます。

それで、コンサルタントから、いわゆる第8支部のある県議会議員が、もうあんたしか頼る人がいないと、もう選対本部長をされておるある県議会議員です。そこに、ある意味では泣きついたような形で、もうあんたしか頼む人がいないというようなことでお金を受け入れてください。これはもうあくまでも大石選対のために使ってもらいたいと、こういうことになっておるわけございまして、通常、第8支部に入金されるということは、その第8支部を支えているところのある県議会議員の応援のために、そこにお金を入れたと、普通は捉えがちだけれども、実際は参考人の話をずっと一貫して、あくまでも選挙のために、選対のために使ってもらいたいと、こういう形で一貫されております。非常にわかりやすいんです。

だから、第8支部のものではないと。個人の第8支部のものではないと。あくまでも大石選対に入れたお金だと、こういう受け止め方が今のお話でよく理解ができましたことをもって、ご説明ありがとうございました。

以上です。

【石本委員長】 時間となりましたので、ここで

終了したいと思います。

参考人におかれましては、本日は大変お疲れさまでございました。

本委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げます。本当にありがとうございました。ご苦勞さまでした。

これよりしばらく休憩し、14時15分から開始いたします。

-----  
— 午後 2時 5分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時15分 再開 —  
-----

【石本委員長】 それでは、会議を再開いたします。

これより、意見聴取を行う参考人につきましては、申し出により氏名について公表しないこととしておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより審査に入ります。

初めに、委員長として、一言ご挨拶申し上げます。

本日、ご出席いただきました参考人におかれましては、お忙しい中、本委員会にご出席いただきましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

本日は、大石知事の政治資金等について意見聴取をさせていただきたく、ご出席をお願いした次第でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで念のために申し上げますが、呼称につきましては、規定により、「参考人」という言葉を使わせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、発言される場合は、挙手の上、委員長である私が指名した後に、簡明に案件の範囲を超えることなくご発言いただきますようお願い

いたします。

なお、ご発言の際は、着座のままで結構です。

また、参考人は、委員に対しての質問ができないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

万が一、質問の趣旨がわからなかった場合は、休憩を求めてください。休憩中に質問の趣旨を確認にさせていただくことといたします。

それでは、事前通告に基づき、質問を行います。

事前通告をされた委員の方でご質問はありますか。

【小林委員】 大変忙しいのか、忙しくないのか、わからんが、よくお越しをいただきましてありがとうございました。

参考人にお尋ねをしますけども、今日は、率直に真実の話をしていただいて、かつてのような虚偽の答弁というか、そういうことは絶対にやめていただきたいと。もし仮に虚偽の答弁などがあった場合には、私なりの考え方を持っておりますから、ひとつね、よろしく、正直にお願いをしたいと思います。

まず、政務と公務について、お尋ねをいたします。

大石知事の行動日程を見ますとね、令和5年の3月12日、県議会議員の選挙、地方統一選挙がある直前です。令和5年3月12日は、告示が令和5年の3月31日、ちょっと丁寧に教えておきます。その直前が3月12日、大石知事は、この日、6人の県議会議員の選挙事務所を、いわゆる訪問しております。

3月12日は、今申し上げるように、県議会議員地方統一選挙の直前も直前です。こういう時期に事務所を知事みたいな立場の人が訪ねるのを、大体一般的に我々は陣中見舞と、こういう

ような呼び方を一般的にやっているわけでご  
います。要するに、その選挙事務所に行って、  
どうぞ頑張ってくださいと、当選を祈ります、  
勝ち上がってくださいというような激励に行く  
こと、これをもう一度言いますが、陣中見舞と  
言います。

そこで、お尋ねしますが、陣中見舞とは、公  
務なのか、それとも政務なのか、ここをお尋ね  
をしたいと思います。

【参考人(元秘書課長)】 まず最初に、先ほど小  
林委員の方からお話がありましたけれども、ま  
ずもって、ちょっと私が誤解を受ける発言等  
で迷惑をおかけしたということについて、ま  
ずはお詫びを申し上げたいと思います。その  
上で、私が本日、わかる範囲でお答えをさせ  
ていただきたいということを申し上げたいと思  
います。

その上で、ただいま小林委員の方から、陣  
中見舞については、公務なのか、政務なのか、  
どちらなのかとご質問がございました。私の  
認識では、陣中見舞はやっぱり政務という  
ふうに考えます。

【小林委員】 そうするとですね、これまでの  
参考人が、いわゆる本庁で大石知事の秘書課  
長をされておりました。今はね、泣く子も  
黙る県北の局長さんに出世されておられま  
すが、秘書課長の時に、要するに、あなた  
は私の質問に対して、公務といわゆる政務  
はきちんと分けておられますと、選挙応援  
にどこに行ったのか、挨拶にどこに行った  
のか、何回行ったのかとか、そんなことは  
何回もお尋ねしましたが、わかりません、  
わかりませんと。政務と公務ははっきり区  
別してますと、そういうことだから、時の  
知事が一番いろんなことを存じ上げてい  
るところの秘書課長という立場の人が、わ  
かりません、わかりません、公務と政務  
はきちんとそういうことで

区別してますと明快に言いよったのが、  
今、陣中見舞は何かと、こう聞いたら、  
これはまさに政務だと。当然誰が見ても、  
これをね、公務とか考える人はいないと思  
うわけです。そういうことで政務だと。

では、今まであなたが秘書課長として、  
あるいは秘書・広報部長として常任委員  
会でやっぱり答弁してきた、そういう  
いわゆる何と申しますか、区別をきち  
んとして、公務とね、そういう政務は  
きちんと整理してると、だからわか  
らないと、こう言っておったけれど  
も、何で公務だという陣中見舞、こ  
れが知事の日程表に3月12日、き  
ちんと載ってるんですか、お尋ね  
します。

【参考人(元秘書課長)】 まず、幾つか  
ポイントがあるかと思っております。

まずは、私が以前、令和5年6月の  
総務委員会の中で答弁させていただ  
いたことについても、小林委員から  
今言及がございましたので、少し  
まずは触れさせていただければと  
いうふうに考えております。

まず、その時の議事録等も改めて  
見させていただきます。そういった  
中におきまして、選挙の応援実績  
等についてですね、どうかとい  
うご質問が何度かあったかとい  
うふうに承知しています。

その際に、まずは私の方としま  
して秘書課長の職務として、職務  
そのものとして知事の公務以外  
のことを積極的に知っていたとい  
うことではなく、私としましては、  
伝聞とか報道等のそういった範  
囲の中で内容を知ることであ  
ったということで、網羅的に経  
過等も含めまして個別具体的な  
内容を承知してなかったとい  
うことで、そういう回答をさせ  
ていただいたところでござ  
います。

それが一つと、まず、公務と政務についてということも言及ございましたので、そこについてもご説明をさせていただければと思うんですが、基本的に我々、私としましては、公務と政務のけじめというのはつけないといけないと考えておまして、基本的にそういうふうにと進めていたところなんです。

ただ、中には、公務、政務がどうしても区分が明確にできない場合が中にはございます。そういったこともありまして、それはなぜかというのが、知事の職務におきまして、やっぱり知事という公職と政治家という立場もありまして線引きが難しいというのも中にはございます。

そうした中で、私としましては、先ほど答弁の話にまた戻らせていただきますが、伝聞とか新聞報道等でお聞きしたこと、あくまで部分的なことで知っている範囲で限られていましたので、詳細な部分については明確にちょっとお答えできないところも実はあったということでもございました。

そこで、政務関係につきまして把握できていないという旨の答弁をさせていただきましたが、言葉足らずであったと思っており、本来は選挙応援、そして政務関係につきまして、詳細や個別具体的な内容は把握できておりませんでしたと答弁すべきであったと深く反省をまずはしております。

その上で、小林委員から今お話がございましたが、様々な誤解であったり疑念を抱かせてしまったということに対しまして、陳謝の上、深くお詫び申し上げます。以後、こういうことがないように十分注意していきたいと思っております。

その上で、3月12日のご質問についてでございます。3月12日のところが陣中見舞ということであれば公務にならなくて、なぜかというご

質問がございました。3月12日のところは、まずは公務としまして、私の記憶でございますけれども、南島原市の方で叙勲の祝賀会がありまして、そこに知事は公務で向かいました。その際に途中、島原半島に行くに当たりまして、複数の県議の事務所を訪れたわけでございます。

その際に知事としましては、公務に行く途中、中で、県政の推進のお願いがしたいということもありましたので、そこで公務に行く途中、帰りもちょっと一部ありますけれども、公務として対応させていただいたと、こういったことでございます。

以上でございます。

【小林委員】一応反省しているような発言にも聞こえるが、内容を聞けば、あんまり反省していないじゃないか。なんであれだけ質問をして全く寄せつけないように、政務のことは一切あずかり知らない、声を大にしてこのような、堂々たる胸を張って言っていたあなたが、実はもう虚偽答弁をね、実は繰り返しておったと。何が誤解か、私が、何であんたを誤解せんといかんのか、失礼なことを言うな。我々は、あくまでもあなたが答弁されたことに対して、質問に対して答弁されたことが全く事実と違うと。もし私がですね、情報開示を求めず、あなたが出した黒塗りだけの日程表で、もし仮に仕方がないと思うとったら、こういう3月12日や、その他県議会議員の応援に行かれたような日程は、一切出てこなかったんだよ。隠蔽をし、隠して真っ黒に塗って、情報開示から考えてみておかしいではないかと、こう思ったから、私はきちんと求めるところに情報開示を求めたわけだよ。そうしたら、私の言い分が全部認めてもらって、基本的には情報開示がね、当たり前のことだと、何も隠す理由はないじゃないかと。全部明らか

になって、黒塗りがまともに返ってきて見てびっくり。あんなに政務と公務はきれいに分けていると、政務については一切関わってない、あずかり知らないと声を大にして胸を張って言ったあなたが、今となってね、なんだかんだ訳のわからんことを言いよる、謝罪をしよる。そういうようなことがまかり通るはずがないじゃないか。

何で今みたいな姿勢をそうやって当時の一般質問とか、あるいは常任委員会等における質問とか、みんなね、胸張って寄せつけないような態度で非常に失礼千万と思っておったけれども、今ここになって、そのうそがばれたわけだよ。

だから、3月12日は、要するに叙勲に行ったことは事実だよ。陣中見舞に行つて悪いということを行っているんじゃないんだぞ。当然、選挙の応援に、知事も政治家だから当然行かれることは全然おかしくないんだよ。ただ、何回行ったんですかと、いつ行かれたんですかと、当たり前前の質問に対して、一切あずかり知らんと。本当にそれだけのことを言っとった人が、今の態度と当時の、なんかね、虎の威を借りたかのような、そんなあんな態度はね、見苦しくてしょうがない。そういうふうに感じがするわけ。見苦しい、実に情けない、それが県北振興局長と、えらい出世じゃないか、えらい早い出世じゃないか。そういうようなことで、こういう人事の在り方についてもいろいろ問題に、話題になっているわけだけれども。

そこでお尋ねしますがね、政務のことは把握できておりません、公務以外では知事に同行しておりません、私は全く把握しておりませんのでコメントはできませんと、これだけのことを言っておった人がさ、そういうことで明らかに政務を日程に載せているのはなぜか。区別して

ないじゃないか。

【参考人(元秘書課長)】 まずは虚偽答弁をしたというふうに私は考えておりません。ただ、いずれにしても、小林委員が今申されたように失礼であったということであれば、本当にお詫びを申し上げたいと思います。その上で言葉足らずのことではあったということを今申し上げたところでございます。

さらに、3月12日の話につきましても、公務としての、いわゆる事務所に行くのは陣中見舞ということと言われましたので、陣中見舞ということであれば政務であるというふうに今申し上げたところでございます。それと、申し訳ございません、すぐ終わります。

【小林委員】 陣中見舞いであればと、なんかね、急にね、叙勲のお祝いに行っているついでに何か思い出したんじゃないんだよ。ちゃんと事前から6か所回るよと。だから、事務所とかどこにあるかと、そういう地図を見て、ちゃんと計画的に回っていることも明らかじゃないか。

そしてね、そういうなんか非常に失礼みたいなことを言ってるけども、全然自分でね、間違ったことを言っていない、虚偽答弁じゃないと、こう言ってるけども、全然そうやって日程には載せてないと、政務のことについては日程に載せてないと、あれだけ胸張って言いよった人が、何で虚偽答弁ではないと言えるのか。答弁をお願いします。

【参考人(元秘書課長)】 言葉足らずであったと思っております。3月12日は、我々として県政推進のためというところがありましたので、確かに小林委員ご指摘のとおり、まずは事前に日程調整した上で公務の日程として入れさせていただいたというところでございます。ただ。

以上でございます。

【小林委員】 県政推進という名の下に議会対策を平気でやってるわけだよ。こんな陣中見舞いに行った時に、立ち話しかできないぐらいの時間帯で行っている状況で、また選挙事務所には人が多くいらっしゃるわけだよ。何で県政推進とか言葉巧みにそういうことを言うのか。あくまでも陣中見舞は陣中見舞じゃないか。だから、そういう県政推進だから何なんですか、お尋ねします。お尋ねします、県政推進だから何なんですか。

【参考人(元秘書課長)】 県政推進ということでございますので、公務というふうにそこは整理させていただいたと。ただ、委員おっしゃられるとおり、陣中見舞の側面があったということもありますけれども、区分がなかなかできないところがあるということでございます。

【小林委員】 全然反省してないじゃないか。全然、何を言ってるんですか、あなた。陣中見舞であればとかなんとか。今、そういう言い方は、あんたが投げやりに言ってることが議事録にちゃんと残っているわけだから、後でまた精査してね、またしかるべき日に当然問題にせんといかんと思いますよ。あんた、反省をしてないじゃないか。県北振興局長になって偉くなったもんだから、全然そういう公務員としての、地方公務員としての基本がもう忘れられてしまってる。間違うなよ、自分の立場を。あなたはあくまでも地方公務員の一員だよ。地方公務員法のいわゆる規定にのっとって、それだけの行動を課さんといかん、それだけの行動をとらなければならんということは当たり前だよ。

だから、県政推進の話をするから公務と思うとったとか、じゃ、何なのか。私が、いわゆる陣中見舞は政務だからと私が言ってるんじゃない、あんたに質問したじゃないか。陣中見舞

というのは、政務か公務かと言って質問して、あんたは政務と明快に言ったじゃないか、それをまた翻す。一体どういうことですか、説明してください。理解ができません。

【参考人(元秘書課長)】 陣中見舞という行為につきましては、やっぱり政務であるということは、私も今もって先ほど答弁したとおりでございます。

3月12日の時のことにつきましては、陣中見舞という県政推進のための公務であったというふうに認識していたということでございます。

いずれにしましても、いろいろと私が公務員として、まだまだだということに対しまして、それは真摯に受け止め、今後もしっかりと頑張っていきたいというふうに考えております。いずれにしましても、ありがとうございます。

【小林委員】 何を言っているか全然わからん。全然話がね、もうしどろもどろ。一体ね、通常のあなたはどうしたんですか。

そこでね、今言うように、公用車を使って行ってるわけだ。公用車を、職員もつけて、公用車については、誰が指示したんですか。

【参考人(元秘書課長)】 指示したと、ちょっと記憶はありませんけれども、公務で行くという前提の中で公用車を使って行ったというふうに認識しております。

【小林委員】 まだ公務と言っているのか。だから、自分で公用車をですね、それは叙勲のことは公務でしょう。そこを公用車で行くということについては、そこまでもだめだとか、そこを否定しているもんじゃないんです。それは公務でしょう。しかし、陣中見舞は政務ですよ、ここははっきり区切りをつけんといかん。ここはどうですか。

【参考人(元秘書課長)】 まずは陣中見舞いにつ

いて、やっぱり区切りをつけるべきだということは、おっしゃるとおりだというふうにまず認識をしますし、そのようにも考えております。

その上で、3月12日の行く過程等におきまして寄ったところということが陣中見舞ということであれば、おっしゃるとおりだと思うんですけども、我々としては、そこは公務の、県政推進のためということで公務というふうに考えておりました。ただ、一定。

【小林委員】 だから、今ね、あなたが言っていることは、あくまでも陣中見舞も公務であると言っているような状況で公用車で行ったと、だから日程にも載せてると。県政推進という言葉の下に、県政推進という名の下に、そんなことを言ってるわけだ。

だから、自分で陣中見舞というのはわかるんですか。さっき言ったでしょう、私が説明したでしょう。選挙の直前、12日、その選挙の直前も直前と。知事みたいな立場の人が選挙事務所にお訪ねをするということは、そこで頑張れよと、頑張ってくださいと、こういう激励を飛ばしに行く、こういうことを陣中見舞と言うんですよと、こう言っているんでしょう。あなたがわからんなら教えてあげてるんだよ。

だから、そのとおりのことなんだから、県政推進なんていう話をするような、県議会議員候補の人も時間がないわけで、そんなところでね、県政推進とか、また、県政推進ということで何で偏った人間だけに行くのか、おかしいじゃろう。そういうところはどうか。なんで何人かだけ。

【参考人(元秘書課長)】 何人かだけというところで、去年の答弁にも関わってくるんですが、私が具体的にどこの、どこに県議の先生方のところに行っている、もしくは行った、その理由

は何かというところをつぶさに全体把握できておりませんでしたので、ああいう答弁をしたのでございます。

その上で、ですから、陣中見舞というのを改めて小林委員の方から選挙の応援、選挙の直前の時に事務所に行って激励をすることだということが陣中見舞というふうに、私もそう思っております。ただし、その際は知事の方からも、途中で事務所があるところにちょっと寄って行って県政の推進のお願いをしたいということでさせていただきましたということで、具体的にどこまで最終的にどこまで、誰を、どういった理由でご訪問していったということは、申し訳ありませんが、私が把握はできておりません。

以上でございます。

【小林委員】 今の話のね、だから陣中見舞に行ったということは認めてるんだよ。認めてないのか、どうか。答弁しなさい。

【参考人(元秘書課長)】 陣中見舞いというふうな目的そのもののためだけに行ったと、ためだけに行ったというか、その目的で行ったというふうには認識しておりませんので、あくまで我々としては公務の県政推進のためと思っております。ただ、確かにそういう時期等踏まえた時に、陣中見舞という側面で捉える場合もあり得るかと思えます。

【石本委員長】 ほかにご質問ございませんか。

【坂本委員】 お疲れさまです。今日は、お忙しいところ、ありがとうございます。私からも政務と公務の混同について、何点か質問をさせていただきます。

まず、去年の県議選ですね、今もちょっとありましたけれども、この時に、これは一昨年知事選挙の時に推薦をした政党ですね、どことは言いませんけれども、ここの多分、候補者宛

てだろうと思うんですけども、知事のビデオメッセージをですね、作成したということで、参考人ほか当時の秘書課職員が作成をしたというふうなことになってます。これが一つです。

それから2つ目は、今年の1月に知事の、いわゆる告発する文書を作成したという指示をしたということが、これ、最近の朝日新聞ですか、これに掲載をされておりました。これも当時、秘書課長だった参考人ほか公務時間中に二人の職員が作成したということになっています。

それから、あとは、それに関わって、今のは知事のコメントですね、この件に関わるコメントを、本来であれば後援会が私は作成すべきだと思うんですけども、これをちゃんと秘書課が作っているという部分ですね。

それと、これは大石後援会に対する2,000万円の架空貸付の借用書というのがありますけれども、これを作成をしているということで、これもですね、というようなことで情報、これは明日、参考人として呼び出している方のブログ等にも書かれているというふうに思いますので、ひょっとしたら参考人も見られているかもしれませんが。ここら辺についてのいわゆる秘書課の職員も含めて、参考人も含めて関わったという、そこら辺の事実関係について、まず教えてください。

【参考人(元秘書課長)】 まず1点目、知事のビデオメッセージの作成に、職員が、これは私も含めてということでございますけれども、関わったのではないかということについて、まずはご説明というか、答弁したいと思います。

まず、基本的に知事がビデオメッセージをお願いされることというのは多々あります。これは公党からの話であったり、公務の中での行事あたりでのビデオメッセージであったり、それ

から政務、いわゆる政務、政治の関係でビデオメッセージをとというような話があるかと思っております。

そういった中におきまして、公党のところにつきまして、公務で対応するという、公党のところは対応するという場合がございます。

さらに、当然、公務の行事等でのビデオメッセージと申しますのは、公務のことでございますので、まずは関係課と、所管もちょっとセッティング等ありますけれども、そこで関わるがございます。

それから、3つ目の政務的な選挙応援のというような話が今ございましたけれども、その件につきまして、基本的に私の認識の中では、知事が、場所はいろいろあるかと思っておりますけれども、ご自身で撮っていたというふうに認識をしております。

それから、2点目の令和6年1月の知事のコメント欄の朝日新聞さんのところで、職員が作成したのではないかということでございます。

まず、そこにつきましては、秘書・広報戦略部の職員でございますね、まずは知事と話しながら作成をしたということでございます。

なぜそうだったかということでございますけれども、実際、告発の関係でございますので、政務的なところがございます。ただ一方で、知事としてということもありましたので、政務、公務混じったような形の中で、知事からこういう文章でというようなお話もありつつ、作成しながら議論したというのが一つです。

その際に、最終的にコメントを後援会事務所の方で送っていただきました。そこに私が関わった記憶はございます。私の方からも（「記憶にございませんと言っているのか」と呼ぶ者あ

り) ございます、関わった記憶はございます。それは知事の方からも、実際、事象の方からいくと就任前のことでもあるのでということで後援会の方からという話があったので、私の方から、そのデータといいますか、それを送らせていただいたということが結果でございます。それが2つ目でございます。

それから、2,000万円の借用書を作成したのではないかとございまして、職員が2,000万円の借用書に直接的に関わったというふうには私の記憶はございません。ただ、何の書類だったか、私もはっきり記憶はないんですけども、知事が不在の時に書類に印鑑を、知事が不在だった時にですね、印鑑の押印を代行してくれないかというお願いがありまして、そこで不在の時に印鑑を押印した記憶はございません。内容がはっきりと、私もそこでよく確認をしてないというか、物理的に要は押印をしたということでございまして、今はっきり、どういった書類だったかというのは記憶にありません。

以上、3点でございまして。

【坂本委員】 1番目のビデオメッセージですけども、これは、それぞれ公務、政務、いろいろあると思います。

ただ、これは選挙なんですよ。ビデオメッセージというふうなことで、政務とする分について、秘書課が、政務ってやっぱり区別すべきなんだろう。いろんなビデオメッセージ、知事にはあると思うんですよ。それを公務と政務と、そういう区別をするという判断。

これでいくと、私がいただいた情報ではですね、これはだから、参考人と、それから当時の参考人ですね、秘書課長、当時、秘書課長だったんですよ。で、秘書課の職員が作成をした

というふうに聞いています。

作成した後に、後援会の職員の方に引き渡されたということで、これLINEのやり取りも資料としてあるんですよ。これは去年の、令和5年の県議選前ですから、2月10日付のLINEのやり取りをですね、これコピーでいただいています。

で、その政党に届けているというふうな、この中にはない政党です。今、選挙には出ましたけど、実際、現職は今いない政党ですよ。そう言えば大体わかるんじゃないかなと思いますけれども、そこはやっぱりきちんと区別すべきじゃないかなというふうに思いますけど、そこは認識はいかがですか。

【参考人(元秘書課長)】 職員の方から、まず選挙関係の政務のビデオメッセージというものの作成が、政務と公務ときちんと分けるべきだという、まずは認識、1点目ございましたので、それについてはおっしゃるとおりだと、まずは思っております。

その上で、先ほど一つ申し上げたのは、政治関係、政務関係の選挙の応援ということの個別のものにつきましては、知事が基本的には対応して、ご自身でしていたという認識はあります。

その上で、先ほど、ここにいらっしやらない政党の分ということで、公党のメッセージにつきまして、しかも、それが私が、令和5年2月10日付のLINEで、後援会事務所に送ったという話があるということでございまして、公党の部分につきまして、確かに私は作成は、そのものはしていませんで、知事自身がしたんですが、恐らくその時に私が送った記憶は確かにあります。多分、その時だったんだろうと思いますけれども、そのビデオメッセージを、知事からデータをいただいたかなんかのものを後援会事務

所に送ったことが何かあるというのは記憶にございます。

【坂本委員】送りましたけど、このビデオメッセージそのものを制作したのは、秘書課の職員じゃなくて、知事自身がつくったということなんですね。（発言する者あり）

【参考人(元秘書課長)】そう記憶をしています。

【坂本委員】それはまた明日、その情報の元になっている、明日の参考人に改めてお尋ねをしたいと思います。

それから、この告発を受けた時のコメントですね、知事のコメント、これをですね、これを公務として、公務として、これは参考人が作ったということでもいいんですよね。作って、後援会として、これを発したということなんじゃないかね。

ここがですね、公務と政務が非常に線引きが難しいところだろうとわかるんです。現職の知事ですからね。その知事が告発されているわけで、しかも告発には「職業長崎県知事」と書いていますから、そこはわかるんですよ。

ただですね、それだったら、知事名で知事が発表すればいいことであって、後援会が出すことじゃないんじゃないかなと思うんですけど、そこはどうですか。

【参考人(元秘書課長)】そのコメントを、知事コメントを、まずは私が作ったかどうかということですが、私が作成したということではございません。そこは秘書・広報部職員の中で、知事と議論しながら、知事から指示を受けて、実際作業をした職員がおりますけれども、それを受けた上で、まずは私から後援会の方に、これで発表をという話をお送りしたのは間違いありません。作成が、私が直接的に作成したと

いうわけではございません。あくまでも作成そのものの話というか、コメントにつきましては、内容につきましては、そこは知事が、知事とも議論は確かにしましたけれども、そういうことで作成をさせていただいたということになります。

その上、以上ですかね。いずれにしても、はい。

【坂本委員】そこに見解の相違がね、さっきのもそうですけど、出てくるんですけど、知事が考えて、作業をしたのが職員というわけでしょう。それ、職員が作業することは公務じゃないですか。そうでしょう。その分だけ職員が、県庁の職員、公務員が、その部分だけ、知事の後援会になっているということじゃないでしょう。知事が考える、相談しながらだったら、それは知事の後援会の職員の方が作業をですね、パソコンで打ったり、データをつくったりして、で、後援会名で発するというのが筋じゃないかなと思うんですけどね。そこはちょっと見解の、どうぞ。

【参考人(元秘書課長)】その時のコメントは、私の記憶でございますけれども、知事としての受け止めという部分で、何というんですかね、いわゆる公務的な要素がある。ただし、内容的には確かに政務ですね、知事になる以前のことでということなので、政務的な話になると思います。

そういう意味で、公務、政務がちょっと入り混じったような、私が一番最初に申し上げましたけれども、区別ができないような場合も確かにあります。その上で、作成、実際に作業は職員でしたということになります。

それと、コメントは知事自身が出すべきではないかということで、現実的には公務の場合に

おきましても、知事が直接コメントを、文書で出す場合につきましては、関係課あたりからも出していきますので、なかなか知事が直接ぽんと出すというのも、確かにあり得るんでしょうけれども、その時はそういった対応をさせていただいたということでございます。

【坂本委員】知事が告発されているわけですから、そういう意味でいくとですね、しかもそれを、それに対するコメントを、後援会を通じて発表しているわけですから、当然考えるのも知事、それから、それを作業するのも後援会の関係者たるべきだというふうに思いますけどね、私はですね。

それから、最後の3つ目の契約書です。貸付契約の借用書の作成です。

これは、確かに押印を当時、参考人がされたんだというふうに思います。これは、作ったのは多分、後援会なんです。

ただですね、それを秘書課の、多分、機械を使って借用書作成を、PDFに変換したりとか、そういうふうなことをされていますけれども、この借用書というのは、まさに後援会の、今問題になっている部分であってですね。そういう意味でいけば、秘書課の機械、要するに県庁の所有物を使って、そういうふうな作業をしたということなんですけれども、これは事実ですか。

【参考人(元秘書課長)】秘書課の機械を使ってPDFに作成したということでございます。先ほど、ちょっとはつきり、私が最初の質問の時にも申し上げたんですが、2,000万円の契約書だったかどうか、はつきり記憶はございません。ただ、何らかの書類に押印、知事から、外部からあって、自分が不在でということで、押印を代行してくれということだったので、まずは代行した記憶がございます。

その上で、最終的に、恐らく、ということはいけないんでしょうけれども、報告をするのに、こういうふうにしましたというので、職場の機械でPDFにしたんだろうと思います。

【坂本委員】したんだろうということは、そういう記憶がありますということですね。押印をして、なおかつ、それを報告するためにPDFに変換をしたというふうなことが、記憶としてはあるというふうなことですね。わかりました。

以上です。

【小林委員】今の坂本委員に関連してお尋ねしますがね、2,000万円の、いわゆる借用書、いわゆる架空の2,000万円、架空の借用書に、そのいわゆる借用書は、たしかコンサルタントの方がつくったと思うんです。その内容がね、要するにあなたが印鑑を押していると、偽の借用書にあなたが印鑑を押していると。

でね、知事から大事な印鑑を預かっている者が、何らか書類にと、その書類の中身も見ないで、そんな印鑑を押すなんてことはね、知事の印鑑を押すなんてことは常識的に考えられないこと。

なんでこんな、すっとぼけたうそを言うんですか、あなたは。いつからそんな悪い人間になっているの。ここは正直な話をしてくださいというお願いをしているわけよ。全然正直じゃないやんか。

いいですか、当時の秘書課長か、部長か知らんが、これはね、あくまでも偽の借用書ですよ。二重計上の借用書に、何の内容か知らんと、何か書類に、知事から指示があつて印鑑を押したと、こう言っているんですね。そんなことが、あなたね、常識で考えられますか。頭をひねって何かすっとぼけているけども。知事のそういう大事な、そういう資料を、書類を、中身が何

も知らんという状況の中で、この印鑑を押せというの、知事から指示があったんでしょう。どうですか。

【参考人(元秘書課長)】最後の知事から指示があったというのは、おっしゃるとおりです。ただ、それが2,000万円の契約書だったかどうかということは、私は今、記憶にちょっとありませんけれども。

それと、もう一点でございますが、中身をよく確認してない中で、あれですけど、架空の契約書であったかということ、今言われていましたけど、私がそういうことは全く存じ上げない中で、とにかく知事から、物理的に押してくれという指示であったので、書類を持ってくるのでということで、押印をしたということでございます。

【小林委員】いいですか、架空の2,000万円ということであったということは、知事本人が認めているんですよ。あなたがそれを知らないということはないでしょう。

そして、中身は何かわけのわからんことを印鑑を押したと。これも、しかし、知事から指示があつて印鑑を押したと、こういうような状況になってきて、極めて不自然極まりないと。

あなた、秘書課長ぞ、本当にこれで秘書課長が務まるのか。知事から預かっている大事な印鑑を、中身は何かわからんというような形で、簡単に印鑑を押すかな、そんな常識は通らん。そんなでたらめを言うもんじゃないですよ。

だから、あなたが、その偽の借用書づくりに加担させられているわけだよ。いいですか、あなた、犯罪ですよ、これは。告発されているんですよ、この2,000万円の問題は。こういうことに加担する秘書課長、あなた、地方公務員法をよく読んでみなさい、服務規律とか、ね。

そういうような状況で、あなたのやっていることは、地方公務員法に明らかに違反するような行為。偽の、そういう架空の借用書に、何かわけのわからんやったけども、こんなことで自分を守ろうとしている。自分をね、逃げようとしている。こういうような秘書課長で務まるのか。あなたは、そうやって中身はわからんかったんですか。

【参考人(元秘書課長)】少なくとも、私がある時によく確認していなかったということで、今現在、その2,000万円だったのかどうかというのは、今、私の記憶にございません。

ただ、ご指摘のとおり、架空の契約書だったかどうかというのは、私も経過は知りませんし、知事からは、逆に、書類を持ってくるんで、自分ができないけれども、急ぎなので押しとってくれと私にお願いがあったと。

それから、何でもやっぱり知っておくべきだということで、それで秘書課長が務まるのかということで、ご指摘いただきましたけれども、それは、ご指摘はご指摘で受けますが、当時、私は、そういう状況の中で書類に印鑑を押したということで、中の書類につきましては、よく確認した記憶がありません。

以上でございます。

【小林委員】印鑑を預かっている者が、何に印鑑を押すかということの記録はないんですか。記録はないんですか。はい、答えなさい。

【参考人(元秘書課長)】印鑑を私がずっと預かっていたわけでも、まずありません。その上で、何の書類だったかというのは、今は本当に申し訳ございませんが、記憶にありません。もしかしたら、その2,000万円の契約書だったかもしれない。そこは否定する材料を私も持ち合わせていないものですから、今こういう答弁をさせて

いただいておりますが、申し訳ございませんが、以上でございます。

【小林委員】 何度も同じことを言いますが、知事の大事な印鑑を預かっている、しかも秘書課長が、ね、何の書類かとか、何のものかということを確認しないままに、そうやって印鑑を押す。考えてもあり得ない話だと。

それから、さっきね、答えなさいよ、その印鑑を使って、どんなものに使ったか、印鑑を押したかと、こういう記録はちゃんと残さんといかんと思うんだけど、そういう記録はないんですか。

【参考人(元秘書課長)】 知事から、1回限りの話でしたので、その後、知事の印鑑をというのは、私印でございますけれども、それを押したのは、私1回限りで、記録はございません。

【小林委員】 記録がないということもおかしいよ。そういう印鑑を預かっている者が、1回だけしか使っていないと、これもわからんじゃないか。1回だけなのか、2回だけなのか、10回使ったのか、そんなことは当然ね。知事が不在でしょう。7月22日でしょう。ね、令和4年の7月22日、5時26分10秒だ。その時間帯に知事は東京におったわけだよ。国土交通省に行っておったんだよ。だから、あなたに電話してきたと。そういうことで、あなたは実はどういうものを印鑑を押せと言われて、ただ預かっているから押すと、どういう内容のものかということ全く見もしていない、確認もしていない、こんなことがまかり通るわけではないと。

これはあなたね、犯罪に加担していると言われても仕方がないと思うが、それに対してはどう思いますか。

【参考人(元秘書課長)】 違ってほしいと思えますけれども、本当に今、小林委員ご指摘があり

ましたけれども、もし、それが架空の契約書であつたりとか、そういうことでありまして、私が犯罪にということでありましたら、非常に遺憾だというふうには思います。

ただ、いずれにしましても、その時には、印鑑があるのでということで、押してくれという話でございました。（発言する者あり）

【石本委員長】 休憩いたします。

-----  
— 午後 3時 9分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時14分 再開 —  
-----

【石本委員長】 再開します。

【小林委員】 2,000万円の借用書を、PDFにしたのはあなたか。こういうPDFだよ。あなたは、うそを言えんぞ。前の秘書課にあったPDF、こういうこと、黙してもわかっている。こういうのを使って、あなたはやったろう。PDFにしたんだろう。

【参考人(元秘書課長)】 先ほども答弁しましたが、私がPDFに何か処理をしたというのは、間違いありません。その上で、知事に対して、ご報告をさせていただいたと、印鑑を押せと、押してくれということだったので、恐らくそれは私がしたものだというふうに思います。（発言する者あり）だと思います。

【小林委員】 それは認めるわけですね。

さあ、そうするとね、先ほどのビデオメッセージも、維新の会の長崎の決起大会のことだよ。そういう政務だろうが、これは。公務ですか。質問しよるんだよ、答えなさい。

【参考人(元秘書課長)】 総会というふうに今言われましたけど、例えば、他党のところでの知事が出席する場合とかってございます。公務として参加させていただいている中での、それがビデオメッセージバージョンだというふうに認

識をしております。ですから、他党の定期大会とかなんかで知事が挨拶するのも公務として行かしていただいているところがございます。

【小林委員】 話をごまかさないでください。2023年の2月10日、維新の会の定期総会、これにビデオメッセージを秘書課で作成してると。先ほどから指摘があったように、それは後援会事務所で作るべき内容のものではないかと、こういうことで坂本委員からご指摘があって、あなた、それを認めたじゃないか。こんなのが公務に入るのか。県庁の金で、県民の税金で、そういう自分が知事選挙の時に推薦を受けたからということで、そういうお返しの意味で日本維新の会の長崎の定期大会に、そうやってビデオメッセージを送っていると。これを大石後援会の方に渡して、後援会から、そうやってメッセージを維新の会に渡していると。これは政務ですか、公務ですか。

【参考人(元秘書課長)】 公党の定期大会は、先ほど申し上げましたとおり、公務として対応させていただいております。その上でビデオメッセージ、直接行くのではなくて、メッセージの対応としてビデオメッセージを撮ったということだというふうに思っております。

その上で、小林委員から、それが政務か、公務かということがございますけど、公務として対応させていただいたというふうに今考えています。

【小林委員】 あなた、これを公務と言うのか。政務だろう。後援会に渡しているんだろう。ちゃんとそれだけの証拠があって言ってんだぞ、ちゃんと証拠があって言ってんだぞ、思いつきばったりで言っているわけじゃありませんよ。

だから、そういう点から考えても、今日は公務と政務について、その混同しているところに

ついついの問題点を、あなたが当時、ちゃんと、きちんと分けてます、政務のことは一切関わりがありません、知りませんと言い切ってるから聞いてるんだよ。

聞いてみれば、こんなにね、いいかげんな、でたらめな、そして、今頃になって、知事は政治家でもありますからと、公務と政務が混合することがあるんですと。わかってるから、当然そういうことを当初聞きよったんだけど、公務と政務は本当にきちんと区別してると、全然政務に関わってないと、あれだけ言い切った、あんたが。

そしてね、これは虚偽答弁ということについては、私にずっと答えてきたことが、整理して、区別してないじゃないか。ちゃんと日程表に載せてるじゃないか。誰のところに行ったとか、応援に行ったとか、そんなことを区別してるとか、ありもしないことを、でたらめ言うことが虚偽というんだろう。あんた、虚偽答弁をどう思うのか。

【参考人(元秘書課長)】 繰り返しになりますけれども、私が答弁したことがですね、私は虚偽として答弁したというつもりはありませんでした。言葉が足りなかった、それから誤解を招いてしまった、それについては本当に深く反省しておりますし、要するに詳細は言葉が足りなかったんだろうというふうに反省しております。

【小林委員】 非常に失礼だよ。何が言葉が足りなかったんですか。どこが言葉が足りなかったんですか。何の誤解を与えたんですか。あれだけ明快に答えて、政務と公務は区別してますと胸張ってね、一步も寄せつけないような顔をして言っているあなたが、何が誤解を与えたのか。何が言葉が足りなかったのか。いいかげんなことを言いますなよ。ここは神聖な県議会で

すよ。何をそんなでたらめを言うんですか、あなたは。もう一回答えなさい。虚偽答弁だろうが。

【参考人(元秘書課長)】 繰り返しになりますけれども、私が虚偽でというふうに、指摘にあったというふうには、申し訳ありませんが、私は考えておりません。

いずれにしても、説明が不十分であったり、言葉が足りないというのは、網羅的なことを私が承知してなかった。したがって、最初から繰り返し申し上げますけれども、政務関係について把握できていないというふうに申し上げたのは、もう間違いなく先ほど委員が言われたように、あれですが、選挙応援や。

【小林委員】 今となって、そんなね、でたらめを言わんでくださいよ。あなたはずっとね、そうやって政務のことは一切関係ないと、こういうことをはっきり区別していると、こうずっと言ってきたわけだよ。しかし、あなたの知事の日程に黒塗りを、あれのまま見たら、ちゃんとどこに応援に行ったと。3月12日だけではないんですよ。

それからね、さっきまた質問しようと思ってね、あなた、虚偽答弁をなぜ認めないんですか。

それからね、あなたはね、選挙応援の実績整理ということを後援会の方に送ってるでしょう。ここに資料がありますよ。どうですか、それは。

【参考人(元秘書課長)】 まず、後援会事務所の方に実績一覧というようなものを送ったかという事実関係でございますが、送ったことに間違いありません。まず、それをきちんと認めます。

【小林委員】 だから、その間違いのないものを公務の時間になぜ作るんですか。

【参考人(元秘書課長)】 それにつきましては、複数の議員の方から、選挙の応援と実績はどう

だったんだと議会の中でもお聞きするということとございました。ただし、私が全てを把握できているわけではございませんで、伝聞とか報道等によって知り得る範囲だと。

ただ、やっぱり伝聞の中でも、こういうことがあってるんじゃないかと思ひまして、後援会の方に、私が、そういう実際行った実績はありませんかというふうには実はお尋ねをさせていただきました。そうしますと、後援会の方からは、そういう実績の一覧というのはありませんということでございましたので、それでは私は議会対応をしっかりやろうという中でもですね、自分なりにわかる範疇のデータを整理しながら、自分の整理用としまして、まずは表を作り始めたところでございます。

その上で、もうちょっとだけすみません、その上で、実際、後援会の事務所の方にも確認してくれというふうには私はお送りしまして、後援会事務所の方からも一定見させていただいて修正等がまずきました。ただ、一定わかる範囲でしましたという話ではありましたけれども、最終的に全て確実なものというふうにはちょっと言えないということもありましたので、私としては、それが全体の話としてお答えできるだけの十分なものではないというふうにしましたが、した後も、委員のご質問がございました資料は私が作りました、恐らく作ったものだと思います、お送りしました。

【小林委員】 何度も言ってるように、知事は、誰のところに、いつ、何回行ったかとか、誰々のところに応援に行ったかと、私は公式に聞いてるんだよね、議会で。そういう時のあなたの答弁は、自分で一回、議事録を読んでみなさいよ、いかにでたらめを言っているかと、わかってるくせに、ちゃんと日程表に載せておるくせ

に。公務と政務はきちんと分けてると、こういうことを言いながらだよ。それで選挙が終わった6月に、こういう選挙応援実績整理と、頼まれもしないことに、あなた、後援会に送ってるわけだよ。こういうね、でたらめをね、また公務の時間に、そんなに暇なのか。秘書課長というのは、そんなに暇なのか。

だから、そういうような形で、本当にでたらめなことをやってるわけだよ。そして、私の質問に答えてないのは、公用車は誰が指示したのか。さっき質問して、あんたは逃げて答えない。公用車はあんたが指示したんだろう。

【参考人(元秘書課長)】 誰も頼まれていないという、まず、選挙応援実績の件にまずは答えさせていただきます。

それにつきましては、とにかく先ほど何回、誰に行ったのかというご質問をいただきましたので、私なりに精いっぱいできることをしようと思ってしていったところでございます。その際に私なりに時間外勤務をしながら、いろんなものを調べながら、私なりに作ったことですが、最終的に完成できませんでした。

それから、3月12日の公用車で行けという指示は誰がしたのかということでございますが、具体的に私が指示はしておりません。公務に行く途中の中での話としまして、そういうふうに、確かに事前に、先ほど申し上げましたが、事務所を回るという中で、当然、公用車で行くという前提の中で動いたものというふうに認識しております。

【石本委員長】 ほかにご質問は。

【まきやま委員】 お疲れさまです。今日はありがとうございました。

まず確認ですね。その維新の会へのビデオメッセージ、秘書課職員が制作して後援会に渡し

たというのは間違いないでしょうか。LINEのやり取りが残ってまして、CD、DVDを販売してなくてとかですね、いろいろきちんと残ってるんですね。それをまず確認させてください。

【参考人(元秘書課長)】 ビデオメッセージの作成が、大変申し訳ございません、LINEがどうかという話はちょっとわかりませんが、作成というのをどう捉えるかなんですが、少なくとも何らか関わったというのは間違いないと思います。

ただし、その時に具体的にどういうふうにあれしたかというのは覚えてませんが、何らか私が後援会にCDかDVDかわかりませんが、何らかのデータをお渡ししたということだったんじゃないかというふうにちょっと思います。

【まきやま委員】 次に、知事選の告発に関する文書なんですけれども、参考人から知事の方に弁護士を紹介してると思うんですけれども、知事選の告発に関する文書作成の時の件なんですけど、参考人からM議員のLINEの方に弁護士の紹介をされてるんですけれども、まず、それが事実かどうか、教えてください。

【参考人(元秘書課長)】 今ちょっとはっきり記憶に、ちょっと覚えてないので明確にお答えすることできないんですが、弁護士を紹介したという記憶はありません。もしかしたら、何かしているかもしれませんが、すみません、明確にお答えすることはできません。

【石本委員長】 休憩します。

-----  
— 午後 3時29分 休憩 —  
-----

— 午後 3時29分 再開 —  
-----

【石本委員長】 委員会を再開します。

【参考人(元秘書課長)】 具体名はちょっと言えませんが、ある弁護士さんが、知事が当時、た

しか顧問弁護士だったというふうに記憶してまして、その方の名前をお出ししたのかもしれないです。

【まきやま委員】これがですね、公務であれば、長崎県が弁護士費用を負担するのが筋なんですけれども、これ、後援会が弁護士費用を支払っています。毎月11万円の顧問料を支払っているようなんですけれども、これ、事実かどうか、教えてください。

【参考人(元秘書課長)】まずは、私は、具体的にあれですが、公務ではなくて、知事が、公務ではなくて政務というのか、個人というのか、の契約をされていた方というふうに認識していますので、逆に公務で支払うという話にはならないだろうと思います。

ただ、先ほどの紹介というのがちょっとよくわかりませんが、いずれにしても、その支払いがどうかというのは、實際上、県としての支払いは当然あってませんし、それは県の顧問弁護士とかということではございませんので、あくまで後援会事務所で契約とかという話であれば、後援会事務所でという話なので、私は、すみません、そこについて存じ上げておりません。

【まきやま委員】では次、県議宛ての激励会のメッセージなんですけれども、これ、2023年5月16日のメールで秘書課の方で作成、2023年5月16日ですね、秘書課の方で作られたかどうか、記憶はございますか。

【参考人(元秘書課長)】2023、昨年度ということで、私ははっきり認識しておりません。

【まきやま委員】次に、2024年4月5日に維新の会定期大会にメッセージを作成、秘書課が作成していると思うんですけれども、その記憶はございますか。

【石本委員長】 休憩します。

-----  
— 午後 3時32分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時32分 再開 —  
-----

【石本委員長】 再開します。

【参考人(元秘書課長)】2024年4月5日というのは、今年度の4月ということだと思うんですけど、私はもう県北振興局に行ってまして、あんまり記憶がございません。

【まきやま委員】次は、大石けんご後援会のホームページの作成についてなんですけれども、この時、知事がマニフェストの達成状況を県の幹部が各部門に問い合わせた収集した公文書そのまま業者に渡したとLINEグループに記していました。ということで、この時に、後援会と業者間で守秘義務契約をしたこともLINEに残っています。このことに関して知っていることはありますか。

【参考人(元秘書課長)】まず、ホームページのですね、後援会のホームページを更新するという話は以前から知事も言われてたので、それについては私は知っています。まずはそれが一つでございます。

その上で、公務としての実績の方をということで、恐らくホームページに載せるという前提だと思いますけれども、ということで知事からも実績を教えてくださいと言われてまして、県としても、公務としての実績のところでございますので、私が幾つかの数字を関係課に数値などをお聞きして、私がお聞きした数字をまとめて一部お渡ししたということは、私もはっきり覚えております。ただ、時期はちょっと覚えておりません。

【まきやま委員】これは恐らくですね、様々な知事の政務を知事が秘書課の方に指示をして、

それを公務時間を使ってやっていたということが問題であって、参考人の立場であれば、これは公務なのでできますとか、政務なのでできませんとかをきちんとおっしゃるべきだったのかなと思います。

ただ、これを混同して指示をする知事の方が問題じゃないかと思ってまして、この区別をしっかりとしなければ、知事が秘書課を私物化しているということになってしまいます。

それで、現実、実際、状況としては、このほかにもたくさんそういったことがあったと思うんですけども、現場では公務、政務の線引きがきちんとできていなかったということは認めますか。

【参考人(元秘書課長)】 まず、知事の方から、例えば全て言われたとおりで、した業務を我々、公務の時間内に公務としてやっていたということで混同してないか、知事が混同してるんじゃないかというふうな話でございます。

まずはそれについての認識でございますけれども、1点目、知事は知事としてですね、基本的に当然ながら公務のことを我々に指示をしますし、我々も公務のことで一生懸命やっておりました。

ただ、そこが、先ほど小林委員からもご指摘があったように、微妙にこう絡むようなところがあつたりしますので、誤解とかですね、今申し上げたり、私が舌足らずだったり、いろいろご指摘ありますけれども、そういう中でやります。

そこで知事が私物化したという話でも、そこは必ずしもないだろうと思っておりますし、もう一点、全て知事が言うとおりに私が動いていたかとか、秘書課職員が言うとおりにしか動いてなかったかということ、必ずしもそうではございません。

私は、私の立場の中で、やはりこれは公務としてはどうだということで、中には、内容によって、公務の中でもそうですけども、知事に対して諫言を申し上げるという機会もありましたし、職員としてもそういったことはやっておりましたので、公務、政務、我々としては、やっぱりきちんとけじめをつけながらやるべきだということの中でやっておりました。

ただし、その色分けの中で、先ほどご指摘がありましたけど、PDFの話とかですね、それはそれで私も反省すべきだったところはあるかというふうに考えております。

【まきやま委員】 では、秘書課の中では公務と政務の線引きがきちんとできていたと言えるということですかね。

【参考人(元秘書課長)】 我々は、やはり基本的にそうすべきだと考えておりましたので、そのように努めて参ったところでございます。

【まきやま委員】 今の参考人の言葉は、すごく大事なところなんですけれども、それができてないから、こういったいろんな問題が出てくると思っております。

ですので、そうですね、今一番の根本の原因は、指示をする立場の知事の在り方なんですけれども、今後ですね、今後はもう秘書課におられないのであれなんですけれども、秘書課の方たちが、こういった区別をきちんとして公務に当たっていただきたいと思っております。

以上です。

【参考人(元秘書課長)】 公務と政務につきましていろいろなご指摘、まきやま委員からもご指摘いただきました。それにつきましては、我々としても改めてそういうご指摘を受けたということにつきましては、県の職員として、先ほど小林委員からも地方公務員としてどうなんだ、

秘書課長としてどうなんだということでした。私としましても、十分ではなかったところはあろうかと思っておりますので、改めて今後、しっかりと指摘も踏まえながら、公務にしっかりと対応していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

【吉村委員】 今日はお疲れさんです。僕はね、あなたに期待しとったとよ、県北振興局に来てね、言うたよね。真面目でね、県北のために頑張つてよねと言うたよね。そう期待しとったのに、こういうことになって非常に残念なんじゃけど、だからね、もう最初に言うとかけど、やっぱりさっきからの話を聞いてね、やっぱりグレーよね、その公務か政務かという話をすると。やっぱりその境界線もあんまり、もやもやとしたところがある。そういうことを区別するのも、やっぱり難しいところもあるというあなたの話ね。そういうことを聞きよったらグレーよ、グレーは黒よ。もうはっきりするなら、これは公務です、どうもこれはわからんというのは、全て政務よ。そういうこと、そうせんと、今からじゃだめ、もう結果論よ、今までしてしまった、そういうことに。それが今、問われよるわけよ。

だから、知事がね、私物化した、そういう話もどこかであいよっとかもしれん、僕も聞きよったら、そういうこともあるかもしれんねと思う。でも、そういうふうにしてしまったのは、まあね、知事はあなたの上司たいね、そうなるわけよね、知事だから。その言うことを聞くということは、ある意味あるんじゃないけど、これは公務員としてね、やっぱり地方公務員法という法律があるわけよ。だから、一般の民間の

会社とは違うね。

そこを考えると、もう既にこれまでできてしまったその結果、その積み重ねは、もう後に戻らん。だから、やっぱりそこを、今後というのであれば、もうね、やっぱり。もう取り返しがつかん、やっぱり今までやってきたことはね。グレーは黒という話でよ。

それでね、今までの質問を聞きよって思うんじゃけど、この2,000万円の架空貸付の、架空かどうかというのもまだね、あなたにはわからんじゃろうけど、とりあえず2通作ってあるものだから、一つは架空てなるわけよ。金の動きが一つしかないものだから。

その借用書の作成、第1回目はね、5回で払うて、今、参考人が言った話と同じ。でもね、もう一つあるのよ、同じのが、払うのもね。これは前の参考人が出した資料に載つとるんじゃないけど、これ見よるとね、判こが違う、判こが違うのよ、甲乙ね。そして、この2回目のやつが、多分、参考人が押した判こと一緒かなと思うんよ。そしてね、これが2回目。

そして、3回目があるのよ。これはね、やっぱり1回目がね、無理な返済ね、460万円、1回に支払いますという、5回で2,000万円を返すという消費貸借契約書なのよ。それが無理があるので、それをね、10回に分けとらすとよ。これが多分3回目かな。これもまた判こが違う。いろいろね、疑問点がいっぱいあるんじゃないけど、こちら辺は、知事が直接判こをついたのか、判こを預かっつとったあなたがついたのかはわからんけど。

そしてね、1回目、2回目は年利3%で貸し付けてある。でも、3回目の10回に延ばした時はね、年利2.2%に変更している。くしくもね、これは医療関係の金融機関から、知事本人が選挙

当初に借りた2,000万円の金利と一緒に、2.2%。それを最初、3%で貸しとるから、これは貸金業法違反になるとじゃなかろうかと思って見たけど、それを訂正してあるんじゃない、2.5%に。そして、毎年の払いを減額してある。やっぱり無理があるんじゃないかな。だから、お金を集めんと、どうにもならんというところで金集めばかり一生懸命ならしたっじゃろうなと思うんじゃないけど。

そういうところの知事の動きというのを見ると、やっぱりそこは一線を画してほしかったなと思うんじゃないけど、やっぱり、まあそこら辺。

それと問題はね、一つお尋ねは、さっきから小林委員が言われとるのは、僕がちょうどおらん時の総務委員会のあなたの答弁ね。やっぱりそこで断定的に言っているというのが議事録にも残つとる。「違います」、「知りません」、そこが問題なのよね。やっぱり今日の答弁を聞いてると、ちょっと忘れて、ようっとはっきりわからない。それとか、はっきりしてないのぞ知らないと言うたとか、こうだんだん変わってきよるから、わあわあとなるんじゃないけど。

そこら辺について、やっぱり前回の総務委員会で答弁された時と現在というところのあなたの記憶の違いとか、そこら辺をちょっとお知らせいただけませんか。

【参考人(元秘書課長)】 まず、契約書の関係の話でございました。吉村委員が今いろいろ経過があるんだという言葉がありましたけど、私は、全くそれは存じ上げておりません。ですから、もし仮に私が2,000万円の契約書に印鑑を押したとしても、どの段階の分というのもちょっと実はわかりません。まずは、それが一つです。

それから、2点目の話としまして、記憶がどうかということでもございました。私も記憶をい

ろいろたどりながら、自分なりのメールも確認しましたけど、メールのデータが移動等に伴いまして、うまく移行できなかったりとかというものもありました。

その上で、小林委員はじめ皆様に、本当にご指摘をいろいろいただきました。そこにつきましては私も真摯に改めて認識した上で、今後、本当に改善をしていくべきところはあるかと思っています。それにつきましては、改めて今後、自分なりにしっかりと踏まえていきたいと思えます。

以上でございます。

【吉村委員】 わかりました。自分なりの答えでしょうから、それにいろいろは言わんけど。

次に、秘書課長、それから部長になって、今、県北振興局長やな。そういう中でよ、知事がね、クリスチアーノ・ロナウド選手と面会したという話があります。全国知事会、山梨県開催。これについて知事は、その全国知事会には出らんで、大阪に行ってロナウドの出るサッカーの試合を見た。ここら辺は、秘書課でちゃんと把握はしておりましたか、いかがですか。

【参考人(元秘書課長)】 そこは把握しておりました。

【吉村委員】 把握しとらんと言うかと思つとった。びっくりした。把握しとつたら、そういうことをしていいと思ひましたか。その当時、秘書課長やったとかな。そこを把握しとつたと言うなら、知事がどうしてそのサッカーの試合、ロナウドが出るサッカーの試合を見に行つたのか、その理由というのも把握しておりましたか。いかがですか。

【参考人(元秘書課長)】 令和5年、ロナウドの件につきましては、令和5年の時だったというふうに思ひます。その際に、まず、全国知事会

の話が今ございましたけれども、大石知事が就任してから、まずは全国知事会の参加状況といたしまして、事務的な会議、担当者が出る会議って全国知事会議でもあるんですけれども、そういうのを除きまして8回ほど知事が出席する場面がございました。そのうち5回を知事は出席しています。その時に、まず欠席した3回につきましては、馬場副知事であったり、東京事務所長が代理で出てきたわけでございます。ですから、状況に応じまして、基本的に知事が、これは全国各地そうなんですけれども、欠席する場合というのはあります。

そこで、その上でロナウドの件にまいらせていただきたいと思っておりますけれども、もともとロナウドのサッカー観戦のために大阪に行ったということでは、まずございません。行った目的は、それに付随しまして、ある県内出身の方が経営しています会社の方が、自社のイベントの中でロナウドさんを使われるということでした。それにご案内いただいて、長崎県としてのPRと本県の来訪とをお願いするためにまず行きました。

そこで、サッカーの観戦につきましては、もともとロナウド氏が日本に来る目的というのは、サッカーの試合がメインでございましたので、そのイベントは翌日ということだったと記憶しておりますけれども、じゃ、その翌日のイベントの中でお会いする機会があったので、千載一遇のチャンスということの中で、そうすると、そのお会いする前にサッカー観戦はしておいた方がいいんじゃないかという判断の中で見たという経過でございます。

【吉村委員】そこまで把握しとったと言うなら、また聞きたくなるんですが、その次の日の主催、その次の日か全体かわからんけど、MTGね、長

崎の出身のMTG、そこまでしか言わんけど。その新商品の発表記念に招待されたというような話なんじゃけど。だから、その観戦チケットは知事が自腹を切って費用を出しました。県は、そのチケット代は出していませんということになるんじゃないと思うけど、本当に知事が出したのか。招待であれば、このMTGというのが、ただで席を用意してくれたんじゃないかなと思うけど、そこら辺まで把握してますか。

【参考人(元秘書課長)】ある会社のイベントに招待を受けてという話がまずあります。その観戦につきましては、先ほど質問がございましたけれども、知事が自費で払ったのは間違いありません。知事は、自費で払っております。ですから、完全に招待で完全にあれしたという話ではございません。

【吉村委員】知事が絶対自腹を払ったとあなたは今言うたけど、そこまで確認しとるとですか、再度確認します。

【参考人(元秘書課長)】確認をしております。それは、私もその支払いにつきまして、私とか担当者も関わっておりましたので、知事からお金を預かりまして、それを振り込んだということでございます。

【吉村委員】実はあんまり確認できとらん、わからないような、記憶がないようなという話ばかりやったんで、なかなか覚えとらんかなと思うたら、そこは鮮明に覚えとるんですね。その金がどこからきたかは知りませんが、一応知事が自腹は。

それで、そこまでして、そのサッカーのロナウドが出る試合を見に行つて、千載一遇のチャンスと、参考人は先ほど言われましたが、千載一遇という、そこまで力を入れるのであれば、長崎県にとって、それがどういう効果があった

のかをちょっとお知らせいただきたい。

【参考人(元秘書課長)】 千載一遇と申しましたのは、サッカー観戦というよりも、その翌日にその会社の社長さんが会えるタイミングをつくれるというお話がありまして、そこで短い時間になるかもしれないということでしたけれども、そこで行ったと。そこで知事の方から、本県への来県のお願い、それからフォロワー数が6億人だったかと記憶しておりますけれども、それだけの方が長崎県の情報発信、魅力というものを発信していただければということをお願いをしたところです。

それで、じゃ、その結果について、どうだったのかということでございましたけれども、それにつきましてご協力をお願いしたいということでしたことですが、今現在、私が知る限りにおきまして、その時の話とかいうのは、今出てないというふうな状況は残念でございます。

【吉村委員】 残念という、出らんでしょうね。このロナウドを長崎に呼んで宣伝効果を出すためには、なんかロナウドは、キャスティング会社と、当然、プロだから契約してあるんで、それなりのお金を払わんと、そら来んよ、ただではね。

だから、最初からそんな効果が出らんとところに行っただけと結果的にはなってしまうわけよ。それを把握しておりました、こうでしたというところが、まあ、秘書課としても甘かったんじゃないかなと思います。それは答弁は要りません。

最後にもう一つだけ。これは、今回、別の参考人、元監査人という人が、内部分裂でこういう資料が出てきたから僕らもわかるんじゃないけど、もうLINEのやり取りがいっぱいあるのよ。検察に既に全部出してあるそうです。だから、そ

れが事実かどうかというとの確認を僕らはやりよるわけよ。検察とか警察じゃないので、僕らは、そういう取調べはできんちゃけど、事実を照らし合わせて、そごがないのかとか、どっちが本当かとかいうのの確認。

それでね、これもLINEで残っとるんじゃないけど、その文章がね、知事の。知事の言葉が。

佐世保・県北を担当する専属職員を迎えて、「何とか県北振興局長に誰かいい人を探してもらえるようミッションを与えています。これを事務所に構えという方針を考えていますが」という文章がLINEに残っとる。

県北振興局を、知事の佐世保・県北担当の事務所にしよったんじゃないかろうかいと、自分の政治目的のためにと、こう疑うような言葉なんですけど、こういうことを参考人は知事から聞いたことがありますか。

【参考人(元秘書課長)】 まずは、県北振興局を知事の政務事務所みたいにとというような話でございしますが、全くそういったことはまずございせん。私は、当然ながら、県北振興のために、未熟ではございますが、一生懸命取り組んでるところでございまして、例えば知事から、まずはそのLINEの話が私もどういものかわかりませんが、知事からは、県北振興のためにしっかり頑張ってくれというような、赴任の時には、そういうお話はいただきました。

【吉村委員】 あのね、一番最初に言ったけど、あなたは、俺はもう本当に期待をしてね、県北を頼みたいと思うとったのよ。しかしね、こういうことになって非常に残念と、2回繰り返す言うけど。

このLINEにはね、今、参考人はわからんと言ったけど、今回の件はね、さっき言うたことね、「商工会議所を中心とした資金づくり」で、

建設業協会、医師会、歯科医師会とは別にして、それ以外の資金づくり、こういうことを知事はいつも考えよったのかと思うと、がっかりくるのよ。これはね、4月24日のこと。あなたがまだ県北振興局に行く前かな。もう赴任しとったかな。こういうのがね、残つとるわけよ。

だから、そういう意味での相談は受けましたか。

【参考人(元秘書課長)】 繰り返しになりますけれども、私は、そういった指示なりお話を私にしてくれとか、そういったことも全くございませんし、私もした記憶はございません。

私は、とにかく県北振興のためにしっかり頑張ってくれという中でご指示は受けましたし、それだけでございます。単純に言いますと、そういうことでございます。

【吉村委員】 最後にしますけど、やっぱりあなたの言うことを、もうそうだと思って聞けばね、知事を中心とした周りは、それとは裏腹にお金のことばかり考えよったということ。県北の振興も考えとらんし、何も県のことも考えとらんと、ひたすらお金のことを考えよったというのが、もうこのLINEのやり取りを見ると、もう如実に表れてとるとというのが、僕の個人的な感想。

だからね、それに辛いところもあるやろうけども、やっぱり結果が全てというところもあるんでね、やっぱり全くあなたに罪がないとは言えない。知事と一心同体になってやったところがあるとなればね、やっぱり考えた方がいいんじゃないかと私個人は思います。それを提言して終わりたいと思います。

以上です。

【参考人(元秘書課長)】 今のお話、知事と一心同体ということで誤解を与えてしまっているん

ですが、いずれにしても、私と知事は、当然、公務の中での話ですし、私は、公務にこれまでも一生懸命自分なりには取り組んできたつもりでございますし、県北振興につきましても、ずっと以前から県職員としてもいろんな、いわゆる南北問題と言われたり、ましてIRの話がある。そういった中におきまして、私は私なりに、微力ではございますけれども、県北振興のためにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

【石本委員長】 ここで一旦休憩をします。

-----  
— 午後 4時 0分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時 1分 再開 —  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

先ほど、吉村委員からの参考人に対する発言については、適切性を欠く発言だと思われまので、議事録から取り消したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかにございませんか。

【小林委員】 先ほどから参考人にお尋ねをして、なかなかまともな答弁が返ってこないとか、かみ合わないということが多々多々であります。

ただ、その中で、政務と公務がやっぱり混合していると。私は、最初からあなたに尋ねる時に、政務と公務をどれだけ区別することができるかということ、なかなか難しいんじゃないかと、そう考えておりましたが、あなたは、それはきちんと区別してると。政務についてはね、一切存じ上げんと、知らないと明確に言いよった。ところが、先ほどから何度も言うように、あなたに尋ねんといかんことがいっぱいあるから、忘れないうちにどんどん尋ねていかんといかん。

そういうことで、あなたのしっかりとした答

弁を待つまでもなくね、こちらが先にしゃべってしまうと。それをよいことにして、あなたからまともな答弁が全然返ってこないと。

今まで、「言葉が足りない」とか、「誤解を与えた」とか、そんな失礼なことを言うなよと。あなたが言うたとおりのことを言っているんですよと、こういうことを申し上げとるわけです。

だから、あなたは、公務と、そういう政務をきちんと区別していますと、何度もきちんとして、政務のことはあずかり知らないと言い切ったあなたが、今ここにきて、なんか非常にその辺のところ、なんか自分の言葉が足りなかったとか、誤解を与えたかと思うとかという言葉に変えて、なんか煙にまかれているような気がするんです。もちろん私は、あんたにそんなね、煙にまかれているような思いは全くありません。まだこんなことを言っているのかと。

あなた、ずっと私に虚偽答弁をやってきたんだよ。その虚偽答弁を認めようとしないと。何で認めないのか、うそばかり言っとったくせに。うそも明らかになった。あなたも認めているじゃないか。どうですか、そこは。

これは、あなた、地方公務員法に引っかからないのか。そういう信用失墜行為とか、懲戒処分を受けることも考えられないのか。こんな議会で、そういううそ八百並べて、そういうような虚偽答弁をやっているということ。そして、それを認めようとせん。この倫理確保の面からもね、非常に問題があると思うんだよ。

だから、どうですか。私が間違った発言をしとったと、事実関係を隠しておったと、これを謝りたいと、そういうところの謝罪をすべきじゃないか。

【石本委員長】 小林委員、ちょっと途中ですけれども、本日はあくまで参考人としての招致で

すので、中身を。

【小林委員】 だから、参考人と言ってるじゃないか。

【参考人(元秘書課長)】 いずれにしましても、そういうふうには私は虚偽答弁、だましたというつもりはありませんが、ただし、不確かとか、言葉足らずであったり説明不足であったことについて、やっぱりそこについてはきちんと謝罪を申し上げたいと思います。

その上で、地方公務員法の話ございましたけれども、地方公務員法に抵触するかどうか、そういうことにつきまして、私が述べるべきではないと思いますので、そこにつきましては専門家であったり、担当のところであったり、いろいろなそういった中で、ご判断いただくことだと思います。

以上でございます。

【小林委員】 あなたがしゃんとしていただかないと、委員長からこういう注意を受けてる、言葉が荒いよと。その原因は、少しあなたにもあるんだよ。私は、丁寧な言い方は幾らでもできるんです。だけど、やっぱりね、事実じゃないことを言われたり、そういう自分の落ち度をね、言葉巧みにごまかしたり、そういうことはしない方がいいんじゃないですかと、こういう言い方もできるんです。

だから、もうちょっとね、やっぱり公務員なら公務員らしく、あなた、知事の側近でも何でもないんだよ、一公務員ですよ。あなた、地方公務員ですよ。そうやって1年に1回ずつ、ずっと昇級して、異例な速いスピードをもって出世しているかもしれんが、私に言わせてもらえば、今の状況の中でね、やっぱり県北振興局長というのは、少し早過ぎたかなと私は個人で思っているんです。まだまだ、やらなけりゃいかんこと

があるんじゃないかと、こう思っているし、あんまり人事制度に、人事権を発令したのかどうか分かりませんが、まともな出世じゃね、私は、普通の昇進のあり方から少しあなたは違うと思うんですよ。これは私の個人の考え方で

す。  
だから、そういう点から考えて、今申し上げているわけだけでも、虚偽答弁ということ

を認めないんですか。  
じゃ、今までちゃんと区別してるとか、政務と公務はちゃんと明らかに整理しているとか言ってきたことは言葉足らずだったんですか。どうですか。ちゃんと答えなさい。

【参考人(元秘書課長)】 繰り返しになりますけれども、議事録を改めて見ていただきたいところがあります。確かに、私が、政務について把握できないとしたことも、私は間違いないと思っています。

その流れの中の話で、例えば選挙の応援におきまして、応援を頼んでない人にもお願いしたりとか、そういったこともどうだとか、いろんな切り口の中でありましたけれども、いずれにしましても、私は、言葉とか説明が足りなかった点はあると思いますが、虚偽の答弁をしたということでは考えていません。

ただし、いずれにしましても、そういうふうな観点で見られてしまうというのは、先ほどの県北振興局長としてもそうですけども、私の不徳といたすところでございまして、ご指摘はご指摘でしっかりと承りながら、改めて今後しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

【小林委員】 もう少し、あなたさ、きれいな気持ちでやってもらわないと、埋もれてしまったらだめですよ、と私は思います。

だから、今言うように、いいですか、私

は、はっきりわかりやすく言っているのは、あなたは私の質問に対して、政務と公務は分けています。だから、知事が、どこに何日に行ったかとか、何回行ったとか、そういうものはありません、知りません、そういうことをずっと繰り返し答弁してきたんだけど、黒塗りの知事の日程を見たら、驚くなかれ、どこに、いつ、誰の応援に行ったかと、こんなことが全部明らかになってきてるし、また、あなたが選挙応援の実績整理というものを自ら作って、何か備忘録みたいな、後援会の方にそれを渡していると、これだけのことをおやりになってるわけだよ。

だから、そこに私に対して、私がさっきも言ったでしょう。もし私が公開審査、情報公開を、これを申し出なかったら、あなたの言い分がまともだったのかと、そういうような形で受け止めざるを得なかったと。ところが、私は、そういう公開の審査をしてもらって情報開示という形でお願したところ、それが認められて、黒塗りが真っ白になったと。そうしたら、全部、日程表に、そういうことが載っているじゃないですかと。

だから、そういうことから考えてみれば、全くありませんとか、知りませんとか言っていたのが、あなた、うその答弁をしていると。そんなのを虚偽答弁というということをずっと言っているけれども、それを認めようとせずに、言葉が足りなかったとか、誤解を与えたとか、何で言葉が足りなかったんですか。

【石本委員長】 小林委員、すみません、もう繰り返しで。

【小林委員】 繰り返しも、答弁をしないから、しょうじゃないか。

【石本委員長】 同じような答弁をしていますので。（発言する者あり）

【小林委員】 いやいやいや、そんなことをね、まともにね、そういうまともな答弁をせんような、そんな集中審査なんかあるもんですか。だから、私は事実に基づいて言っているわけだから。それを何回も聞いて、それを虚偽答弁という、そういうことを認めようとしなから言っているわけです。

【石本委員長】 これまでも何回か答弁してんですけど、もう答弁が変わってないですもんね。

【小林委員】 答弁が変わってなければどうするんですか。

【石本委員長】 一応、いいですか、ここで。

【小林委員】 委員長から注意しなさいよ。（発言する者あり）

【石本委員長】 しっかりと虚偽答弁じゃなく、真実を語っていただくということで参考人招致しておりますので、そこはよろしくお願いします。一応、ここでいいですか、後の時間がありますので。

【小林委員】 先ほど、吉村委員からね、佐世保振興局長にあなたが就任して、知事からね、いわゆる佐世保の市長と連携とか、そういうようなことも含めて、後援会をいわゆる県北でつくる、佐世保でつくと、こういうところの役割を担ってほしいと、こういうメールがね、届いてきた、LINEが届いてきたと、こういう話が公になつとるわけよ。あなたは当然ね、もう今、あなたの性格からいけば、そうやって印鑑を押すのも、何の書類だったかわからんと。こんなことを言うような県北振興局長、当時の秘書課長だから、今、知事からそういう話があったということについては、全くもって否定をしているけれども、本当にあなたはそういう話はなかったんですか。

【参考人(元秘書課長)】 繰り返しになりますけ

れども、知事からそういうことをしてくれというふうな話の指示はありませんでした。県北振興について、しっかりと取り組んでくれと。その際に、まずは成果にこだわってほしいということ。それから、各市町とか地域の方とも連携して、しっかりと取り組んで県北振興してほしいというふうなことでございました。

【小林委員】 だから、そういうことでいけばね、県北振興局長は、まだまだ経験を積んだ適任者はまだまだたくさんいらっしゃると思うんだよ。あなたは特別な命を受けて、この県北振興局長に就任しているのではないかという疑いが持たれているわけで、今回の人事にいろいろと取り沙汰されていることは事実ですか。重ねてお尋ねしますが、そういうような命はないんですか。

【参考人(元秘書課長)】 私自身の人事につきまして、私は存じ上げておりません。その上で先ほど委員が申し上げたとおり、私にそういうご指示で動いてくれ、そのために行ったんだからみたいな話は、私自身に知事からあったわけではございません。

以上でございます。

【石本委員長】 小林委員、（発言する者あり）あとの知事の時間がありますので、申し訳ありません。

質問の中で、不適切な発言については、後刻、私の方で議事録を精査して適切な措置をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、参考人におかれましては、本日は大変お疲れさまでございました。

本委員会を代表しましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

これより、しばらく休憩し、4時25分から会議を再開し、大石知事への質問応答を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 4時15分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時24分 再開 —  
-----

【石本委員長】 再開いたします。

これより、大石知事にご出席いただき、引き続き、大石知事の政治資金等について審査を行います。

知事におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

それでは、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。

【松本委員】 午前中に参考人の田中議員が来られて、質疑を聞きましたので、それに関連して9つの医療法人からの286万円の迂回献金の発端の一般質問について伺います。

もう端的に時間がないので聞きますが、田中議員への質問止めの認識とその経緯について、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

【大石知事】 まず、質問の経緯ですね、質問止めの経緯、お話ししましたけれども、まず、これまでも既に質問をいただいておりますけれども、私自身、質問を止めてほしいとか、そういった思いは全くございません。全く問題がないというふうに元監査人の方からも聞いておりましたし、その点、質問いただければ、しっかりお答えすべきだというふうに思っておりました。

ただ、そういう中で、非常にお話が難しい、内容が非常に難しい部分も、複雑な部分もございますので、その考えをお伝えしておくということで、そこは整理できるのではないかと、より建設的なお話、質疑ができるのではないかとというお話の中でお会いするということでしたの

で、そのことについて、今思えば、やはり誤解を与える対応であったと思いますし、今、反省して止めておくべきだったというふうに思いますけれども、その点については、そういった質問止めをしてほしいと言ったこともありませんし、お願いするつもりもありませんでした。

以上です。

【松本委員】 田中議員の説明の中に、恐怖を感じたと、突然知らない人が入ってきて脅されたというような話もありました。これに関して、知事が関与しているかどうかは別としても、いずれにしても、知事が質問を止めさせるというお願いをしたという意識があるのかどうか、認識があるのか、もう一回確認をしたいんですけども、いかがですか。

【大石知事】 それは、先ほど繰り返し申し上げますけれども、先ほど述べたとおり、ありません。先ほど、県議の方から恐怖を感じたというふうなお言葉があったと思います。それについては、私自身そういったことを、また圧力をかけるとか、そういった思いは全くありませんでしたけれども、結果として、そういう思いをされたということに対しましては、本当に申し訳なく思っておりますし、そういう機会をいただければ、改めてお詫びを申し上げたいというふうに思います。

そのお会いをしに行った際ですけれども、理由はわかりませんが、知り合いの記者の方が同席されるというふうに事前に伺っておりました。ですので、そういったことから、元監査人において、県議に対して圧力をかけるとか、質問を止めさせるといったような行為があるとは思っておりませんでしたし、私自身ですね、恐らくその元監査人の方もそう思っていたというふうに理解はしています。

【松本委員】そこで、元監査人が行かれたということですが、要するに知事は、元監査人の接触自体は把握していたのか。お願いして行ってもらったのか。何のために行ってもらったのか。そちらについては重要になってくると思うんですけど、そちらについてはどうでしょうか。

【大石知事】これまでも申し上げてきましたけれども、お会いするという事は事前に承知しておりました。それは先ほど経緯を申し上げたとおりでございます。

その質問を止めてほしいとか、そういった思いは全くございませんでしたし、繰り返しますけれども、問題はないというふうに向っておった中で、ただ、難解であって、非常に複雑なものだというふうに私自身も思っていましたけれども、その考え方について説明をするという話で、その時はその方がよろしいかと思っただけで止めなかったというのが事実でございます。

そのことについては、本当に誤解を与えてしまうということですし、先ほど、圧力を感じたというふうにお話をされていまして、それについても本当にやはり止めるべきだったなというふうに思って反省をしております。

【松本委員】その後も、本日は参考人で、286万円の資金の流れについての参考人の質疑がありました。一部は、その自民党の第8支部の方と、また県医師会の会長が、そういう経緯について質疑をしたんですけれども、やはり一番大事になってくるのは、この部分に県議の支部、県議の後援会、知事の後援会という流れで資金が動いていったことを、知事本人が当時認識していたのかどうか、もう一回確認をいたします。

【大石知事】これも繰り返しお話させていただいてきておりますし、先日、記者会見の場でもはっきりと申し上げさせていただきましたけれ

ども、これについては把握をしておりませんでした。

以上です。

【松本委員】それでは、やはりポイントになるのは、これを誰が考えたということが一番大事になって、皆さんそこがわからないもんですから、それぞれもわからない、わからないということで結論が出ないわけで、こちらに対しては、しかし、ご自身の後援会の話でありますので、把握する必要があると思うんですが、このような流れを誰が考えたのか、もう一度お尋ねいたします。

【大石知事】私の後援会に入ってきて、2022年のうちに返しています。そういった意味では、私の後援会ということは、今、ご指摘いただいたのは該当するかというふうに思います。ですので、私自身も、また、加えて私の選挙期間中に、選挙に関わって起こったことだと認識をしておりますので、私自身もそこをできる限り皆様にご説明を差し上げるということに責任を感じて、これまで対応させていただいてまいりました。

で、この点について、これまでも本当申し上げてきているとおりでなんですけれども、私自身、こういった形でその資金移動がなされたかといったことについてお話を聞いてまいりました。

今日もお話が、議論がされていたと、質疑があったと思いますけれども、そういった指示があったというふうなお話もある一方で、当該の方にお話を聞いたところ、それについてはなかなか食い違っているという状況もございます。そういったことを全て踏まえて、やはり解明するに至っていないということが現状だと思っております。

【松本委員】参考人の会計責任者の方も、何回

も検察に呼ばれて説明をしたということで、そういう本当に多くの方が関わって、そしてご負担もかけているわけでありますので、やはりしっかりと事実関係を、ここは調べ、確認するための委員会ですので、やはりそのところはご自身の責任として、わからないよりも、とにかく少しでも解明できるようにですね、今後も協力してもらいたいと思うんですが。

もう一つは、いろいろ前回説明をいただきました、経緯をですね。最終的には、寄附金の返済286万円に令和6年の8月2日にしましたという経緯はわかりました。

ここでまた問題になってくるのが、借入金から寄附金にして、寄附金はまた戻しているわけですね、県議の後援会の方にですね。その部分がやはり借入れじゃなくて寄附なので、返金が事後買収に当たるのではないかという話が出ているんですけれども、事後買収に当たるという認識はございますか、お尋ねいたします。

【大石知事】 まず、事実の確認ですけれども、2022年にお金が入ってきて、それを気づいた時に、疑いをもたれるのは本意ではないということでお返しをしています。

そのお返しをした方法の記載の在り方について、今回変えた。借入ということを寄附に変えたということで、実際にお金の移動が今起きているわけではありません。そこについては明確に申し上げておきます。

で、それが事後買収に当たるかどうかという認識でございますけれども、私の認識はもう当たらないというふうに思います。それは実際に私がいただいたお金というか、お返しをしたものでございますので、それについては当を得ないご指摘かなと思います。

【松本委員】 実際そのまま戻したということだ

から、当を得ないということですが、それはご自身の判断なのか。それとも、専門家の助言を得ての発言なのか、お尋ねいたします。

【大石知事】 まず、当を得ないというか、該当しないということについて、ご助言をいただいたものだという、ご助言を踏まえての発言かということだと理解をしてお答えをします。

これについて、もちろんご相談といいますか、ご助言を仰いだところでございますけれども、そもそもが、私が受け取るというお金ではなくて、お返しをしておりますので、そのことから、その事実をもってしても、それは当を得ないというふうに理解しておりますけれども、それは本当個別具体の事例を踏まえて司法が判断することだと思いますので、私自身がそこを決定的に、断定的に申し述べるのは適切ではないというふうに思います。

【浅田委員】 今の確認をさせていただきたいと存じますが、先ほど質問止めをする意図はなかったと、田中議員に関してはと。しかしながら、質問がスムーズにいくようにそういうことをある一定したと。なかなかないわけですよ。私ももう十数年この議員をしておりますが、わざわざ佐世保まで行って、その質問の中身を確認すると。それも、気になっているのは、第三者ですよね。県の職員さん、理事者でもない、第三者の方にそれをスムーズにいくように確認に行かせたということ。

そして、これを、前、知事の答弁の中で、一緒に行った方は知事の後援会のスタッフが運転をして行ったと言っていました。

先ほど来から、実は知事がやっていることの公務と政務がむちゃくちゃじゃないかという話があるんです。これもそれと同じだと思うんですけど、どのようにお考えですか。

【大石知事】 まず、ご指摘いただいた、同席をするといったこと、あとまた、質問の意図を確認しに行ったことについて、どう思うかということについて、これについてはこれまでも申し上げてきていますけれども、やはり反省すべきところはもちろんあるというふうに思っています。

今思えば、誤解を与える、また圧力をかけられたとお感じになられたというご本人、県議からもお話がありましたので、それについては本当に申し訳なくお詫びを申し上げたいと思います。

個々について、そのお話をご説明しに行くといった申し出があって、それについて私の質疑に関することをございましたので、それについては後援会の事務職の方に運転をしていただいたという経緯がございますけれども、その公務、政務の整理について、これはどちらかというと、どちらも要素はあるかもしれませんが、その時はそのような対応が適切だというふうに判断をしてお願いをしたところです。

【浅田委員】 先ほども選挙の時の話なども出ておりました、前秘書の方、参考人として。やはり知事自身の見識というものが、県のトップであると、そういったことが余にもちよとなさすぎるのではないかと感じています。なぜかという、私も3人の知事と一緒に仕事をさせていただいているんですが、このような問題があったことはないわけなんです。選挙も何度もあっている、知事選も。しかし、それが無い。だけど、何か言うと謝罪すればと言われても、謝って済むものではないということも私はやっぱり感じていただかなければならない。それだけの責任がある職責なんだということを感じていただく必要があると思うんですね。

286万円についても、今日、参考人の方々が、まず最初の方は口座を貸してということで大石後援会に回すという認識をしっかりと持っていたということをお一人の方は言いました。そして、その途中で、じゃ、なぜ、その286万円を全て使っちゃったというようなお話があったものですから、どのタイミングで使っていいかと判断したんですかと言ったら、それにはコンサルタントが「使っちゃっていいよ」と言われたから、知事選挙ではなくて、別のことに使ったという答弁がありました。

そして、医療関係の連盟の委員長からも、要は、それは知事選挙のために、知事選挙で活動していただいている支部に支払ったものであり、要は知事選挙に使うものがそうではない使い方をされたりとか、いろんなところの全てを選挙コンサルタントの方がジャッジをしている感じがあるんです。

ご自身のところ、その286万円が入ったとか、入ってないというのが仮にわからなかったって、前々から答弁がありましたけれども、いずれにしても、自分にかかるお金を、そのコンサルタントの方に全て任せていたのか。そういう行動に関しても何もかも、いろんな状況が、答弁がどんどん変わっているかのように私には感じられたんですが、その辺も含めて今日の参考人の方たちの答弁に関してはどのようにお考えでしょうか。

【大石知事】 まず、知事としての認識、自覚が不足しているのではないかというご指摘、これはもう本当に受け止めるべきことであると思いますので、反省することは反省をして、改めることは改めて、気をつけていきたいと思います。

まず1つ目、参考人の方が口座を貸してほしいと、私のところへ回すといったこと、その返

した後に関して使ってもいいというお話について、ご指摘がありましたけれども、これについては、やり取りが私からはわかりませんので、それについてはお答えをしかねます。

医師連盟委員長のお話の中で、大石の、私の知事の選挙のために集金を、資金を集めたという話がございましたけれども、その点についても、実際どういった経緯でそういったことになっているか、私自身がわかっておりませんので、そこについてもお答えはしかねます。

選挙の際に、資金をどのようにお任せをしていたのかといったこと、これも本当お恥ずかしながら詳細まではわかっておりませんでした。選対本部の皆様にお世話になっておりましたし、そこは適切に使っていただく、適正に処理をしていただくといったことを、信頼関係のもとでお願いをしてしまっていたということです。それが事実です。

【浅田委員】知事も当然おわかりだと思いますが、選挙というのは、使っていい上限、お金の上限等々も当然あります。そして、使うべきもの、使ってはならないものというのがあります。信用してて任せていたにしても、最終責任はその選挙に出ている政治家本人なわけですよ。本人なんです。私たちもそうです。それをわからない、わからないって、それで済むというふうに思っているのでしょうか。それが130万人のトップの知事として、それで許されると知事はお考えでしょうか。

【大石知事】もちろん、そこで何か生じていた場合、その関わってきた者、私としての責任もあろうかと思えますけれども、本当正直これはお恥ずかしい話なんですけれども、その上限であるとか、何に使っていいとか、そういったことに対して知識が極めて不足していたことは

事実でございますし、そういった管理をするといったことも全く余裕がなかったのも事実でございます。先ほど申し上げたとおり、その選挙にかかる資金の管理につきましても、選対本部に本当に任せてしまっていたということが事実でございます。

【浅田委員】選対本部の方は、皆さん、その選挙コンサルはプロだったと思いますが、そのほかの方はプロだということで信用なさっていたということですか。

【大石知事】プロだから、プロじゃないからというような認識を考えたことはございません。

【浅田委員】だとすると、やはりその方たちもわからない、わからない。今日午前中の参考人の方も、本当にわからなかったと言っていました。わからないか、わからないで済んで、訂正して訂正していけば、全てオーケーなのであれば、例えば県政の事業だってそういうふうになってしまうんじゃないのか。本当に、果たして130万人県政のかじ取りとして任せて大丈夫なのかということも一点気になるところでございますが、そこは今日は触れずともですね、例えば今、知事は、それであるとするならば、県政、こういうふうな委員会等々を開いて、こういう状況になっていることに関して、停滞していると思っておりますか。どうでしょうか。

【大石知事】これまで、一般質問、また各派代表者会議、全員協議会、またいろんな機会を通して、できる限りご理解をいただけるようにご説明をしてきました。

今なお、それがまだ十分でなくて、ご理解いただけてないということで、こういった機会を設けられているといったことについては、本当に私が戦った選挙にかかることですので、そこについては申し訳なく思っています。

また、今日も朝から参考人の方々がお越しになられてお話をされておりました。その方々も、本来であれば、こういった対応をする必要もないというふうなお話も一部ありましたけれども、そういったご発言も踏まえて、本当にこれは申し訳なく思っているところでございます。

【浅田委員】 私たち、この総務委員会のメンバーもそうですよ。本来であれば、こういうことに時間を3日も割いて、視察までやめて、ここで朝からこんな時間までずっとしていること自体、私はどうなのかなと思います。

しかし、それは本当に、もうなんでいまだにやっているのかみたいなことを総務委員長が文句を言われたりするわけですよ。しかし、私たちは二元代表制として、県民の代表として、しっかりと明らかにすべきであると。県議会としても緊張感を持ってそれをやるのが県民に選ばれた我々の職責だと思っております。その辺に関しては、知事はどのようなご見解でしょうか。

【大石知事】 先ほど申し上げたとおり、私自身としては、本当に皆様のご理解をいただけるように対応してきたところですけども、それが十分に至っていないということについては、本当に申し訳なく思っています。

総務委員会の皆様が、本当に皆様方のご判断で、これが必要だということを正式に議論して決定をされて、今この参考人招致、また集中審査をされているという状況だと私は理解をしています。そのことについても本当に重く受け止めながら、私自身もしっかりと真摯に対応してまいりたいと思っております。

【浅田委員】 今、真摯に対応いただけるということをおっしゃっていただきました。

そういう意味においては、知事にとって、私

が一番求めたいのは、知事がずっと選挙の時にも相談をしていた。そして、その後にも相談していた。何かあると、みんながコンサルタントの方が、コンサルタントの方がと言うんですよ。でも、この問題が浮上してからは、知事はそのコンサルタントの方とも弁護士を通じてしか会話をしてないと言います。しかし、知事がその方を信用して、こういうことになっている。これが県政を本当に停滞しているというのであれば、我々の時間を無駄にしているというのであれば、知事がその方をしっかりと参考人として出ていただいて、しっかりと自分たちの理解できなかったところを、把握できるようにすべきであるということを私は言うべきだと思いますが、どうでしょうか。

【大石知事】 招致する参考人につきましては、先ほど申し上げたとおり、総務委員会で正式に議論して決定をされたものと承知をしております。その招致を受けた、依頼を受けた参考人につきましては、それぞれの立場で、それぞれの状況において判断をされているというふうに思います。それについては、やはり尊重すべきだと思います。

【浅田委員】 しかしながら、知事は、その方について、一番信頼していて全部任せていた。お金も使っていていい、286万円も使っちゃっていいみたいなジャッジをされているわけですよ。されたと言いました。しっかりほかの参考人の方がおっしゃったので、そういうことが積み重なっていると、これずっと議論が終わらないわけですよ。

これは、やはり多くの県民の方は、気にしていると思うんですね。マスコミの方だって気にしているから、こうやっていて、これを我々総務委員会としても県議会としても、中途半端に

終わることはできないです。やはり司法の場、司法の場と言っても、二元代表制として県民の負託を得ている私たちとしては、ある一定きちっと、このような中途半端ではなくて、ちゃんとしたものを出して、委員会としても終わらなければいけないと思っているんですね。しかし、ずうっとなんか並行的なばっかりの感じで、やはり知事の決断というものをもう一つ求めたいと思いますが、時間がないので、ほかの方に質問を代わっていただきます。

【石本委員長】ほかに質問ございませんか。

【小林委員】今朝からね、あなたもテレビで聞いとったみたいだけれども、忙しくないの。テレビを見られる暇があるのか。

そんなようなことで、大体午前中から、まず田中愛国邸にあなたの監査人の方が、いわゆる行って、大抵脅かされた。もうとにかく圧力をかけられた。もう本当に精神的に、身体的に不安を感じたと、こういうようなことをあからさまに実体験の中で話をされました。

この田中愛国邸に令和6年6月22日、実はあなたの監査人が赴いたわけですよ。そこに知事が大変な関わりを持っている、関与していると、こういう話が大部分流れております。

そこで、事実を明らかにしていただかないといかんが、まず、あなたの監査人の方が、田中愛国邸に赴かれたのが、なんと全然アポイントなしで、顔見知りでもない、突然やってきた人が、8時半過ぎの夜分ですよ。こんなところで訪ねていっているわけです。

あなたは、叙勲でいろいろと田中愛国さんの動きを逐一LINEで流しておったとか、ずっと連絡を取り続けとったとか、そういう話もありますが、まずお尋ねしますことは、午前中に県民の知事室で、あなたが、この監査人を呼び込

んで、呼んでいろいろと田中愛国邸に行くためのいろんな打ち合わせをしておったというような話がありますが、そういうことは事実でありますか。

【大石知事】知事室でお会いをして、お話をしたことは事実です。すみません、いつなのかははっきり覚えておりませんが。

田中議員の場所に、お会いをして、ご説明を差し上げると言われたことも、先ほど来申し上げているように事実でございます。

その点について、どういった形でお会いするかまでは、私自身ちゃんと理解できておりませんでしたけれども、先ほど来申し上げており、本当に誤解を与えない、与えてもおかしくないことだと反省していますし、先ほど田中議員の方からも不安を感じたと、脅しを、圧力を感じたというふうにお話されていまして、そのことについては、本当にお詫びを申し上げたいと思います。

【小林委員】お詫びも今頃のお詫び、そしてね、狙いは286万円の説明をさせることが目的でと、こんなことをあなたは議会で答弁を私にしているわけですよ。だけど、実際に監査人が行って、田中愛国先生のお宅で話したのは2時間強よ。その中で、286万円の説明らしきものはほとんどないわけだよ。そういうようなことを田中先生の証言から、今日、参考人として、その説明でよくわかったわけだけれども、そういう状況から考えて、あなたは午前中に、事もあるように知事室で、そうやって監査人を呼び込んで打ち合わせをされていると。どういうことの打ち合わせをされたかと、今聞いているけど、答弁がないです。もう一度どうぞ。

【大石知事】いつ、その午前中にとすることは、本当日時はちょっとわかりませんが、知

事室でお話をしたことがあるのは事実です。その中でどんな話をしたのかというと、ちょっと記憶に定かではありませんけれども、様々なことはお話していると思います。もちろん、286万円についてのご助言もいただいております。

また、種々の政治資金に関して、適正、適法に、もし過ちがあるのであれば、適正、適法に対応したいということでご相談をしておりますので、本当にそこについては幅広くお話ししたんじゃないかなというふうに思っています。

【小林委員】 その打ち合わせをした割に、286万円の話はほとんど出ずに、結局は質問をやめてほしいと、やめてくれと、いわゆる質問止め、なんか田中先生に圧力をかけ、脅し、そういうようななんか、暴力はなかったが、やっぱり脅している。こういう状況が明らかになったわけですよ。

これは、我々県議会としても、知事のいわゆる下におる人が、そばにおる人が、そういうような状況でね、質問をあたかもやめろと。そして、田中愛国先生はどんなに感じたかと。怖かった、つまり、質問をやめろということで、誰かに頼まれて自分のところに来たんじゃないかと、こういうようなことを感じた、午前中の参考人としての話はそんなことなんです。

それで、午前中に、事もあろうに知事室でそういう打ち合わせをしたというならば、その辺の話は一体どうなっとったのかと。様々な話をしたんだろうが、そのきちんとした話を、説明をしてもらわなければ納得はできませんよ。あなたのそばにおった、これは監査人ですよ。どうですか。

【大石知事】 実際、本当に詳細に、お会いされた時にどんな話をされていたのか、詳細にはわかりません。ですけれども、先ほど申し上げた

とおり、私自身が質問を止めてほしいとか、圧力をかけたいとか、そういった思いがあったわけではありませんし、お願いもしていません。

先ほどちょっと質問の中で触れたんですけれども、お伺いをされると聞いた時に、理由はちょっとわかりませんが、知人のお知り合いの記者を連れて行かれるというふうなお話も事前に伺っておりました。ですので、同席をされるということで私は理解していたので、そういった状況で、そういった圧力をかけるとか、質問止めをするとか、そういったことも当然行われまいだろうというふうに思っておりましたし、それは元監査人の方もそういう理解であるのではないかと拝察をいたします。

【小林委員】 大体ね、田中愛国議員に聞けば、全く見も知らない人と、初めて会う人と、それが新聞記者と一緒にどやどやと入ってきたと。なんか記者の方かと最初は思っておったと。

ところが、現実にはそうじゃなくして、何度も言うように、話がいろいろと多岐にわたり、そして結局は質問止めをお願いに来たような、質問止めが目的だったかのような、そういう内容で、そんな受け止め方をしたと。怖かったと。そういう状況で、それをあなたがやらせていると。結局、あなたが派遣している、こういうような受け止め方になっていることが、実は問題なんです。ここはよくしっかり受け止めてもらいたい。

全く知らない人が、そうやって、あなたから依頼をしてないと言うが、元監査人の方は、あなたから依頼があったから、知らない田中愛国邸に自分は向かって、幾らかでもあなたの役に立とうと、こう思ったんだと、こういうことを言っているわけですよ。

だから、あなたは、後援会の車を後援会の職

員に命じて運転をさせて、田中愛国邸まで往復送迎をさせていると。

そしてね、同時に、話が2時間以上も及んで、帰りの10時27分から電話で41分間、電話で41分間、そのいわゆる長崎に着くまで、田中愛国邸から長崎に着くまでのこの41分間の中で、そのいわゆる田中邸で話したことを全部知事に報告をしていると。こういうのはボイスメモでとってあると、こういうことになっているわけだが、それは事実ですか。

【大石知事】 まず、夜分に押しかけたとおっしゃられました。それについて、先ほど申しあげましたけれども、私がどのような形で、どうやってお会いをして、お話を伺う機会を得たのか、それについては本当にわかりません。わかりませんが、はっきりと申し上げますけれども、無理をして、無理やり上がり込んでほしいとかいったことは全く考えておりませんし、もちろんでございますけれども。それは、私がお願いしたということは全くありません。

また、事実確認ですが、事実に関してですけども、私からのお願いで、このお話をしに行ったと今お話がありましたけれども、これは事実ではございません。元監査人の方から申し出を受けて、それに対して私が確かにお断りしなかったのは、今、反省しているところでございますけれども、まず、その事実が違います。

帰りに報告を受けたといった、お電話をいただいたのは私も記憶がございます。その内容について、様々、いろんな話があったと思いますけれども、そういった電話が帰りの帰路でかかってきたのは事実でございます。

【小林委員】 だからね、帰りの車の中で41分間、こうやって電話を入れたということはお認めになりました。しかし、自分から行ってほし

いとか、そんなことを頼んではないという割に、無理やり上がり込んでとかという言葉が若干あなたから漏れたが、やっぱり幾らか関与しているのかなというようなちょっと感じをいたしましたけれども、あなたは8時半過ぎに行ったということは知らんと言うけども、実際にハウステンボスのホテルオークラの叙勲の場に田中愛国さんと一緒におって、あなたは全部逐一田中愛国さんの行動を連絡をとっているということは覚えがありますか。

【大石知事】 まず、今お話の中で少し事実が異なることがありましたので、8時半にと言いましたかね。8時半にお会いをしに行ったことを知らなかったとは私は申し上げておりません。会いに行った時にどのような形でお家に、ご自宅にお上がりになったのかということは、そこは承知をしていないと申しあげました。

今質問いただいた件ですけれども、叙勲の会場で連絡をとっていたのも事実ですし、その後にお会いを、接触を試みるといったことを承知はしております。それが事実です。

【石本委員長】 そろそろ時間です。

【小林委員】 それでね、私は田中愛国邸に、そうやってあなたの関係者ですよ、まだ当時は。その人がやっぱり結果的に質問止めに行ったというようなことについては、あなたが頼んでいるか、頼んでないかというのは、まだしっかりそういう証拠をもって精査をしなければいけないし、相手の話も聞いてみないといけないと、こう思いますけれども、結局は、こうやって田中愛国さんに対して、あれから会う機会もたくさんあったらと思うんですけども、お詫びひとつも言ってない。謝罪の一つも言ってない。そういうようなことが、やっぱり知事として、人間的にいかがなものかと、こう私は考えます

よ。

また、そういう元監査人は、今は元だけれども、当時はあなたが頼りにされておった監査人であることは間違いないと。やっぱり議員である田中愛国先生にご迷惑をかけたんだから、謝罪とお詫びと286万円の説明が大事だと思えば、ちゃんとそのことは田中先生にあなたはやるべきではないかと、それすら挨拶ができてないというところは、遺憾千万だと思うけど、それについてはどう思いますか。

【大石知事】 まず、元監査人の方がお会いすると言った時に私が止めなかったということは、もう本当これは反省すべきことだと、今、思っております。それについては、先ほど来申し上げておりますけれども、田中県議に礼節を欠いていたといったご指摘だったと理解しておりますけれども、それについてもご指摘のとおりだと思います。ここについては、今日、改めて田中県議の方から、圧力をかけられたというように感じた、不安を感じたというお話がありましたので、そのことについては本当申し訳なく思っております。ですので、機会をいただければ、改めてお詫びを申し上げたいと思います。

【まきやま委員】 お疲れさまです。

知事が質問止めではないとおっしゃっておりますが、2024年6月15日のメールがあります。題名が「議事録について」という題名です。ここには、「通告期限を確認したところ、週明け月曜日とのことです。内容は把握できますので、月曜日夕方には入手可能と思います。」翌日には一般質問の予定表も送っておられます。

これ、一般質問に関しての情報を送るということは、質問止めをしようとしていることが明らかじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【大石知事】 それは全く当たらないと思います。もちろん、先ほど申し上げましたけど、286万円についても、もちろんご助言を仰いでいたし、そういった中で情報共有といったことのひとつです。それによって、質問を止めようとか、そういう話じゃないと理解しています。

【まきやま委員】 これ、一般質問のかなり前のメールなんですけれども、我々議員も知らないことを第三者にわかり次第提供するというのは、情報漏洩として大問題だと思うんですけれども、その見解をお聞かせください。

【大石知事】 日時について、詳しい詳細のことについて正確はわかりませんが、情報の取扱いについて、これは信頼の中でMDAを結ぶこともあると思いますけれども、信頼の中で相談をするといったことはあるかと思えます、それを、情報保持をお願いした上でですね。

【まきやま委員】 秘密保持契約を結んだ上で、そういった第三者への情報を流すということは可能と考えられていますか。

【大石知事】 それは、ものと状況によるかと思えます。

【まきやま委員】 その判断が信頼関係という基準であると、ちょっと議会軽視につながるような気もするんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

【大石知事】 直接、必ずしもそこが直結するかわかりませんが、情報の取扱いについてはしっかりと配慮すべきだと思っています。

【まきやま委員】 もう一つお聞きしたいことがあります。

元秘書課長のことについてですけれども、この課長は、大石知事の右腕だったと思いますけれども、1年置きに昇進をされています。これは、ほかの職員に聞くと異常だという意見を伺

いますけれども、人事権を発動したかどうか、教えてください。

【大石知事】 人事に関わることは、お話しはしませんけれども、当該の職員については非常に有能な方だと理解しています。

【石本委員長】 時間もそろそろになりますが。

【小林委員】 何時までいいの。

【石本委員長】 一応今日。

【宮本委員】 知事、お疲れさまです。今日はありがとうございます。

1点だけ確認をさせていただきます。知事が、5日前か6日前に元監査人を告発されました。要は書いているブログが事実無根であるということで告発をしたという記者会見を聞きました。

今から確認するのが、その期間に該当するのかどうか、ちょっとわかりかねますけれども、これも事実無根だということの認識でいいのか。これは、知事が県北振興局長に送っている一部がブログに載せてありますが、要は、県北振興局長への政務ミッションという形であって、3点、県北振興局長に対して知事が送られているものがあるんですが、「佐世保ですが、大きく以下の3点を踏まえて進めていただければと思います。まず1つ目が、今回の件は商工会議所中心とした資金づくりという整理。2点目が仁義きりの手順の整理。3点目が佐世保の活動体制、最終的には佐世保・県北を中心とする、担当する専属職員を迎えて事務所を構える」というような文面、これがブログに出ています。これ、知事のアイコンになっていて、知事が送っている。これも知事は、事実無根であるという認識なのか。これ、実際知事が送っているのかわかると思います。これについていかがですか。

【大石知事】 ちょっと休憩を、確認を。

【石本委員長】 休憩します。

-----  
— 午後 5時 9分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 5時 9分 再開 —  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

【大石知事】 そのブログに何が載っているのか、ちょっとわかりかねます。今、私の方でわかりかねます。それが正確かどうか、私についてはわからないですけれども、私から県北振興局長に対して、政治活動ですね、主体に行ってほしいと言ったことはありません。

【宮本委員】 そうするならば、これは作られたものであって、知事は送ってない。こういったものは知りませんということですかね。

大変申し訳ないです、真実を確認するために聞いているんですけど、残っているわけであって、これは知事が、誰か第三者がこんなものをわざわざ作って載せるというのは到底考えられないんですが、これは、もう一回聞きますが、知事はこういったものを送信してないという認識で本当にいいんですか。

【大石知事】 繰り返しになりますけれども、どういったものが出ているかわかりませんが、そういった出回ったものに対して一つひとつ正確かどうかなんて確認は、できないと思いますし、まず、私、事実として述べているのは、県北振興局長に対して政治活動を行ってほしいということ、指示を与えたことはありません。

【宮本委員】 わかりました。これも踏まえて、恐らく知事は刑事告発をされているんだろうと思います。誰かが、第三者が作ったということなんでしょ、そうならば。それはにわかに考えにくいと思います。もう具体的に書いてあってですね。恐らく知事もブログを見た上で刑事告発されているので、確認はされているものと思っているんですが、あのブログを見た上

で告発されているので、ブログの内容は多分確認されていると思うんですが、もう一回ちょっとお聞きします。（発言する者あり）

【大石知事】確認できていません。全部は確認できませんけれども、私が先日告訴させていただいた内容について、そこについては明らかに事実をしっかりと告訴をするといったことに足る状況になったと、これはもう弁護士等とも協議をした上で、その結論に至ったので対応させていただいたということでございます。

【宮本委員】では、それはどこの部分でしょうか。これは明らかに違うって、これは明らかに事実無根だという箇所を教えてください。

【大石知事】先日、会見の場でも申し上げさせていただきましたが、告訴の内容については、供託金の300万円について、私が後援会からそれを受けて、借り受けて、それでお支払いをしたと。そのお支払いをした供託金、当選しましたので戻ってきております。それを返さずに、私が背任をしたというご主張だったかと思えます。背任というか、返さなかったというご指摘だったと思えますけれども、それについては全く事実無根でございます。私は、親族からその供託金300万円については借りてますし、返ってきた後にお返しもしています。

また、事実として申し上げさせていただいたのは、私が供託金を納めた日付については、実際に後援会から出金があったと、その主張でされている日よりもっと前のことですので、そもそも供託金はそれの前に支払われたということが事実でございます。

【宮本委員】わかりました。供託金の部分が事実無根であるという形ですね。恐らくブログを読まれていらっしゃるのであれば、この記事も出てくると思えますから、いま一度確認いただ

いて、誰かが第三者が作ったとは思えないような形で正確に、具体的に載っているのご確認いただいて、これが真実であるとするならば、これはちょっといかがなものかなど、私自身もちょっと考えますので、いま一度ご確認いただければと思います。

以上です。

【小林委員】時間もありますからね、一つだけね。

先ほど、あなたの前の参考人に、佐世保の振興局長が参考人で来たんです。それで、いろいろと議論しましたが、一番大事なことは、2,000万円の架空のいわゆる貸付、これは知事も認めているんです、架空ということは。それで、その借用書を作成をしたのが誰かという1点と、その借用書に秘書課長かなんかに印鑑を預けておいて、それで印鑑を押印させたと、こういうことが明らかになり、いわゆる、今の県北振興局長はそれを認められたわけです。そういう事実がありましたか。

【大石知事】まず、その2,000万円が二重計上になってしまっていて、今回修正をさせていただいております。これについては、架空と今おっしゃいましたけれども、二重計上になっていたと。その当時、貸付をするといったことが適切な対応だと私は認識をしておりまして、そういう認識のもとで対応したということでございます。

で、その中ででございますけれども、確かに私が不在の時に押印をお願いしたといったことがあったと思えます。それが恐らく、確かに2,000万円の借用書だったかもしれません。そのように思っています。それについて、本当に今思うと、そういったことを、もちろんその印鑑のある場所、県庁に置いておりましたので、そ

れと信頼するという中でお願いしてしまったということはありませんけれども、それについて巻き込んでしまったといったことについては反省すべきところだと思っています。

【小林委員】 まさに、そういう基本的にね、結果的に見れば、なんか二重貸付と架空は何がどう違うのか。どう違うんですか。自分でわかって言っているんですか。

【大石知事】 私の認識として申し上げておりますけれども、私はその2,000万円が返していただけるとありがたいと、それが問題がないという認識のもとで、その対応をしておりますので、それはその当時、そうすることが適切だという理解で行っております。

今回、二重計上ということをご指摘をいただいたので、それに基づいて適切に記載を修正をさせていただきました。

【小林委員】 だから、2,000万円のお金がね、あなたから、1回目は医師会から借りてきて、それを入金させたということははっきりわかっている。そして、2回目の後援会の貸付は、もう既にあなたが訂正しているように、あり得ない話なんだ。そういうことを二重計上というのか、架空というのか、あり得ないことをやっているところに問題がある。それを借用書を作って、あたかもそれが正しいかのような、そんな借用書を実は誰が作ったかという、誰が作ったんですか。

【大石知事】 文書自体は、事務所で作成をしたと認識をしています。押印については、恐らくその2,000万円の時だったと思います、その印鑑をお願いをしたということは。なので、そういったことが事実ですけれども、先ほど来申し上げているとおり、その2,000万円について返していただけると、それで問題がないということで

ございましたので、その認識のもとで作成をしたということでございます。

【小林委員】 県民の皆様方にわかるような、このいわゆる委員会の状況を見ていらっしゃる方もいるかもしれないので、わかる表現をさせてもらうが、その借用書は偽借用書と、こう言われても仕方がない。実際にあり得ない、そういう2,000万円、これを借用書をつくって、それを後援会に作らせて、そして、それに印鑑を押せと、当時の秘書課長に依頼をしている、命じている。こうやって加担させるような、県庁の職員をね、そういう悪さに引き込むような、そんなことを命じるということはいかがなもんですか。ここはもう十二分に反省を求めなきゃいかんと。一体何と考えているのか、それはどうなんでしょうか。

【大石知事】 先ほど来申し上げているとおり、そのことについて、まず、その作成をした認識は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、結果として、それが正確な記述じゃなかったということについて、今回訂正をさせていただいております。それについては本当に反省しておりますし、それに基づいて返金対応等々も済ませておりますけれども、それについてはもう本当自分を恥じるべきことだと反省しております。

ただ、もう一つ、すみません、もう一つ職員に押印をお願いしたといったことについても、それはもう本当に私が信頼において、印鑑の場所を知っていると、信頼しているということで甘えてしまったところもあったかもしれません。それについては、巻き込んでしまったことについて、それについてはもう反省をして、今後、それを踏まえた対応をすべきだと、自分でも理解しています。

【小林委員】 あなたから依頼を受けて、押印をした、その元秘書課長は、要するにどんな内容かは知らない。見ていない。こんなものをね、大事な知事の印鑑を押すなんていうことはあり得ないと。ものすごくそういうあり得ない話だと。やっぱりどんな内容で知事の印鑑を使っていいものか、責任が全部のしかかるわけだから、その内容を見てなかったとか、内容は知らないとか、そんなような話をね、そこまでしながら、あなたを守っているわけだよ。ここはもう県庁の職員のすることじゃないと。また、そういう人を巻き込むようなあなたの人柄、あなたの人間性、あなたが知事としてのそういう品格のなさ、そういうものをあえてあなたにここは申し上げなければいかんと。十分反省しているなら、言葉だけじゃなくして、本当に反省をしてもらいたい。最後にどうですか。

【大石知事】 判こを押していただいたということは、本当にそれはやっぱりすべきじゃなかったなと思っています。本当にそれは反省して、今後改めたいと思います。

【吉村委員】 すみません、ちょっと時間も過ぎているので、指摘だけさせてもらいます。

今の2,000万円の件ね。あんまり言いたくないけど、金銭消費貸借契約書、最初ね、これを5回で払うようになってるわけね。それで、その印鑑がここにありますが、契約書、令和4年1月12日付。もう一つあります。令和4年1月12日付、これも5回払い、それで金額は一緒、年3%、利息。さっき言った、同じ1月12日で判こが違う。これは明らかに2つ作つとということになるね。

そして、今度は、なかなか払うのがきついで、それを引き延ばした。そういうメールのやり取りもあるんじゃないけど、年利2.2%に引き下げ

た。そして、10回払い。これの判こもまた違う。3枚、判こがそれぞれ違う。これをちょっと指摘させていただいておきます。後でゆっくり考えてください。

以上です。

【石本委員長】 ほかにご質問ありませんか。

〔「時間がないだろう」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ほかに質問がないようですので、大石知事への質問応答を終了いたします。

知事におかれましては、本日はお忙しい中、ありがとうございました。

知事退室のため、しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 5時24分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 5時25分 再開 —  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は10時から審査を再開し、大石けんご後援会元監査人から意見聴取することといたします。

本日は、お疲れさまでした。

-----  
— 午後 5時25分 散会 —  
-----

1 0 月 2 9 日  
(第 2 日 目)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年10月29日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時42分  
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委 員 長	石本 政弘 君
副 委 員 長	富岡 孝介 君
委 員	小林 克敏 君
”	浅田ますみ 君
”	松本 洋介 君
”	吉村 洋 君
”	坂本 浩 君
”	大場 博文 君
”	宮本 法広 君
”	まきやま大和 君
”	湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、参考人の氏名

大石 けんご  
後援会元監査人

6、県側出席者の氏名

知 事 大石 賢吾 君

7、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【石本委員長】 皆さん、おはようございます。  
委員会を再開いたします。

本日の議題は、昨日に引き続き、大石知事の  
政治資金等についてであります。

これより意見聴取を行う参考人への各委員の  
質問時間は、答弁時間を含めて一回当たり20分  
以内とし、審査時間が残っている場合に限り  
再度の質問ができることといたしますので、よ  
ろしくお願いいたします。

傍聴人への注意喚起でございます。

次に、傍聴人の方々に申し上げます。

傍聴人の方々は、お手元の傍聴人等の守るべ  
き事項を守って、静粛に傍聴するようにお願い  
いたします。守れない時は退出を命ずることが  
ありますので、念のため申し上げておきます。  
ご協力をお願いいたします。

次に、これより意見聴取を行う参考人につ  
きましては、申し出により、つい立を設置して  
意見聴取を行うこと、また、申し出により氏名  
についても公表しないこととしておりますので、  
ご了承をお願いいたします。

次に、参考人より、委員からの質問通告に  
対して、お手元に配付しております資料を用  
いて発言したい旨の申し出がっております。

なお、資料につきましては、参考人の申し  
出により、総務委員会委員のみへの配付と  
させていただきます。審査終了後は回収さ  
せていただきますので、よろしくお願いいた  
します。

また、資料中の個人情報を明らかにするよ  
うな形での質問とならないよう、ご注意を  
願います。

次に、インターネット配信等の取扱い及び  
報道への対応につきましては、別紙の取  
扱いとすることよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、そのように取扱うことといたします。

参考人入室のため、しばらく休憩をいたします。

-----  
— 午前10時 1分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前10時10分 再開 —  
-----

【石本委員長】 会議を再開いたします。

これより審査に入ります。

初めに、委員長として、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ご出席いただきました大石けんご後援会元監査人におかれましては、お忙しい中、本委員会にご出席いただきしたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

本日は、大石知事の政治資金等について、意見聴取をさせていただきたく、ご出席をお願いした次第でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで念のために申し上げますが、呼称につきましては、規定により「参考人」という言葉を使わせていただきますので、ご了承をお願いします。

また、発言される際は、挙手の上、委員長である私が指名した後、簡明に案件の範囲を超えることなくご発言いただきますようお願いいたします。なお、発言の際は着座のままで結構です。

また、参考人は、委員に対しての質問ができないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。万が一、質問の趣旨がわからなかった場合は、休憩を求めてください。休憩中に質問の趣旨を確認していただくことといたします。

それでは、まず参考人より、前回の意見聴取

を踏まえ、補足したい内容等がありましたら、5分以内での発言を許可いたします。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 前回に引き続き、長崎県議会の方から召喚を受けました。

まず最初に申し述べますが、総務委員会集中審査の審査の目的は、参考人を追及すること、参考人の人生をつぶすことが目的ではないと認識しています。総務委員会集中審査は、知事の疑惑とされる事案を審査する場であり、参考人が、知事の疑惑とされる事案についてのみ、証拠を示して真実を述べ、他方、知事も、疑惑とされる事案についてのみ証拠を示して真実を述べる、これが本委員会の目的だと認識しています。

しかしながら、参考人に対する誹謗中傷、それもどうしても本委員会への召喚を阻止したい方々からの、言語をもって自己の欲求に応ずるように迫る行為、また、ほかの参考人には、全く身の覚えのない書面を送りつけ、内容を了知させる行為等、受忍限度を超えた召喚阻止活動が激しく行われている現状です。

前回の総務委員会で、浅田委員が知事に問いただしていただいたおかげで、しばらくの間、いわゆるイタ電は、その日をもって止まりました。ありがとうございました。

しかし、10月13日から、また再開しております。以前の、知事しか知らない直通電話番号には1本もありませんが、28日までスマートフォンに1,008回、そのうち24件、留守番電話が入っていました。

その内容の主なものは、「のぼすんなよ、被害届出せや、その前にくらわすぞ、こん、YouTubeにさらすぞ、こら、くらわすぞ、めっちゃやぜか」と、理解できない言葉が並んでい

ますが、いずれにしても、阻止に必死なんだろうなと思った次第です。

参考人は、脅迫と威嚇、圧力に絶対に屈しません。脅迫と威嚇、圧力と闘う覚悟で、本日も参った次第です。

総務委員会集中審査において、参考人として、18件の不正と16件の虚偽の表示、26件の不記載について、公共の利害に関すること、公共の利益に関わる事実、また真実の証明、述べた事実が真実であることを証明できるもののみ陳述いたします。

最後になりますが、28日付、長崎地方検察庁に、以下の告発、告訴状を送付しました。

10月2日臨時記者会見、10月24日の名誉棄損告訴発表記者会見における知事の発言について名誉棄損罪2件、10月24日、名誉棄損告訴に対する虚偽告訴罪で、県職員の政務活動について地方公務員法違反、公職選挙法違反並びに公務員職権乱用罪で告発しました。

県幹部及び知事に対する公文書の漏洩、地方公務員法違反、公務員職権乱用罪で告発しました。また、選挙運動員買収及び虚偽記載、真実は選挙運動者なのに、選挙事務労務者として金員を供与した運動員買収。

そのほか長崎労働基準監督署に、以下告訴状を明日付で送付します。時間外手当の支給、休日手当の不支給、就業規則明示及び作成と届出違反、これは後援会職員に対する労働基準法違反です。

以上、合計8本の告発、告訴をしたことを公表します。

以上です。

【石本委員長】 それでは、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はござ

いませんか。

【吉村委員】 おはようございます。

連日、参考人には大変申し訳ないと思っておりますが、我々は、事実関係をつまびらかにすることでのみ、この集中審査を開催いたしております。ご理解をいただきまして、ご協力をいただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、昨日の集中審査におきまして、田中県議より、参考人としてのご意見を伺いました。参考人が自宅へ訪問されたと、どこの誰ともわからない人間であったと、夜も8時過ぎで、本人にしてみれば、夜遅い時間に誰ともわからない人が急にきて、いろいろ話して、質問を、一般質問の前でございますので、「一般質問をするな」ということは言われなかったけど、それに近いような恐怖を覚えたという証言が昨日っております。

それについて、参考人はどのようにその周辺状況を把握して、また捉えておられるか、お尋ねしたいと思います。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 まず最初に、田中愛国議員が、知事に対して、286万円の質問をすることを初めて知ったのは、6月15日です。後援会職員からの電話で知った、その旨、知事にメールでお伝えしました。それが、本日お配りの証拠32番のメールです。

知事は、全員協議会で、事前に田中議員、このメールによりですね、知事が初めて、田中議員からの質問について初めて知ったのが6月15日です。6月15日午後8時6分、参考人宛てメールがあった以降、知事は、田中愛国県議から286万円の迂回寄付を迫及されることが恐怖、何とか質問を止められないかという旨で、電話で相談がありました。相談があったのは6月15日午

後8時6分の電話です。証拠33番です。から、ずっと続きます。（発言する者あり）

まず、提示されたのは、田中愛知県議から質問を止める手段として、3つの考えを電話、メールで示しました。

参考人が田中愛知県議と会って質問を止める、知事自身が自民党S県議とT県議にお願いして質問を止める、議長に相談をして質問を止める、この3つの案を示してきました。

そのうちイとウについて、2番目、3番目ですね、自民党の先生にお願いをする、議長にお願いをするということについては、依頼済みであったということです。しかし、結果としては、2つとも不調に終わりました。

このように、知事が圧力をかけて質問を止めようとしたことは、今回が初めてではありません。知事に就いてから、自分に不都合な事前通告があったら、議員の関係者、また支援団体にまで自らが連絡をして圧力をかけていたことを本人から聞きました。また、関係者からも聞きました。これは、議会関係者では有名な話だということをお聞きしました。

これが経緯です。

【吉村委員】 ただいま、田中県議に対して行われたことの周辺状況を、ある程度把握をさせていただきました。

この証拠34に載っているア、イ、ウですね。このアが、参考人が行われたことかなと思っております。イも、これは議会控室で、県議本人から話を聞いて、このお二人から、お二人に合わせてもう一人、幹事長だったですかね、質問をしないようにと、小1時間にわたって責められたと。

それから、議長に相談して質問を止めるも、議長に話はされたようですが、議長がそういう

ことはできないという答えで不調に終わったというような経過をたどっていることは、一応確認はさせていただいておるんですが。

ここで、昨日もあったんですが、こういう周辺状況として、LINEのやり取りが残っております、ずっと、今回の資料におきましては。昨日、その後、知事に対する質疑応答というのがあったんですが、知事についてはですね、このLINE自体を、その信憑性について、「確実性を持ったものであるとは認識していない」というような発言をされました。それを言われると、もう、これが全部否定されるということになると、質疑ができなくなるということになるわけですが。

参考人にお聞きいたしますが、ほかにもずっと提出されております、このLINEのやり取りについて、偽造をしたりとかというようなことではなくて、これは実際にやり取りをしたものの証拠と言える、ということを確認していただければありがたいんですが。

昨日も、田中愛知県議のところに行ったのも、知事は頼んでいないと言われたんです。参考人は、知事と話をして訪ねたんだと先ほどからも言われておりますが、知事は頼んではないと。しかし、やり取りの中を見ると、知つとるじゃん、こういう話になるんですが、それについて、このLINEのやり取りを否定するということをされると、そこら辺の話が構築できなくなるわけですが、そういうことで参考人に、このLINEの信憑性ということについて、お尋ねをいたしたいと思います。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 LINEとメールについて、一言一句、現物に間違いありません。ただ、確認方法として、ご提案したいのが、知事のスマホ、これを確認するのが一番

早いです。それができないと、嫌だということであれば、明日召喚予定の後援会事務職員さんをお願いをして、スマホを見せてくださいということであれば、ご協力いただけるか、いただけないか、これはわかりませんが、実際のものを確認できると思います。

私の方も、メールとか、そういうものについて、現物を見せろということであれば、昼からでよろしければ、そのものはお見せします。

以上です。

【吉村委員】今、大変ありがたい答弁をいただいたんですが、午後からでも実際に拝見させていただければ、我々もその事実確認というものができると思います。

といいますのも、昨日、長崎市第8支部の会計の方が見えて、参考人としてですね、お答えをいただいたんですが、その方もLINEでやり取りをされておりますが、それは現在残っていますかという質問に対して、「大変申し訳ありませんが、途中でその機種を変えてしまったので、メーカーも全然違うので、当時のやつは全く残っていません」というふうに答えられたんですよ。そう言われるとどうしようもなくなるということ。また周辺で埋めていけば、できんこともないんですけれども、ぜひとも午後からお見せいただければと思います。

それから、医師会長も昨日来ていただいて、お答えをいただいたんですが、やっぱり自分は全く知らないというお答えでした。医師会はひたすら、選挙費用を捻出する、その作業だけで、その後は知らないんだと。しかし、それがもし後で違反になったとした場合、さかのぼって医師会長もその罪に問われるのではないですかという質問をしたんですが、そこら辺は私にはわからないと、そして、そういうつもりもなかつ

たんだと。

それで、第8支部にお金を入れたのは、自民党県連、それから参議院ですね、現在の参議院、そこが、いわゆる公選法違反に引っかかるからだめだと言われたわけではなくて、自分は知らなくて、最終的には第8支部の口座を教えられたと。そこに振り込んでくださいと言われただけで、その後は、長崎県全体の自民党の活動に寄与するものと思っていたというふうな答弁をいただいたんですが、そこら辺の周辺状況で、実際はどうであったのか、そこら辺もLINEのやり取りの中である程度、見えるところがあるんですが、そういうことを全部否定されると、次にいくのはなかなか難しくなるんですが、参考人のご承知の範囲内でお答えいただければありがたいと思います。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】前回の時にもお話しました。この286万円のことについて、これは明らかに迂回寄附です。

まず最初にお話しします。

286万円のことについて、長崎県議会全員協議会、総務委員会集中審査、臨時記者会見での知事の答弁、説明は、全て虚偽です。

虚偽の理由を述べます。

知事は、これまで長崎県議会での答弁、定例会見、また長崎県議会全員協議会、総務委員会集中審査、10月2日の臨時記者会見、286万円の迂回寄附について、証拠1の答弁や説明をされてきました。

まず1点目、その年の12月まで資金の流れは知らなかった、9法つの医療法人は自民党政党支部への寄附だった、大石賢吾に対する寄附ではなかったと答弁をしてきました。また、その次のアからカ、シまでが、答弁の内容です。

しかし、以下証拠（発言する者あり）証拠2

のメールを見てください。これが全てです。

また、昨日の集中審査において、解明に至っていないのが現状ということを証言されましたが、知事は、このようにメールを書かれております。大石候補が法人からは受け取れないが、こういう方法もあるという趣旨で、Oさん、選挙コンサルタントさんから助言をいただき、違法でなければということで、知事も県議も承知したということだと思います。

その後、実際に送金が発生、知事としては、法人からお金は受け取れないから返金、その返金が貸付処理となり、利子が発生してしまっている。本来、両者に違法性を捉えることを行う意思はなく、今回訂正のご指導を受けたことで、改めることを同意した。

ところが、「そういうところが現在地なのだと理解しています」というメールがあります。このメールは、知事が、候補の時から、286万円について認識があったということになります。これが全てです。

【吉村委員】 これを見ると、知事は知っていたんだということ、恐らくそうであろうとは思いますが。全くそれを知らないで選挙が進むわけがないと、それも大事な選挙資金の話ですから。

医師会長も、当然お金が必要だから、どうかして知事の選挙に応援したいんだ。医師会長の話も、矛盾が非常に含まれているんです。長崎市の県議会議員のところによれば、議員の口座に振り込めば自民党にいくものと思っていた。それが、それ以降はもう知らないんだと。知らないで済みますかと、お金を出した人がですね。それは、その後まで責任を持たんばでしょうということを昨日申し上げましたら、今後、その県議の会計帳簿、出納を見たいという答弁でした。

それと、その流れがですね、最初、何も言っていないから、最初は寄附なんですよね。それで、ちょっとたって貸付けにした。その年の年末に、利子をつけて戻してあるわけです。その2年後に一般質問を受けて、また寄附に戻したと、こういうタイムラグがあるんです。ですから、この2年後の寄附というところは、もう実際のお金は全く動いておらんで、出納簿上、寄附に変えたというだけの話なんです。ですから、最初の2004年の年末には、県議の会計帳簿の中に286万円があるはずなんです。あっているわけです。

それで、昨日、会計の方のお話では、多少使っていると。その次の年が県議会議員の選挙でしたから、選挙で使ったんだということになります。

そうすると、それが今度は2年後になりますけど、寄附に変更をすると、これは貸付けじゃないですから、いわゆる9つの医療法人から受け取った寄附金を、そのままトンネルをして大石後援会に流したんだという話に戻ってしまうわけです。

そうすると、それを使うことはできない。第8支部に最初は戻さんばいかんわけです。後援会に受けて、第8支部に戻す、そして9つの医療法人に戻すという作業になるわけですが、それを使ってしまっておるとい話なので、会計さんのお話ですから、それは使わんで取っておった方がいいんじゃないですかという助言をしましたという、昨日、証言がありましたから、事実なんだろうと思います。ですから、今後、そういうところも確認をしていかなければならないと思っております。

知事が沖縄、参考人の事務所にお見えになったという話をちょっと耳にしたんですが、真偽

のほどは私には今の時点ではわかりません。参考人の方からお知らせをいただければありがたいですが、いかがでしょうか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 知事が、私どもの事務所がある市の方に来られたのは、6月19日の夜です。6月19日の夜、到着したのが8時30分ごろ、約束のホテルのラウンジの、ホテルのロビーで待ち合わせしました。

その日、宿泊をされたんですが、8時30分から12時ごろまでお話をしました。場所はラウンジの個室です。その時に、特定寄附の県の資料、特定寄附の県の資料ですね、県のどこかはわかりませんが、県が、その医療法人に対して、この9つの医療法人の中に特定寄附者がいるんです。特定寄附に該当するところがあるんです。その特定寄附の県の、令和何年幾ら、令和何年幾ら、どういう補助金だったかという内容を示した資料、それを見せてくださいという話をして、知事がそれを持ってきて、その説明を受けました。まずもって該当します。特定寄附の法人に該当します。

そのほか、2,000万円のことについて。2,000万円のことについて、286万円が田中愛国先生から質問にあうということ以上に、この2,000万円の架空貸付がばれたら、これは286万円どころの騒ぎじゃないですよという話をずっとしていましたから、その対処方法についてもお話をしました。

また、ほかの案件についてもお話をしました。そしてプラス、今後、その翌週に控えた、6月24日だったと思います。議会の答弁について打ち合わせをしました。

なお、そのホテル代は、私どもの方でお支払いをしました。

以上です。

【吉村委員】 今の2,000万円が出てきたので、あと1点だけ、時間がきておりますが、尋ねさせていただきます。

昨日も最後に、時間がなかったので、知事に指摘だけして、質問まではしなかったんですが、2,000万円が架空貸付であると、1つがですね、二重計上じゃなくてというのを裏付けるものになるのかなと思うんですが、2,000万円の金銭消費貸借書、これが3枚あります。最初につくったやつ、次につくったやつ、それから5回で払うのを10回に延ばしたやつ、参考人からいただいた資料のとおり。その判こを見ると、3つとも判こが違うんです。違う判こが打たれている。ですから、二重に、処理を間違えて二重にしてしまったというのが、成り立たないような気がするわけです。

10回に延ばしたのは、一遍に払えないので延長したということであろうと思います。その時の判こは角印が打ってありますけどね、後援会の。その前の2つは、中身は一緒で、判こだけ違うんです。だから、後でそこを調べておってくださいねと、昨日、知事に指摘をして終わっているんですが、その中身について、2,000万円の貸付が架空貸付であるということの中身にそれも入るのかどうか、参考人にお尋ねしたいと思います。

【石本委員長】 休憩します。

-----  
— 午前10時47分 休憩 —

-----  
— 午前10時48分 再開 —  
-----

【石本委員長】 再開します。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 なぜ二重計上ではなく架空貸付なのか、というご質問だったと思いますが、手元にある証拠24を見てください。24、番号の振り方が誤っています

けれども、24を見てください。

役員会、選挙後の3月の25日ですね、3月25日に、最後の医師会からの200万円というお金が入ってきています。その役員会の終了後、元出納責任者の方が、知事選挙の収支について、1枚の紙をつくっています。それを基にして、この役員会が開かれました。役員会によって、知事と選挙コンサルタントは、2,000万円が自己資金で計上されているという認識がありました。それはなぜかという、その日に、役員会の日に、選挙収支報告書を確認しています。それは、知事の方が議事録を持っていますので、その役員会の議事録、これは私は6月22日に知事室で、実際にその役員会議事録を見せてもらいましたから、ファイルに入ったやつ、そのファイルを委員会の方に提出していただいたら、そのファイルの中の役員会議事録に、医師会会長さんとか、そういう方の出席のもとに行われたという役員会議事録があります。それをぜひ見てください。そこに、2,000万円が自己資金という形で計上されているという認識、確認事項があります。

また、会計上に自己資金という形で計上したまま、二重計上である2,000万円の貸付けができないことぐらい、いくら会計に疎いという形であったとしても、知事でも、コンサルタントの人でも、理解はできるはずです。

また、ここが大きく違います。

貸付利息、長崎県医師信用組合の貸付利息は2.2%です。知事と後援会の中の貸付利息は3%です。これも差があります。同じものではありません。そのことから別物で、計上日もそれぞれが違います。その上で契約を締結しています。この時点で、自己資金2,000万円と金銭消費貸借契約での2,000万円は別物という認識があつて

しかりであり、知事に、不法に領得する意思があつたという意思があります。

また、知事において、本件の借用書に際し、貸付金である2,000万円を貸し付ける意思も能力もなかったはずで、能力というのは現金預金です。2,000万円もなかったと思います。なかったということは、出す気がないわけですから、出せないんですから。ですから、そこで知事の後援会から詐取すると。実際に資産があればいいですよ。ないんですから。ないのに2,000万円貸付けの架空の借用書をつくっているわけですから、だましとるということです。加えて後援会の口座は、これは法人です。知事は個人です。その意思を実現する行為があつたということですから。

さらに、偽造した金銭消費の借用書について、偽りの返済を受けたということで、収支報告書に記載して、収支報告書の趣旨を変えているということになります。

ですから、このようなことから、2,000万円の貸付契約は、二重計上ということにはなりません。架空という契約です。これは間違いありません。

以上です。

【石本委員長】ほかに、ご質問はございませんか。

【坂本委員】おはようございます。今日はありがとうございます。前回に引き続き、よろしくお願ひいたします。

今の2,000万円の件で、少し、何点か確認をさせていただきたいんですけれども、前回の集中審査の折に、参考人の方から出された資料等々、それから説明をいただきました。

まず、冒頭ちょっと確認をしたいんですけれども、その日に参考人の後に、知事が参考人と

してやり取りをさせてもらったんですけれども、この2,000万円については、参考人からの先だつての前の集中審査を受けまして、これはやっぱり知事が言う二重計上じゃなくて、架空なんだなということを改めて思っていたんですけれども、そこのところはなかなかですね、知事とのやり取りで平行線なんですよね。ずっと平行線のままなんです。

一つ、事実関係だけ確認したいんですけれども、前回参考人からいただいたこの資料で、この2,000万円の架空貸付を決定するまでというところの中で、時系列のところ、令和4年12月中旬、これは知事選の年の12月中旬ですね。この中で知事が選挙コンサルタントに、選挙運動収支報告書に自己資金として計上した2,000万円を返してもらう方法はないか旨相談をしたというふうな記載がありました。

これは、前回の集中審査の折にも知事に、知事のほうにそういう投げかけをしたんですか、どうなんですかということ聞いたんですけれども、それは選挙コンサルタントの方から、後援会への貸付けというふうなことが処理が可能なんだと、法令にも抵触をしないというふうな答弁でありました。これは資料も、前回、知事の方から出されたんですけれども。

問題は、選挙コンサルと知事のやり取りがあった日付、時系列で言うと、どっちが働きかけたかは別にして、参考人の資料では令和4年12月中旬ごろとなっているんですけれども、知事に聞きましたら、これは令和4年の選挙が終わった数か月後と言うんですね。そこのところがちょっと、事実関係として、どっちが働きかけたかは別にして、やり取りがあったのが、日付が半年ぐらい違うなというのがありまして、これを確認させてもらえませんか、まず冒頭に

ですね。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 2,000万円の架空貸付があったことについて、10月2日、臨時記者会見で知事の説明と、前回私から提示した資料について、対比しながら立証します。

証拠16です。証拠16の青文字については、10月2日、知事の臨時記者会見での知事の説明です。

まず、知事選挙で自己資金2,000万円を準備して後援会の口座に入金しました。これは間違いないです。1月14日、確かに長崎県医師信用組合から2,000万円の融資を受けたことについては事実です。その後、後援会に同日、2,000万円の振込みが入っています。その口座に、通帳の記載のとおりです。

次、知事の発言、一部報道で2,000万円の入金記録がないといったことも少し見られますけれども、2,000万円を後援会のほうに入金したことは間違いないです。

これについても、報道の2,000万円の入金記録がないというのは、知事と後援会の間で締結した架空の金銭消費契約書の日付が1月12日、その日に入金記録を確認すると、その上にある通帳の写しですね、そこに、1月12日には2,000万円の入金がありません。しかし、金銭の消費の契約書について、知事が後援会に2,000万円を貸し付けたという貸付日は1月12日に間違いありません。

また、契約書の第1条に、大石賢吾は、令和4年1月12日に後援会に2,000万円を貸し渡し、後援会はこれを借り受けたという形の文書も、条項もあります。ということは、1月12日に大石賢吾が後援会に対して貸し付けたというものです。そうすると、1月12日に知事が後援会口座

に2,000万円を振り込むか、または現金で2,000万円を後援会に入金するか、いずれかになります。以下の証拠のとおり、通帳の写しにもその記載がありません。また、現金小口の出納帳にも、その写しが、入金記録がありません。

以上により、まず、金銭の消費貸借契約書を締結した2,000万円が、貸付けが履行されていないということに間違いはありません。

次に、令和4年、知事の言葉、先ほど委員がおっしゃった、令和4年3月7日時点で、選挙運動費用収支報告書を提出しているということを知事はおっしゃっています。確かに令和4年3月7日、選挙管理委員会に選挙運動収支報告書を提出していることは間違いありません。しかし、知事は、3月7日から3月30日までの第2回目の選挙運動収支報告書も提出しています。このことについては、臨時記者会見の場では述べられていません。

なぜ述べていないのかということ、令和4年3月7日から30日までの間の選挙運動収支報告書については、なぜ隠ぺいしたか。隠ぺいした理由は、2回目の収支報告のことを明らかにすれば、知事が2,000万円の自己資金として計上した認識があったからということがわかるからです。

なぜか、この間に役員会が開かれているからです。役員会で承認しているからです。先ほども言ったように、役員会の議事録を見てください。確かに書いていますから。

で、下側の、次に出てくる表です。表を見てください。その表について、先ほどもお話ししましたが、3月25日ごろ、出納責任者が作成したものです。その理由は、3月25日ごろという理由は、表の米印のところに、長崎県歯科医師連盟からの寄附が3月18日、長崎県医師連盟か

らの寄附が3月25日、このことから、収支報告書がその頃に作成したことが推認できます。作成目的は、選挙後の後援会の役員会で説明するからです。

【石本委員長】 参考人、できましたら、資料の何番か、教えてください。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 そうです、そのとおりです。よろしいですか。

役員会では、今の証拠の資料により、選挙運動費用の説明がありました。2,000万円の自己資金を含む1回目の選挙運動費用収支報告書の報告の承認と、2回目の選挙運動費用収支報告書の承認がありました。

以上から、知事が、2,000万円が自己資金として計上されていることを承認、認識したということが言えます。

ここまでの説明で、1月14日、知事が振り込んだ2,000万円は自己資金という認識が知事であったこと、1月12日付、知事と後援会が締結した2,000万円は架空であり、その日から後援会口座に2,000万円が振り込まれた形跡もないし、現金小口にも2,000万円が入金されている形跡もありません。

さらに知事は、自己資金を誤って二重計上したものだと言っていますが、長崎県医師会信用組合から融資が実行されたのが1月14日、もし知事が言われるとおり二重計上なら、その日が借用日になるはずですが、それが金銭の締結日の1月12日となっています。このことから、意図的に架空貸付を計上したことに間違いはありません。

もう一つのご質問の、選挙コンサルタントから言われたから、このスキームが進んでいったんだということについてはですけども、選挙コンサルタントから知事に対して、こういうこと

を提案することはまずないです。今までのこの全てが、まずもって知事から相談を受ける、それで選挙コンサルタントが提案する、立案する、で、承諾するというパターンがほとんどです。

以上です。

【坂本委員】 ありがとうございます。ご丁寧な説明だったと思いますけれども、今言われました最後の方の、選挙コンサルタントから、大石知事の方が、どうかできんかと。これ、前回の参考人から出されている資料のように、返してもらう方法はないかというふうな投げかけをしないと、コンサルタントが「じゃ、こういうふうにしたらどうですか」と言うことはあり得ないというふうなことです。

で、今の件に関して、そういうやりとりの日付、日時といますか、時期なんですよ。参考人の資料では、選挙の年の令和4年の12月中旬ごろとなっているんですが、これが知事が言うには知事選の数か月後と、5月ごろだったかなというふうなことなんですけれども、そこら辺についてはどんな認識ですか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 正直、私が12月と前回の時に述べさせていただいたのは、これはボイスメモです。メモの一言一句全て、知事からお聞きした12月の中旬ごろという形で全部、全て出していました。

ただ、知事が5月前後と記者会見で述べました。それも一応、確認しました。全て確認しました。知事が、私どもの方に述べたのは、12月の中旬ごろに、選挙収支、自己資金として計上した2,000万円を返してもらう方法はないかという形で相談をしましたということから始まって、同月ごろに、1月12日の添付して、知事は、県庁事務局に預けてあった小さい印鑑2種類、「大石」を使用して、当時の課長に、ボイスメ

モには実名が挙がっていました。に押印してもらったということで述べられています。

知事が、5月ごろという形で記者会見で述べた内容と、私が前回提示した内容の違いというのは、日付がまず違う。12月か5月の日付が違う。「相談した」が抜けています。この2点のみが違います。この2点のみが違うということで、知事の主張、参考人が聞いていた知事からの説明の相違点、新たな証拠が出てきたので、その事実を突き合わせて検証して、今からお話をします。

まず、知事は10月2日、臨時記者会見で、「令和4年6月8日、私の資産報告書を提出、この中でも貸付金として2,000万円を記載しました」と説明しています。確かに知事は、選挙後初めての資産等の報告書、県庁に出すやつですね、令和4年6月8日に提出しています。そうであれば、その時点で2,000万円の架空貸付をしたという認識があることになります。知事が参考人に説明した借用書の時期と整合性がとれません。

その上で、知事からメールでいただいた金銭の消費貸借契約書を解析しました。その解析したPDFのプロパティを確認したところ、その中にはファイル名、作成者名、作成日、作成に使用した機種、プリンターですね、等が自動に入力されます。以下の証拠のとおり、ファイル名、作成者名は消されていました。が、作成日と作成に使用した機種名、プリンターの品名等が残っていました。

作成日は、令和4年7月22日17時26分10秒です。これは、今そこに、証拠17に写真を貼っているものがそうです。証拠17です。

その機種を、事務所の機種かなと思って、事務所の機種を調べました。それが証拠18です。これが事務所のプリンターの機種です。違いま

す。この機械。

そこで、これまで政務活動で活動していた県職員が作成した、その他のWord、PDFを確認しました。全て確認しました。そうすると、現状の機種、秘書課の現状の機種は、そこに書いているとおりで。そこに書いている、品番が、恐らく今、秘書課に行って確認していただいたら、この機種が入っているはず。直近のこの1年ぐらいのやつは、この機種が入っているはず。これが全部入っていますから。ここは判明しました。ということは、違います。

じゃ、いつの機種なのかということで、さかのぼって政務関係の資料を全部調べました。そうすると、出てきました。今の一つ前の機種が出てきました。それで全て合致しました。ですから、この長崎県庁のそういう備品の係に行って確認していただいたら、この2つの機種が前後であるはず。それを確認してみてください。

ということはですね、この令和4年7月22日17時26分10秒に、この機種を使用して、秘書課にあったプリンターを使用してPDF化したものということが言えます。そして、この書類をなぜ、そこでPDFにする必要があったのかというのが、クエスチョンつきました。

まず、知事の予定を調べました。知事はその日、東京に行っております。7月22日、東京でした。東京にて、7月22日のこの時間帯、17時26分10秒、この時間帯は、国土交通省の方に行って、国土交通省の方で、この時間帯、5時30分から45分までの間の予定で、藤井事務次官と面会をされています。

この時間帯に長崎の県庁の中にあるプリンターでPDFにするということは、知事にとっては無理なんです。ということは、誰かがやっ

るといって、当初聞いていた、Oさんという方が印鑑を押したということ間違いなくと思います。

このOさんは、昨日の証言によると、何の書類かわからなかったということでおっしゃっていましたが、ファイル名に、先ほどから何回も言っているとおり「金銭消費貸借契約書」という名前が入っています。これは借用書だということは、誰が考えてもわかるはず。

それとプラス、その契約書の一番最後のところ、2か所に判こをつけています。印鑑をつけています。違う印鑑をつけています。そして、左側のところに割り印も押しています。合計4つ、印鑑と割り印を押しています。各ページにも押しています。ですから、そんなに全然何もわからんような書類に判こがつかれるということは、まずもってありません。

その後、恐らく知事の方に、メールに添付して知事の方に送られていると思います。PDFにしたんですから、送られていると思います。それは、県庁のサーバーの方について調べることはできるはず。ですから、それは県庁のサーバーで発信履歴を取って調べてください。必ずあるはず。

ですから、以上のような形で、7月22日に作成されたことが間違いなくということがわかって、ということで、次の知事の青文字が、「令和4年の収支報告書に借入金2,000万円を掲載しています」ということですね。収支報告書にも2,000万円を出していますよということですから、その令和4年度分の収支報告書の取りまとめの時期に、令和5年3月22日に、後援会の事務所にいた、当時事務局長だったOさん、顧問契約をしていた税理士のN会計事務所のM税理士さん、後援会職員が在しているところに、選

挙コンサルタントから事務所に電話があって、M税理士に「2,000万円の貸付けは架空です」と、「架空の貸付けを計上して返済することにしました」旨、申し向けて、M税理士は「そういうことにするのですね」ということで了承したということです。ですから、明日来られる後援会の職員さんにも、この辺を確認してみてください。そういうことで、締結までのお話は以上です。

【坂本委員】 そうすると、先ほどから私が何回もお聞きしている、コンサルと知事が2,000万円をどうするかという話をしたというのは、やっぱり今の時系列からいうと5月ぐらいというのが妥当なことだということですかね。

そうすると、参考人が令和4年12月中旬ごろというのは、これはまあ、ボイスメモによってそういうふうに書いているということは、そもそも知事が、その時点でちょっと記憶が不鮮明という、だから12月中旬ごろというふうに、それは先ほどあった架空の、参考人が言われる架空の金銭消費貸借契約というのが12月、そこで知事の記憶がごっちゃになっていたということと理解していいですかね。そういう理解でいいですか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 間違いないです。

【石本委員長】 ほかに。

【小林委員】 ご苦労さまでございます。ちょっと足を傷めておりますので、座ったままでお許しください。

まず、吉村委員が、田中愛国邸の問題をお話をされました。田中愛国邸に行かれた日の午前中、知事室で知事と打ち合わせをされましたね。簡単に、どんな内容で、どのくらいの時間帯、打ち合わせをされたんですか。大事なポイントだけ教えてください。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 朝9時30分から、知事室でお話をしました。内容については、その日の予定をお聞きしました。自民党の大会がニュー長崎で行われるということをお聞きしました。そのニュー長崎で、昼食はカレーライスだと、これはうそか、わかりません。事実かどうかわかりません。でも、カレーライスだということもお聞きしました。

で、その後に、そこにまず行くということになっていました。しかし、この自民党の大会に、会議に欠席されたという連絡が10時過ぎぐらいに入ってきました。病欠だと、「田中先生は病欠です」ということで連絡が入りました。この連絡者は、ここの委員会の委員にいらっしゃる先生です。から連絡があったということをおっしゃいました。

それで、その委員の連絡によって、ニュー長崎に行くということをやめました。その後に、知事は外出されました。恐らくその時、自衛隊の何か行事があったと思います。自衛隊の慰霊祭か何かの行事があったと思います。そこに、向かいました。

で、佐世保のホテルオークラに向かわれると。ただ、病欠ですから、本当にホテルオークラの叙勲のパーティーに行かれるかどうかということについてはわかりません。それで、その叙勲のパーティーに行かれるということの確認を、後援会の職員さんにとっていただきました。それも、ここにいらっしゃる総務委員会の委員さんに、確認をとっていただいています。ですから、その委員さんの話によると、佐世保の叙勲パーティーには出席されるという回答でしたので。

でも、それまで時間があります。ですから、そこで知事と、24日の議会答弁について、お話

をしました。午後12時ぐらいまで、お話をしました。

以上です。

【小林委員】簡単に結論だけ言いますが、知事は、あなたに、田中愛国邸に行って、286万円の質問についてはやめていただくように、あなたにお願いをしているということは全くないと、こう言っておりますが、それはどうですか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】全くないことないです。行く必要はないんです。私と田中愛国先生は、縁もゆかりもないんです。初めて田中愛国先生のお名前を聞くんです。そういうところに私が行く必要はないです。

知事の方から、どうしても怖いと、話してほしいということで言われて、行ったのが実際なんです。それ以外ありません。

以上です。

【小林委員】今の答弁では、当然と思いますが、田中愛国さんとは、全くもって縁もゆかりもないと、顔も見たこともないと。そんな家に、どうしてあなたが行かんといかんのかと。頼まれたからこそ行く、そこに一つの要因が出てくるのではないかと、そう思うんだけど、これはもう一回、はっきりしておきたいと思うんです。

だから、一番大事なことは、決定的に知事から頼まれたと。知事は依頼をしたことはない。あなたが田中邸に行ったことは認識していると。それは、286万円の問題を、あなたから説明させて、説明してもらって、それで、本会議の時間がないところで、よく理解ができるようにやってもらうために、あなたが行かれるということは承知していると、こう言っているけれども、間違いなくですね、質問をやめてくれと、やめさせてくれと、こういう依頼を受けた決定的な、いわゆる証拠、これは何かありますか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】決定的な証拠については、ボイスメモですね、ボイスメモがあります。「それについては、お願いします」ということで、ただ、「お願いします」の後には、必ず私の方が、「それをやったら、私が脅迫とか強要とかの罪で捕まってしまうよ」ということのお願ひ、返答はしていました。ですけど、今委員が、あったのか、なかったのかということであれば、間違いなく要請はありました。

以上です。

【小林委員】何度も言うけれども、繰り返し言うけれども、要請がなければ、全く知らない人のところにあなたが行ってね、質問をやめさせようというような趣旨で行っているわけだ。

286万円の話なんか、ほとんどなかったと。田中愛国さんは、昨日の参考人として、そういうような答弁をされておりますね。だから、頼まれないとあなたは行かんだろうと、こういうようなことで、間違いなくあなたに、質問を何とかやめてもらいたいと、そういう依頼をされたからこそ、あなたは行かれたと、こういうことで、認識でいいですね。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】結構です。

【小林委員】それから、委員長ね、ちょっと休憩をしてもらいたい。

【石本委員長】休憩します。

-----  
— 午前11時23分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時23分 再開 —  
-----

【石本委員長】再開します。

【小林委員】この2,000万円の借用書に、知事がいなかったものだから、当時の秘書課長が印鑑を押したということが明らかになり、本人も

印鑑を押したということは認めております。また、知事も、依頼をしたということは認めております。

ただし、その当時の秘書課長は、何の書類なのか、資料なのか、全くわからないままに印鑑を押したと、そんなようなとぼけた話をしているんです。それは間違いなく、今、ご答弁の中で、借用書というのがタイトルに書いてあると。見ればすぐわかるような借用書と、こういうような認識でよろしいですか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 タイトルはですね、正式なタイトルは「金銭消費貸借契約書」、これは日本語が読める、漢字が読める方だったら誰でも読めます。

以上です。

【小林委員】 休憩をお願いします。

【石本委員長】 休憩します。

-----  
— 午前11時25分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時26分 再開 —  
-----

【石本委員長】 再開します。

【小林委員】 先ほどの答弁から、何か知事が、あなたに面会を求めて那覇まで、沖縄まで行ったと。そして、ホテルであなたと長い時間話したと、しかも、ホテル代はあなたが払ったみたいな、そんな答弁がありました。

大体いつごろか、覚えていますか。何月ごろか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 6月19日です。

【小林委員】 6月19日ごろといえば、まあね、いろいろと問題が出てくる前だと、こう思いますけれどもね。要するに2,000万円の問題とか。

そこでどんな話をされたんですか。もう少し具体的に。

だってね、知事は、一番多忙な人なんです。そんな沖縄まで行って、失礼けれども、沖縄まで行って、あなたと会うような時間が、果たして取れるかと、日中において。そういうような形から、何時ごろ行ったかわからんが、今、6月19日とおっしゃいました。

そこで、具体的に1つ、こんな内容、2つ、こんな内容と。

要するに、いろいろ知事が忙しい中において、わざわざあなたに面会を求めて沖縄まで自らが行っていると、こういうことは、やっぱり相当ですね、2,000万円の問題とか、あるいは286万円の問題とか、その他もろもろ相当困っておったと。その打開の道を求めて、あなたに会いに行ったと、こういうふうな理解をするわけけれども、あなたに助言を求めて行っているわけだね。いかにあなたが信頼をされ、また知事があなたを信頼しておったかと、こういうことに尽きると思うんだけど、具体的にどんな話をしたんですか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 お話したのは、先ほどもお話したとおり、286万円の議会答弁について、2,000万円の架空貸付についての、その前に、迂回返済というのを処理していますから、それ以降の話合いについて、プラス、先ほどもお話したとおり特定寄附。

本当は2つあるんです。9法人の中に2つあります。9法人の中に2つありますけれども、1つは該当するか、しないかという、本当にこの、あれあります。1つは間違いなく該当しています。ですから、その判断については司法当局が判断すべきであって。

ですから、特定寄附のことについて、県の資料を持って来られたと、それを見て確認をしたということですね。ですから、それには詳しく

書いていました。

以上です。

【小林委員】 県の資料を持ち出して沖縄までやって来るということは、やっぱり尋常ならざるを得ないと、尋常ではないと、相当追い詰められて困っておった状況が、手に取るようにわかりますよ。

ちょっと念のために、あなたがなんでホテル代を払ったんですか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 これは公務のお金で来るんですか、政務のお金で来るんですか、個人のお金で来るんですかということで、私の方から聞きました。そうしたら、「個人です」ということをおっしゃった。ですから、「じゃあ、ホテル代はこちらの方で持ちます」ということでお支払いをしました。

【小林委員】 公務だったらね、当然出張費は出てるんだよ。ちゃんと宿泊代もね、それなりのものが出ているやろう。

幾ら経費がかかったか、宿泊代とか。ある程度、ラウンジを借りるならば、幾らか何か飲んだりするんだと思うんだけど、宿泊代が幾らぐらいで、トータルで経費は幾らぐらいかかりましたか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 ホテル代は3万2,000円少しです。ラウンジの費用については、知事がカードで支払いをしました。以上です。

【小林委員】 3万2,000円。私は調べたんですよ。那覇ホテルやろう。那覇ホテルは、私が調べて資料を送ってもらった。3万9,000円だよ。私がもらった、ホテルから取った資料は3万9,000円、3万2,000円じゃないよ。

そういうような形で、あなたがお金を払っているわけだよ。領収書があるよ。そういう点か

らしてみても、やっぱりこれもおかしいわけだよ。まあ、いかにあなたを信頼されておったかというような形が明らかになったと、それでいかに困っておったかということも明らかになった、こういうことを強調しておきたいと思いません。

それから、2,000万円の架空の問題ですね。このところを、何か私は調査で調べてみたら、どうもコンサルタントから、何かこうね、2,000万円を架空で計上するぞというような、そういう話が後援会の事務所の方に、そこに後援会の事務の方、それから税理士の方とか、会計責任者みたいな人が一緒におったと、こういうことがね。コンサルタントから電話があつて、2,000万円を架空で計上すると、こういうことをコンサルタントが電話してきたと、これは事実ですか。知っていますか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 この話については、明日来られる後援会の職員さんに聞いていただいて。私もその当時に、これはなんで計上を決めたんですかと、いつ決めたんですかということ聞いた時に、このように言っていました。

令和4年度分の収支報告書の取りまとめ時期の令和5年3月22日、後援会事務所に行った、当時事務局長だったOさん、顧問契約をしていた税理士Mさん、後援会の職員が在室しているところに、選挙コンサルタントから事務所に電話があり、M税理士さんと話をしました。「2,000万円の貸付けは架空です。架空の貸付けを計上して返済することにしました」旨申し向けて、M税理士は「そういうことにするのですね」ということで了承したと。

その会話を聞いて初めて、後援会の職員さんは、知事が後援会に2,000万円を現金で貸付けた

ことは架空だったんだということを初めて知ったということでお話をされていました。

以上です。

【小林委員】 大変な問題ですよ、これはね。そういうことをコンサルタントから電話を受けて、後援会の方と、そこに何か税理士、知事が雇っている税理士、後援会の会計責任者、そこにいるところに、じゃ、3人いたわけだ。明日も、その後援会の事務の方がお見えいただくものとして、当然聞きますが。

もう一度確認しますが、あなたが、その事務の方に、なんで2,000万円計上しているのかと、こういうことを聞いたならば、もう一回言ってくれませんか、大事なところ。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 私の方からですね、なぜ、この2,000万円が計上されたのか、これ出てこないと、実際に入金記録が出てこないと、「なぜ、これが計上されているんですか」ということで確認をしました。その時に出てきたお話として、ちょうど収支報告書の取りまとめで、みんなが集まっていたんだと、集まっているところに選挙コンサルタントの方から電話があったんだと。

その電話の内容はどうでしたかということでお話を聞いたところ、さっきお話したように、「2,000万円の貸付けについては架空です」と、「架空の貸付けを計上して返済することにしました」ということのお話があったと、それによって、それに対して税理士さんが、「そういうことにするのですね」ということを了承したと。その話を聞いて初めて職員さんが、知事が後援会に2,000万円を現金で貸付けたことは架空だったんだということを初めて知ったということをお聞きしました。

以上です。

【小林委員】 今の話はね、ちょっとね、ただごとではないね。当然のことながらコンサルタントが、そうやって電話で指示してきたと、電話でね。

そして、当然コンサルタントは、その指示をするということは、知事と話し合った上でのことしかできないと思うんです。そういうようなことで、明らかに架空だと、二重計上ではなくて架空だと、そういうことを明らかにしたわけですね。これはもってのことだと思うんです。

それで、そこで聞きますが、例えば事務の方が収支報告書に誤った記載とか、それから誤った振込と、こういうことで、何かこの利息の655万円については誤った振込とか、そんなようなことを知事は言っているけれども、そんなことはあくまでもでたらめ。

元監査人は当然そういう内容についてはご存じかと思いますが、いかがですか、そのところは。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 ちょうど今、2,000万円の記載があったということで、2,000万円のところの証拠19以降を見てください。19以降を見ていただければ、全て知事の方に確認をしています。この事務員、後援会職員さんは、全て知事の方に確認をしています。コンサルタントにも確認をしています。この1回目の2,000万円の460万円を振り込む時にも、「いついつに振り込んでください」ということで連絡があって、初めて、じゃ、「知事の個人の口座はどこですか」ということで、このような形で、19のような形でLINEで確認をまずしています。

その後、2回目のものについても、2回目の支払いについては証拠21ですね、21のところを見てください。証拠21、2回目の支払いの195万

2,000円の分についても、このLINEですね。

LINEは、会話がたくさんあったから、普通のようなこの形ですね、大変だったのでテキスト形式にしていますけれども、この会話が一言一句、自分の方から、2024年2月26日に、1時5分、知事の方から、「この支払いについてはどうですか」という話が始まっているんです。

ですから、常に知事の方から話があるか、それか知事の方から相談するかということから入っていっていると思います。ですから、この証拠をずっと見ていただいたら、何に関しても全て知事の会話がスタート。

それはもちろん知事ですから、長崎県知事ですから、いくらコンサルタントといえども、知事が全てです。

以上です。

【小林委員】これは証拠もあるし、そういうことで架空にするからと、こういうことを電話で指示してきて、初めてそこで架空ということがわかったと。

そうしたら、さっき言ったように、これを知事は、誤った記載とか。それから利息については、これも誤った振込とか、こんなことで人のせいになっていると。

今、事務員の方が、事務所をね、今、辞めようとしているとか、辞めているか、そんなことを聞いているけれども、こういうでたらめで、自分でやったことを事務の方の責任に押しつけるというような形じゃないのか、これは。とんでもないこと。明日は事務の方に聞かないかんけれども、こういうようなやり方をやっていると思うんだけど、どうですか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】今の委員の質問について、お答えいたします。

報道に、「誤った振込」、「スタッフの間違

った記載によって」、本当に多いです。誤って振り込むはずがないんですよ、普通は。自分が指示を出しているんです、こういうLINEで。ですから、「誤って振込」とか、「不正な出金」とか、それはいろいろ言いたいと思います。知事職を守るために言いたいと思います。

いけにえですよ、事務所の職員さん、本当に辛い思いしていると思います。やっぱりすごい辛いと思いますよ。特に女性ですから、私らの感覚とは違うと思います。全部、全て責任にされているわけですよ、今。

ですから、自宅待機命令というのが、6月27日だったと思います、恐らく、それが出た。これはもう本当に理由がないんです、自宅待機命令の理由が。

その上にですね、私も初めて知ったんです、それ以降に。時間外手当すらも出てないんです。休日手当すらも出てないんです。そういうふうにかき使って、その上で自宅待機命令。

先日には、弁護士の方から、「自宅待機命令を解きます」という話の通知がありました。ということは、この463万円の誤解が解けたということだと思います。しかし、先日の記者会見ではまだ、この463万円について、弁護士と相談しているというような話。

とにかく話がですね、記者に話すこと、事務所の職員さんに話すこと、これ、整合性がばらばらなんです。やっていることもばらばら。ですから、恐らく迷っているんだと思うんです、私は、どう解決するか。286万円のこと、この件についても、2,000万円の件についても、ほかの件についても、事実を知っているんですよ。でも、いろんな方をかばわないかん、かばう必要があるんです、彼には。ですから、いけにえというのが、私とか、その後援会の職員さんが

いけにえなんです。

以上です。

【石本委員長】 小林委員、時間です。午後にも時間を取りたいと思います。

若干、時間取りたいと思いますが、午前中、どなたか質問されますか。

【宮本委員】 参考人、本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

本日、資料もいただきました。見るのに、確認するのにちょっと時間がなくてですね、非常に大切な資料なので、もっと詳しく見たいと考えているんですが。

なかなかすっきりいなくて、知事に質問する際にも、後援会とか選対に任せているので、当時は知らなかったということがずっとあっているんですよね。

ただ、本日いただいた証拠、例えば証拠2については、10ページ証拠2、これが、286万円については、知事が当時知らなかったということはない、という資料であると。ということの証明になるということ、先ほどおっしゃったとおりなんです。

証拠2の確認なんですけど、これは、要はこういうふうには知事は答弁しますよという内容のものであり、そこに当時の会話の中でというふうにあるので、当時は知っていたということの証明であるということになるのか、再度確認をさせてください。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 これはですね、図式がですね、長年のこととして、記憶が定かではないのですが、当時の記憶は定かではないけれども、状況から推測すると、恐らく当時の会話の中でという形で、コンサルタントの方との会話がここに書かれていると思います。

で、この286万円について、これがもう全ても、知事の認識だということは思います。ですから、この方向で、6月24日の答弁は、この方向で言っています。以上です。

【宮本委員】 ありがとうございます。要は、このような形で言いますよということを確認をしてメールを送っているということなので、知らぬ存ぜずではなかったということを確認いたしました。

一方で、2,000万円ですが、これは私も一般質問したんです。これは先ほど何回もあっているとおり、証拠16から、要は33ページからのことが、本日、参考人が証拠として出されているとおり、これについても、先ほどからいろんな質疑もあっていますが、既にわかっていたんだということ。しかし、それを聞くと知事は、この資料を見ていないということで、「わかりません」となってしまうんです。

先ほど冒頭おっしゃったとおり、知事のメールなり、スマホなりを確認すればわかるんでしょうが、どういうふうに戻していけばいいのかとか。きちんとこういった形で証拠はあるので、これについても事前に、二重計上ではなくて、架空貸付であったということが、この証拠でわかるんでしょうが、これを知事の方に、今後質疑する際に。

知事側の証拠となるのは、スマホとか、パソコンのメールしかないということでもいいのか、もう一回確認をさせてください。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 先に述べたとおり、知事の方から、簡単なのは知事の方からスマホの提供です。これはもう一番簡単です。簡単ですし、間違いありません。それで出てくるものについては、こういう全て一致すると、一言一句、一致すると思います。

私もいろんなことを言われましたよ、これ。AIがつくっているとかね。AIがつくっているとかという形で話をされているんですけどということで、知事さんがですね、そういうお話をされているんですけど、どうですかということでも報道の方からも言われました。AIがつくってくれるんやったら、こんなもん、ね、どうやってつくるんやと、教えてほしいということをお話ししましたし。

一番ポイントがですね、明日、私も昼から、この出しているメールの286万円の分についてのメールについて、お昼からお見せします。ほかのメールもお見せします。

明日、来られる職員さんにも、知事とのLINE、選挙コンサルタントさんを併せたLINEとかを、もし職員さんが「いいですよ」ということであれば、見せてもらってください。これと変わりませんから。変わりません、何ら変わりません。

で、プリンターを貸していただけるのであれば、私が今持っているグループラインとかも全て、1から10まで全部プリントアウトします。ですから、そういうことなんです。これが、もう確認方法しかないと思います、正直。それで確認を。

このメールが、LINEが、本当に本物なのか、どうなのかということがポイントだと思いますので、実際にそういう形で確認してみてください。一言一句、変えてませんから。

以上です。

【宮本委員】 ありがとうございます。私も、昨日最後、知事に質問したのが、ちょうど本日参考人が資料を提出いただいている、このポストイットが付いている部分があるんですけど、令和6年10月28日（初日）総務委員会集中審議、

総務委員会証拠資料集と書いてある分の中で、これですね、ここの部分で私も確認したんですが、参考人、これは、公務と政務の混合になっていますよと、要は職員に対していろんな、知事が職員に働きかけを行って、後援会活動、後援会づくりなどを行っているという証拠がこれになろうかと思うんですが。

1点、私、昨日質問したのは、今日、参考人も提出していただいています31ページ、付箋がついてるところからの31ページの、「お疲れさまです、佐世保ですが、大きく以下の3点を踏まえて進めていただければと思います」と、①②③とあるんです。これは、後援会のグループラインに送ったんですかね。

これについて、参考人、ちょっとご説明いただけませんか。この背景と、こういったものを知事が行っている。これは恐らく、資料として出されているのであれば、これはしてはいけないと、これは公務と政務のことからすれば、ちょっと違うんじゃないかということで参考人も出されている資料かと思うんです。これについて、ちょっとご説明ください。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 公務、政務の色分けについて、正直、職員さんのことですから、出したくなかったんです。これはもう本当に本心です。出したくなかったです。

ただ、知事が、いつまでたっても何にも認めないんです。それで仕方なく、公務と政務のことを出したんです。それはすごい量ありますよ。今回、ロナウドをはじめ7件か8件、出しています。出したと思います。こんなもんじゃないです。本当に長崎県庁の秘書課というのは、私から言わせれば、大石けんご後援会の尾上町事務所なんです。（発言する者あり）本当にすごい量です。ここに、後にいっぱい。

本当に今回、必死になって確認しました。このプロパティ、誰がつくったのか、いつつくったのか、何時につくったのか、本当に全て確認しました。ですから、これをつくっていないとかと言うことはできません。

あの動画、日本医師会に対する政務、あれも、目の前に文字が出てくるやつを置いてつくっているんです。読み上げる、何というんですかね、読み上げるものを置いてつくっています、全て。職員さんがわざわざ撮っているんです。会議室とか、そういうところで撮っているんです。（発言する者あり）ですから、それも全部公務時間です。公務時間に作成しているんです。（発言する者あり）

で、全てこの文章なんかも、プロパティで出しています。Uさん、Oさんですかね、Kさんですかね、いっぱいあります。それ、本当に出したくなかったんですよ。でも、とことんまで、ここまで認めないから、じゃ、出そうかということで、政務という形で出したんです。

あの黄色い紙、選挙の応援に公用車を使ったということなんかも、もっと前からわかっていたんです。あ、公用車だなということわかっていたんです。あの資料、Oさんは必死になってつくったと思います。新聞社にも、いろんなタレコミがありますよ。ですから、この政務と公務というのは、認めないから出ただけです。

以上です。

【宮本委員】 ありがとうございます。参考人、非常に重要な資料であるというふうに拝見いたしました。

ちなみにですね、31ページ、私が今お伝えしました31ページなんですけど、資料24、「大石知事から後援会職員へのLINE」と書いてありますが、これは佐世保の件なんですけど、全部は載

っておりませんが、全部見せていただければ幸いなんですけど、これに元秘書課長が関わっている、いるのか、いないのか、いるのであれば、その証拠というものが、難しいのかもしれませんが、あるのか、ちょっとお聞きさせていただければと思います。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 LINEの後ですね、たくさん会話の中に出てくるところを拾っていけば、関与はあります。

ただ、元秘書課長さんが、ミッションとして人材を紹介したかと、人を紹介したかどうかという確認は、そのLINEの中ではとれませんでした。とれていません。

ただ、この秘書課長さん、本当に一生懸命なんです、大石に対して。一生懸命にされています。土曜日、日曜日でも、わざわざ出て来られて、政務活動をしているんですよ。この、どこにあるかわかりませんが、お庭ですね、庭でのホームページの制作とかにも出て来られています。それがLINEに全部残っているんです。

ですから、そういうことを一生懸命にされるからこそ、私は知事の方から、次期の副知事だということ聞いていました。（発言する者あり）

以上です。

【石本委員長】 審査の途中でございますが、午前中の審査はここでとどめ、（発言する者あり）午後は1時より会議を再開し、大石知事への質問応答をいたします。

なお、参考人におかれましては、知事の質問応答終了後に再度、意見聴取を行う予定としておりますので、よろしくお願いをいたします。

【浅田委員】 資料請求をお願いします。

先ほど、質問の中で、6月19日から20日に沖

縄に行っていたというお話がございました。実に一般質問の2日前くらいなんです。どのような形で知事の日程行動が組まれていて、公務と政務とのあり方というのがきちっと秘書課に記されているかと思しますので、その知事動向というもの、新聞にも出ますけど、それがあれば、きちっとその辺をお示しいただければ、知事に質問しやすいので、お願いします。

【石本委員長】今の要請については、事務局として確認をさせていただきたいと思います。

それでは、参考人退出のため、しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前11時59分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時 0分 再開 —  
-----

【石本委員長】委員会を再開いたします。

これより、大石知事にご出席をいただき、引き続き「大石知事の政治資金等」について審査を行います。

知事におかれましては、昨日に引き続き、お忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。

それでは、事前通告に基づき質問を行います。各委員の質問時間は、答弁時間を含めて一回当たり10分以内とし、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくをお願いします。

午前中、皆さんの方から出されました資料についてお手元に配付いたしておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

それでは、事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。（発言する者あり）

始まる前に、今、お手元に出しています資料の説明をしますと、午前中の会議の中で要望が出されております元監査人とのメールの中身を、

提出されている資料とメールが間違いないのか、そういう本当にメールがあるのかどうかという話がありまして、今、2件のメールについて出しているということでございます。

そして、もう1件は、資料請求されました6月19日の知事の行動予定表について、今、秘書課の方より資料提出をいただいた内容でございます。

以上でございます。

【小林委員】このメールは、なんというか、偽物というか、自分で勝手に作ったものじゃないかという疑いに対して、そうじゃないよということですか。

【石本委員長】はい。本人のスマホの中からのメールの証拠写真でございます。

【小林委員】そういうことで、これは大場委員が何か調べてくれたのか。

【石本委員長】いえ、一応、私と副委員長で。

【富岡副委員長】先ほど来、SNSなど様々なこういったものを偽造とかされてるんじゃないかというお話がありました。

これのみをもって、全てが真実だとか、そういうことはわかりません。ただ、現実的に参考人の、午前中の参考人の方が、実際そういった自分のスマホ上の画面上では、しっかりそういったものがあるという確認で、その点についてだけ確認をさせていただきました。

【小林委員】そこは皆さんいいのかな。

【富岡副委員長】LINEなども大量にあるから、全ては見れないけれども、一応、参考に幾つかの写真を撮らせていただいています。

【小林委員】これが事実だということ。

【富岡副委員長】そういった、少なくともそのスマホ上では。

【石本委員長】画面上はですね、スマホ上には

ある。

【富岡副委員長】参考人のところにあるということですか。

【小林委員】疑いが消えたということですか。

【富岡副委員長】全てではないけれども。

【小林委員】こういう状態でちゃんと事実にあったことがこういうふうには。

【石本委員長】残されているという。

【富岡副委員長】スマホ上では、画面上確認できたという、その点だけは確認しています。

【吉村委員】こがん作り込むということはできるんじゃないか。

【石本委員長】そこまではちょっと。

【富岡副委員長】そこまでは確認できませんけれども、もう。

【小林委員】専門家に聞いてさ。（発言する者あり）結局、LINEとかメールとかいうのは、作り上げたんだと、そんなようなことを言う人がいるじゃないか。（発言する者あり）

【富岡副委員長】だからまあ、少なくとも、大量に今回いろんな内容が出てますけど、その中でも一部だけはこういうふうには。

【石本委員長】実際に残っているということですか。

【富岡副委員長】ですので、個々に、個々のこれがどうこう、どうこうという時には、例えば知事が、それは嘘です、虚偽だと思います、それは存在しませんというお話だったら、さらにいろいろと確認する術はありますが、全般的なものとして。（発言する者あり）

【石本委員長】それでは、進行させていただきます。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。

【浅田委員】すみません、とりあえず午前中に

質問が、知事、また参考人としてのご出席、ありがとうございます。

午前中にですね、いろんな流れの中で監査人に対して、知事と監査人が6月19日にお会いしていたというお話を伺いました。そのことについて、知事の行事予定表というものを一応資料として出していただきたいということを私の方からお願いをし、今、こうやっていただきました。

で、これを見ながら。知事自身にも渡していただいていますか、知事にはないとしたら、ちょっと知事がわかりづらいと思いますので、知事にも渡していただければと思います。

で、6月19日というのは、まさしく議会が始まり、一般質問2日前というような状況の中です。なかなかそのタイミングで県外にわざわざ、沖縄まで行くということは、通常であれば考えづらいことでもあります。しかしながら、知事が監査人に、わざわざ議会中。

本来であれば、今までの知事とかであれば、この議会の1日、2日前というのは、これからの一般質問に向けて、どういう質問が返ってくるのか、その政策はどんなのかということ、まさに勉強をする、そしてレクを受ける時なわけですね。

それを割いた上で知事が沖縄に行った、その明確な理由、目的、状況というのを教えていただけませんか。

また、そもそも行っていたかどうかということをお聞かせください。

【大石知事】まず、議会の前の勉強会ですけれども、大体は前日にまとまってやることが多いです。もちろん状況に応じて、委員ご指摘のとおりですね、勉強したり確認をしたり、するかもしれませんけれども。

今回、まず19日の日に行ったかどうかは、それは行ってます。午後、多分、最終便だったと思いますけれども、行って、で、朝いちで帰ってきているという状況です。

行った理由ですけれども、すみません、はっきりと、全て何を話しているのかは記憶にございませんけれども、元監査人の方から、様々な問題点があるというふうにご指摘をいただきました。これまでも私も申し上げてきたとおり、私としては、もしそういった問題があるのであれば適正に訂正をしていきたいというふうに考えておりましたので、そのことについて、いろいろ意見、お話をしていたと思います。

また、この一般質問の時にも、286万円の話ももちろん相談をしておりましたので、その件ももちろんお話をしたというふうに思います。

【浅田委員】 なかなかこう私たちとしては、議会議中に知事が、監査人だからということで会いに行くというのが、にわかにはいかなものかというような気もするんですね。

というのが、何かあったらどうするのかという、まず危機管理上の問題があります、一般質問とかも含めて、わざわざ陸続きではない離島である沖縄にまで渡る、そもそも論としての危機管理の在り方、知事の議会に対する姿勢そのものが、ちょっと疑われるような問題だと思うんです。今までそんなことはないと思うんですね。

で、何がなんでもそこで行かなければいけないものなのかなのかどうなのか。そもそもそれまで知事は、何度も何度もLINEですとかメッセージとかで監査人とやり取りをしていますよね。それをわざわざ、議会が始まってから絶対的に会いに行かなきゃいけないものなんですか、ズームとかでやれないものなのか。

そして、これは政務なんですか、公務なんですか。

【大石知事】 別の会い方はなかったのかと言われると、それはもちろん可能性はいろいろ考えられたと思います。ですけれども、私が記憶している限り、この19日の日が、私、お会いしたのが初めてです、直接お会いしたのがですね。そういった状況でもありました。理由はたくさんあると思いますけれども、そういったことを総合的に勘案して、この日、会える時間がどうか確保できるようなところでしたので行ったということです。

議会の前に渡航があるのかなのかという、それも状況に応じてだと思います。ですが、委員おっしゃるようになりますね、もちろん委員会の前、議会の前にそういったこと、可能な限り控えるといったことが適切、より良いという考えには、それは同意いたします。

すみません、質問を失念いたしました。すみません、もう一度いいですか。

【浅田委員】 ズーム会議とか考えられなかったということなので、それはある一定、理解しました。

同意するというよりも何よりも、やはりそれぐらいはきちっと知事として、議会が一番なんだと思うんですよ、そもそも論として。しかしながら、それをわざわざ監査人と会える日程がこの日しかなかったのは、知事のご都合が、この日しかなかった、何がなんでも会わなきゃいけないということですか。

この監査人は、田中議員のところにも会いに行ったりとかしていますよね。実態として佐世保にいらっしゃったりとかしてしてるわけですよ。そういう時にお会いしようとか、そういうのはなかったんですか。

【大石知事】 調整状況について、すみません、全て覚えておりませんが、物理的に私が行ける日は、確かにこの日だったと思います。

で、先ほどの質問を思い出しました。公務か政務かという話もございましたけれども、公務ではございません。

【浅田委員】 公務ではないということで、だとするならば、例えば空港の行き帰りとかは、それは自分の車とかできちっと行って、プライベートであるということで行かれたんでしょうか。

【大石知事】 はい。

【浅田委員】 そこはきちっとプライベートということに分けられたと。

この中で参考行事がいろいろ書かれているんですけども、先ほど、最終便で行ったというふうにあります。この日は、午前中には農業クラブ連盟の年次大会があったりとか、夕方以降は県の観光業協同組合連合会の総会があったり、19時半からは市医師連盟の総会などがあります。これは、割と普段、知事が行かれるような内容かなと思うのを、ここに土木部、福祉保健部と書かれているのは、代理を出してまで沖縄に行くことが重要だったというふうな認識だったんでしょうか。

【大石知事】 すみません、この参考のところに書いてある行事が、通常、私が行っているものかどうかは、すみません、この場で私はわかりかねますけれども、どの行事にどういった方が参加するのかといったことは、それまでの参加実績だとか、いろんなものを影響を勘案して決めているというふうに認識をしています。それは秘書課の中で、ほかのものとの調整をしながら決めているという認識です。

【浅田委員】 私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、私が言いたいのは、こういうふうな

長崎県、普段、長崎県を支えてくださっている様々な団体の行事よりも、知事が個人のプライベートな仕事、プライベートな監査人と会うことを選んだということが事実かどうかということです。

【大石知事】 その日に私が沖縄に行ったことと、それは、全く別な問題だと思います。行事、どの行事に、どういった方がご参加されるかといったことは、先ほど申し上げたとおり、様々なことを勘案しながら決定をしていくところでございます。

【浅田委員】 ここが時間があつたから沖縄に行ったと。

普段ですね、私たち、例えば一般質問の前はですね、中村知事の時よりも知事に替わってからは質問取りが異常に早いわけですよ。もう早く早く質問の中身を出してくださいというのが、もうびっくりするぐらい早くなつたんですね。1か月ぐらい前から急かされるような状況の中で、よっぽど知事がしっかりとレクを受けたりとかなさっているのかなと思うと、こうやって沖縄とかにも行けるぐらいの余裕があるんだなと、議会中でも十分に余裕があるんだなということが、まあ改めて感じ取った次第ですが。

私は、この予定表を出していただきたいということを通告しましたので、これに関してだけ今、質問させていただいて、残余はまた後ほど質問いたします。

【石本委員長】 ほかにご質問ありませんか。

【坂本委員】 お疲れさまです。昨日に引き続きまして質問させていただきます。

私のほうからは、まず、2,000万円ですね。知事は二重計上、私は、どうも架空の貸付けじゃないかなというふうな感じがしているんですけど、それについてお尋ねいたします。

まず、これ、選挙運動費用の収支報告書提出の時点、これは前回の集中審査で知事から出された、時系列です。この時点では2,000万円について自己資金と記載されてて、当時、公務多忙のため、その記載内容について確認が不十分だったというふうな説明がありました。まず、これについてですね。

3月の初旬ぐらいに、たしか選挙が終わった後、後援会の役員会をされてると思います。そこで、その時点の、だから3月7日までの、2回出ていますけど、3月7日付と、それから31日付ですね、この時点での収支報告を役員会で説明しているというふうなことが午前中の参考人の方から報告がありました。

で、その時点で自己資金というふうに、私も、これ見ましたけれども、はっきりと、収入はもう知事の自己資金だけなんですよね。だからはっきりわかるわけで、その役員会の時点でも、なおかつやっぱり公務多忙のため認識できなかったのか、そこはどうなのでしょう。

【大石知事】 総会ですけれども、先ほど話題に挙がったというぐらいの認識で、私は、そこに誰が行ったのかとか、参加したのかと、現時点でわかってません、私自身が参加したのかも記憶がなくてですね。

そういった状況でございますけれども、総会の場で、その収支報告のご報告、承認が、そういった議題が上がっても、もちろんおかしくないと思いますし、それがなされていたとしても自然なことだと思いますけれども、もし私が参加していた場合だとしても、恐らくですけれども、それが内容が、じっくり見ることは、まず役員会で、総会で、ないと思いますし、私自身、それを踏まえた、もし参加をしていたら、今、それを踏まえた後の私になってますけど、それ

を認識できていないという状況でございますので、それについては、その総会で私が認識していたということはないと、私は理解しています。

【坂本委員】 そこがちょっと、なかなかわかりづらくてですね。知事の記憶では、そういうふうに使われてはいますが、今年9月の一般質問の中で、これは浅田議員に対する答弁ですけれども、選挙資金は自己資金で2,000万円を準備と、こういうふうに明確に答弁をされているわけですね。もちろん、その後の宮本議員の一般質問の答弁では、令和4年分の収支報告書、後援会ですね、その時点で自己資金ということを知ったというふうなことなんですけど、これは後援会の収支報告であってですね。あくまでも2,000万円を自己資金として準備したというのは、これ、選挙運動の収支報告書ですから、ちょっとそこがまた少し矛盾点というのがあるなというふうな感じが、どうしても拭えないんですよ。

それで、この2,000万円の自己資金の準備というのは、恐らくこれが、結果的に知事が言われる二重計上というふうなことで、訂正せざるを得なかったというふうなことに繋がってくるわけなんですけれども、そのきっかけとなるのが、この自己資金として準備した2,000万円は、選挙コンサルタントの人から、こういうふうになれば一定返ってきますよみたいなですね、そんなのがあったからということでしたということなんですけど。

そうすると、この2,000万円って、やっぱり大きなお金ですから、自分が自己資金で選挙運動に2,000万円、医師信用組合ですか、ここから借りて、で、出したと、選挙のためにですね。出したということで、それを例えば役員会、総会ですか、選対本部の総会、知事が出てたか、出

なかったか記憶にない、仮に出てたとしても、そのことに気づかなかったかもしれない、それぐらい小っちゃなものかなというふうな感じがどうしてもするんですよ。

しかも、昨日、医師会長の方からいろいろご意見をいただきましたけれども、選挙に出る前の12月の下旬ぐらいですかね、その時に、選挙費用をどうするんだというふうなことになって、で、医師連盟は医師連盟で、いろいろ寄附とか、いろんなそういうのを募るけれども、しかし、選挙に出る本人、知事自身がですね、当時、候補予定者ですたいね、が、それなりの決意を持ってお金を出さないと、なかなかお金というのは集まりませんよというふうなやり取りはしましたというふうに昨日言われたんですよ。それは間違いないですかね。選挙に出る前の12月の下旬ぐらいだと思いますけど。

【大石知事】 当時、私、お金がないということのを正直に申し上げておりましたけれども、今、坂本委員おっしゃるようになりますね、選挙へ向けた準備が実際に進む中で、自己資金を用立てしてくれというお話があったのは事実だと記憶しています。

【坂本委員】 ああ、選挙って、そういうもんだなというふうな受け止めがされたんじゃないかなというふうに思いますけど、その受け止めと、医師会長からそういうふうに言われた時の受け止めと、それから、その2,000万円という額ですよ。2,000万円という金額を判断した、借りるんですね、それをちょっと改めて教えてもらえますか。

【大石知事】 2,000万円という額は非常に大きい額です、もちろんでございますけれども、私自身、そんな巨額なものを扱える個人ではありませんので、その受け止め自身はですね、選挙

が初めてだということ、加えて知事選挙ということで全県下の大きな選挙でございます。そういった中でどれくらいかかるのかとか、そういったことは全く想像がつかない中で、こういった準備が進んでいったわけですけれども、そういった中で2,000万円という数字を、当時、どなただったのかはわかりませんが、用立てはしてほしいと。私が2,000万円と言ったわけでは多分ないと思います。そういうさじ加減がわからない状況での準備ですので、こういった額をとということをご提案を受けて、わかりましたということで準備をしたと記憶をしています。

【坂本委員】 わかりました。それはどなたかが、選挙に慣れている方だろうなというふうには容易に想像がつかますけれども。それぐらいの、当時、知事候補予定者として、ああ、やっぱり候補者としてはそれぐらい用意しなければいけないんだということで、大きな金額ですよ。

だから、何度も言いますように、大きな金額が選挙でどう使われたのかというのを、選挙が終わった後の収支報告、1回目の収支報告が出た後の、多分、総会だと思うんですけども、そこで、出席できなくても、後でどれくらいかかったんだろうかということが、私は気になるんですよ。やっぱり自分の選挙が終わった後に、桁が違いますけど、お金を出した分を含めて収支がどうだったのかなって、これで選管に報告しますよというふうなことも一応受けますから、そこはね、やっぱりその時点で認識できなかったということがね、どうしてもやっぱりちょっとこう、すんと落ちてこないんですよ。

だから、そういう意味でいくと、今朝の参考人が言われるように、主張されるように、やっぱり当時は、その時点で認識してたんだと、知

事がね。そういうふうに証言というか、主張されてるわけですね、午前中の参考人の方ですね。認識してたはずなんだと。だから、それをいかに取り戻すかというふうなことで、選挙コンサルタントの方といろいろ相談をして、どちらかが先にしたのかというのは、まあ意見が分かれるところなんですけれども、知事のお答えと参考人の方のお答えとは分かれるところなんですけれども。

それを聞くと、参考人の方が言われるほうが、やっぱりすんとくするわけなんですよね。ここがなかなかですね、県民の皆さんにもちょっとわかりづらい、この2,000万円の扱いですね。自己資金として行って、なおかつ、それは選挙で使っているわけですね。この収支報告でいくと、約1,800万円ぐらい、収支報告で支出がありますから、そうすると、収入が自己資金だけですから、2,000万円のね、ほとんど使ってるわけなんですよ。それを、改めて今度は後援会に貸し付けるというね、そこがやっぱり全く、流れとして非常に不自然というふうに皆さん思うわけなんですよね。

そこを、いや、そうじゃないんだということ、この間の9月30日のここで聞いてもわかりませんし、10月2日の臨時会見の中で聞いても、なかなかですね、これがわかりづらいというふうなことになっておりますけれども、改めて、そういう意見が多いということについて、ちょっとご意見を聞きたいです。

【大石知事】 この2,000万円については、何度も何度も話をしてきました。私が用立てしたのは2,000万円です。それを後援会に振り込んでいます。それをどういう管理をされたのか、そこが稚拙だというご指摘は、もちろん受けましても、どう管理されたのかといったことにつ

いて、詳細までは把握してませんでした。

で、そのような中で、この2,000万円について、貸付けにすれば返してもらえると、それは違法ではないということで、問題はないということではなかったもので、もしそれであれば、先ほど坂本委員おっしゃったように、2,000万円というのは非常に大きなお金です。私、借金をして用立てをいたしましたけれども、そういう状況でございましたので、それであればありがたいということで、契約書を作成をして、その認識の下で報告書も作成をしますし、その契約に基づいて正式な返済ということでお金も受け取っていました。

今回、それが二重計上になっているということで訂正をさせていただきました。そのことが正確じゃなかったということについては、これまで申し上げているように、本当にそれは申し訳ないことだと思っておりますし、それは正すべきことだと思っておりますので、正してきたところでございます。

いずれにしても、2,000万円について二重計上なのかどうなのかという話について議論がされているのも、続いているのも、それはもう承知をしております。ですけれども、この2,000万円についても、もう告発をされているということと認識はしているんですけれども、そういう状況ですので、捜査が進んで、これが正確に解き明かされるといったことを期待を、そうされるものだというふうに承知をしております。

【坂本委員】 この2,000万円、最終的には医師信用組合から貸付利息2.2%で借りてますよね。で、この二重計上となった、後援会へ知事が貸し付けたということで、これ利息が3%ということになっておりますけれども、これはなぜ2.2%じゃなくて3%になったか、こういうふう

なことについては理由がありますか。

【大石知事】 利息とか条件とか細かなところは、ちょっと私はわかってません。ですけれども、それが適切だというふうな認識の下でさせていただいております。

【坂本委員】 事務的なことですね。

もう時間ですね。わかりました。とりあえずはこれで終わります。

【宮本委員】 知事、昨日に引き続き、本日もお越しいただきましてありがとうございます。

午前中、元監査人の方との集中審査をいたしました。

286万円について、お尋ねをいたします。

全員協議会、ほかの一般質問の中でも、いろんな質疑をする中で、「286万円、移動が行われていたのが、令和4年2月7日から同月の18日までの期間中に、当該県議の後援会から私の後援会に合計286万円の資金移動が行われていたのですが、当時、私は、その資金移動の事実を知りませんでした」というご答弁です。一貫して、このご答弁です。

元監査人、本日午前中に集中審査を受けまして、このような答弁ですが、本当に知事は当時知らなかったのかということを確認いたしまして、証拠はありますと、当時知っていたということで証拠が出ております。知事が送ったメールがあります。

すみません、宛先は黒塗りされているんですが、2024年6月12日、今年の6月12日に知事がメールを送っております。重ねてですが、宛先は黒塗りでございます、この部分はちょっと、この委員会でも黒塗りなんです、ちょっと読み上げますと、恐らく知事のスマートフォンの中にも、もしくはパソコンの中にも入っていると思いますが、「図式が流れのこととして述べ

ます」、これは知事が打ったメールですよ。「図式が流れのこととして述べます。記憶が定かではないので、状況からの推測であることをご了承ください。恐らく当時の会話の中で、大石候補が法人からは受け取れないが、こういう方法もあるという趣旨で、選挙コンサルタントから助言をいただき」、これは名前です、「選挙コンサルタントから助言をいただき、違法でなければということで、大石も当該県議」、これは後援会が入ってきたところの当該県議、「も承知したということだと思えます。その後、実際に送金が発生して、大石としては、法人からのお金を受け取れないから返金、その返金が貸付け処理となり、利息が発生してまっている。本来、両者に違法性を問われることを行う意思はなく、今回、訂正のご指導を受けたことで改めることを同意した、というところが現在地なのだ」と理解しています」という形で知事が実際に送っている。要は、こういった形で答弁をしますという内容のメールを知事が送られているんです。

この文面からすると、大石候補という文言が出てきますし、選挙コンサルタントの名前も実際に知事は書いていらっしゃる。ということは、選挙期間中も知っていたということになり、誰からの指示かというのを知事は知らないということでありましたが、実際、知事も選挙コンサルタントの名前を書いていらっしゃいますので、誰からの指示である、そして当時知らなかったということはないという証拠を出されてます。

これ、実際、知事が送られたメールなので、わからないということはないはず。2か月前、違う、4か月前のメールですので、この点はいかがですか、その後もメールは続くんです。

【大石知事】 すみません、メールは今、手元にないですけども、そういった内容が、会話があったような記憶はあります。ですけども、それは事実と異なります。それがもし、そういう文面になっていたとしても、それは事実と異なって、286万、当時は私、知りませんでしたし、それについて、どのような流れでやったのかということは、今もずっと、これまで整理を、確認をしてきましたけれども、それはわかりません。

【宮本委員】 実際、やはりメールにありますので、知事に実際に確認していただくということ、委員長、できませんか。

知事、手元にいつているメールです。それが、知事が実際送っているメールなんですね。よって、証拠がこういうふうに出てきておりますから、これについては、大変申し訳ないですが、知らぬ存ぜぬではなくて、実際に知っていた、誰からの指示であるということも知っていたということになります。

これについて、知事、いかがですか。

【大石知事】 繰り返しになりますけれども、これがもし事実だったとしても、これは私の記憶、私の理解と全然違いますので、事実と異なります。

つまり、この写真が事実だったとしてもという話です。286万円の資金移動については、その当時、知りませんでしたし、それが誰の指示でそうなっているかといったことも、これまでずっと確認をしようとしてきましたけれども、それについては、事実について、たどりついていません。

【宮本委員】 ここはですね、非常に重要なところで、286万円の当時の資金移動、それから誰の指示というのは、ずっと知事も答弁されてい

らっしゃるとおり、やっぱりわからないと。選対とか後援会に任せているということだったんですが、実際、出てきておりますので。

確認です、これは知事のメールで間違いはないですか。

【大石知事】 このような会話をやり取りしたという記憶はございますけれども、繰り返し述べますけれども、この内容が事実ではないです。ここにも書いてますけれども、「記憶が定かでないので、状況からの推測であることをご了承ください」と書いてます。これはもう事実と異なります。

【宮本委員】 すみません。事実じゃないけども、書いていらっしゃるので、知事本人が書いていらっしゃるから、事実であるかどうかの前に、知事が書いてらっしゃるので、これ、そのものの知事の文面なので、これは事実なんですよ。これ、知事としてのご意見なので、定かか、「推測であることをご了承ください」という前置きはあるものの、こういうことで、流れで言いますと、知事もきちんと書いてあるので、これは証拠になると。

もう一度、知事いいですか。

【大石知事】 なので繰り返し述べてますけれども、推測で書いてたことが事実でない。私は、もしこれが正確であったらですね、恐らく事実と異なることを推測をして書いたんだと思います。それは記憶が定かでないですので、この時点が、（発言する者あり）6月12日ですね。なので、そういった状況でございますので、これまでもいろいろ確認をしてきましたけれども、繰り返しになりますが、それを整理した上で述べております。

286万円が資金移動された時、私は県内中を走り回ってました。もう皆さんもこれ、選挙し

ててわかると思いますけれども、そういった中で、いつ、誰からお金が振り込まれているかなんて、わかりません。本当にこれはわかりません。それについて誰の指示でそうなったのかということも、もちろん皆さんに説明をするために、県民の皆様にも説明するために、これまで確認してきましたけれども、それはもうわからないということが事実でございます。

【宮本委員】 知事、責めるわけでもなく、責めるわけではなくて、事実、事実を確認してます。事実を確認してるんです。事実を確認した上で出てきているので、これが真実でないということであれば、なぜ知事、これを書いたのかということにもなりますし、知事が書いてるんだから、これは知事の言葉ですよ。これは知事という言葉だから、当時の記憶が定かではないと言えども、知事が書いてるんだから、知事の文面であることに間違いはない。

じゃ、うそをこれは知事は書いた、送信したということですか。

【大石知事】 繰り返し述べますけど、これがもし私が書いたということであれば、それは事実と異なることを書いています。なので、それは事実と異なるので、誤った認識で、この時は書いてるんだと思います。（発言する者あり）

繰り返しになりますけど、事実、286万円が移動された時、これ本当に皆さんもわかると思うんですけど、（発言する者あり）選挙をしている時に、外を回った時に、いつ、どんなお金が入ってきているかといったことについては、これ、みんなわからないと思います。（発言する者あり）

【宮本委員】 私も繰り返しになりますよ、繰り返しになります。現時点に、書いてますもんね、証拠として挙がってきています。（発言する者

あり）知事自体が書いています、送信していません。だから、これは事実ですもんね。ご自身が書いた文面は責任を持たないといけないし、それだけの知事としての責任ももちろんあるわけであって、これが事実とは異なるということと言われると、もう全ての公文書、全ての県における政策というのは、「おいおい、違うんじゃないか」とやっぱりなりますし、ご自身が書いた、発した文面というのは責任を持っていたかかないと、（発言する者あり）今後の県政運営にも大きくこれは左右されることとなります。

あくまで、これは知事が書いたことであって、現実に「選挙コンサルタントから助言をいただき」ということも書いてありますから、ここは。

そのほか、知事ですよ、言われてないのは、ほかの方はみんな、選挙コンサルタントからの指示であったということをおっしゃるし、知事、「大石候補として」と「候補」という名前もつけてあることからすると、これは明らかに、やっぱりもちろん知っていたことであると。しっかりとして、選挙コンサルタントから指示があったと、話があったという証拠になるので、これをもって事実と違うということをおっしゃるでも、なかなかこちらとしては理解に苦しむところがあります。再度お願いします。

【大石知事】 ちょっと、今ぱっと見ただけなので、前後のやり取りもあるかもしれませんがけれども、また確認をさせてください。

【宮本委員】 前後のやり取りももちろんご確認いただいて結構ですし、スマートフォン、そしてパソコンも全て確認をしてください。

こうやって現実として286万円の裏づけとなるものが出ておりますから、これをもって証拠ではないということをおっしゃるといのが、ちょっと私には、申し訳ありません、なかなか

理解しがたいところです。これは真実でないというふうに言われても、知事が書いているものなので、それは知事として責任持っていたかかないと、今後の県政運営にも大きなひびが入るといふふうに思いますので。

これをもって知事としても、いま一度、286万円の資金移動、そして誰からの指示であったのかということ、いま一度、深く深くお考えいただきたいというふうに思います。これ、やり取りするとずっと繰り返しになりますし、時間がもったいないので、深く深く、これは知事、お考えください。

以上です。（「休憩」と呼ぶ者あり）

【石本委員長】 休憩します。

-----  
— 午後 1時42分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時46分 再開 —  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

今の意見で、知事に対して真実を述べてほしいという意見がっております。今日の意見を踏まえて、明日の午後、再度、知事が出ていただくということになっていますので、それまでに知事として、どういう回答ができるのか、再度検討していただいて、本当に、ここだけじゃなくて県民の皆様に対しても、やっぱり県政の停滞を招いていることに対しても、我々も、できるだけそういった迷惑をかけないということ、を前提に、こうして集中審査もやっておりますので、知事の誠実な回答を、また明日いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

また、今日の時間は、知事が2時までとなっておりますので、厳守したいと思いますので、後の質問をよろしくお願ひします。

【小林委員】 明日をね、ちょっと期待をして、真相を明らかにすると、真実を。もう、うそ八

百は結構ですから、そういうことでお願ひをしたいと思います。

そこで、知事ね、いろいろありますが、昨日、286万円について、医師会長に実はね、286万円は、今、知事は、医師会長から聞いたら、第8支部のためのお金だったと、こういうことを発言をされているんじゃないかと思いますが、それは確認します。そのとおりですか。

【大石知事】 これまで申し上げてきたとおり、医師会長にご確認をさせていただいて、第8支部への寄附の依頼だったということで伺っております。

【小林委員】 昨日、医師会長に、ここにご出席をいただいたことはご存じだと思います、参考人として。それで、この名誉ある、そういう医師会長が、こんな話をされましたよ。

286万円は、第8支部を通してからと、いわゆる医療法人、団体から大石後援会には寄附ができないからと、こういうことを明確におっしゃいました。議事録もあると思います。

ただし、第8支部のための286万円ではないと。そしてまた、それを支える選対本部長であった、いわゆるこの県議のためのお金でもない。いわゆる第8支部への286万円は、大石選対の中に第8支部というのがあったから、一緒に、大石推薦をした我々と戦ってもらいたい。つまり選挙のための寄附だと、こういうことを明快に言われて、知事が聞いた発言と全く違うわけですが、その点についてはいかがですか。

【大石知事】 私が確認した際、第8支部にというお話を、回答をいただいておりますけれども、もし昨日、ご本人が違うような言い方をされたのであれば、それが本人の正確な認識だといふふうに思います。

ただ、私の方で確認した時は、その第8支部

に、それはもちろん書類に書いていた宛て名がそこになってたからということで、そうご回答されたのかもしれませんが、そこのご回答ぶりについては、昨日、ご本人の認識が本人から語られたのじゃないかと思います。

【小林委員】時には問題のある発言をあなたもするんだね。

だから、当初、大事なところの記者会見で、第8支部は、全くそうやって医師会から寄附の依頼というのは、あくまでも大石支援、大石さんの応援のために抛出してもらいたいと、こういうようなチラシが回っておったと思うんだよ。ところが、現実には、9つの医療法人の中で、4つほどの方が正直に述べていただいて、これはあくまでも大石支援のためのお金なんだと、そういうことを明らかにされて、第8支部は知らないし、関係がないと、こういうふうな明快な、そういうお答えをさせていただいているわけです。

で、一番問題の医師会長は、あなたのいわゆる記者会見の内容では、先ほども言ったように、第8支部のためと、もう主体が第8支部だよ、迂回献金になるから。ところが、そういうようなところで、第8支部も大石支援の選対のメンバーと、だから、そこに、言われるがままに、そこに振り込んだと。しかし、選対本部長の応援をするためのものではないと、あくまでも大石を応援するためのお金として、みんなで使ってもらいたいと、こういう願いの下に、実はこうしてやったんだと、医療法人が大石後援会に寄附ができないからと、全く違うことをおっしゃっているんです。

それについて、どう思うかということで、いま一度、あなたの答えがはっきりしないと。その当時は、そんなことを言われとったと、今は違うということに対して、どっちがどう本当な

のか。あなたが言うのが本当なのか、昨日、医師会長がおっしゃった、私に対する答弁が本当なのか、そこに対しての認識を聞いているわけよ。

【大石知事】繰り返しになりますけれども、私が回答を求めた時は、第8支部に対する寄附の依頼だったというふうに回答をいただいておりますけれども、昨日、それと何が違うのかわかりませんが、それが違うような認識を述べられたのであれば、それはご本人からのお話でございますので、ご本人の認識なんだろうと思います。

【小林委員】何が違ったか知らないけれども、そんな無責任な話がありますか、大事な問題ですよ。

286万円が、そうやって今の話では、あなたのいわゆる記者会見での話、また、議会等における答弁等を聞いてると、これは第8支部のためという、これが主語になってるわけだよ。ところが医師会長は、第8支部のためにじゃなくて、第8支部が大石さんの応援の選対のメンバーであるがゆえに、そうやって指示があったとおりに第8支部に入れたと。そのお金は、大石選挙のために使ってもらうそのお金だと、こうおっしゃっておるわけで、全く趣旨が違うんですよ。

そういうことを、あなたがどう思いますかという時に、このところはとっても大事なことですよ。あなたは、そんな受け止め方でよろしいんですか。

【大石知事】私が、その件について、お尋ねをした際に、そのように回答をいただいたので、それが私の認識でございますけれども、すみません、何が違うのか、わからないと申し上げたのは、つぶさにご発言の内容を詳細に覚えていませんし、どういったことを踏まえて、どうい

った視点で、どうお話しになられたのか、私にはわかりかねるので、それについては、ご本人の認識を昨日この場でお述べになられたんじゃないかということをお願いした次第です。

【小林委員】 昨日言われたことが、とてもあなたの発言と違うと、根幹的に違いますよ。ということは大変な問題ですよ。あなたがそこで驚くような態度と同時に、そこで、やっぱり、ではもう一度確認してみたいとか、それこそ、それだけやっぱりきちんとね、その真実をそれぞれ語るべきだということで、医師会長に改めて問うとか、確認するとか、昨日、参考人として言われたことが、議事録はもうあるでしょうから、議事録を見ながら、やっぱり私は、きちんと精査して、これも明日のあなたの出番の時に、改めて私は確認をまたしたいと思えますから、よろしくお願ひしたいと思います。

それからね、286万円の、そのいわゆる資金の動きを知らなかったのは本当ですか。

【大石知事】 その資金移動がされた当時、知らなかったのは事実です。

【小林委員】 もう一回聞きますが、いつまで知らなかったんですか。

【大石知事】 これまで申し上げてきたとおりですけれども、その収支報告をする、後半の方です、年末の方にお話を聞いたというふうに記憶しています。

【小林委員】 12月までというようなことをおっしゃってますね。

選挙が終わったのは2月ですね。2月28日がたしか、選挙の投・開票の直前に、その286万円がきてるんです。それから約10か月以上も、あなたが知らないままで、本当にそんな不自然なことがあるかどうか。選挙が終わって10か月も経ってて、誰から幾らのそういうお金が入って

きたかとか、そんなことは一番関心があって、きちんとお金を出してもらっているところにはお礼の挨拶をするとか、ちゃんとした人間としての、きちんと礼節を欠いたらいかんと思うんだけれども、本当に12月まで知らなかったんですか、お金の動きを。

【大石知事】 はい、そのように認識をしています。

【小林委員】 だから、そういうような認識が、ちょっと実社会では不自然と、こういうようなこともあえて指摘をしておきます。

それから、2,000万円の問題ですかね、今日はとんでもない話が出たですよ。結局、その2,000万円については、これは架空だと。あなたは架空ということは認めないわけけれども、その架空ということは、まず第一に、さっきもあなたはね、2,000万円というのは巨額なお金だと、そんなお金は持ってませんということを自分で認めたぐらい大きなお金ですよ。

そういう状況の中で、実は後援会事務所の方にコンサルタントから電話がかかってきて、2,000万円を架空で計上しますということをして、その事務の方に連絡をして、その時には、あなたの顧問税理士、それと同時に後援会の会計責任者、この方がいらっしゃったと。このところにコンサルタントから電話が入ってきて、2,000万円については、これは架空の計上でいきますというようなことをですね、そのいわゆる後援会の女性事務員の方に連絡をしてきたというようなことになっているけれども、これは架空の計上と、こういうことを言ってきたということで、大変なことです。これはご存じなかったですか。

【大石知事】 知りません。

【石本委員長】 小林委員、一応、今日のところはこれで、時間ですので、また、これは明日の。

【まきやま委員】 宮本委員の証拠2の確認と、それに追加して証拠5、証拠6、資料の24について、知事の発信したものと間違いないかの確認だけお願いいたします。

【大石知事】 資料は、いただけるんですか。

【石本委員長】 そこだけです。そしたら後で。

【大石知事】 時間の制約もありますので、何のものかもわかっていないので、お約束はでき兼ねます。それだけはご了承ください。

【石本委員長】 それでは、本日の審査については、以上で、一旦終了いたします。

知事におかれましては、大変お忙しい中、ありがとうございます。

これより、しばらく休憩し、2時15分より会議を再開し、再度、大石けんご後援会元監査人より意見聴取を行います。

しばらく休憩します。

-----  
— 午後 2時 1分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時15分 再開 —  
-----

【石本委員長】 再開いたします。

それでは、引き続き、会議を再開いたします。

参考人入室のため、しばらく休憩します。

-----  
— 午後 2時16分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時17分 再開 —  
-----

【石本委員長】 再開いたします。

引き続き、参考人からの意見聴取を行います。各委員の質問時間は、答弁時間を含めて1回当たり20分以内とし、進めてまいりたいと思います。

それでは、ご質問ございませんか。

【浅田委員】 また、午後からもありがとうございます。

先ほど、一度、参考人が出ていただいた後に、

知事に質問をする機会をいただきました。

その際に、沖縄の件とかについても伺いました。日程表を見て、19日の最終便で飛んで、翌日帰ってきたと。

私たちとしては、それは議会中でありましたから、議会中に何がなんでも行かなければいけないことなのかという疑問がやっぱりあるんですね。台風だったり、いろんなものがあったり、危機管理上に、そういうさなかに行くということが果たしてどうなのかというふうに感じました。だけれども、その日が。

でも、それまでにも、何度も何度も参考人と知事は、LINEで密に連絡をしているわけですよ。しかしながら、あえてこの日に会わなければならなかった理由というのは、参考人どのように考えているのか、いま一度、その知事の答弁の後なので、お伺いできればと思います。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 19日の最終、本当にぎりぎりに飛行機に乗られたと思います。これはもう間違いありません。

どうしてもその日に会うという理由は、私が午前中にお話したとおりに、286万円の処理の問題、答弁の問題、プラス、先ほども申し上げました特定寄附の資料が、その数日前に手に入りましたということです。

特定寄附の記録を調べていただいたらわかると思うんですけど、2回、知事は調べられていると思います、2回。1回は、選挙コンサルタントから言われた時、2回目が、私の方から、その資料がありませんかと、その時の残っていませんかということでした時に、残っていませんということでしたので、私の方から、特定寄附の内容を記した県の資料ですね、関係部署に、これはメールにも残っています。関係部署にお願いしていますということで、それをどうして

も見ると。やっぱり県の資料ですから、メールでぽんと貼り付けて、添付して送りにくかったんだとは思いますが。ですから、直接持ってきて、それを見て、2つ、特定寄附の該当、あやしいなというところはありません。でも、1社は間違いなく、100%特定寄附に該当すると。1社は、私の判断ではつかなかったです、正直。で、その1社については、1法人については、これはもう明らかに特定寄附だということで知事にもお話ししました。

その時に、寄附に、24日の答弁に、寄附にするのか、それとも貸付のままでいくのかという判断が、その日に決めたんです。訂正で、24日の日にプレスリリースも出しましたけれども、その日に、貸付けから寄附に変更しますといった判断というのが、その日に決めたんです。その日に決めました。19日の日に決めて、一気に答弁の方も、答弁書の作成にも一気にその日から入っていったと。方向性が決まったという日だったんです。

だけど、方向性を決めるためには、その特定寄附の資料が必要だったんです。本当に間違いなく特定寄附、おるんかどうかというところが非常に大切な内容だったんです。

以上です。

【浅田委員】 貸付けから寄附に変わったのが、その19日、沖縄の現地でしっかりと資料を以てして決定したということが、一つはわかったわけですけども。

昨日も参考人の方、医師連盟の方に来ていただいたわけですが、その際は、医師連盟の方々にとっては、やっぱり単純に大石知事を応援したいんだと、その思いだけだったということで、ある一定そこは理解をしたところだったんですね。

では、例えば昨日の医師連盟の会長、そういう、わざわざ寄附から貸付に変更した、また寄附にとかといういろいろあった流れの中で、その後の状況と、昨日の医師連盟の会長が答えた答弁について、今、参考人はどのようにお考えですか。

また、先ほどの知事の答弁とかも聞いていたと思いますので、何か新しい思いがあれば、教えていただければと思います。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 昨日の答弁については、移動中で、ほとんど聞いていません。あと、報道の方からコメントを求められた時に、内容は聞きました。

先ほどの知事の1時間のうち30分ぐらいしか聞いておりません。ただ、知事さんの今のお話を聞いて、正直言いまして、なんでここまで隠すのかなと、なんでここまで隠す必要があるのかなというのが正直な感想です。

で、これ本当に、委員からの質問で12月末まで知らなかったということをおっしゃっていましたが、そんなことはないんです。遅くても、6月の時点では、もう彼は知っているんです。その証拠が、私が出したやつの中の、この話は記者会見でも聞いたと思うんですけども、医師連盟の会長が、10月の2日の臨時記者会見の時に話しされた件、この件について、9法人の中の1法人が、知事の対応に激怒されたという話があったと思います。その激怒された話、このうちの、医療法人のうち激怒した医療法人というのは、200万円を寄附した医療法人でした。その医療法人が激怒したという内容が医師連盟の会長さんのところに入って、それが入ったのが令和4年の6月の2日です。6月の2日に激怒して入っています。会長さんから激怒の話を聞いているんです、知事が。知事は聞いて、

知事は聞いた上に、今ここに座られているM委員の方に連絡をして、島原市の方までアポなしで挨拶に行くようにという指示が出されているんです。指示が出されているLINEが、証拠の4です。

証拠の4を見てください。証拠の4に出ています。証拠の4のLINEが、知事は、「飛び込みで行っちゃってくださいとのことでした」と。「明日行くことに意義がある」ということを知事がおっしゃっています。

ということは、この200万円の寄附をいただいて激怒したということ、知事にご存じなんですよ。（発言する者あり）これ、ご存じなんですよ。ということは、年末まで知らなかったということは絶対にあり得ないんです。遅くとも6月のこの時点で、この200万円の寄附で激怒を受けたと。それまでに何回か会っているらしいんですよ。何回か会って、何の挨拶もしないと、ありがとうございましたの一言もないと、だから激怒しているんですよ。

ということはね、6月で、選挙2月ですよ。たった4か月、4か月の間に何回か会う機会があったと思うんです。その機会の中で、一回たりとでも挨拶がないから激怒されたんです。それはそうです。200万円出しているんです。ですから、6月の時点でわかっていたはずなんです、遅くとも。以上です。

【浅田委員】 昨日の答弁を聞いていただいて、そのような疑問が出てきたと。私たちにも再三、知事の方からは、12月までは知らなかったと先ほどもおっしゃっていた。でも、この証拠4に書いてあるように、確かに。

多分、その200万円の寄附をしてくださった方も、知事を応援したい、長崎を変えたいと、しっかりと政治家として頑張ってもらいたいという、

その方にとっては素直な思いだったわけですね。だからこそ、その「ありがとうございます」の一言もないことに対して怒ったと、当たり前なことだと思います。

それが耳に入ったということは、それだけ多額の資金がしっかりと知事には入ってきているんだという認識はあったわけで、わからないということではないということですね。それを法人として受け取っているということが、この時点でしっかりと明らかになるということで、今、理解できました。

そういう流れの中で、昨日来てくださった参考人について、今日の参考人がどのように思ったかを、改めて確認をさせていただきたいなと思いました。

まず、お一人目の第8支部の会計責任者の方、ここも286万円についてなんです。この方たちも、要は公職選挙法というのについて素人だったというのは確かに若干おありなのかなという気は、私自身もしました。

しかしながら、実態として、結局、昨日の、すみません、あまりにもいろいろ資料がどんどん出てくるものですから、私もちょっと混乱をしているところがあるんですが、例えば、証拠9と証拠10を、286万円についてはいただいておられます。その証拠9と証拠10に関して、昨日、参考人、第8支部の方、来ました。その方が言うには、この振込先になってほしいということに関しては、選挙期間中に、コンサルタントと県議の間で話をし、そのやり方については詳細に選挙期間中に、まあ10分以内の状況だったけれども、そこで説明を受けたというようなお話があり、お金が入ったということも、その第8支部の会計の方も理解をちゃんとしっかりして、県議も理解をしていたんだなということ

が、昨日の答弁でわかったわけですよ。

で、例えば証拠10の中で、今後どうすればよいですかというようなご教示を、指示を仰がれております。これに関して、参考人はどのような指示を、ではなされたのでしょうか。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 これです、非常に難しい状況でした。もう2年経っています。これ、お金をいただいてから2年。ということは、寄附控除を受けられています。また、2年間ということは、2回決算、申告を迎えています。これをもう一回やり直す、例えば200万円のところであれば、200万円を一旦消して、消し込みをかけてやり直すということになれば、230万円、240万円かかってしまうんです。税理士費用であるとか、そういうものを、2年分を全部やり直ししなくちゃいけないんです。総額で約400万円ぐらいかかるという見積りが出たんです。これも知事にはお話ししました。

これ、もし返すという形で、県議のところを通じて、第8支部から各医療法人に返すということになったら400万円近く要りますよということをお話したところ、知事はそのお金を出しても良いと、私の方が出しますという話をされたんです。知事の方がされました。ですから、それでこの処理方法というのを県議の方にもお伝えしました。

以上です。

【浅田委員】 それって、でも本当は変な話じゃないんですか。そもそも論として、寄附をした、貸し付けられた、それを寄附に戻した。

例えばですよ、私たちの感覚から言うと、貸金業でもないのに、利息ももらったりしていることも不思議だなと思ったんですが、それを知らなかった、存ぜぬだった、いつの間にか入っていた、寄附が、みたいな形で、相違がなかつ

たので貸付けにしていた。でも、やっぱりその時に合意性がなかったから寄附にしたといういろんな流れがあつて、そこが2年間。

それを今度、しっかりと戻すための費用を知事が負担するということが、また問題でもあるし、おかしい話だと思うんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 知事からすれば、全てを消し去りたかったんですよ、消し去りたかった。全てを丸く収めたかった。これがもう事実なんです。私もそのために必死だったんです。本当に必死だったです。無い知恵を絞ってやるしかなかったんです。

ですから、もう本当に、迂回寄附で受けたものを貸付けにしていますけれども、実際は迂回寄附です。迂回寄附をもう一回迂回で返さなアカンわけです。これ、本当に費用たくさんかかります。本当にまともにやろうと思えば、本当に大変な作業だったと思います。ですけども、そこまでしてでも、この286万円というお金を消し込みたかったんです。これは、私もその一心でした。消し込みたかった。

これはなぜかというのと、やっぱり特定寄附の問題もある。あと、事後買収の問題も出てくる。お礼で返していますから。はっきりと言って、お礼で返しているんです、あれ。「ありがとうございました。来年選挙もありますから」という形で、お礼で返しているんです。そのお礼というのをいつ決めたんですかということをお聞きした時に、この12月に決めているわけじゃないんですよ。もっと前に決めているんです。

ただ、ひとつ県議の名誉のために言うと、県議がその謀議に入っていないんです。（発言する者あり）県議が、選挙コンサルタント、あと知事の謀議、3人で謀議したわけじゃないんで

す。この2人が、選挙コンサルタントと知事が、お礼で返すということを決めているんです。ですから、県議の方の事後買収の告発に至らなかったんです。

ですから、そういう問題がいっぱいあったんです。2つあったんです。ですから、それを断ち切るために、どんなことをしてでも286万円を迂回でまた返そうが何しようが、消したかったんです。これは私の思いも一緒です。

以上です。

【浅田委員】消したかった、非常に大きな問題だなというふうに、それだけのお金を負担してでも何とかしたかったと。

確かに、昨日の第8支部の会計の方も、素人でよくわかってなかったと。最初に口座貸しをした感じであり、それはあくまで口座を貸して、そこから大石知事の後援会の方に行くという流れに関しては、県議も話を聞いて、それを了承したと。でも、その後のことについては、気づいたら貸付に変えてくれと言われて、書類を書かせられた。今度は、また寄附にというようなことが、なかなか合意はとれていなかったみたいなところは、それはもうそうなんだろうなとは思いますが、今、参考人が迂回であるとはっきりおっしゃったというのは、もうそういうことであり。

例えば、医師会の方にとってもその意識はなかったというお話だったんですね。

確かに、私たちも寄附とかをいただいた場合に、その寄附がどのように使われるかということまでは、寄附をしてくださった方に一々言わないというところはあったので、私は、その医師会の方の言っていることも、そうだろうなということで信用したというか、受け取らせていただいたというのが、昨日の状況だったんで

すが、昨日の答弁を聞いて、参考人から、特に286万円の流れを消したかったと。でも、これ自体は、大きな罪ということになるのではないかなという気はしているんですけども、その点だけ1点お伺いして質問を終わります。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】正直言って、罪は罪です。罪は罪です。これは認めます。ただ、気づくか、気づかないか、です。

これはもう286万円が、6月の24日の時点で明るみに出るということを、もう間違いなかったんです。6月24日、田中愛国先生の質問によって、この286万円が、今まで2年間隠れていたんです、ずっと。それが6月24日の時点で一気に世の中に出てしまったんです。世の中に出てしまったんです。

その前に、報道が動いていたんです。何日も前、田中愛国先生の前に、報道がもう動いていたんです。ですから、記者のぶら下がりであるとか、定例であるとか、その時に、もうどきどきしていたんです、知事は。私のメールにも残っていますけど、「今日、質問に出ませんでした」と。「やっぱり裏どりしているんじゃないですか」という返事もしていたんです。ですから、もう本当にこの286万円が、いつ出てもおかしくないような状況であったんです。それで、6月の24日を迎えて、一気に世の中に286万円の迂回寄附の問題が出てきたんです。ですから、私どもの方としては、何とかそれまでに消したかったんです。でも、それが間に合わなかったんです。

以上です。

【浅田委員】いろいろな状況、流れというのがわかりましたし、昨日、確かに会計の方もですね、「使っちゃっていいよ」と言われたと。要は、貸借の契約書を結んだ12月前後ぐらいに、コン

サルタントから「全額使っちゃっていいよ」と言われたと。だから、ほぼほぼ全部使っちゃったという話になっているわけですがけれども。

そのあたりの、誰がジャッジをしてという、知事が全くそれについて、「使っちゃっていいよ」と言ったことも知らなかったというのが、私はすごく、そんな286万円もの金額をコンサルタントに全部預けて使わせてしまうのかなというのが、本当に疑問であり、疑惑だなというふうに感じています。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 委員のお話ですがけれども、明日来られる後援会の職員さんから、私もいろいろ、当時、なんでこれ286万円を黙って渡したんですかというお話をしました。した時に、この職員さんは、いや、実は知事の方から、「もうこれは県議の方にお礼でお渡ししましたから」、「なぜ戻してもらわないんですか」と職員さんが知事に聞いたらしいんです。そしたら、知事は、「これはもう県議にお渡ししたやつですから」と、「お礼でお渡ししたやつですから」ということの話があったそうなんです。

その時に、初めて事後買収というものを疑ったんです、私は。それで、知事の方にぶつけていったんです。知事の方に、もうボディブローのようにですね、何回かに分けて、こうじゃないんですか、ああじゃないんですかということは何回も聞いたんです。

結局、最後に知事が、以前私の方が証言したとおり、知事が認めたんです。ですから、そこに行き着くまでに、そういう後援会の方であるとか、そういうところでいろいろ聞いたんです、この286万円の経緯をですね。なぜ持っていったまま。これは誰だって、今、委員がお話したように、286万円使ってくださいと言う方は、

なかなかいらっしゃらないと思います。でも、何かの理由があったから、この286万円をあげますという形になったんだと思います。

以上です。

【浅田委員】 今おっしゃったように、知事が、お礼で返していいということを行ったのも、その貸借の時期、その12月ぐらいになるんでしょうかというのが一つ疑問と。

もう一点、あと、私の持ち時間が最後なので、これで終わりますけれども、いろんな嫌がらせとかがどんどん起きている中で、私は、明日来てくださる事務所の方の危険とかも、今後の精神的なこととかも、すごく危惧しているところで、今日のこの委員会を経て、さらに嫌がらせがこの1日で増えたりとか、危害が加えられるようなことがないことを切に願っていますし、そういうことに対して、今後、しっかりと事件として刑事的に訴えたりとかという、そのおつもりがないのか、その2点だけお願いします。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 今回のこの嫌がらせ、誹謗中傷に関して、本当にすごいんです。もう夕方ぐらいから、夕方から夜の2時、3時まで、本当にすごい電話が入ります。本当にすごいです。

また、後援会の職員さんの方にも、嫌がらせの電話があったりとか、あと通知文がきたりとか、本当に。やっぱり人間ですから、そんなもんがきたらびっくりしますし、精神的にもしんどいと思います。

私は、まだ、こういう風貌ですから、あれですけれども、事務員さんは女性ですから、やっぱり相当しんどいです。ですから、午前中もお話したように、「私は出ます」ということをこの委員会の方にも通知しているのにもかかわらず、ごんと通知文みたいなのが出てから、「や

っぱりやめところ」と。やっぱり身の危険というのは怖いんですよ。ですから、そういうものがあって、一回お断りしたと。でも、やっぱり考え直して、再び出席するという事になったと思うんです。その時にもやっぱり「大丈夫ですか」という話はしました。でも、はっきりと昨日、「もう全て話します」と、「全て聞かれたことについては、もう全てお話しします」ということをおっしゃっていました。私よりももっと身近にいた方ですから、もっと細かいことをご存じだと思います。ですから、明日、聞いてください。

【浅田委員】 知事のお礼、さっき質問の答弁、お礼と判断したのはいつぐらいなのか。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 知事のお礼と、その後援会の職員さんがお聞きしたのは、知事に対して、なんで返してもらわないんですかということをお聞きしたのは、翌年の、午前中にお話した税理士さんと、会計責任者、あと後援会の職員さんがいらっしゃるところに選挙コンサルタントからお電話があって、それで架空の貸付でいきますというご説明があった以降です。あった以降に知事に、「なんで返してもらわないんですか」というお話をされたそうなんです。そしたら、「いや、あれはもうお礼で渡すもんだから、いいんだ」というお話をされたそうです。

以上です。

【大場委員】 今日はありがとうございます。島原市選出の大場と申します。

参考人の方からも、要は明日の後援会の職員の方にお話をと、午前中からもそう言われておりました。明日、時間的にも聞ける時間が非常に短い時間であるために、より効率的な質問をしたいと思っております。

朝から参考人が言われておりました、その女性に確認した方がいいということは、まず、知事とのLINEの確認、要は信憑性も含めてですね、そういうやり取りがあったのかということが1点。

それともう一つ、286万円、さっき言われました、要はお礼として返金をしたということでの確認。

もう一つは2,000万円、要は架空と知った、税理士といろいろ決めて、2,000万円を後援会に架空貸付をしたというふうにしたことを、その会計の方も知ったというふうなことで、大まかにこの3点なんですけど、これ以外でも論点ということがあれば、参考人として考えることがあれば、ちょっと教えていただきたいんですけど。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 まず、286万円のこの迂回についてですね。これもほとんど知っています。ご存じです。

この2,000万円のことも、ほぼほぼ、ご存じです。あと、資料もお持ちです。

知らないのは、もう知らない方を言ったほうが早いです。脱税の分についてです。脱税の分についてと、あと背任の分についてと、あと選挙買収については、余り詳しくなかったです。

ただ、資料はお持ちです。それと、あと建設業協会へのものですね。

この後に事務局の方が、LINEのトークデータ、LINEトークというんですかね、グループラインのトークのものをお配りしていただけたと思います。これ相当量が多いです。なぜこれを配付するかといたら、もう知事さんが認めてくれないからです。実際に認めてくれないんです。あの小出ししてですね、こんなに小さい資料を、こう貼り付けていってもね、本物、偽物と言って、認めてくれないから、もう全てを

お渡しします。

【石本委員長】 今、資料を配付しています。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 もう、大変なんです。ですから、今、事務の方も多分同じものを持っていらっしゃると思うんです。

でも、あと一つないのが、今度、知事さんと、県の職員さんの幹部2人と知事と選挙コンサルタントさん、あと職員さんのLINEトーク、グループラインがあったんですけども、それはもう今、職員さんが抜けられていますので、それがもうデータがありません。それ以外は、そこに今、今日配っていただいた資料にあります。

その中に、おちゃらけトークも正直言っています。正直あります。ですから、一応、もうこういう小出しをするよりもですね、もう小出ししたら、これ偽物になるんですよ。偽物なので、そこにずっとつながっていったものをお渡ししたら、あとはもう裏付けは知事さんの方の、同じものを知事さん持っていますから、ですから、比べてもらったら全てわかります。

以上です。

【大場委員】 ありがとうございます。

ちょっと確認をいたしますが、まず、286万円の件、また2,000万円で、知事と女性職員さんとのやり取り。新しく出たのが脱税、これは私たちもまだわかりませんが、それをお聞きしたいと思います。そして、背任の件、あと選挙買収の件、以上6点になるんですかね。

こちらのほうは、確認として、明日お聞きをしたいと思います。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 それはバツの方です。知らないということ。

【大場委員】 その残りの3つは知らないと。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 そうです。

【大場委員】 わかりました。

ただ、そしたら、この件についてのことで、その女性が知らないということで、参考人の方が知っている、この3件について知っているということがありましたら、お教えいただきたいと思います。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 まず、脱税の件です。脱税の件については、全部で760万円です。760万円を脱税したと。

朝日新聞が記事にして、60万円の金利の部分だけの収入について、申告がないということで記事にされてました。これは、誤りではないです。

でも、私の方が告発したのは、2,000万の架空が、架空なんですから、架空で得た利益が460万円あるわけです。ですから、その架空で得た利益の460万円が、まずもって脱税の金額なんです。

今、ここに書いているとおり犯罪収益金もですね、悪いこととして得たお金も、申告しないと脱税になるわけです。これ、申告をする方は少ないですよ。少ないですけども、申告をしないと脱税になります。

ましてや知事は、地方税のトップなんですよ。これ考えてほしいんです。この市・県民税の県民税のトップなんですよ。これ、県民税のトップがね、脱税をね。所得税は、まだ国の税金です。でも、県民税は、県民の方が一生懸命働いて納めているんですよ。納めなかったら督促がくるんですよ、納めろと。その督促がきて、それを督促しているのは知事なんですよ。県税事務所でしようけれども、大元締めは知事なんですよ。ですから、それをやる総責任者が、やっぱり脱税したらだめですよ。ですから、これも告発したんですよ。これも間違いなく脱税にな

ります。

知事は、お金を返したんだから、お金を返したんだから、別にもういいじゃないかというようなことをおっしゃっています。でも、返還したから云々じゃないんですよ。そもそも一旦後援会から詐取したわけですから、それが無申告なんですよ。無申告だから脱税になるんです。

これは、知事さんにも理解してほしいんですよ。お金返したんだから、もういいじゃないかというようなことじゃないんです。そもそも一旦後援会からお金が出ているわけです。その出とるお金を詐取したわけですよ。詐取したんだから、無申告だったら駄目なんですよ。一旦申告して取り消したらいいんですよ。これはもう知事たる者は、やっぱりやらないかんですよ。

ですから、これできちっとやっていただきたいということと、あと、制限額、制限額について、これは以前も少しだけお話ししました。明日の事務員さんは、あんまりそこまで、その時には事務をとってなかったんで、あまりわからないということですから、私の方で説明させていただきます。

制限額は、この長崎県の県知事選挙の時は3,100万円少しかったです。実質、この資料が証拠の中に入っていると思うんですけれども、4,800万円かかっています。4,800万円、この知事選挙にかかっています。証拠32のグループに入っています。証拠32のグループに入って、こちらのほうです。この表ですね、会計責任者が作った資料ですね。これが3月25日ぐらいに作っています。（発言する者あり）よろしいですか。ありましたか。

この資料ですね、制限額が3,100万円に対して、実質4,800万円かかっているんです、選挙にですね。これは、いろんなことが考えられますけれ

ども、まず、財布が3つあったということで考えてください。口座が1個です。口座が1つ。大石けんご後援会には口座が1つしかなかったです。でも、3つの財布を設けたわけです。3つの財布というのが、内訳が選挙収支です。後援会です。確認団体です。この3つの財布を大石後援会は持っていたんです、選挙の時に。

この3つの財布を持って選挙を戦ったんですけども、実質4,800万円かかったと。ああ、これは大変やと。これは大変ですよ、実質4,800万かかった。もう1,000万超えているんですから、オーバーが。

さて、どうするという事になって、選挙コンサルタント指示のもとに、3つのかご、スーパーのかごを目の前に置いて、それで領収書、請求書、全部振り分けていったんです。この3つの財布の中に全部、領収書、請求書全部振り分けていったんです。その中に税理士さんも加わっていたんです。あとMさんという方も、選挙事務責任者で選挙収支の方に名前が出ている方ですけども、そのMさんという方も入っていました。その4人が、かごに振り分けていったんです。振り分けていって、選挙収支は2,000万円、選挙収支の方は自己資金で2,000万円入っているだけですから、まず、1,800万円、ここで抑えているんです。あと、確認団体の方が、請求書振り分けたやつが910万円だったんです。その910万円を、確認団体の方に振り分けると。その時に、確認団体ってお金がないんです。寄附もゼロです。どうしたかといったら、この金額が、910万円が決まったと同時に、選挙コンサルタントが、1月にさかのぼって寄附が、後援会から寄附があった形にしようという形で、910万円の架空の寄附を計上したわけです。500万円と410万円の寄附を計上したわけです。そ

の時に、その910万円プラス・マイナスがゼロになるように、確認団体の方は処理したわけです。あと残りを全部後援会に振り分けたわけです。後援会の方に入れているんですよ。

本来、選挙収支報告書というのは、ここにいらっしゃる人は全員が選挙を戦ってきているんですよ。ということは、選挙で入ってきた収入、支出、全て選挙収支報告書に出しなさいよという決まりがあるんですよ。これはもう皆さん、ご存じだと思います。

それを、大石賢吾候補の選挙収支報告書を見てください。寄附金ゼロ円です。寄附金、3,000万円を超えているんですよ。3,000万円を超えていますけれども、選挙収支報告書に載っている寄附金というのはゼロ円です。これも不思議なんです。ゼロ円しか載ってないんです。

自己資金2,000万円あって、そこに3,000万円入れてしまったら5,000万円になります。じゃ、選挙収支で4,800万円ですから、それで何とかいけるんですけども、制限額を越えてしまうからなんです。ですから、寄附金もゼロ円にしています。自己資金のみにしています。次、後援会の方であればごまかしが利くわけですよ。ですから、そういう形で3つに振り分けているんです。制限額のオーバーというのは、上手に3つに振り分けています。これも間違いありません。

選挙収支報告書は、以前に第1回目の、総務委員会のこの委員会を出した証拠の中に、選挙収支報告書は入れています。その当時の令和4年分の収支報告書も、その中に入っています。甲1号証から13号証という判こをついているやつです。その分間違いなく入っています。ですから、それを確認していただいたら、今、私が述べた、寄附金がゼロ円というのも入っています。

あと、確認団体、ついでに確認団体の方にも違法というのがあります。その910万円、架空の寄附というのも一つそうです。910万円の支払いを後援会が払っているんです。後援会が払っています。後援会が払ったら、これは後援会は、よその団体のものを立替払いするわけですから、立替払いするということは、寄附になるわけですよ。寄附、寄附になるんです。でも、寄附計上してないんですよ、910万円分、確認団体は。ですから、架空寄附の上に、もう一つ910万円を本来は寄附でしないとイケないんですよ、立替払いをした分について。ですけども、これも未記載、不記載ですね。不記載で告発しています。

それとあと政務活動です。

政務活動も、もうこれはもう大変な量です、本当に。これはすごい量あります。ですからね、私は、人事課にしても、今まで本当にふたを閉めてきたと思うんですよ、知るときながら。そうじゃないと、ここまでできません。秘書課でもそうだと思います。今までずっとふたをしていたと思うんですよ。ここまで明るみに出るまで、見て見ぬふりをずっとしてきたと思うんです。

ですから、この際ですね、きちっと処理をして、きちっとした長崎県の人事課とか、長崎県の秘書課であるとかいうのをつくっていただきたいと。

これは皆さん、県民も絶対注視していますよ。なんやと、こんなに大石のために政務活動までするんかと、税金、血税をたれ流して。（発言する者あり）

それは、ここにですね、最後の方に、今日出した証拠の中に、最後の方ですかね。お渡ししています。これ、プロパティを全部解析して挙

げたんです。そして、そのプロパティの中身見たら、全部、長崎県庁とかね、全部入っているんですよ、名前が。資料作成者の長崎県庁誰それ、個人名が全部入っているんですよ。そういう公務の時間に、選挙の応援とか、選挙のためとか、日本医師会のためのメッセージであるとか、そういうものを作っちゃだめです。

以上です。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

【吉村委員】 今聞いとして、286万円の件です。長崎市第8支部、ここを経由されたわけですが、昨日の第8支部の会計の方のお話を聞いたところ、まあ、迂回になるなという認識はあったということをお話されました、当初より。それでもせんといかんとやろうなということで、移動させた。

そして、それが戻ってくるという時に、5~6分ですけど、選挙期間中に候補者、それからコンサルタント、ほかにも何人かおったのかもしれませんが、関係者、5~6分ぐらいですけど、第8支部の県議会議員は、そこに入って話を聞かれましたと。もうそれぐらいですと、選挙期間中。でも、その時に決定をして、移動してくださいという話であったので、私はそうしましたという話がありました。ですので、その第8支部所属の県議は知っておったと言わざるを得ないところもあるのかなと思っております。

参考人は、作為・不作為というところを判断できないということで、その県議は告発はしていないということをおっしゃいましたが、その何かでも認識はあったというふうに昨日の会計の方の話では受けてとれました。

それから、当初貸付金でありました。それで、貸付金のままなら、それを年末に戻してあるわけですね、利息まで付けて。それを受け入れて、

後援会で受け入れたなら、自分の選挙で使おうが何しようが、それはよかったわけですよ。でも、2年後に寄附に変えられたけんね、今年の8月に。そこが問題になってきますね。

今度は寄附になると、それを後援会に戻すと、それを第8支部にまた戻して、手続上は寄附された方に戻すという話になっていくわけですね。そうすると、2年前から寄附にする時までは自由に使えたというのが、寄附に変わったために、さかのぼって、これは使うたら駄目となるんじゃないかと思います。それで、昨日の会計の方も、「あんまり使わんごとしとってください」という注文をつけましたと、県議に対してですね。時既に遅しですけど。

そういうことで、寄附に変えて、結局、でも戻しておるのは22年の年末ですから、そこにもう時間的なずれがあるわけですね。それで、12月に戻した時点で、結局は、お礼の意味を込めとるんだという話になるわけですね。そして、もうその時点で結局は、知事も知っとるし選挙コンサルタントも知っとるし、もう違反であると。

そして、この6月にそれを変えるという時に、本日の参考人もその時は、その時は知事と同じ方向を向いたそのグループにおられたので、さっき言われたように、一生懸命どうにか取り繕うという形をとられたんだろうと思いますが、やっぱりこれはいかんということで、今回のこの証言になったと思います。

そうすると、これは参考人も、言うてみれば共同共犯のようなもので、同じ罪に問われるということになるんじゃないかなと思うわけですが、その点について、参考人のその思いというもの、やっぱりそういうふうに問われても仕方がないと思って、仕方がないけど、やっぱ

りこれは表にせんといかんという、僕らも、おかげでこういう資料があるので質問ができます。

もっと裏側のお金はわからんとですから。本当に怖がりよる人たちは、その裏側の金の動きでしょうから、それは僕らは全くわからんのですよ。だから、これが出たおかげで、この表の収支報告、後援会、知事のというのができよるんですが、それはある一定時期は、参考人も一緒になって同じベクトルで作業をやりよった。それはやっぱり、これは法に抵触するんだということで、やっぱり長崎県を変えるためには、こうやらんばいかんということで、本日、前回からずっとあると思うんですが、そういう時に自分の身を切ってもやっぱりやろうと、やらんばいかんというふうに思われてのことなのか、そこら辺のお気持ちを聞かせていただけんかなと思いますけど、いかがでしょうか。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 まず、最初に私が考えたのが、まず1つ目は自己防衛でした。まず自己防衛。あの460万円の件で、不正な出金ということで言われた件です。それでびっくりしました、その時に。このカードを切ったら、自分が、その2,000万円の架空貸付けが世の中に出るのに、ようこれを切ってきたなという、もう本当その時、気持ち、それなんです。びっくりしました。

その上に、後援会の職員さんの方に自宅待機命令を出したんです。もう本当にびっくりしました。これは、もちろん選挙コンサルタントであれ、もう一人が国会議員さんの方の指示だったと思うんです、それ正直なところ。ですから、いろんなことで、一気にそこで崩れ落ちたんです。

それで、自己防衛に入って、すぐに内容証明を知事さんの方に送りました。その上に、今度

は検察庁の方に、2,000万円の架空の詐欺ないし横領という形で出したんです、事実を書いで、長崎県警本部の方にも上申書を上げました。ですから、そういう自己防衛がまず一発目です。気持ちです。

もちろん、その時に、もうここまでされたら、公益通報という形で、もう全て大石後援会の方の全ての事実を世の中に出そうということで、この全てを出す考えには今でも変わりません。

実際のところですね、収支報告書、2,100万円合わないんですよ、ここは、2,160万円ぐらい合いません。プラスとマイナスもぐちゃぐちゃです。このたった2年少しの収支報告書、令和4年、令和5年、選挙会計収支報告書、約2,160万円が合いません。もうぐちゃぐちゃです。この2,160万円を合わそうとしたら、選挙会計収支報告書からやり直ししないと、合いません。

もう少ししたら、令和5年が出てくると思います。令和5年が11月になったら発表されます。これもまた不正だらけです、実際のところが。もう虚偽記載、不記載、もういっぱいあります。ですから、そういうところも全て、本当にきちんと知事としてやっていこうということであれば、選挙会計収支報告書から全部、全てやり直せば済むことなんです。恥も外聞もなく、訂正かけたらいんですよ。訂正して、全てを訂正すればいいんです。

でも、ごまかそうとするから、先般の390万円の架空寄附が上がってくるわけですよ。あれも架空寄附です。余剰金が、余剰金余っていたら引継金にすればいいんですよ。同じ口座で運営しているわけですから、そのまま口座の中に390万円入っているんですよ。ですから、それを、390万円口座に入っているのであれば、後援会の方に引継金として390万円上げれば済む

ことなんですよ。それを上げずにですね、390万円、私、うるさく言っていたんです、その390万円きちっとせんと、これは絶対だめですよ。なぜかといったら、余剰金というのは、公的な費用が、資金が入っているんですよ。公的資金が入っているんです。ポスター代であるとか、いろんな費用が入っているんです。ですから、これはまずいですよと。ですから、このままにしておくんじゃなくて、引継金という形で、もうこれは上げないかんですよということで、その当時言っていたんです。

それをなぜかわからんですけど、寄附で上げてきたんです、あれ。この理由というのは、予測はつきますけれども、390万円寄附で上げてきたんです。ですから、390万円寄附じゃないです。あれは架空寄附になるんですよ。390万円現金で入っているものについて、またもう一回上から390万円足したわけですから、帳面はおかしくなりますよ、そりゃ。ですから、そういうことを、継ぎはぎのようなことをするから、どんどん、どんどん収支会計報告書がおかしくなるんです。それをする方がやっぱりおかしいです、今。ですから、2,100万円、2,160万円合わない。それもまた、今度390万円が足されるわけですよ。ですから、もう本当にいつまでたっても。

選挙収支報告書と、あとその通帳、通帳の写しがあれば、あんなもんすぐ見抜けるわけですから、不正というのは。選挙収支報告書だけではなかなか見抜けないですよ。ですけれども、通帳さえあれば、すぐに不記載であるとか、これはおかしいというのは全部出てくるわけですよ。

本当に知事として、ほんまに一からやろうとするのであれば、まず、そこをきちっとされて、

やられた方がよいかと思います。

以上です。

【吉村委員】今、参考人がこのような資料を出す、そしてこの集中審査に参考人として出席するというきっかけのところをお聞かせいただいて、よくわかったところですが、選挙当時は、参考人は、その中にはおられなかったわけですね。ですから、そういう286万円についても、これを決定する場所にはおられなかった。ですので、例えばこうやって今。

でも、後の方で、隠すために、何か月間の間の中で一緒に作業をやってしまったということについては、やっぱり一緒になって共同して違反に協力してしまったということの罪に問われてしまうことになるという点については、もう致し方なしという覚悟がおりなのか、お尋ねをしたいと思います。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】私自身がですね、悪いなというのは、2,000万円の迂回返済に加わったと、というか、これ、不法給付ですね、不法給付に加わったという形の点は1点あります。あとは全部未遂です。やる前に、今回このようになったわけですから、全て未遂になります。

ですから、この不法給付ですね、この分については深く反省しています。それに加わったということについては反省しています。

以上です。

【坂本委員】今日は、また午後からもありがとうございます。ちょっと1点お尋ねします。

先ほど、知事を参考人に若干やり取りしたんですけれども、その中で、これは前回いただいた資料ですね、参考人からいただいた資料の通し番号で言ったら、ページ数でいくと69ページ、2,000万円の架空貸付の件ですけれども、69ペ

ージに、これは令和5年3月22日に、選挙コンサルタントの方から大石事務所に、後援会事務所に電話がありまして、「2,000万の貸付は架空です」と、「架空の貸付を計上して返済することにしました」というですね。これは当時の事務局局長代理、それから顧問税理士、それから明日予定をしている参考人の方含めて、電話連絡があつて、そこで確認ができたというふうなことなんですけど。

この令和5年3月22日のそうしたやり取りについて、知事は知らないということだったんです、答弁がですね。で、この時点で知事が知らなかったのかどうかということと、この令和5年3月22日のこうしたやり取りについての事実関係を明らかに証明できるような、先ほどいろいろLINEとか、グループラインとかありましたけれども、そういうのがあつたら、明日また知事が来られますので、改めて。もちろん明日の参考人の方も対象になりますので、そこでちょっと確認した上で、知事の方に改めて問いかけたいなという思いもありますので、その件について、2つお願いいたします。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 まず、この収支報告書の3月の22日のことについて、お答えします。

3月22日のことについては、この件については知事も、もちろん3月22日、このあたりのやり取りというのがLINEに出ています。恐らくその中にあります。

その中にですね、弁護士さんにも、この件お知らせして、確認をとってくださいということで、収支報告書を弁護士さんの方にあげるよふとかいふのが、全てそこの、今日、今お渡ししたグループラインの中に入っています。3月のその時期のグループラインを見てください。

それでオーケーということであれば収支報告書を提出してくださいということで、後援会の職員さんの方に指示をされています。

ですから、これを知らないということはありません。そのグループラインに指示をしていますから。「弁護士さんへ送ってください」、「選挙コンサルタントへ送ってください」、「確認とってください」といって、全部細かく指示されています。そのLINEが、その中に入っているはずですよ。以前は少しずつ出していたんですけど、その流れがずっとあります。そこに入っていますので、ご確認ください。3月のこの時期、この時期ですね。これから末までの時期に入っていますから。「じゃ、出してください」、「先生に確認してください」、「誰々に確認してください」という指示を全部出していますから、必ずあります。これは私も記憶がありますので、間違いなくあります。

以上です。

【坂本委員】 ありがとうございます。じゃ、先ほどいただきましたグループラインのやり取りを、ちょっとつぶさに見ていきたいと思いません。

今言われたのは、指示をしたというのは、知事が職員の方に、「弁護士に確認してください」とか、「コンサルタントに確認してください」とか、知事が指示をしたということですね。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 はい。

【坂本委員】 はい、わかりました。

【宮本委員】 午前中に引き続き、参考人、ありがとうございます、お越しいただきまして。

ちょっと確認です。今日で参考人の質疑は最後なので、ちょっとお聞きしたいんですが、まず、10月24日に、知事が参考人を告訴していらっしゃる。ネット上で虚偽の内容を発信と

いうことでありまして、昨日確認をしましたところ、供託金300万円について、選挙後、後援会に返還せず、供託金300万円などを得たと数回にわたり投稿したことで、知事は、事実と異なりということと告発したと、長崎地検に告訴したということがあります。

参考人、真っ向から反論をされています。この際、供託金300万円について、真実をお聞きできれば、参考人のご意見をお聞きできればと思います。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 まず、証拠51、本日お渡しした証拠の51を見てください。51に通帳があると思うんですけども、通帳の右横に「仮払い」という形で出ています。通帳の右横に鉛筆で「仮払い」という形で出ています。（発言する者あり）

出金の300万円と書いた右側です。この300万円の流れなんですけれども、この300万円、仮払いという形で出ています。帳簿の中には、TKCの帳票のところには、この300万円については、差入保証金という形で300万円上がっています。貸方の方には、普通預金で300万円出したという形で出ています。理由が差入保証金という形で300万円が計上されています。

これ何の保証金かということをいろいろ調べました。聞きました。これについて、300万円の保証金といったら、長崎だったら相当な家賃なんです。相当な家賃だと思います。ですから、その300万円の保証金が該当するものがないんです。大石後援会の中には300万円が該当するものがなかったんです。

そのことについて、知事の方に問い合わせしました。問い合わせしています。この問い合わせしたのが6月19日、さっきお話ししたように那覇ですね、那覇の時に知事の方に問い合わせし

ています。

知事に、300万円について通帳を示して、「この300万円、仮払いと書いていますが、これは」ということで聞いています。これは記録にも残っています。その分について、「2月の公示前ですね」と、「恐らく供託金の仮払いだと思います」ということで知事自身がお話しされているんです。

お答えになった後に、「返済してないですね」ということで、私がまず聞いています。その「返済してないですね」に対しては、その後、「はい」という形で回答を得ました。「間違いないですか」と、私が、「供託締め切りは、もう少し前の2週間前に供託締め切りしてませんか」ということでお話をしています、知事に対して。知事は、「いや、間違いないです」という形で、知事のお話でいただいています。

ですから、知事は、あくまでも違うということであればですね、何らかの時に300万円を返したということかもわかりませんし、供託金で、自分でこうやって供託金だったということでおっしゃってるわけですから、その時点で。

あとプラスですね、この帳簿に、私どもの方も、TKCの帳票と現金の小口の出納帳と現金通帳、全てを一応再入力しとるんですよ。2月までの分を、全て入れました。百歩譲って、この差入保証金300万円というのがあるんです、実際のところが。で、普通預金の方で300万円というのも動いているんです、実際に。

ですから、これが帳簿に載っとる以上、不明金になっているんですよ。これが300万円、この不明金も、さっき言った2,160万円の行方不明という中に、この300万円が入っているんです。

ですから、知事の方も、私に対して、「確認すればええやん、確認もせんとそんなことを告

発した」ということをおっしゃっていますけれども、確認はきちっとしています。そういう意味で、きちっと確認をしてやっていますので、私の方も虚偽告訴という形で告訴しています。

以上です。

【宮本委員】 知事は、昨日でしたかね、親戚から借りて、返したというふうに、たしか言われていましたよね。これでは、「返済していませんね」と聞いて、「はい」と。締め切りは2週間前だった、締め切りは過ぎても返してなかったということですね。

しかし、知事は、昨日は返したというふうには言われていましたが、これについてはどちらが真実かというのは、今後の質疑によるんでしょうけど。

この証拠51、99ページの分のこのやり取りは、先ほどおっしゃったとおり6月19日、那覇で行われた分ということなので、供託金締め切り過ぎて返すということ、可能なんですか。ちょっと確認させてください。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 供託金の締め切りをですね、供託金は恐らく2週間前だと思うんです。2週間前までに供託をされると思うんです。ですから、私も不思議だったんです。この時に、2月の2日の出金で、仮払いという形があると。これは何ですかと聞いたら、2月の公示前なんで、公示前なんで供託金ですかねという話を、の仮払いだと思いますということをおっしゃっているんです。

その後、「返済はしてないですよ」ということを聞いたら、返済はしていませんと、で、「はい」と。間違いはないですか、供託締め切りはもう少し前の、公示前の2週間前だと思うんですよね。2週間前までに供託、恐らく知事選挙なんかも入れないとだめだと思うんですよ。

でも、2月2日。前の、2週間前が締め切りなのに、その時に、「いや間違いありません」ということ、「間違いありません」という回答だったんですよ。

それで、あともう一つ。

この一つだけではなくて、預かり差入保証金と300万円で同額出ているんですよ、2月の2日、同日に。で、貸方の方に同じように普通預金で300万円出ているんです。でも、これは収支報告書に出てないんです、この差入保証金というのは。甲1から13までの収支報告書を見てほしいんですけども、この300万円の収支報告書は計上されてません。差入保証金としての計上はないです。ここら辺もおかしかったんです。ですから、それで聞いたわけです。

以上です。

【宮本委員】 了解です。

ちょっとこれは今後、いろいろ質疑をしなければいけないというふうに思います。なかなか、ここもちょっと食い違いがあるような感じなので、非常に理解しがたいところかと思っています。

あと建設業協会について、この際、お聞きいたします。

明日、会長にお越しいただいて質疑を行いますので、この件について、参考人のご意見、ここはこういったのでちょっと悪いと、不備だと、あやしいという点がありますならば教えていただければと思います。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 建設業協会もそうです。医師会もそうです。結論から言えば、今日出した証拠の中に、一番最後の証拠ですね。建設業協会から幾ら集めたという形で表示していますけども、証拠49のグループに入っています。同協会における後援会の会員の

加入実績、これが結論です。

令和6年の6月まで、会員の整備状況については、令和6年6月の17日現在の整備状況について、建設会社100社、100名、医師会100名の募集に対して、特別会員12万円が現在40名、この時期で480万円。建設会社100人の、医師会100人の正会員6万円が、現在25名ですか、ですから630万円という形で、合計1,100万円超えています。

これですね、その前の年は、この12万円の会員さんと6万円の会員さんというのはいなかったんです。新聞等に、できるだけ会費、後援会費にしてくださいというふうをお願いを、セールスをしているのは事実なんです。そこに今日お配りしたライントークにも出ています、いっぱい。そういうふうにもっていきましようという形でいっぱい出ています。ですから、その営業をかけていたわけです。

で、知事の考えというのは、発言力があると、S県議には、建設業界にとって本当に発言力があるということをLINEできちっと言っているんです。発言力があるから、やると。

もう一つのポイントが、その後に、S県議が発言力があるという後に、選挙コンサルタントが、「ちょっと時期がずれてますけど」という言葉が入っています、トークの中に。「時期がずれてますけど」と、何の時期がずれるのかといたら、この制限額の決定から時期がずれているからということなんです。その「時期がずれているから」というトークが一言あります。私はそれに注目したんですよ。

その「時期がずれてますから」というのは、制限額の決定から時期がずれているから、ちょっと遅かったかもわからへんという話を、知事と二人はしているんですよ、トークで。ですから、ただ、やっぱり建設業協会に対して発言力

があるということは、やっぱり建設業界には、会長ですね、知事からしてみれば、これは長崎の、私が聞いていたのは、「建設業協会の会長さんは、私の長崎の父親です」ということで言われていました。ですから、本当に期待をしていたと思います。実際、会長さんから、このLINEで、この後に出てくるLINEで、この資料を出せ、この資料を出せということで、いっぱいLINE、指示が出ています、実際のところ。

また、「未来大国長崎」ですかね、そのことについても、建設業界の建設について何も触れられてないということで、ご意見があって、ご説明を、知事の方からご説明してますし、未来大国について、その時にこのLINEの中に入っています。安定した公共事業を出してくれたらええということで、そのような話をされています。

実際、知事が、これは私はびっくりしたんですけれども、このLINEの中に、ここですね、白いLINEがあると思います。このグループの中の証拠49のグループ、これだけは一言。49の証拠ですね。白いLINEの部分ですね。

ここにですね、このところに、県議と知事はウィンウィンの関係だということをここに書いています。ウィンウィンの関係ということは、党利党略とかという言葉がありますけど、これ個利個略なんですよ。（発言する者あり）ウィンウィンとは書いてないんですけど、ウィンウィンの関係なんだということを書いて、ここに。

知事と県議のその政策のやり方を書いて、一例として、議会での質問の施策として、実現すること、県議から知事へ調整もあれば、知事から県議への調整結果でもよいということを書いて、ここに。

くった、要望の内容が施策として実現すること、  
というようなことも書いています。

これって斡旋収賄なんですよ、実際のところが。  
（発言する者あり）知事の権限を振るう、  
ということなんですよ。県議から申し出があったら、  
知事の権限を振るって、施策を県議のために  
実行するんだということで、ウィンウィンの  
関係なんだということを言いたいんだと思うん  
ですよ。

でも、これは知事たる者が、これをLINEで  
こういうことを書いたらだめなんですよ。（発  
言する者あり）ですから、これはぜひ知事に聞  
いてほしいです。これは聞いてほしいです。実  
際これはどういう関係のことを言うんかとい  
うことを聞いていただきたいと、そう思います。

以上です。

【宮本委員】 時間なので、最後に。

ちょっとすみません、確認です。参考人、先  
ほどの94ページ、証拠49、先ほど言われた一例  
として云々というところは、これは知事が発し  
たLINEということと、もう一点、LINEですか  
という質問と、98ページの証拠50、特別会員が  
12万円、正会員が6万円とあります。これを設  
定したのは、この金額を設定したのはどなたで  
すか。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 知事、  
知事でした。

このまずですね、このLINEのことから。  
LINEは、これは知事の発信です。明日来られ  
る後援会の職員さん、私のように、何ですかね、  
偽物という形で言われたらあかんで、また写  
真でも、実物を写真でも撮って見てください。

それと、あともう一つ何だったですかね。（発  
言する者あり）特別会員の限定ですね。これは  
知事と選挙コンサルタントさんが話し合ってい

るシーンが、そのライントーク集の中に入っ  
ています。

【小林委員】 今、お話があった、答弁があつた  
特別会員、それが12万円、そして6万円の会員  
と、これが何名、何名か確認をさせてください。  
何名、何名とおっしゃっていましたね、今。

（発言する者あり）

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 いや、  
それじゃなくて、一覧表。

【小林委員】 あなた、答弁しよつたろう。  
（「98ページの証拠50と違いますか」）と呼ぶ  
者あり）

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 お昼休  
憩の時に渡しているんですけど。それを合計し  
たものが、今、私が述べたやつ。令和6年で特  
別会員12万円が、6月の時点で40名いましたよ  
ということになります。（発言する者あり）6  
万円のものについては25名。プラス寄附が下側  
にありますので、この寄附を足さにかいかなで  
すね。寄附が599万円というのがあります。で  
すから、1,600万円超えています。

以上です。

【小林委員】 毎年1,600万円、トータル1,600  
万円。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 いや、  
今年まだ半年しかたってない時点のやつです。  
これ6月の時点です。

【小林委員】 そんなに知事が金を集めているの。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 そうで  
す。

【小林委員】 ちょっと確認しますがね、この建  
設会社は、この会社が出しているの。それとも  
個人が出しているんですか、12万円と6万円は。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 個人で  
す。

【小林委員】 大体ね、建設会社は、指名業者ですよ。指名業者は寄附はできないわけね、そういう点から個人で出しているわけ。ほう、これだけのお金を出していると。約半年で1,600万円、（発言する者あり）半年で。（発言する者あり）ほう、やめられんな、権力者、発注者は。やっぱりこれをもって、いろんな問題が出てきよるわけだな。わかった。

先ほどから286万円について、大体が、おっしゃっているように、大体全然知らなかった、12月まではと、こう言っていたんだけど。

さっきお話があったとおり、これね、昨日も医師会長から話があったんですよ。286万円の中の200万円出している人が怒っていると。なぜかという、挨拶もせんと、ろくに、知事が。というようなことがあったもんだから、医師会長はね、その人のところに挨拶に行くと、というようなことを昨日おっしゃっていましたよ。それが6月なんですね。

だから、そのことを医師会長が、知事にそれを報告していると。そういう事情を話し合っていると。これは間違いがないんですね。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 知事の方からですね、ここにいらっしゃるM委員の方に指示があったと思います。（発言する者あり）ですね。すみません、名前出して申し訳ないです。このM委員の方に、知事の方から。

【石本委員長】 参考人、個人名称は出さないようにしてください。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 すみません。

【小林委員】 話を続けていいよ。名前を出さんなら。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 証拠4ですね。今日お渡しした証拠の4のLINEですね。

これは、知事の方からMさんの方に指示があって、Mさん、すみません、M議員さんと後援会の職員さんとのやり取りのLINEですけれども、知事は、「飛び込みで行っちゃってください」ということで、明日行くことに意義があるということで行かれたと思います。

それで、知事の方から指示を受けたM議員が、島原まで行きました。しかし、島原の方に行つたんですけれども、対応した事務局に挨拶をしたが、I医師にお会いできなかったということの結果が出ています。

ですから、その辺が、6月2日ですから、その時点で知事さんがこれを、この200万円の寄附について、法人から受けた、大石が受けた寄附について、その時点で少なくとも認識があったはずなんですよ。ですから、年末まで、いや、お金の動きが知らなかったということは絶対あり得ないんです。この時点で絶対わかっているんですよ、遅くても。激怒されとるんですから。激怒して、M県議は挨拶に行ったんですから、謝罪に行ったわけですよ。ですから、間違いなく、それは、M県議もご存じだと思います。

以上です。

【小林委員】 結局ね、12月まで知らなかったと。実は決定的な証拠は、今、6月2日、この時点において、6月においては知っておったんだと。遅くとも6月。

ということは、なんで12月までと言うのか、知った上で、それを6月を隠すのかというのは、要するに迂回献金の疑いを晴らすためのそれが理由ですか。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 約10か月間放置していたんです。お金が出てから約10か月間、借入れという形で計上するまで、約10か月間の放置状態でした。

ですから、その10か月間の放置の中で、貸付けにするのか、それとも特定寄附というのが出てきたから、特定寄附者を外したいから、寄附にするのか、貸付けにするのか、それともそのまま寄附でいくのか。でも、寄附でいった時には怖いということで、迷って迷って迷われたと思うんです。この10か月間ですね。

ですから、知事自身も当初から、私が今日出したメールによって、当初からご存じだったと思うんです。知事は、今日、とぼけられていましたけど、大石候補の時期から、ご存じだったと思うんです。でも、その時期を認めてしまえば、もうこれ全部が崩れるんですよ、知事からしてみれば。ですから、認めたいけれども、認められないんです。

で、この6月の分についても恐らく、聞いても、恐らく「知りません」となると思います。ですから、この辺はM県議に聞いていただきたい。実際に行ったのか、行かなかったのかでもいいです。実際に指示を受けているわけです。ですから、その件だけでも聞いていただければ、真実が一つわかると思います。

以上です。

【小林委員】 さらにね、昨日、医師会長が参考人でお見えになって、286万円については、第8支部に寄附したのではないと、目的は。やっぱり大石さんの選対、選挙で第8支部も頑張ってもらいたいと、そういう願いのもとで286万円を第8支部に。医療法人として大石後援会に入金することができないから、そういうことをやったんだけど、何も第8支部のいわゆる担当県議会議員にやったわけではないんだということは明快におっしゃったから、このことね、今、第8支部のためにやったとかいう話は、全く断ち切れになったということが明らかにな

ったんですね、昨日ね。これも申し上げておきたいと思います。

そこでね、2,000万円の話に移りますが、あなたが2,000万円を架空だという、これを断言できる理由。2,000万円は、これは間違いなく架空だと。今言うたように、コンサルタントから電話があって、架空計上でいくぞと、こういうようなこともあるけども、確かなね、2,000万円が架空だというところを断言できる証拠、こういうのが何かございますか。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 休憩をお願いします。

-----  
— 午後 3時50分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時 0分 再開 —  
-----

【石本委員長】 それでは、再開いたします。

それでは、先ほどの小林委員に対する回答をお願いします。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 なぜ、二重計上ではなく、架空貸付なのかということについて、お答えいたします。

まず1点目、先ほどの知事のお話の中に、役員会じゃなくて、1年に1回しか総会をしてないということのお話があったと思います。総会は1年に1回ですけど、役員会はきちっとやっております。この役員会の議事録について、6月の22日に知事室で確認しております。知事のファイルに、役員会議事録がありました。

また、今どうなっているかわかりませんが、事務所の方にもありました。ですから、その提出を受けて、役員会議事録の方を、まず確認してください。そこに2,000万円が自己資金であるということが書かれています。きちっと書かれています。ですから、その役員会で承認された内容をご確認ください。

また、会計上ですね、2つ目の理由、会計上、自己資金と計上したまんま、選挙収支に2,000万円自己資金という形で計上していますので、その2,000万円を計上したまんまで返済はできません。もちろんできません。ですから、新たな架空の貸付を計上する必要があったんです。ですから、コンサルタントでも知事でも、それはわかっていると思うんです。2,000万円を自己資金にしたまま、新たな貸付をすると。

もし、私が選挙コンサルタントの立場で、知事の方にお話しするのであれば、この自己資金をまず消し込みします。訂正報告します。訂正報告して、同日日に、誤っていましたということで、同日日に貸付計上すればよかったです。それをあえてせずに、新たに貸付計上してしまったということで、これは二重計上じゃなくて、明らかに意図を持った貸付なんです。

3番目の理由、今日の朝にもお話しましたけれども、長崎県医師信用組合の貸付利息は2.2%です。もし、二重計上ということであれば、同額の利息の2.2%でやっておられます。しかし、貸付利息は3.0%で金銭貸借契約書の方に書いています。3.0%になっています。

2回目の時には、LINEの、ライントークの中に、「医師信用組合に合わせた方がいいよね」という会話があります。ですから、2年目の支払いの195万2,000円の時には、合わせようということで努力はしています。ですけど、初年度の460万円の支払いの時には3%で契約しています。ですから、これでも、二重計上という形じゃなくて、架空貸付という形になります。

また、契約締結の時に、この時点で自己資金2,000万円と金銭の消費貸借の契約書の2,000万円は別物ということの認識があるので、不法領得の意思があったと。この2人には、そうい

う不法に領得するという意思があったということに間違いありません。これが4つ目の理由です。

知事において、この契約締結に際して、貸付金であるのに2,000万円を貸し付けるという意思、本当に貸し付けるという意思も、能力、現金が2,000万円もないのにですね。なかったということの、認められるために、知事において、後援会からお金を返金してもらおうと、返してもらおうという形の行為があったということの話になります。

これは、私も知事の方にも確認しました。その時に、「その当時、現金はありましたか、2,000万円ありましたか」ということの確認をしています。「実際に貸し付ける意思がありましたか」ということの確認もしました。双方とも「ありません」ということでした。

加えて、個人の大石賢吾という形と、後援会、法人です、きちっとした法人番号も出ています。ですから、法人です。その個人と法人の別個の法人格を有しているわけです。その法人格も不法領得するということになります。その不法領得をするために、実現をするための行為を締結、偽物の契約書を作って締結した、それでお金を払わずための行為を行った、460万円支払いをさせたという、その実現する行為を行ったということで、これは明らかに架空の貸付になります。

さらに、これは長崎県医師信用組合から借りた返済金を得る目的で、県の職員の幹部が実行していますけれども、押印や署名による私文書偽造という形になります。ですから、ここら辺も偽造の行為は出てきます。

そして、本件は、偽造した金銭消費貸借契約によって架空貸付を計上して、偽りの返済を受けたということで後援会収支報告書に記載して、

収支報告書の趣旨を逸脱しとるということになります。

以上のことから、2,000万円の貸付契約は架空だったということで断定できると思います。よって、詐欺ないし横領、多分横領だと思いますけれども、の件で刑事告発したという形になります。

以上です。

【小林委員】 大体よくわかりましたがですね、知事はね、先ほどの質問でも架空と言わない、二重計上と言うんですね。大体二重計上というのは、この会計処理の中で、二重計上とかいうものは、まともにそんな言葉が使えるんですか。どうですか。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 二重計上にはなりません。二重計上は、同じ意味合いを持つ計上です。ですから、2,000万円、自己資金2,000万円で、1月に、2,000万円を1月14日の日に2,000万円を入れました。貸付もしましたよと、同じ同日日に貸付もしましたよと、これが二重計上です。同日日に同額を貸付けた自己資金という形で入れたものが二重計上となります。それ以外はなりません。

以上です。

【小林委員】 大体入れてないんだから、入れてないんだから、二重計上なんて言えないでしょう。それをね、一県の知事がそういうことをです、まやかしの言うということは許せんと思っただけですね。

だから、これは全然、架空貸付、これをきちんと位置づけないといかんと。二重計上という言葉は、どんなに考えても正しくないわけでしょう。本人は、2,000万円持ってないわけだから。だから、そこは明らかにしていかなければいかんと思います。

そこでね、その460万円の件ですが、実は前にも質問を知事にもしたわけですが、令和6年6月28日に、承認なく多額の出金になされ、監査業務を行っていた者に渡った可能性があることが発覚したと。詐欺罪に当たる可能性も含め、被害届の提出や刑事告訴も視野に確認を進めていると、こんなようなことでね。なんかそうやって貸付から、寄附に延ばすために、時間を引き延ばす理由にしたわけよ。

この460万円というのは、先ほども出てきたけども、いわゆる利息、第1回目が460万円と。この460万円と、多額の出金というのが460万円と、これは大体一致しますか。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 一致します。463万円です。一致します。

【小林委員】 じゃ、その460万円を、なんかあたかもですね、あなたが、そういう事務員の方と結託をしてごまかしたような、そんな言い方ですね。そういうことについての、どういういきさつが。この2,000万円の問題を処理するためには、655万円の中のまず第1回目の460万円を消さなければいかんと、そういうことで、まず460万円をきちんとやるために、どういうふうな話し合いをされたのか、なんでこうなったのか、ちょっとその経過を教えてください。

【参考人(大石けんご後援会元監査人)】 まず、経過ですね、令和6年6月の5日、午後3時19分から38分間の電話で、286万円の迂回寄附ですね、問題ですが、「2,000万円の架空貸付がマスコミ等に漏れたら、286万円以上の騒動になりますよ」という形で、知事に対してお話をしました。

その後、知事は、この2,000万円の架空貸付問題に頭を悩ませて、それはなぜか、冒頭で述べた18件の不正、16件の虚偽表示、26件の不記載のうち、最も罰条が大きい不正行為の一つだっ

たからです。

知事は、6月の7日、午前9時44分から12分間の参考人との会話の中で、2,000万円の架空貸付問題を話した後、2,000万円の取消し方法をご教示くださいという旨のお話がありました。だから、いろいろ、知事を助けるために考えた次第です。

参考人は、知事に対して、2つの提案をまじりました。知事が2,000万円の現金を用意して、後援会の小口に入金をして、後援会帳簿を取り繕い、詐取行為の事実を取り消す。それか選挙運動収支報告書に計上されている2,000万円を貸付金として訂正報告をする。しかし、訂正には一定の制限やルールがあります。単に誤りがあったというだけでは訂正報告はできません、普通は。

以上、2つの話をしました。その後、2,000万円を用意することはできない、選挙運動収支報告書の訂正はリスクが高いということの回答でした。

ここで6月9日のズームの会議になります。そして、その後、6月の19日の那覇でのミーティングになっていきます。だんだん、だんだん進むごとに、知事の方も、千葉の自宅のマンション、今、賃貸で出してるらしいんですけども、その自宅のマンションを売却するという話も出ました。自宅のマンションを売却して、何とかこの2,000万円の現金を穴埋めする、後援会に対して穴埋めしようという話も出ました。しかし、現実は今どうなっているかというのは、正直わかりません。

その後、知事の方に、現金が用意できない、家族の中に会社経営者はいないのかということで、いない。すぐに用意できる現金はお幾らですかということをお聞きしました。で、お聞き

したところ、この時には3人、後援会の職員さん、私、知事、3人がズームで会議している時です。すぐに用意できる現金は300万円前後であるということのお話が残ってます。

で、医師会信用組合の契約書を取り寄せますと、コンサルタントから送られてきたメールを再確認しますということで、その日、話があって、その上で参考人は、訂正報告を残しつつ、後援会の資金を後援会外に流出させることが法令上許されないものであることを知りながら、知事の職責を守るために、具体的に詐取事実を取り消すスキームとして、後援会と私どもの方という形で業務委託契約を新たに締結し、後援会から参考人、そして参考人が、その資金と同額を後援会職員にお渡しすると。その後援会職員が現金で、それを知事にお渡しするというスキームをつくりました。それが、今言われている迂回返済ですね、わかりやすく言えば迂回で返済するという形になります。これはあくまでも法律的には不法、原因の給付行為という形になろうかと思えます。

ですから、その説明もしました、知事に。説明して、ただ、詐取金を取り消すことを目的にして締結する業務委託契約ですよということで了解をして、翌日に押印をいただいています。

ですから、何ら知事さんが知らなかったと、不正な出金だということもおかしいんです、おかしい話なんです。これは知事さんもわかった上、説明を受けて、承諾した上での出金だったはずなんです。ですから、その2,000万円、463万円もおかしいということになります。後援会職員さんからも、出金した当日に、夕方に知事室で、きちっとした報告を受けてます。

以上です。

【石本委員長】ほかにご質問ありますか。

【まきやま委員】 まず、知事選後の選挙コンサルタントの関係性について、教えてください。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 知事選後のコンサルタントさんとの関わりですね。

後援会の総責任者が選挙コンサルタントです。でも、10月2日ですかね、臨時記者会見をされた時に、「個々に契約をして、個々にお支払いをしています」ということで、知事さんが臨時記者会見で述べていたと思います。「コンサルタントとは個々に契約をして、個々にお支払いをしています」という形で述べてたんですけども、選挙コンサルタントと大石後援会との間の契約書、1枚もありません。これは不思議なんです。1枚もないです。選挙が始まってから、今はわかりませんが、6月まで、契約書は1枚たりともないです。

でも、請求書、領収書は来て、後援会がお支払いはしています。調査費であるとか、いろいろな名目で請求書は上がってきています。でも交通費、不思議なのが交通費、宿泊費、これがもう一切ないです。明細の中にもありません。

で、これを、選挙コンサルタントが担当した議員さん、いろんな議員いらっしゃいます、その議員さんの、私、収支報告を全部調べました。同じ、議員さん全員ないです。これも不思議なんです。普通、コンサルタントにお願いしました、じゃ、交通費が出てきます、宿泊費も出てきます、これは当たり前の話です。しかし、そのコンサルタントさんが担当した議員さん、大石知事も含めて、交通費、飛行機代であるとか、ホテル宿泊費、一切請求書、支払ったというのがありません。これは本当に不思議なんです。これ、一度見てください。

以上です。

【まきやま委員】 先ほど、知事選の制限額が

3,190万円ぐらいと述べてましたけども、それが4,800万円以上になっているそうです。

そこから収支報告を確認しますと、出納責任者の会社に支払った費用が多いんですけども、幾ら支払ってますか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 休憩をお願いします。

【石本委員長】 休憩します。

-----  
— 午後 4時20分 休憩 —

-----  
— 午後 4時21分 再開 —  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 会計責任者の会社に支払った費用、1,793万4,400円です。

以上です。

【まきやま委員】 ちょっと尋常な額ではないような感じがしますが、わかりました。

市民団体が、事務責任者Mさん及び選挙コンサルタントに支払った200万円を、買収として告発されていますが、心当たりはありますか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 心当たりはあります。市民団体さんが告発をされた時にも、私もこれ、告発しようとしてました、実際、18件の不正の中の1件です。16件の虚偽の方にもこの不記載が入ってました。

まずですね、要旨は、知事と選挙コンサルタント、後援会の会計責任者O氏、そして事務責任者M氏らは、共謀の上、大石候補を当選させる目的で、運動員のアルバイト報酬名目及び選挙運動の車両費名目という形で、それぞれに100万円ずつ供与してます。

これは、実際にですね、供与して、100万円を供与してるんですけども、実際に後から領収書というのが出てきてますけども、領収書も

化粧品領収書とか、そういう何ですかね、コンビニで使ったものが精算で出てきてますけれども、実質この100万円の選挙運動費用の車両費名目という形とアルバイト、アルバイトは一部確認団体の方に、アルバイトというのは一部出てすけれども、100万円というものは出てません、ありません。

また、なぜ2人に、100万円を供与したということであればですね、当時の自民党が、実質2つに分裂したということで、事後の統制の危機感、これは大石知事のほうからも聞いてます。知事の、O氏と共謀して、選挙に影響力のある選挙コンサルタントとM氏に対して、買収するというのも考えたのかなと。非常に大石氏、知事よりも、O氏の方を中心にして、そういうことを考えて、各100万円を供与し、運動員の買収をしようということ企てたということで、告発をしようというところだったんですけども、先に市民団体の方が告発をしました。

以上です。

【まきやま委員】では、そのほか、市民団体から車上運動員に支払った報酬について、告発を受けてますが、それについてご存じですか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】この事案についてもですね、この18件の不正、また虚偽表示について、これも入ってました。

この一つですね、ウグイスさんに支払われた費用です。ウグイスさんの費用は、普通、例えば選挙収支の方からお支払いをすとか、現金でお支払いするという形になろうかと思うんですけども、ごまかすために確認団体から、例えば一人の方、15万3,000円、確認団体の方から15万3,000円を振り込んでます。で、選挙収支の方で16万円計上されてます。

ですから、こういうふうに分けてですね、ご

まかしてるんです。分けてごまかして、1日当たりの1万5,000円という法定制限額をオーバーしてるんです。そういうものが31万3,000円、また後援会の方からお支払いをしているという形になったりとかですね。

私のほうも、今回、ウグイスさんのほかの件でですね、告発状を送付しました。これもやっぱり1万5,000円の法定額を超えています。1日は明らかに超えてました。ですから、それで告発をした次第です。

以上です。

【まきやま委員】では、運動員さんとかに、お金を支払ったということはあるんですか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】選挙運動員を選挙事務という形で登録して、届出をして、その人たちに報酬を払うという形をされていまして。実質の選挙運動員という形で活動されてたという形になります。

以上です。

【まきやま委員】今の話からするとですね、かなり違反をしているような印象というか、違反になると思うんですけども。

まず、知事選の制限額を超えた場合って、当選が無効になると思うんですけども、今後、これが確かだった場合、この次の流れって、どうなりますか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】選挙管理委員会の方に申立てをするというのが、もう期限が切れてますので、次は、これはもう刑事事件として処理していただいて、判決を受けて失効という形に、有罪であれば失効という形になります。

以上です。

【まきやま委員】では次に、政務と公務の混同について、教えていただきたいんですけども、

これについて、何かご存知のことがありましたら、教えていただきたいんですけども。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 朝から、政務と公務についてはしつこくお話してま

す。でも、政務と公務、これがですね、やっぱり県幹部について、一人だけで申し訳ないんですけども、O氏がやっぱり知事の右腕であって、知事の政務活動を支えてきた人物。知事の方から聞いてたのは、将来の副知事候補やということで聞いていました。そのステップアップというのが、やはり22年は課長、23年部長、24年は局長、次は副知事という形にだったんですが、これは、この人事というのを、人事課は、恐らく知事の方の人事権の発動だと思います。こうじゃなかったら、こんな人事なんかあり得ません。ですから、大石知事の推薦があって、初めて、この行使ができたんだと思います。

しかし、県庁内でも相当問題視されてたという話は新聞記者の方からも聞きました。新聞社の方に、どうにかしてくれという話もあったという事実も聞きました。

しかしですね、この方の一番最初の、この2年以上前から、ずっと政務活動をされてきたわけです、政務活動を。明らかに政務活動をされています。

ですから、その政務活動について、なぜ、これ向こうの県北振興局長になったかということは、私が聞いたのは、知事と市長、この振興局の、この区域の市長とのパイプ役やと、パイプ役で局長になったということで聞きました。

それプラス、朝から言われている政務活動というのが、今回、7件、8件というて出しましたけれども、これ、本当にまだまだあります。本当にまだまだあります。本当にこれはひどいで

す。ここまでやって、すぐに秘書課がですね、まともになるはずがないです。

以上です。

【まきやま委員】 最後に、秘書課の方の、佐世保での活動体制をつくるということで、資料の一番最後の方ですね、24番、ちょっと知事の方には確認をお願いしてるんですけども、ここについて、最後、詳しくお聞かせいただきたいと思います。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 それはもう、そのLINEに書かれたとおりです。後援会の事務所を佐世保の方に出したいということで、人材を局長さんの方をお願いしとると、責任者を局長に探してくれというミッションを与えているということの話です。

以上です。

【まきやま委員】 以上です。

【石本委員長】 一応予定しておりました時刻になりましたけど、ほかに何かありますか。

【小林委員】 承認なく多額の出金ということが、460万円ということで断定ができたわけですが、なんかね、自宅待機させられている、いわゆる女性の後援会の事務の方が、なんか最近になって疑いが晴れたとか何かということで、また戻ってくるようにというような連絡が弁護士からあったということを聞いておりますけれども、460万円の疑いが晴れたと、何の疑いが晴れたんですか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 当初の自宅待機の理由、自宅待機しなさいという形で知事の方から通知書が後援会職員さんの方に来ました。その時の理由がですね、不正な出金が理由でした。

その理由について、どういう調査をされたかというのがわかりません。しかし、先月に知事

の代理人さんの弁護士のほうから、復帰しなさいと、いついつに、何月何日に、事務所の方に出勤しなさいという形で通知がきました。

ということですね、復帰するということは、労働基準法上、これは当初の理由としたものが明らかになったと、疑いが晴れたということで通知を出しているはずなんですね。ですけども、それを後援会職員さんが、理由を明らかにしてくださいと、きちっと疑いが晴れたんなら晴れた、出勤させる理由をきちっと公表してくださいというお話を通知書で送りました。いつまでたっても、知事の方から一切回答はないです。知事側の方から回答はありません。ただ、復帰しなさい、復帰するに当たっては守秘義務がありますよとか。要は、もういい加減、このLINEを公表したりとか、いろんな形をやめなさいよということだと思んですけども、そういう自分にとって大事なことを通知してくるんです。でも、後援会職員さんが、主張されることというのは正論なんです。正論です。

長崎県も、私がホームページを調べたらですね、産業のためにいろんな施策を打ってます。いろんな企業さんに、いろんなルールを守りなさいという形で、雇用される県民を守るためにいろんな形で施策を打ってます。しかし、知事の本当の元の元の後援会が、時間外手当もなし、休日手当もなし、有給も取れない状況、ましてや、就業規則すらもなし、本当にもう無茶苦茶な事務所だったんです。そういう状況の開示、ちゃんときちっとしてくださいよということで、知事さんの方に通知書を何回も送ってます。代理人さんの方にも送ってます。しかし、知事は一切回答はしません。これもおかしいんです。もうそこまで、ここで県庁のトップとしてですね、いろんな施策を打っているにも関わらず、

自分のところは、もう無茶苦茶でいいんやという形で、おかしいんです。

【小林委員】 多額の出金が不正にね、承認なく多額の出金がなされということの疑いが晴れたというふうな見方と、いわゆる口封じのね、その事務員の方の口封じをするためのいわゆる疑いが晴れたと。こういうようなことが明らかになっているようですが、その460万円を出金した時の状況は、その事務の方が、知事にきちんと報告をされているわけですね。だから、許可なくと、承認なくということはありません話ですね。どうですか。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 今、委員がお話したように、知事の方には承諾を取ってます。その日の朝にも、私も確認しました、後援会の職員さんも確認しました。ですから、きちっとした承諾というのは得てますし、きちっとした契約書も結んでます。

ですから、知事がおっしゃる承認なき金員、承諾もなく、本当に承諾もなくして出金したんだということは、あれは別途の理由があると思います。

以上です。

【小林委員】 わかりました。

最後に、結局は、この460万円は、2,000万の架空貸付の利息だけを取ったと。この655万円をいわゆる消すための手段、方法であったと。そのために後援会からそれだけのお金を、460万円出したと、そして自分の300万と、トータル760万にして、そういうことで、その460万円を事務員の方から大石さん本人に返すと、現金で返すと、こういう方法だったんですね。確認します。

【参考人(大石けんご後援会 元監査人)】 460万円プラス、今年の3月の、今年3月に195万

2,000円を振り込んでます。ですから、それも全部足して、全部で463万円プラス自己資金の300万円という形で、全部帳消しにしようという形の計画でした。

以上です。

【小林委員】 ありがとうございます。

【石本委員長】 ほかに質問がないようですので、参考人に対する意見聴取を終了いたします。

参考人におかれましては、本日は大変お疲れさまでございました。本委員会を代表しましてお礼を申し上げます。

それでは、参考人退出のため、しばらく休憩いたします。

-----  
-----  
— 午後 4時38分 休憩 —

-----  
-----  
— 午後 4時41分 再開 —  
-----  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は、10時から会議を再開し、今回の政治資金問題に詳しい弁護士から意見聴取することといたします。

本日は、お疲れさまでした。

-----  
-----  
— 午後 4時42分 散会 —  
-----  
-----

1 0 月 3 0 日  
(第 3 日 目)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年10月30日

自 午前10時 1分  
至 午後 5時 4分  
於 委員会室 1

知 事 大石 賢吾 君

2、出席委員の氏名

委 員 長	石本 政弘 君
副 委 員 長	富岡 孝介 君
委 員	小林 克敏 君
”	浅田ますみ 君
”	松本 洋介 君
”	吉村 洋 君
”	坂本 浩 君
”	大場 博文 君
”	宮本 法広 君
”	まきやま 大和 君
”	湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

田中 愛国 君

5、参考人の氏名

今回の政治資金 問題に詳しい弁護士	郷原 信郎 君
大石けんご 後援会元関係者	
長崎県建設業 協会会長	根 眞悟 君

6、県側出席者の氏名

7、審査の経過次のとおり

-----  
— 午前10時 1分 開議 —  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

本日の議題は、昨日に引き続き、「大石知事の政治資金等について」であります。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴人の方々は、お手元の傍聴人等の守るべき事項を守って静粛に傍聴いただきますよう、お願いいたします。守られない時には退出を命ずることもありますので、念のために申し上げておきます。ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、参考人より、委員からの質問通告に対して、お手元に配付しております資料を用いて発言したい旨の申し出がっております。お手元に2種類あるかと思えます。なお、A4縦版の資料につきましては、審査終了後、回収させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、補助者の同席がっておりますので、念のためお知らせいたします。

それでは、これより審査に入ります。

はじめに、委員長として一言ご挨拶を申し上げます。

本日まで出席いただきました郷原信郎弁護士におかれましては、お忙しい中、本委員会にご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

本日は、「大石知事の政治資金等」について意見聴取をさせていただきたく、ご出席をお願いした次第でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで念のために申し上げますが、呼称につきましては、規定により「参考人」という言葉

を使わせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、発言される際は、挙手の上、委員長である私が指名した後に、簡明に案件の範囲を超えることなくご発言いただきますようお願いいたします。なお、発言の際は着座のままで結構でございます。

また、参考人は、委員に対しての質問ができないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

万が一、質問の趣旨がわからなかった場合は、休憩を求めてください。休憩中に質問の趣旨を確認していただくことといたします。

それでは、まず、参考人より5分以内で、ご自身のご紹介のための発言を求めます。

【参考人(今回の政治資金問題に詳しい弁護士)】 いただいております質問事項の最後のところに、402万円の告発の件がございますが、その件も含めて、10分ほど冒頭説明させていただければと思うんですけども、よろしいでしょうか。（発言する者あり）

【石本委員長】 はい。

それでは、事前通告に基づき質問を行います。各委員の質問時間は、答弁時間を含めて一回当たり10分以内とし、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず参考人。

【参考人(今回の政治資金問題に詳しい弁護士)】 まず、私の長崎との関わりからお話しさせていただきますと思います。

私は、2001年4月から2003年3月まで、長崎地検次席検事として勤務いたしました。その中で、自民党長崎県連違法献金事件、政治資金パーティー裏金事件などを手がけた、この時の捜

査が、私にとっては、本当に多くの市民の方の期待に応えて、全庁一丸となって取り組んだ捜査のことは、私の検事人生の中でも最も思い出に残る、やりがいのある仕事だったということもありまして、私は、生まれ故郷の島根県、そして長く暮らした広島に次いで、第三のふるさとだと長崎のことを考えてまいりました。ということもあって、私が長崎から離れた後も、長崎のことは常に関心を持ってまいりました。

2年余り前の長崎県知事選挙の際、大変な激戦になっているということを知りまして、その中で、かなり公選法に違反する疑いの強いような行為が横行しているというようなこと、いろいろ私の方にSNS上での指摘もありましたし、私の方にも問い合わせなどもありました。

ということで、選挙結果にも大きな関心を持っていたわけですが、選挙結果は、現職知事が敗れて、今の長崎知事が、極めて僅差で当選されるという結果になったわけですが、その後もいろいろ、長崎知事陣営の、長崎陣営の選挙運動に関しては問題が、ネット上でも指摘をされておりました。そして、市民の方々の中から告発をする動きなど、警察への告発の動きなどもありました。

私は、その表に出ている公選法違反の疑い、多くは、確かに違法の疑いはあるものの、刑事事件として取り上げるべきものというのは、あまり見当たらないというのが率直なところだったんですが、その中で一つ、長崎氏の選挙運動費用収支報告書の支出の記載の中に、通信費の項目に電話料金として402万円余りの支出の記載があると。これは、その支出が電話会社ではなく選挙コンサルタントの会社に支払われている、ということは、これは電話代を含んでいる

としても、その中に選挙コンサルタントへの報酬が含まれている可能性があるのではないかと、いうことを考えました。

たまたま、一連の政治資金パーティー裏金事件の告発で有名な神戸学院大学の上脇教授と、たまに連絡を取り合うことがあったんですが、上脇教授も同じ問題意識を持って、この402万円余りの支出の領収書の情報公開請求を求めたところ、その領収書の内訳に「電話代SNS通信費他」と書いてある。これは、その「他」の中には、選挙運動の報酬が含まれている疑いがあるのではないかと、いうことで、私と上脇教授との間でいろいろ検討しまして、これは告発すべき案件だという結論に至りました。

ご存じのように、上脇教授は、政治資金規正法違反、更生法違反などで違法の疑いがあるとコメントしたものは、ほぼ全て告発をされている方ですが、私は、刑事の実務家ですので、これは刑事事件として取り上げるべき事件だという確信がなければ告発はいたしません。

ということで、私と上脇教授とで告発状を作成して長崎地検に提出いたしました。

もう一つの理由として、選挙運動の報酬ではないかと疑ったもう一つの根拠は、その選挙コンサルタントの人ですね、その人が自分でネット上で、ほぼ選挙運動に深く関わって、実質選挙参謀のようなことをやっていたということを公言してたんですね。それもあって選挙運動の報酬である疑いが強いのではないかと判断したところです。

ただ、我々としては、私はですね、それはあくまで疑い、相当強い疑いがあると判断したわけですし、最終的にそれが公選法の買収罪に当たるかどうか、これはその目的とか、どのような認識でその供与が行われたのかとか、い

ろいろ捜査をしてみないとわからないわけですから、それは捜査の結果を待つしかないと思いました。

ただ、それに当たって、まず何より重要なことは、402万円の支払いに関して、一部、選挙運動の報酬である疑いがあるんですけども、もし客観的に支払いが全て明らかにされれば、場合によっては疑いが晴れるかもしれないわけですから、私と上脇教授の連名で、告発から1週間後に、大石知事宛てに書面を出しました。

この中で、我々が、この402万円について疑いを持っている理由と、その後の、その件についての我々は告発を公表しましたので、それを受けての大石知事の発言、それから新聞で報じられた選挙コンサルタントの人の発言などが、見てみますと食い違っている。しかも、大石知事の県議会での答弁が極めて矛盾したというか、意味不明の内容になっていると、それについてしっかりですね、本当にそういう答弁でいいのかということを検討していただき、まず何より402万円の内訳を明らかにされれば、もし、その電話代そのものだということであれば、疑いはすぐに晴れるわけですから、それを要請いたしました。

もし、そういう形で疑いが晴れば、我々は今もう告発を取り下げるということも全然やぶさかではないということで、そういう要請をしたんですが、残念ながら、そういうような説明は全く行われず、長崎地検の審査の結果、4か月余りかかったと思いますが、その年の秋に告発が受理され、本格的な捜査が開始されるに至ったわけです。

最終的にこの事件は、つい1か月近く前でしたか、不起訴ということで終わりました。

ただ、この件は、私自身がそういう刑事事件

の捜査を自ら行い指揮する立場でしたので、そこはよく理解しておりますが、刑事事件で最終的に買収罪が立件できるかどうかということについては、当然供述がある程度必要になるというのが一般的な考え方です。特に、供与した側、受けた側、両方の供述が全く得られないということになると、いくら疑いがあっても、なかなか起訴するということは困難であると。

今回のこの事件については、少なくとも客観的には、報酬分は相当あったことは間違いないだろうと私は確信しております。ということは、客観的な費用の支払いだけではなかった、だからこそ2年以上もの間、長崎地検のほうで真剣に捜査をしてくれたんだと思います。恐らく取り調べなども相当行われたものだと思います。しかし、私がマスコミ等から聞いたところによると、どうも、その選挙コンサルタントの方は、ほとんど完全黙秘の状態であったようです。ですから、なかなかそういうことではですね、起訴は困難であったということで、私は、後輩の長崎地検の担当検事も非常によく捜査をしてくれたものと思います。

むしろ、不起訴に終わったということは、それまで捜査を理由に答弁を拒否していた大石知事が、説明をするという段階にまず入っているんじゃないかと思います。402万円の内訳はどうであったのか、仮に選挙コンサルタント会社に対する報酬分があったのであれば、それはどういう趣旨であったのか、これを自ら明らかにされることが必要んじゃないかと思います。

402万円の件については、今お話ししたとおりです。冒頭説明にかえさせていただきます。

以上です。

【石本委員長】 ありがとうございます。

それでは、通告をされた委員の方で、ご質問

はありませんか。

【浅田委員】 本日は、参考人におかれましては、この第三のふるさとのためにということでお時間を割いていただきましたことを、まずもって心から感謝申し上げます。

私、個人的には、20年以上の歳月を経て、私が議員バッジをはめることになった、ある意味きっかけでもある参考人に対し、この場において質問ができることは、非常に何とも言えない気持ちというか、感慨深いものでもあります。その時のことも振り返りながら、様々な思いで質問をさせていただきたいと思います。

20年前もそうだったかと思いますが、参考人は、今もおっしゃっておられた公職選挙法というものに対して非常にお詳しいかと存じます。そういう意味において、我々、選挙で選ばれた政治家たる者、そして、特に首長である知事という者は、公職選挙法に対してどのような姿勢で臨むべきなのか、また、今現在もそうですけれども、どのように説明責任を果たすべきとお考えか、まず教えてください。

【参考人(今回の政治資金問題に詳しい弁護士)】 公職選挙法は、公正な選挙が行われるためのルールです。有権者が、その当該候補者ないし政党などについて、政策について、そして候補者の人柄、その人物像などについて正確な情報が与えられ、そしてさらに、じゃ、その候補者が誰から支持され、どのような人から資金の提供を受けて選挙を行っているのかというようなことなど、様々なことがしっかり情報として開示されるということが重要だろうと思います。

もちろんそれが選挙後に、選挙運動費用収支報告書という形で開示されるものも多いわけですが、いずれにしても、そういう形で、公正に

選挙が行われるとともに、その公正に選挙が行われたことがしっかり事後的に確認されるということが重要だろうと思います。

そういう意味で、選挙で選ばれた公職にある者、そして特に自治体の首長として、その自治体の行政を預かる責任を持っている、そういう立場の公職者というのは、その選挙が公正に行われたということについての有権者への説明というのは、極めて重要だろうと思います。

先ほど、浅田委員からちょっと言及があった20年余り前の事件も、公職選挙法違反から始まった事件です。ただ、この時の公職選挙法違反事件というのは、自民党長崎県連という政党支部の問題でした。政党支部、自民党の地方組織とゼネコン業界との間の問題でした。

当時の知事も、捜査の対象には一部になっていましたが、直接そのことについて捜査の中心的な対象になったわけではありませんでした。

今回の問題というのは、刑事事件として、我々が問題を提起した部分、これはきっかけとして重要だったと思うんですが、それに加えて、この問題は、県知事が直接疑いを受けている、そして、全く訳の分からない部分がたくさんある、不明な部分がたくさんあるということですから、それは刑事事件の捜査とは別に、県知事としての説明責任が強く問われる案件だろうと思います。

もちろん捜査への影響ということを考えて、途中の段階で答弁がしにくいというようなことも、それは若干はあろうかと思いますが、私はむしろ、公選法の目的とするところからすれば、こういう案件は県知事の説明責任が極めて大きいと考えております。

以上です。

【浅田委員】 よくわかりました。公選法という

ものは、しっかりとした公正な選挙が行われたということを確認することも目的であり、それによって選ばれた知事にとっては、やはり今回、知事自身が疑われているということ踏まえすと、しっかりと説明をしなければいけない。

まして、今、我々も今日で3日目でございますが、なかなかご答弁がはっきりといただけない。これは、県民も非常に大きな関心があると思いますし、県民の、しっかりとした県政の、もちろん停滞させてはならないということもあります。130万人にもなる県民の生活にかかっていることであるということを知事自身が認識をした上で、今以上の説明責任を果たすべきということでしょうか。

【参考人(今回の政治資金問題に詳しい弁護士)】 やはり自治体のまさに大統領的存在でもある首長というのは、県民から信頼をされているということが何より重要だろうと思います。その信頼そのものに関わる事実について、首長たる知事が、しっかり説明責任を果たしていくということがなければ、これはそもそも県民から信頼される行政自体があり得ないのではないかと。

そういう意味で、あらゆる努力をして、しっかりと説明責任を尽くすということをしなればいけないと思いますし、私も、これまでのこの委員会での議論も、全部ではありませんが、一部拝見しておりますが、どうも、先ほどから私が言及しております選挙コンサルタントという人が、相当選挙運動に深く関わっていて、お金の処理、会計处理的なものにも深く関わっていて、そうであるのに、その人がほとんど何も供述していない。

先ほど、私は、捜査機関に対して完全黙秘をしたんじゃないかと思うと言っていました、

それは、この県議会に対する姿勢からも推測できます。

ということになると、県知事自身が説明責任を果たすために、重要な人物からお話が聞けないということになるわけですね。それは、そのお話を聞いた上で説明するために、県知事としては最大限の努力をすべきですし、そもそも、選挙コンサルタントとして何がしかの業務を委託をして契約関係があるわけですから、それについて、契約というのは、むしろそのコンサルタントが、依頼者である知事に対して説明責任を果たす、説明をするということの義務も含むと考えております。

【浅田委員】まさしく参考人がおっしゃるように私たちも、何よりもこれまでの2日間に対しても、選挙コンサルタントが、選挙コンサルタントがと、選挙コンサルタントがキーパーソンであるということは間違いないわけです。

その件に関しまして知事にも、あなたからも、しっかり出てきてもらうというような姿勢であるべきではないかというようなことも申し上げました。しかしながら知事は、「それはその本人のご意思によるものです」ということで止めるわけです。

先ほど参考人がおっしゃった402万円のオートコールの問題にしても、逆に言うと、捜査としては終わったことになるかもしれませんが、我々として、議会として、それをしっかりと説明責任を果たしてもらわなければならないんだなということを改めて感じた次第です。

我々としては、私たちは裁判員でも何でもありません。ただ、県民に対して、二元代表制として県民に対する責任があります。その皆さんが知りたい、現状、真実というものを明らかにしたいという思いで、この委員会を開かせてい

ただいております。

本来であれば、20年前、なぜ政党の方では逮捕者が出て、今回はどうなるのかしらということなどもお伺いしたいところではございますが、それは別の問題ですので、どういうふうな状況になるのか、また時間があればご質問させていただければと思います。

【小林委員】大変お忙しい中にご出席を賜りまして、ありがとうございます。若干質問をさせていただきます。

ただいま参考人から、いわゆるコンサルタントとして、その方の役割、今回の知事選挙における、その後における長崎のいろんな選挙、いろんなことで活躍をされているようでありますが、私もお指摘のとおり、非常にこうね、ちょっと見えない問題点があまにも多過ぎるんじゃないかと、こんな感じを個人的にいたしているわけであります。

それは何かというと、例えば、その選挙コンサルタントの名前は言えませんが、その方が、長崎県の知事選挙とか、あるいは市長選挙とか、その他の選挙にいろいろ関わりをしながら、調べてみるとですね、全然交通費もない、あるいは宿泊代もない、当然コンサルティング料もないと。要するにそんな状況の中で、なんでこうなのかということも当然マスコミの方もやっぱり疑問に思うが故に、直接知事に、一体どうなっているのかと、こういうご質問もしばしばあるわけでございます。

そうしますと、個別に契約して、個別に支払っているとか、こういうような知事の答弁で、個別に契約して個別に支払いと、どんな意味なのかよくわかりませんが、一切、収支報告書にそのコンサルティングに幾らか払ったとかというようなことは出てこないわけです。これは非

常にうさんくさいやり方で、当然彼は、コンサルティングというのを業にしているわけです。まあ、選挙のプロなのか、どれくらいの人かわかりませんが、そういうようなことで自分の仕事として、業として、生業としてやっているのに、全然宿泊代も、しかも宿泊するといっても、一番高いヒルトンホテルに、どこの貴族様かわかんような形で宿泊をされていると、いろんなことのうわさを聞くわけでございます。こういうところが、どうしてもやっぱり見えないが故にうさんくさいと、これが選挙コンサルタントということで、いろんな役割を実は果たしている。

今回の集中審議にも、本来ならば、浅田委員が言うように、やっぱり出席をされて、彼が関わったいろんな大きな問題があるから、彼はここに来て、当然我々のそういう質問に答えるべき人だと。むしろ知事が出席をさせていただかなければいけない、そういう対象者じゃないかと私は思うわけでありましてけれども、それがなかなかうまくいかないということで。

402万円の問題については、私も「その他」は何かと、「その他」は何かと尋ねたわけです。知事に議会で答弁を求めたんです。言わないわけです、「捜査に影響があるかもしれんから」と、そんなのは答弁にならないわけです。こういう状況で。

もう一度聞きますが、交通費も宿泊代も出てこない。市長選挙に関わって、その市長選挙のいわゆる収支報告書、いろんなものを見ても、全然誰も出てこないんです。なんでこんなことで、この人はなんで生活をしているのかと。ただ働きをしてね、そんなヒルトンホテルみたいにそういう豪華なところで食事をし、そんなところで宿泊なんか、できるはずがないわけです。

一体どうなっているのかと。だから、402万円の「その他」については、私は幾分か報酬が当然入っているんじゃないかと。

聞けばですね、そういう電話を扱うような、電話をやるような会社じゃないと、こういうのが電話代ということで402万円の中に振り込まれていると、その会社に。

そういう点については、先生は、どういうふうに参考人はお考えであるか、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

【参考人(今回の政治資金問題に詳しい弁護士)】 402万円余りの電話代と称する支出の中に、相当程度、報酬分が含まれてたんじゃないかという疑いは、全く晴れてないと思いますし、知事の答弁が、途中ずっと捜査に影響があるからということで、答弁、実質差し控えだったというふうに承知しておりますが、もう既に刑事事件は不起訴ということですし、今回の件について、私は先ほど申しましたように、長崎地検の方でしっかり、できる限りの捜査はしてくれたと思っておりますので、檢察審査会に申し立てをする気は全くありません。ですから、もう既に402万円の件は、刑事事件としては完全に、まあ決着がついているということですから、もう今後は、少なくとも知事が答弁を拒否する理由には全くなりません。いまだにその点についての疑いが残っているわけですから、しっかり議会で答弁をされるべきだろうと思います。

それから、選挙コンサルタントの問題ですね、今日お配りしている資料は、私が昨年出した「”歪んだ法”に壊される日本」という本の第2章の中で、この402万円の選挙コンサルタントへの支払いの問題、これについて公選法違反で告発をしている、この件について書いております。この中でも書いているんですが、これは

選挙コンサルタントという職業を、公職選挙の中でどう位置づけるべきなのかということにも関連する問題です。

本来、選挙プランナーという職業があって、この選挙プランナーというのは、科学的に選挙に関するデータを分析したり、選挙運動を企画立案したりということをおこなう職業、そこから始まっているんですね、選挙プランナーというのは。

ところが、それが次第に選挙運動そのものに深く関わる選挙コンサルタントという人たちが、それを生業にするようになってきて、これは今、委員がおっしゃったような、その選挙運動そのものを行っているとする、相当額の報酬を受けることは、これは選挙運動に対する対価の支払いを受けるということで、公選法違反、買収、被買収ということに当然問題になります。

ですから、それを何とか免れるために、政治活動ということで言い逃れができるようにしているんですね。そういう言い逃れの仕方を描いたテレビドラマのこともこの中で書いてますが、そういう非常に違法すれすれの話になってしまうのが今の選挙コンサルです。

しかも、今回の問題でもどうもそういうような懸念があるように思いますが、公選法に違反するかどうかということを選挙コンサルタントが、有償で業務を行っている選挙コンサルタントが、いろいろアドバイスをしたり判断をしたりするというようなことが、今回も出てきているようですが、これは弁護士法違反になる可能性があります。法的な助言を有償で行うというのは、これは弁護士でないと本来はできません。ですから、様々な面で、違法すれすれというよりも、むしろ違法の領域にかなり突っ込みかけ

ているような選挙コンサルタントが最近は出てきていると、実際に摘発された例がありますし、選挙コンサルタントが。

そうした中で、今回、その選挙コンサルタントの人が、参考人質疑で全く出席しないというのは、これはもうちょっと、本人としては、出席することがあまりにリスクが多過ぎて出席しようにもできないということかもしれませんが、それによって事実解明が、県議会としての事実解明が妨げられるというのは、私はあってはならないことだと考えております。

【小林委員】今のご指摘、よく理解ができます。

実は今回、我々がこういう集中審査をつくり、いろいろ議論していることに、ほとんどが選挙コンサルタントの問題が多いわけです。その当の、中心の人がここに来ないということが、非常に議論を妨げているというような感じがするわけですね。

例えば、先生もご承知おきかも、ご存じかもしれませんが、286万円というお金があります。9つの医療法人が大石後援のために、実はなんとですね、そのまま医療法人が大石後援会に寄附ができないものだから、自民党長崎県の第8支部、ここを通して、まさにそれを經由して大石さんに実はお金を渡していると、こういう問題が出てきております。完全な迂回献金と。しかし、迂回献金にするわけにいかんから、そこを何とか取りつけていると。

じゃ、なぜ、その選対本部長であるところの、ある県議会議員の、いわゆる自分がやっている第8支部、ここを通すようになったのかというと、自民党県連に言っても断られ、誰かに言っても断られ、結局は選対本部長であるその県議会議員、あなたしかいないとコンサルタントから直接頼まれて、いわゆる迂回献金に手を貸し

たような形、それを違法性は絶対ないと、こんなことを言い切っていると。

例えば2,000万円についても、これは架空の貸付です。これも明らかになってます。そういう架空の2,000万円をいわゆる後援会に、お金は入れてないのに入れたかのような形で、その利息と貸付の一部を返済させるために、655万円ぐらいのそのお金をもらって、借用書についてもそのコンサルタントがつくったと、もう全くもって。

そして、なんとその借用書に印鑑を押したのは県庁の秘書課、その秘書課長と。こんなことをですね、実は考えられないようなことが、もう癒着だらけ。これはもう本当にですね、しっかり一掃しなければいかんと思うぐらいあるわけですが、こういうところについても先生が告発をされているということも聞いておりますので、まだどのような方向づけになるかわかりませんが、そういう、絶対違法性がないと言いながら、違法性のあるようなことばかりやっている。そういうところに、残念ながら本県の知事がのせられていると、また、本県の知事と打ち合わせをしながらやっている。

こういうことについて先生はどのように受けとめていただいているか、ちょっと考え方をお聞かせください。

【参考人(今回の政治資金問題に詳しい弁護士)】 今、286万円と2,000万円の件についてのご質問を受けましたが、事前に告発状を資料でお配りしていますので、この件についてちょっと、どういう趣旨の告発なのかということをご説明して、お答えにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。席上配付して回収にさせていただいたのは、ちょっとやっぱり、捜査当局に出しているそのものですので、ちょっと、この

場だけでご覧いただきたいと思っております。

まず、286万円の件ですが、この件と2,000万円の件というのは、先ほど申し上げた402万円の電話代に関する公選法違反の疑いの捜査の過程、なおかつ、その捜査が行われたことによる、恐らく知事側の動きの中で表面化してきた新たな公選法違反の疑いだろうと思います。

そういう意味で、402万円の件は不起訴ということで、恐らく関係者の供述が得られなかったということで不起訴に終わったんだと思いますが、それが契機となって、もっと重大な公選法上の問題、政治資金規正法上の問題が出てきたということだと思いますし、我々としても、402万円の告発で今回の捜査のきっかけをつけた立場としても、これは無視できない問題だと考えております。

まず、この286万円の件ですが、これは今、委員がおっしゃったように医療機関、9つの医療法人から自民党の支部に寄附が行われて、法人が寄附できる先は、企業団体献金は政党だけですから、一応、形式上合法の形で支部に寄附が行われて、それがその県議の人の後援会、そしてさらには大石氏の後援会に流れているというのが、迂回献金ではないかということが疑われているわけですが、要するにその迂回することによって、大石知事の後援会に資金が提供され、そこで選挙資金として使われる、それが目的の献金だったのではないのかということが当初から、外形的に見てもですね、時期からしても、選挙との関係が極めて濃厚だと考えざるを得ないわけです。

実際に、その医療法人側の人も、マスコミの取材に答えて、「これは大石候補応援のために出したお金だ」というふうに明言しているわけです。ですから、まさしく医療法人側から、大石候補

の選挙の費用に使ってもらうために大石候補側に資金を提供したものだと考えられます。

この場合、形式上、後援会、大石けんご後援会が入金先になっているのですが、ここは私と上脇教授とで、じゃ、その後援会というのはどういう存在だったのか、選挙の際に、これを調べました。政治資金収支報告書を見るとですね、この大石けんご後援会からは、名刺作成代、スタジオ人物撮影代、のぼり・たすきデザイン制作一式、広告事業費。これ、時期からしても、2022年の2月です、選挙期間です。もろに選挙のための支出、選挙の費用です。ということは、この大石後援会からの支出というのは、もうほぼ大石候補の選挙運動の費用の支出と混然一体となっていたと考えざるを得ないと思います。

そうであるとすれば、286万円が大石後援会に政党支部などを迂回して提供され、実際にその混然一体となっている大石けんご後援会から、そういう支出が行われたとすると、これはもう完全に寄附自体が、選挙運動費用収支報告書の収入欄に寄附として記載すべきものだ。ということで、この寄附としての記載がないということが公選法違反、選挙運動費用収支報告書の虚偽記載であるということで告発をいたしました。

具体的な認識が大石知事の側にはないということも考えられますが、少なくともですね、この収入欄は寄附がゼロとされているんですね、ゼロ。2,000万円の大石候補個人の自己資金の記載のみがあって、寄附はゼロです。この寄附がゼロであるという認識は、少なくとも大石知事においても、これは虚偽だということは明確に認識していたのではないかと。

この選挙運動費用収支報告書の中身を全く知らなかったということであれば、これはちょっ

と公職の候補者としての基本的な義務すら果たされていないということになりますし、そういうことで、286万円については、私は公選法違反の嫌疑が濃厚だと判断いたしました。

それから2,000万円の件ですが、これもお配りしている告発状に書いているとおりなんです。今申し上げたように、大石知事の選挙運動費用収支報告書の収入欄には、自己資金2,000万円と書かれております。この自己資金というのは、大石知事が医療関係の共済から2,000万円の借入れをして、そして自己資金として提供したと。まさに自分自身で自己資金として選挙の費用を賄ったということを書いているわけですから、これはもう大石知事の意向に従って、意向に基づいて記載したものだと思います。

一方で、その2,000万円というのが、後援会に対する貸付金というふうに一旦記載されて、それもその選挙コンサルのアドバイスのようなのですが、そこから借入れ、貸付の返済ということで、ある程度の金額が知事のところにも提供されていると、返済されているということが問題になっているわけですが、これはもうはっきり申し上げて、私が今まで経験した政治資金規正法違反の中でも、最も露骨かつ悪質な政治資金規正法違反と言わざるを得ません。

よく、政治資金規正法違反の政治資金収支報告書の虚偽記入の問題は、「記載が間違っていました、間違ってたから訂正します」ということで済まされてしまうケースが多いわけです。

しかし、この件はですね、今申し上げたように、自己資金は、借入を受けた自己資金は、選挙運動費用の収支報告書に書かれているわけです。先ほども申し上げたように、その大石知事の選挙資金というのは、後援会と混然一体となっています。もう既に選挙費用を賄う財布の中に

入っているんですね。その2,000万で選挙の費用が賄われたというふうに報告しているわけです。そうすると、2,000万円は残ってるわけですね。どこにも残っているはずはありません。

ですから、貸付という記載をして、そこからお金を取り戻すというのは、後援会に、本来はですね、選挙のためにいろんな人が寄附をしてくれたお金を個人が取り込むという、実質横領に近い行為だと思うんですね。

しかし、横領罪が成立するかというと、この場合はちょっと横領罪は難しいんじゃないかと思うんです。なぜなら、後援会の代表が大石知事自身だからです。ですから、最終的な管理者が大石知事ですから、自分が管理する財布の中から自分が取り込んだ、ということで違法性がどこに現れるかといったら、それを政治資金として記載されている、そういう収支の中から個人が取り込んだということを隠したと、その虚偽記載なんですね。

借入金の返済、貸付金の返済の名目で、お金を後援会から取り込んだ。それはそれで、ちゃんと表に出さないといけないのに、あたかも貸し借りの問題であるように虚偽記載をして隠してしまった。こういう実態を伴った、実相を伴った政治資金規正法違反、収支報告書の虚偽記載罪というのは、私はあんまり見たことがない。非常に悪質な案件であると考えて、これも上脇教授と二人で確信を持って、これはちょっと弁解の余地がないだろうということで告発に至ったものです。

【松本委員】 参考人は、本当に専門家であられて、今のご説明も大変わかりやすく聞かせていただきました。

まず、先ほどありました告発状についてです

ね、2024年8月5日に、参考人が告発をしております。前段の方で402万円の告発に至った経緯のご説明はございました。インターネットで見て、ちょっとおかしいなと思われて、今回、告発に踏み切ったということでございます。

それは不起訴になっておりますが、これは8月5日に出されて、今回、これ文章を読ませていただきました。この文章も大変緻密に書かれておりまして、違反の内容があるんですが、このところでちょっと確認したいのが、添付資料のところなんですが、ここには載ってないんです、ここにはもう付いてないですけど、添付資料が、収支報告書と新聞の記事が添付資料になってます。もう地検も、ずっとベテランのプロの方が、新聞記事と収支報告書の添付資料のもとに告発をされた内容なんですけれども、もともこの文章を書かれるに当たって経緯といいますか、何を基に、新聞記事を基にこの告発を準備されたのか、経緯についてどのような調査をされたのか、専門家としていろいろ見地があらわれて、今回されたことは重いことだと思いますので、伺わせていただければと思います。

【参考人(今回の政治資金問題に詳しい弁護士)】 我々は、捜査機関ではありませんので、係争上の権限に基づいて証拠を収集することはできません。ですから、マスコミ等で報道されていることの中で、これは間違いのないであろうと思われる事実があれば、それを根拠に告発を行う、一般的に一般人の告発というのはそういうものだと思います。

告発にも、行政機関が行う告発もあります。公正取引委員会とか証券取引等監視委員会とか、それは一定の調査権限に基づいて調査を行って、その結果、告発するんですが、係争上の告発というのは、何人も行い得ると。その何人の中の

権限を持っていない一般人の場合は、やはりその根拠となるのはマスコミ報道など。ただ、そのレベルはいろいろありますから、あまり信用するに足らないようなことを根拠にはできませんけれども、我々は今回、この、たしか長崎新聞の記事だったと思いますが、十分信頼に足りる記事だと考えて、この長崎新聞の記載、それから大石知事の答弁自体も、もちろん貸付で計上したということは否定してないわけですし、そして、説明が二重計上だという説明、これはもう全く理屈になってません。弁解も極めて不合理。実際に自己資金というふうに書いているわけですから、もう、非常に稀有なケースなんですけど、報道とご本人の説明だけで、ほぼピースは埋まっていると、私に言わせれば、こんな楽な捜査はないんじゃないかというぐらい明白な事件だろうと思います。

【松本委員】 こちらの告訴状にも、公職選挙法違反と政治資金規正法違反の悪質性というふうに書かれておりました。

今回、総務委員会で、本当に長い時間いろいろ審査をしていく中で、いろんなことがわかりました。やはり問題となるのは、要は、先ほどからご説明されるように、資金の流れが非常にずさんなところがあったということで、本人もそれを認めて、先日記者会見をして、修正をしたという発表をされておりましたが、そういった経緯を見ていく中で、参考人の専門家の見地から、今回こういったことに、告訴に至った背景の中で、やはり何がそもそもこの背景にあるのか、問題となっているのか、そして、この悪質性についてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

【参考人(今回の政治資金問題に詳しい弁護士)】 冒頭に申しました22年前のことを思い起

こしますと、市民からの期待に本当に応えられたという思いがあるんですね。その時に、今までこういう構図で公共工事の一部収益が政治の世界に流れ込んでいたのかと、それもしかにも構造的な問題だというのが明らかになった。それは、その後、やはり公正な行政、公正な政治をつくっていくということについて、市民の共感を得ることができた。

私は、その時点で、長崎が少しはこれからよくなっていくんじゃないか。ある意味では、こういうことが日本中で起きれば、日本の国はもっとよくなるんじゃないかという思いもあって、「長崎から日本を変える」というフレーズも、やや少し現実感をもって考えることができるんじゃないかとも思ったんです。

それが今回、もう本当に久々にこの長崎の現状をつぶさに拝見することになり、誠に残念です。いまだに、しかもあの時に問題にならなかった県のトップである県知事が、このような状況で、もう法律に照らすと信じられないような現状にあると。

それに対して、しっかり法的な責任を、そして政治的な責任を果たしていこうという、そういう意思がどうも感じられない。何とかして、その法的な責任だけ免れればそれでよしというような姿勢にしか見えないですね。

ですから、まず、今回の問題の一つの根本にあるのは、残念ながら長崎県の行政のトップである知事の姿勢が、全く、公正さというところにしっかり目を向けて、それを実行していこうという意思がないというところが、まず本質の一つだと思います。

それともう一つは、私が当初から懸念しました選挙コンサルタントの存在、選挙コンサルタントという誠に曖昧な、職業であるかないかも

わからないような存在が、ここまで深く選挙活動に関わってきて、これだけ大きな弊害を生じさせるということになると、私は、都知事選で問題になったポスターの、破廉恥ポスターの問題と同様に、この選挙コンサルタントに対する適切な規制というのは、公選法の改正の重要課題になるんじゃないかと。まさにそのぐらい今回の問題は深刻な問題じゃないかと思えます。

そういう意味で、選挙コンサルタントの存在が、まさに、これ表裏一体の関係なんですね。大石知事の姿勢の問題と選挙コンサルタントの存在が、両方がまさに問題の両輪となって、こういうとんでもない事態が生じてしまっているんじゃないかと考えております。

【松本委員】 今、端的に2つおっしゃいました。公正さを実行していないと、それと選挙コンサルタントの弊害があられるということ。

もうちょっと具体的に、公正さというのは、大石知事のどういうところが公正さを実行していないのか、選挙コンサルタントのどういうことが問題なのか、もうちょっとわかりやすく教えていただければ。

【参考人(今回の政治資金問題に詳しい弁護士)】 先ほども浅田委員の質問にもお答えしましたが、何より重要なことは、説明責任をしっかりと果たすということだと思います。今回疑われている402万円の問題、286万円の問題、2,000万円の問題、これ長崎県民、有権者の方々が、なるほどそういうことだったのかと納得した方は一人も恐らくいないと思います。そういうことで、大統領に近い、非常に強大な権限を地方自治体に対して持っている知事の職が務まることは、私は全く思いません。

とりわけ、その自治体の首長の場合は、まず、信なくば立たず、それが大きなウエートだと思

います。その信頼されている知事に、ほぼ多くの重要な案件を委ねているというのが県民の立場ですから、その根幹にある信頼が失われている状況というのは、私は、まさに県として異常な状態にあると思われまして、一にも二にも説明責任が果たされていないこと。

具体的に申しますと、402万円については電話代が幾ら、SNS通信費が幾らと、そういう明細を明らかにし、そして、それ以外の選挙コンサルタント会社への報酬分は幾らで、それはどういう経緯で、何に対する対価として払ったと、そういった説明が全く行われていないということが具体的に言えます。

それから、先ほどの286万円については、その286万円が入金された大石けんご後援会と選挙運動費用との関係ですね。大石知事が自分で自己資金を出したと言われる選挙資金の支出と後援会の支出との関係、それについての説明は全く行われていません。

そして、それに関連して2000万円という明らかに架空貸付、この架空貸付ということについては、例の元監査人の人ですか、その人も直接供述をしているわけですし、その疑いについて、何一つ答えられてない。全て選挙コンサルタントが、選挙コンサルタントがということですので、逃れをしているということですから、説明責任は何ひとつ果たされていないと思います。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

【宮本委員】 宮本です。

本日は、参考人、そして補助員の方、お忙しい中、長崎県議会集中審査にお越しいただきまして、ありがとうございます。

端的に質問させていただきます。

今日ご提出いただきました告発状、これについて私も確認をしたかったことがありまして、

今、参考人の方からご説明がありました。ありがとうございます。8月5日に出されていたらしいです。これ、告発事実、告発の理由等々書いてあります。

これはですよ、受理をされてから、すみません、私、法の専門家ではありませんので、疎いんですが、教えていただければと思います。受理されて、そこから捜査になって、明らかになっていくということだろうと考えておるんですが、今の段階は受理されているのかどうか、含めてお尋ねいたします。

【参考人(今回の政治資金問題に詳しい弁護士)】 告発状を提出した後の検察庁の処理なんですけど、私が二十何年前、長崎地検の次席検事を行っていた頃と最近の取扱とはかなり違います。昔は、告発状、告訴状が出た場合に、形式上問題がなくて、一応犯罪事実が具体的に記載されていれば受理をする。そして捜査をして、その結果、嫌疑が十分であれば起訴するし、嫌疑が十分でなければ不起訴、あるいは起訴猶予という処分を行う、これが一番一般的なパターンなんです。

しかし、最近はこの受理の段階で、かなりハードルを上げているという実態があります。これは裁判員制度導入と合わせて検察審査会法が改正されて、いわゆる強制起訴という検察審査会の議決に法的拘束力が生じるようになってから、検察の方は、一旦受理をしてしまうと、不起訴にしても、それで決着しない。検察審査会で起訴相当議決が出て、場合によっては強制起訴という可能性があるものですから、最初の受理の段階でかなり慎重にして、できるだけちょっとその受理を引き延ばしたいというようなインセンティブがどうしても働いてしまうんですね。

それに加えて、マスコミの取り上げ方が、とりわけ政治家、それなりの大きな影響力を持つ政治家の事件の場合は、受理されたかされないかということをものすごくマスコミが関心を持ち、受理されたら、もうそれだけで相当程度嫌疑があると判断して受理したように勝手に書いてしまうものですから、これは東京地検特捜部の直告受理係の検事とも何回も話したんですが、最近では、まず政治家、そういう重要人物の告発状については、受理をしないまま捜査を開始していくと。そして、最終的に起訴・不起訴の判断をした段階で受理をするという取扱がほぼ一般的でして、今回の長崎地検に対して我々が提出した告発状についても、当初、実は大石知事も被告発人に含めてました。しかし、その段階では、やはりちょっと知事本人が被告発人に含まれていると、なかなかちょっと簡単に受理がしにくいから、とりあえず、大石知事以外の2人ですね、の方に限定してもらえないかという話があって、確かに大石知事の嫌疑というのは、まだその段階で大石知事も、先ほど申し上げたように書面を送って、ちゃんと説明責任を果たせば、場合によっては嫌疑が解消されるかもしれないよと言っていたような時点でしたから、2人の被告発人の告発状に限定して出し直しました。その結果、4か月ほどかかりましたけれども、この2人についての告発は受理されました。

その後、その捜査状況を見て、これはさらに大石知事についての嫌疑も相当程度高まったんじゃないかということで、今年1月、大石知事を告発をしたんですが、追加告発をして、同じ事実で被告発人に追加しましたが、この段階でもマスコミには説明したんですが、受理は直ちにされることはないだろうし、我々もそうは

考えてないと。最終的に、処理の段階で受理をして、知事の分も併せて処理されるだろうというふうに言うておきました。で、実際そういうふうになっています。

ですから、今回の8月に行った286万円と2,000万円、これはもう知事自身が被告発人ですから、これはそんな結論が出る前に、先に告発が受理されたというようなことが表に出ることは、まずないと考えてます。既に捜査は行われている。東京地検特捜部でも、捜査を先に行っているということは明言しています、受理の前に。

以上です。

【宮本委員】 ありがとうございます。

被告発人が3名あるのは、そのためだということも確認をさせていただきましたし、既に捜査は始まっているという認識で、ありがとうございます、確認をさせていただきました。

しかしながら、この委員会でもずっと審議、今日3日目です。なかなか難しい。本人、知事の方からもなかなかそういった発言が得られない状況です。どこをどうすればいいのかということが、非常に悩むところなんです。

参考人、今回、資料提出いただいたところで、ちょっとあるのが、被告発人は医師であり、本県知事選挙の立候補に当たって、長崎県内の医療法人、医療関係者からの支援を受けていることは当然認識していたはずであり、かかる医療法人側から、選挙応援の目的による寄附を受けていたことについて認識がなかったとは考えられないと。医師である知事が、医療法人から寄附を受けていたというのは、それは当然知っているだろうという見解があります。この証拠というのは、やはり知事の発言しかない、説明しかないというふうに考えるんですが、ここは非

常に難しいと思うんですが、いかがでしょうか。

【参考人(今回の政治資金問題に詳しい弁護士)】 結局のところ、本人の認識は本人に聞いてみるしか、直接証拠はないわけです。主観的な要素ですから。ただ、外形的に、外形的な事実から相当程度推認されることは、多々あります。

だから、ここに書いているんですが、この9法人からの選挙応援のための寄附を具体的に認識しているかどうか、これはわかりません。いろんなところから寄附を受けているはずですから、医療関係者からも。ただ、少なくとも寄附金がゼロと記載されているわけです、選挙運動費用収支報告書の収入欄に。このゼロと記載されていることの認識がなかったとは思えませんし、ゼロが正しい記載だったという認識であった可能性は、私はあり得ないと思います。間違いなく、それは医療法人とか、医療関係者側からの選挙運動費用収支報告書に記載すべき寄附があったという認識は、当然あったんじゃないか。

ちょっとここについて付け加えますと、もともとですね、皆さんも県議会議員でいらっしゃるんで、そういう選挙運動費用収支報告書を提出されていると思うんですが、その書き方って、従来は直接的な選挙期間における選挙運動の支出をまず書き、それに対応する収入を書く程度でいいんだということで、ほとんどの選挙運動費用収支報告書は、それでオーケーとされてきたのが実態だろうと思います。

ただ、本当は、厳密に言うと、選挙期間内のものに限られるわけではありませんし、もう少し幅広く選挙運動費用収支報告書の支出欄に書くべきものはあります。ただ、それはどこまで書くべきかというのが、なかなかちょっと難し

い判断なので、この支出の方で記載すべきことが記載されてなかったということで処罰された例は、恐らくないと思います。

ただ、収入は別なんです。収入は、一体どういう人から、あるいはどういう団体から、どういう政党から選挙資金の提供を受けて選挙が行われたのかという、まさに有権者に提供すべき重要な情報ですから、これは選挙に役立ててほしいということで提供された資金であれば、収入欄に記載する義務があるというのは、これは明確にもう既に司法判断が出ています。

それはもう何年前になりますが、猪瀬知事の徳洲会からの5,000万円の資金提供、この時に、今申し上げたような選挙運動費用収支報告書の支出欄の記載に見合うような記載さえしていればいいんだというのが、今までの常識だったけれども、実は、こういう大きなお金が選挙のために提供されたということであれば、これは書かなくちゃいけないんだということを、私、ブログに書いて、問題の提起をしました。結局、猪瀬知事は、都議会での追及で辞任をしましたが、その後、東京地検特捜部に告発が行われて、最終的に、この選挙運動費用収支報告書の虚偽記載罪で略式請求されて、公民権停止になりました。

ですから、これがもう既に前例としてありますので、この部分の選挙運動費用収支報告書の収入に、明らかに選挙のために寄附されたお金を書いてなかったことが告発をされると、私は、ちょっとそれをですね、犯罪が成立しないという理屈はちょっと無理ではないかと、現状では。ですから、この点についても大石知事の公選法違反の嫌疑は、私は相当程度濃厚ではないかと考えています。

【吉村委員】 どうも遠くから来ていただきまし

て、ありがとうございます。

ちょっとわからん点を1〜2点尋ねさせていただきます、専門家であられるので。

今の話の続きですが、この知事選の時に、大石知事には、昨日、医師会の会長がお話なされました、一昨日か。「金が足らんなら言うてくれ、幾らでも出すから」という大変うらやましい話でしたよ。どんどん、どんどん、医師会から費用が出とります。それでゼロというのは、本当におかしい話だなと思います。

それで、まず最初に戻って286万円の件ですが、これも第8支部の会計の方に一昨日おいでいただきまして、ご意見をお聞かせいただきました。この会計の方はですね、この迂回ということについて、そのような認識が多少あったと言われました。こう回していくとですね、うちに直接もらった寄附ではないという認識もあられた。それと、コンサルタントの指示どおりに動きました、最終的には、法的な知識が不足している、それが正式に迂回献金で罪になるというところまでは考えが至っておりませんでしたという答弁だったんですよ。

そこを考えると、動きとしては、選挙の時にこの286万円が第8支部にきて、その後援会に移して、それから大石後援会に移動されとるわけ。それをその年の12月に、もう利息を付けて返済してあるわけですね。借入金ですから払うと。その時のLINEのやり取りの中で、これはお礼の意味を込めとるんだという文章が残っています。それが一つです。

それと、翌年の6月に一般質問が田中県議からあったわけですが、それからがたがたやりまして、8月にその借入れを寄附に訂正されました。

そうすると、この286万の取扱がですよ、借

入の時にもう戻してあるわけですね。その第8支部所属の県議は、貸付金を戻してもらった、返してもらったんだから、それを使うのは自由かもしれないあと私個人的には思ったわけです。しかし、2年後に、いや、あれは貸付ではなくて寄附だったんですと、こう訂正されました。そうすると、それは2年遡及していくんじゃないかと。そしたら、寄附金は、寄附金を戻されたら勝手に使うことはできないし、流れからいくと第8支部に戻して、9つの医療法人に戻すということになるけれども、それを知事は丸くおさめたいという考えがあったんだと、昨日、参考人からお聞きしました。

なぜならば、税務処理が大変なんですね。9つの医療法人が、2年前に遡って、寄附控除も受けられているので、それを全部やりかえるのには、もう何百万円という税理士に払う金がかかる。だから、それをなくすために、そういう処理をされたんだということで、やっぱりその流れを見ると。

それと、その第8支部の県議は、この会計の話では、全く知らなかったと、そういう流れをつくり込んであるというのを。コンサルタントから言われたとおりにしただけですということだったんですが、会計の話では、短い5〜6分のことではあったんですが、その関係者、コンサルタントとか、知事本人とか、本人はおらんやったとか、事務関係の人たちとの話がありましたと。それがあって戻ってきて、そのように手続をやってくださいという指示を受けましたという証言がっております。ここら辺について、やっぱりここら辺を全部合わせると、これは迂回献金と言わざるを得ぬようになるのかなと思うのが1点と。

そのいろいろ裏づける参考人、もと監査人

ですね、ここにこれだけの暑さのグループラインの記録を出してあります。ほかにもいっぱい写真もあるんですけども、これが証拠能力として十分に発揮できる、証拠になるのかなというのが。

知事は、そういうのをなかなか認めません。「分かりません、知りません、そういうことをLINEを送ったかもしれないませんが」とか、そういう逃げ方です。でも、これが事実であれば、もう知事が全部その対応をしています。知らないでは通らないぐらい全部知事は承諾しております、相談をされて。そこら辺がもう直接つながっていくと思うんですが、このLINEのやり取りというのは、どれぐらいの証拠能力があるのかなというのを合わせて2点お尋ねします。

【参考人(今回の政治資金問題に詳しい弁護士)】 今、吉村委員がお話になったような事実関係であったとすると、しかも、それがLINEの記載によって裏づけられているんだとすると、これはもう刑事事件としても政治資金収支報告書の虚偽記入の疑いは、それぞれ相当大きなものになっていくんじゃないかと思えます。

それは迂回献金、迂回献金と言われているんですが、その迂回献金という一言で片づけられるものではないんですね。迂回献金というのは、AがCに献金をしようと思った時に、自分が献金したということが表に出ないようにするためにBを経由してA→B、B→Cと献金する。これ自体が違法なんじゃなくて、それを本当はA→B、B→Cという流れであることを収支報告書に記載しないといけないのに、それをB→Cと書いたと。これが虚偽記入に当たる可能性がある、そういう問題なんですね。

ですから、収支報告書に記載した段階での問題ですから、迂回献金即違法、即アウトという

話ではないんですが、今、いろいろお話されたことを前提にすると、途中経過で、明らかにこれは実態と反するということを認識しつつ、いろんなことをやって、しかも、それが収支報告書に事実と反することが記載されているという認識もLINEによって裏づけられているということになると、その部分の刑事責任が成立することは免れないんじゃないかと思います。

LINEのデータ、メールデータも、最近では刑事事件の立証の主要な手段になっています。これはもう特に本人が、LINEなどは見なかったということは言えないし、自分でLINEを打っていたら、もう全く弁解の余地がないということになりますから、証拠としては相当濃厚だろうと思います。

ですから、先ほど私が申し上げた286万円が実質的に選挙運動費用収支報告書の収入欄の虚偽記載だということと併せて、今ご指摘のような事実の政治資金規正法違反の嫌疑も十分にあるんじゃないかと思います。

それに加えて、先ほどからの2,000万円の実質犯的な問題もあって、これはちょっとその402万円の問題とは比較にならないぐらい、刑事事件的には重い事件ではないかなと思います。

じゃ、なぜ、なかなかまだ結論が出ないんだということなんですが、これはちょっと実情を申し上げると、東京地検特捜部が政治家を逮捕し摘発するというのは、もともとそれを生業にしている捜査セクションですから、その高検、最高検の了承を得てやるということに関して、やはりやる時はやるということで、それなりにハードルが低い面はあるんですが、地方の地検の場合、なかなかハードルが高いんです。やはりそれはもう政治的に非常に影響が大きい事件であれば、高検、最高検、法務省刑事局などに

事前に了承してもらって、本格的な捜査に移る段階で、いろんなことが言われるわけです。

実際、22年前も、私、我々が最終的な捜査のターゲットにしていた県議会の重要な人については、結局逮捕はできませんでした。最終的に起訴はしましたけれども。それは、やはり最高検とか法務省とかの了承を得るというプロセスで、いろいろですね、これで本当にやるべきなのかどうかという検察的な価値判断みたいなものがあって、相当程度嫌疑が濃厚であっても、なかなか思い切った最終的な捜査に踏み切れないで、かなり時間がかかってしまうということがあり得るんですね。私は、そういうプロセスがあるのかなと考えています。

場合によっては、402万円と同じように、これはむしろ知事の説明責任が問われることによって、政治の場で、この問題が解決されるという結末もあるんだろうと思いますし、ただ、いずれにしても、それじゃ、これはシロだったと、犯罪の嫌疑は晴れたねということでの決着は、ちょっと考えられないと思います。

【吉村委員】 ありがとうございます。

状況的にはよくわかるんです。あくまでも噂の話ですが、やはり長崎地検、高検から、あんまり動くなとか、そういうことを言われたとかいう話も聞いたりします。そういう大きな動きもあるんだなと。

この長崎県内に至っては、身近で言うと、自民党長崎県議団、私も自民党ですが、反対で追及をしよる方ですが、守ろうとする動きもあります。現職の国会議員、元職の国会議員、そういうグループがですね。もう県民は、先ほど参考人は、県民一人も納得しないでしょうと言われてましたが、もう県民は飽き飽きしていると、そろそろもうやめてくれんと自民党の評判が悪

くなるとか、いろいろと圧力をかけられてきます。頑張っってやりよるんですが。

最終的にこれ、知事がそういう説明責任をきちっと履行してくれればいいわけですが、しない場合は、やはりこの総務委員会のこの集中審査というのも限界がございます。あとは百条委員会という多少権限が強まる委員会がありますので、そこでの審議を深めるということにつなげていきたいと思っっておるわけですが、そういった意味で、参考人のアドバイスをいただければありがたいと思っんですが、最後に。

【参考人(今回の政治資金問題に詳しい弁護士)】 全くおっしゃるとおりだと思っます。まさにこれは百条委員会の問題ではないかと思っます。地方自治法百条に基づく調査委員会というのは、その自治体の事務が本来の対象ですが、その自治体の事務を行う上で、その首長の信頼性に関わる事項というのは、それ以上に重要な問題ですから、もう過去にもこういう首長自身、知事自身の問題などで百条委員会が開かれるということは、もういろんなところであるわけですが。現に、今、兵庫県知事の知事選になった原因も百条委員会での追及だったわけですが。

もう一つ大きな理由として、先ほど来ご質問された選挙コンサルタントの問題があると思っます。選挙コンサルタントの具体的な問題は何かというところ、全く本件について説明を選挙コンサルタントの自身が行ってないということですが、これは、県知事選で、知事選にそこまで深く関わっている以上、県知事とそういうコンサルタント契約をした立場として、当然県知事の側から求められて説明すべき責任はあると思っんですが、それを自分自身が全く果たさない。知事の話によると、本人がどうしてもいやと言っ

ているから、自分は強制的に連れてくるわけにはいかない、恐らくそういうことを言いたいんだろうと思っます。であれば、そのまま終わらせるといっことは、普通はできないと思っます。

権限として、その参考人を証人として呼んでくる権限は、県議会には与えられているわけですから、まさに百条委員会を設置して、出頭を拒否した場合には罰則の適用があるという強制力を持って県議会に来てもらおう。そうすれば、今までわからなかったことが、かなりの部分わかるはずですね、直接聞いてみれば。それはもう捜査に対してもほとんど供述してないんだと思っますし、402万円の件については。今、恐らく286万円とか、2,000万円の件についても捜査の対象になっていると思っますが、まともに供述しているとは思っません。

だとすると、それはもう刑事手続は黙秘権がありますから、これはしようがありません。ですから、ひょっとすると、ここに百条委員会でも、2000万円や286万円の件は、自分自身が刑事訴追を受ける可能性があるということでは証言を拒否するかもしれません。しかし、少なくとも402万円の件は、もうそういう言い訳はできませんから、相当程度供述は、証言はせざるを得なくなるんじゃないか。

そういう意味で、本件においては百条委員会の設置、その選挙コンサルの証人喚問というものは不可欠じゃないかと思っます。

【石本委員長】 ちょっとここで一旦休憩します。

-----  
— 午前11時30分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時30分 再開 —  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

【まきやま委員】 本日は、ありがとうございます。私の方から1つだけです。

ここまで詰んだ状況で、知事の罪が最も軽くなる行動は、どのような行動でしょうか。

【参考人(今回の政治資金問題に詳しい弁護士)】 まず、ご自分の説明責任を果たし、認めるべきものを認めるということが大前提なんじゃないかと思います。有権者に対して、県民に対して、説明すべきことを自分で説明し、そして、自分で説明できないことがあれば、選挙コンサルタントの方にですね、契約上もしっかり説明してもらうのが当たり前ではないかと強く要請して来てもらうということができれば、知事責任は相当果たされたと言えるんじゃないかと思いますし、それがないと、結局、刑事責任の問題に、常識的に考えてもならざるを得ないんじゃないかと思います。

【石本委員長】 ほかに新しい方はありませんか。

【浅田委員】 すみません、2回目になりますけれども、申し訳ありません。

「長崎から日本を変える」という言葉、非常に懐かしいなと思いつつ聞かせていただきつつ、当時は当事者の一人でもありましたので、憎々し気にも思っていたのが正直なところなんです。今、自分が政治家になって考えると、やはり私たち県議としても求められていることは、我々議会としても、ともどもに説明責任を果たしていかなければならないんだなということを感じましたし、吉村委員の時の答弁であったとおり、もう、私たちは私たちに総務委員会ですっきりと議論を深めるに当たっては、最初は百条までいかなくとも、総務委員会ですっきり答弁いただければ、そこでいいんじゃないかという思いがあったので集中審査ということをしました。

しかし、参考人から見ても、もう今までのこの答弁のあり方では、もう先に進めないと。や

っぱり百条しかないんだということが先ほどのご答弁でわかった次第なんです。この後も、知事の時間があります。参考人としての時間があるんですけども、そこでやっぱり、こういう今までの流れを聞いて、せめてこの委員会の中で落としどころとして、知事として言えることってあると思いますか。

【参考人(今回の政治資金問題に詳しい弁護士)】 少なくともですね、ここまで選挙コンサルタントがこうした、選挙コンサルタントがこう言ったからそれに従ったという話ばかりなわけですから、その選挙コンサルタントに対して、今回の件について、いつ、どういう要請を行ったのか。やはり自分ではわからないところが多過ぎるから、その選挙コンサルタントさん、ちょっとそこを教えてもらえませんか。どういう考えでこういうことをやったのか。公選法に違反しないと言われていたんだけど、どうも違反するというふうにも言われているので、その理由も説明してもらえませんか。いろんなことを選挙コンサルタントに説明を求めないといけないはずですね。それを具体的にどこまでやったのか。それをもう少し突っ込んで問いただすということも必要なんじゃないかと思います。

何となく、「本人の問題だから、本人が出ないと言っているんだから私じゃどうしようもありません」じゃないと思うんですね。選挙に関して、あれだけ重要な役割を担ってくれた人なんです。そこを、まさにそこに尽きるんじゃないかと思います。そこをどこまで知事ご本人が説明されるのかということじゃないかと思います。

【浅田委員】 まさに参考人がおっしゃるとおりでして、実は、過去に私もその質問を繰り返し

ております。そうすると、今となつては、「弁護士を通して連絡をした」とか、「ご本人の考えだから強制力はない」ということに終始されてしまいます。

しかしながら、それは、確かに選挙コンサルタントの方のご自身にのっとして来ないということかもしれないけれども、それに対して、自分が信頼して選挙コンサルタントとして雇った方と、自分の行動の説明責任が全く果たされていないと、それ自体が、県民に対しての、もう本当に不誠実なあり方であるということに尽きるのかなという気がしております。

これから私たちが、あと残りのこの総務委員会の中でどこまで解明できるか、解明できない場合には、どうその一步を前進させるか、まさにまた20年以上たった今、長崎から日本を変えられるように我々も努力していきたいと思えます。

【小林委員】 参考人、私は先ほどから、横着にも座ったまま質問をいたしておりますが、足を傷めておりまして、何とか座ったままでお許しをいただきたいと思えます。

286万円の件とか、2,000万円の件とか、あるいは今後のあるべき姿とか、そういう状況でいろいろご意見をいただきまして、本当に肝に、身に染みるような感じのお話ではなかったかと、このように受け止めております。

実は、今回この集中審査は、また一方において政治とカネの問題で、知事がですね、最低制限価格を、引き上げたわけです。そして、その見返りを求めるかのように、建設業協会の会長とか、その他関係者にですね、資金集めを実は始めているわけでありまして。

今まで大体月3,000円だった。これが一気に、最低制限価格を引き上げて、その見返りを求め

るかごとく、一番上が12万円、1年に12万円、3,000円だったのが12万円、それから6万円とか、そういうような形で、知事自ら建設業協会に、いわゆる何か影響力のあるかのような、力があるかのような、そういう、我々の同僚、県議会議員まで巻き込んで、例えばですね、年間24万円とかいろんな形で、ちょっと私が調査しただけでは半年で600万円を超えているような金額を実は集めている、こういう事例があるわけでございます。

先ほどもお話があつて、本当に私も改めて感じましたけれども、本当に大統領みたいなね、本当に強力な権限、権力を、まさに県民の皆様方から与えられている知事です。その知事が、発注者でもあるわけです。そういう建設業協会とか、医師会とか、いろんなところにですね。

そして、聞いてみれば、1年間に建設業協会から1,000万円、医師会のほうから1,000万円と、トータル2,000万円の金を集めるというようなことを、実はいろいろ聞かされておるわけでございます。

そういう発注者である知事という立場の中で、自ら金集めに奔走していると、イコール県政が停滞してもやむを得ないと。その2,000万の問題とか、286万円の問題も大変な問題であります。そういう最低制限価格を引き上げた見返りと言われても仕方がないような、そういう資金集めはね、これはどこの知事もないと思うんですが、こういうことが実は今、行われて、また今日はですね、午後から建設業協会長を参考人として呼んでおりまして、まだその辺の質問をしようと思っておりますが、そういう面もあるということも、ひとつぜひ参考人の先生には、いろいろとご指導いただきたいと、こう思いますが、今のような話はいかがでございますか。

【参考人(今回の政治資金問題に詳しい弁護士)】 公共調達の問題というのは、私のもう一つ専門分野でして、今も国土交通省の公正入札調査会議の委員などもやっていますが、ちょっと、話のあった最低制限価格の設定が、その知事側からの何らかの示唆とか意向に基づいて、そういう建設業界側に有利な取り計らいとして行われた疑いがあるということになると、これはもう公共調達の手続の公正さに対して重大な疑念を生じさせることになると思います。

ですから、本当にそこに関連があるのかどうかということ、しっかり見極めないといけないと思います。

当然、県のその担当部局で、最低制限価格の設定をどの程度にするのがいいのかということ、様々な根拠に基づいて設定されている話ですから、それが引き上げられることには、やっぱりそれ相応の理由があったはずだと思います。そこが、その行政の対応自体がおかしかったということになると、これまた大問題なんです、その理屈は理屈として一応整ってるんですけども、それとは別に何かそれを知事が有利な取り計らいをしてやったように思わせて、そういう会費を出してもらおうとかですね、自分のほうに利益がいくように、そういう要請をしたということだとすると、これはもうむしろ、知事本人の問題ということになってきますので、そこはもう事実解明が必要だろうと思います。

ちょっとその、そういうことに関連するのかもしれませんが、そもそも、なぜ2,000万円の架空貸付を計上してお金を取り戻す必要があったのかというと、これは恐らくもともと2,000万円の自己資金を出した際の借入れの返済など、結構資金的に苦しかったんじゃないかと思うんですね。そうすると、政治活動に関する費用、あ

るいはその政治活動と称していろんな活動をする費用にかなり困っていたという事情があって、それが背景になって、会費をどんどん集めていこうというようなことを考えたんだとすると、これはやはりその知事の活動のための費用そのものに関わる問題になってきますし、いろんな観点から事実解明が必要な問題なんじゃないかと思います。

【小林委員】 ですから、今お話をしましたように、そういう一番ですね、建設業協会に、最低制限価格を引き上げてやったから何とかと言ってですね、知事自ら、そうやって建設業協会長とか、それぞれ支部の会長がおりますけれども、そういう方と一緒に食事をしながら、いわゆる資金集めのお願いをします。こんなね、汚れたやり方なんて、47都道府県の中で、これはね、本当にいないのではないかと、こんな感じがするわけでございます。

だから、286万円も大事、2,000万円も大事だけれども、こういう事実関係を、もう少し明らかに我々も調査し、また調べて、いろいろですね、やっぱりこういう問題、いわゆる発注者です、発注者がですね、それはもう、そういう仕事を受注している、請負をしている、そういうところにお金を出してくれと、こういうような形でやって来ますとね、これはもう正直言って嫌と言えないと。

今は昔のように指名の制度が少なくなったと思いますが、それにしても、仕事をいただいているおやじから資金を出してくれと言われたらば、いやとは言えないと。こういうこともね、やっぱり私は社会問題があると同時に、法的にもやっぱり抵触していくんじゃないかと、こう考えますけれども、その点は法的には、先生、どういうふうにお考えでございませうか。

【参考人(今回の政治資金問題に詳しい弁護士)】 冒頭でもお話した、22年前の自民党長崎県連事件というのが、まさにそういう、建設業界から発注額に応じて一定の献金を要求したという事件だったわけです。それが選挙に関連して行われたということで公選法違反に問うということだったわけですが、それはもう当時はシステム化していて、当時、直接的に被疑者になって刑事罰の対象になったのは、その時の幹事長だったんですが、それをつくったのは、もっともっと前の人なんですね。

そのすごい、最初つくる段階では、強烈なその要求があるわけですよ。その要求に応じなかったら本当に工事が受注できなくなる、干されるということのそういう事実が重なったから、その後はもうシステム化して一定額の献金をという形になってきます。

そういう意味で、その22年前の事件は、知事が、知事選に関連してということだったけれども、自民党県連の問題でした。県議中心の県連の問題でした。

もし、知事本人が関わって、そういう公共工事の収益の一部を吸い上げるようなことをやるとしたら、これは本当に大問題で、しかも、県連の問題なら、これはもう刑事事件の捜査でしか解明できないんですけど、知事本人の問題であれば、その県という行政の中でも、そして議会の審議の中でも解明が可能な問題なわけですから、刑事事件の捜査の対象になるかどうかということとは別に、県議会でもしっかり事実解明が行われるべき事案なんじゃないかと思えますね。

【小林委員】 やっぱり今おっしゃるように、これだけ、8,000億円とか7,000億円ぐらいの、いわゆる年間予算を持っている長崎県です。その

中で、そこの知事という権力者が、やっぱり発注者なんです。自らそうやっています、さっきも言ったように、同僚県議会議員の建設協会に顔の利く複数の県議会議員に依頼をして、いろいろ資金集めをやってくれと、こういうことを依頼してみたり、まあ、いろんなですね、自らお金を集めると。これはもう知事だったらね、何千万円と集まりますよ、その気になれば、そんなに難しくない。

こういうことが今まかり通ろうとしている、あるいはまかり通っている部分があると、ここはやっぱりですね、絶対我々は糾弾せんといかんんじゃないのかと。こういうふうにご考慮しておりますので、今のいろいろお考えをお聞かせいただいて、我々も今後どういう態度をとるべきかということがよくわかったような気がします。ありがとうございました。

【参考人(今回の政治資金問題に詳しい弁護士)】 「長崎から日本を変える」の真逆にならないようにしていただきたいと思います。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ほかに質問がないようですので、本参考人への意見聴取を終了いたします。

参考人におかれましては、本日は大変お疲れさまでございました。本委員会を代表しまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

これよりしばらく休憩し、午後は1時より会議を再開し、大石けんご後援会元関係者への質問応答を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前11時49分 休憩 —

-----  
— 午後 1時 0分 再開 —  
-----

【石本委員長】 会議を再開いたします。

これより、意見聴取を行う参考人につきましては、申し出により、音声のみのリモートによる意見聴取を行うこと、また、氏名についても公表しないこととしておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、審査に入ります。

初めに、委員長として一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ご出席いただきました大石けんご後援会元関係者におかれましては、お忙しい中、本委員会にご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

本日は、「大石知事の政治資金等」について意見聴取をさせていただきたく、ご出席をお願いした次第でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで念のため申し上げますが、呼称につきましては、規定により、「参考人」という言葉を使わせていただきますので、ご了承をお願いします。

また、発言される際は、「委員長」とお呼びいただき、委員長である私が指名をした後、簡明に案件の範囲を超えることなくご発言いただきますようお願いいたします。

また、参考人は、委員に対しての質問ができないこととなっておりますので、ご了承願います。

万が一、質問の趣旨がわからなかった場合は、休憩を求めてください。休憩中に質問の趣旨を確認していただくことといたします。

それでは、まず、参考人より5分以内でご自身の紹介のための発言を求めます。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 まず、自己紹介をさせていただきます。

まず初めに、このような機会をいただきまし

たことを感謝申し上げます。ご配慮いただき、誠にありがとうございます。

私は、この4か月、不条理を一方向的に押しつけられ、心身ともに大変疲れております。このような状態では、委員会では通常どおり話すことは困難だということで当初は欠席とさせていただいておりました。がしかし、権力には屈したくない、今後の人生において後悔したくないと強く思い、皆様にご無理申し上げて、このような形とさせていただきました。

申し遅れましたが、私は、令和4年4月1日より、大石けんご後援会に勤めさせていただいております。知事選の際も、少しですが、お手伝いをさせていただきました。そちらにおられる元秘書のM議員とは、7か月ご一緒させていただきましたので、当時のことは私よりご存じかと思えます。

まず、お知らせしておきたいことがございます。

令和6年6月26日、16時40分に、知事よりメールが届きました。その内容は、6月28日に知事が記者会見で伝えたことです。不正な出金が行われており、私の関与が疑われるとのことで、「今後は、弁護士に依頼し、適正に対応を進めます。このメッセージを受けた以降は、知事や関係者への接触を含め、一切の後援会業務を禁ずる」との内容でした。

私は、何がどうなっているのかわからず、大変困惑いたしました。翌日には、一方向的に自宅待機命令通知書、その後、業務命令書が送られてきました。資料1と資料2の書類です。

こういうデリケートな労働問題に関わることを、130万人のトップであられるお方が平気になされるわけです。このことは詳しく元監査人の方がブログに上げてくださっておりますので、

お時間がございましたらご参考にしていただければ幸いです。

代理人弁護士も一方的なことばかりを通知し、こちらの依頼の回答には一切なさいません。

8月28日、急に「今月いっぱい自宅待機命令を解除する。9月2日より出勤せよ」の通知を受けました。がしかし、自宅待機命令とした事由について、それをどうやって解決に至って自宅待機を解除するのかの理由がございませんでした。その理由を明確にご回答いただけるまで、私は出社の求めに応じることはできませんとお伝えしております。全くその回答はありません。それどころか、「9月2日に出勤されませんでしたので、それ以降は欠勤扱いにしております」との通知がありました。

さらに、今回、虚偽の書類を作成し、私の執務机から出てきた。これに対する回答を要求する通知をしてきました。私は、こんな書類は見たことがありません。どなたが入手して私の執務机に入れたのでしょうか。ほかの嫌がらせも含めて、これは知事もご了承の上だと判断しております。

本当にやめてほしいんです。怖くて家にも帰れない状況なんです。本当に困っています。「どうぞやめてください。私はもう一切関わりたくありません。そちらの都合で解雇してください」と通知もしております。でも、またその後の回答がありません。

これが現在までの経緯です。

最後になりますが、宣誓をさせていただきます。

私は、名誉にかけて真実のみをお話しすることを誓います。知事や県議会議員、県庁職員の方々を陥れたり、不実のことを伝えて傷つけたりはいたしません。なぜならば、それは私の信

念に反する行為であり、私自身を否定することになるからです。

本日は、限られた時間ではございますが、誠心誠意、真実のみを答弁いたします。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【石本委員長】 ありがとうございます。

それでは、事前通告に基づき質問を行います。各委員の質問時間は、答弁時間を含めて1回当たり20分以内とし、審査時間が残っている場合に限って再度の質問ができることといたしますので、よろしく願いをします。

それでは、事前通告をされた委員の方で質問はありませんか。

【坂本委員】 総務委員の坂本と申します。今日は、大変お忙しい中、当委員会の集中審査にご出席いただきまして、ありがとうございます。そして、今、お話を伺いまして、本当に心情を拝察するところであります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、時間の関係がありますので端的にお伺いいたします。

2,000万円の、知事は二重計上で、疑義は架空貸付ではないかということについてですね、少し事実関係の確認をさせていただきます。

まず、端的にお伺いしますけれども、知事は、2,000万円、二重計上で訂正をしました、8月2日付ですね。一方で、昨日、それから9月30日にも参考人としてご出席いただいた元監査人の方は、これは架空貸付であるというふうなことを、証拠等も含めて示して断言をされたわけですが、参考人のお考えをお聞かせください。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 お答えいたします。

2,000万円の貸付は、架空の虚偽でございます。もともとの2,000万円は、ご自身の選挙において、ご自身が自己資金として借り入れ、ご使用をされたので手元にはありません。しかし、どうかならないかと知事と選挙コンサルタントで相談し、選挙コンサルタントが、長崎県の選挙管理委員会のA氏へ意見を求め、ヒントを得て立案し、知事にそれを提案、知事が了承したということで間違いございません。

【坂本委員】 ありがとうございます。それで、昨日はそういう状況を踏まえて知事にもこの件をお伺いをしました。知事は、相変わらず二重計上だというふうなことで主張されているわけなんですけれども、実は、昨日の参考人、元監査人たる参考人でありますけれども、令和5年の3月22日の日に、選挙コンサルタントの方から、当時、後援会の事務所に電話があったと。内容がですね、「2,000万円の貸付は架空です、架空の貸付を計上して返済することにしました。」という電話での説明があったと。そこに後援会事務所ですので、おられた方が、当時の事務局長代理、そして顧問契約をしていた税理士、そして多分、本日の参考人だというふうに思いますけれども、そこにですね、そういう連絡があったということで、そこにおられた方はですね、そのことを理解をしたということのようでありました。それについて知事に、そういう令和5年3月22日のやり取りといいますか、選挙コンサルタントから、こういう連絡があったということについて知ってますかというふうなことをですね、昨日もこの委員会の中で質問がされて、知事本人は、知らないというふうなですね、答弁でございました。

そのことについて知事は「知らない」と言いましたけれども、参考人はどのように認識をさ

れているか、お伺いいたします。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 そのことは間違いございません。令和5年3月22日、令和4年分の収支報告書の作成を後援会事務局にて、私と、当時、事務局長代理だったO、顧問契約をしている税理士Mと在室していたところに選挙コンサルタントから電話がかかってまいりました。

それを、なぜ電話がその時にかかってきたかということは、3月22日と3月27日で3人で集まって収支報告の作成をします、というふうに知事とOさんにお伝えをしておりました。で、ちょうどタイミングよく在室していたところに選挙コンサルタントから電話が入ったということです。

【石本委員長】 参考人、個人名は出さないようにしてください。よろしくお願いします。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 はい。

【坂本委員】 最後の方がちょっと聞き取れなかったんですが、すみません。3月の22日と27日に3人でそういう後援会の収支報告、令和4年分の収支報告の相談をしたと。その3人というのは、知事と、それから選挙コンサルタントと、それから参考人ということで間違いはないですか。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 知事ではございません。私と、当時、事務局長代理だったO氏、それと税理士のM氏の3人で集まって収支報告書の作成をしておりました。

以上です。

【坂本委員】 すみません、わかりました。

それで、そういった令和5年の3月22日から27日にかけての令和4年分の収支報告が3月31日までだと思っておりますので、そこに向けた収支の報告書の内容について相談をされて、その件については、知事はどの段階で把握されていたかと

というのはわかりますでしょうか。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 はっきりとした日にちはわかりませんが、3月22日と3月27日に集まることをお伝えしたのは、3月に入ってからだと思います。

以上です。

【坂本委員】 そうすると、3月の初旬頃に、そういった22日から27日にかけて3人で集まって協議をしますということですが、冒頭申し上げました3月22日の電話で選挙コンサルタントの方から、この2,000万円の貸付については架空ですと、架空で計上して返済することになりましたということを知事が認識したというのは、どの段階というふうに参考人は思われますか。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 認識していたのは、もうかなり前だと思います。というのは、選挙コンサルタントと知事の二人で相談をして、何とかして2,000万円を搾取したいという気持ちはあったので、計上することにしたのは、もう早くからご存じだったと思います。

以上です。

【坂本委員】 わかりました。そうすると、この3月22日の時点では、既に知事と、それから選挙コンサルタントの方が協議した上で後援会事務所の方に選挙コンサルタントの方から電話があったというふうな時系列的な認識ということで参考人はお考えですかね。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 3月22日に事務所に集まっていたところに選挙コンサルタントから電話がありました。というのが、M税理士に、こういうことにしますという内容を伝えるためだったわけです。「2,000万円の貸付は架空です。架空の貸付を計上して返済することになりました」ということをM税理士はその時聞かれて、ああ、そういうことにす

るのですねと。その時に私も初めて、ああ、そういうことにして現金を架空で貸付することにしたんだなと思いました。

以上です。

【坂本委員】 わかりました。

それでは次に、286万円の資金移動に関する件でお尋ねいたしますけれども、選挙の収支報告の関係は参考人も携わられていますか。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 選挙の収支は、一切関わっておりません。そちらは先ほどの事務局長代理、選挙の時は事務局長でしたO氏とM氏、それと税理士のM氏、3人で作成をされておられます。

以上です。

【坂本委員】 わかりました。実はですね、選挙の収支報告書の収入は、この2,000万円の自己資金、2,000万円を医師信用組合から借り入れて、それを自己資金として、収入として、選挙の収支報告書には上がっています。

ただ、それ以外にもこの286万円をはじめ、様々な団体、個人の方から選挙中に、選挙前までに約3,000万円ぐらいの寄附があっただけですが、そのことは一切ですね、収支報告書には計上されておられません。で、その分が、恐らく後援会の令和4年分の収入の方に随分と計上されているんじゃないかなというふうに思います。

その選挙の前ですね、選挙が2月の20日だったかな、ですから、その前までに、私が後援会の、令和4年分の後援会の収入のところを全部、ほとんどチェックしましたらですね、約850万円ぐらい計上されておりますけれども、そういう金額で間違いございませんか。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 最後の質問のところはちょっと意味がわからなかった

ので、もう一度いいでしょうか。

【坂本委員】 すみません、ちょっとわかりにくくてですね。これは昨日の元監査人が証拠資料として出している令和4年長崎県知事選挙の収支報告というのがあるんですね。この一覧で言いますと、借入金が2,000万円、これは大石知事本人からの借入れということで2,000万円。それから、寄附として、それ以外、寄附がたくさんありまして、合計で、収入合計が5,264万5,000円というのが、これは令和4年の1月12日から4月15日までの締めで作られているわけなんです。

そのうちですね、いわゆる選挙の前というのが計算しましたら3,345万円なんです。ところがですね、この選挙に関わっているにもかかわらず、選挙の収支報告書はゼロと、収入がですね、寄附金収入がゼロと、本人の自己資金だけというふうなことになっておりまして、その点について参考人がご存じだったら、ちょっと認識をお伺いしようかなというふうに思った次第です。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 お答えいたします。

当時ですね、私が引き継いだ後に、「選挙収支報告書に1円も寄附が載ってないのはどうしてですか」とお尋ねを選挙コンサルタントにいたしました。選挙コンサルタントは、「後援会で上げてもらって何の問題もありません」という回答でした。だけれども、やはり選挙のために知事を応援して、その時は候補でしたけれども、応援しているのに、選挙の収支報告に載せないのはいかなものかなと私自身は思っていました。

ただ、限られた期間内に選挙収支報告書を作成し、寄附金控除の書類ですね、それも作成しないとならなかったもので、多分時間がなかった

んだと思います。それで、知事、大石候補の借入金2,000万円で賄おうとされたのではないかと推測します。

以上です。

【石本委員長】 ほかにご質問ありませんか。

【宮本委員】 宮本と申します。参考人におかれましては、本日、お忙しい中、そしてまた、心身ともに非常に困惑されていてお疲れのところをご対応いただきまして、ありがとうございます。幾つか端的に質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、先ほど2,000万円の件です。まさに昨日、参考人がこの場でおっしゃっていただいたことと同じことでありまして、確認をさせていただきました。これは先ほど、参考人から知事がコンサルタントに相談をして、さらに選挙管理委員会のA氏にヒントを得てというふうに言われましたが、ここの部分について選挙管理委員会のA氏にも相談してヒントを得たということ、これ、もう少し詳しくお聞かせいただけますか。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 私が選挙コンサルタントから聞いたところなんですけれども、県の選挙管理委員会におられるA氏に、「この2,000万円どうにかならないでしょうかね」みたいな質問されて、それで、「これはもともとご自身が、ご自身の選挙のために借り入れて使用されたので、どうにもならないですよね」みたいな話になって、「別に2,000万円、現金で持ってたというふうにするかですね」、みたいなやり取りがあったそうです。それを多分ヒントを得たんだと思います。

以上です。

【宮本委員】 ありがとうございます。これもまた問題ですよ。「仮に持っていたというふうにするば」ということの発言が選挙管理委員会か

らもあったということは、まさしくこれ、架空ということになりやせんかなと思うんですが、要は、知事は違法性はないという答弁をしておりますが、恐らく知事とコンサルタントと相談をして、さらに選挙管理委員会にも確認をしたので違法性がないということを知事は言ってるんだろう、これが違法性はないの裏づけになるかと思うんですが、これについてと、参考人は、これが架空でお願いしますと言われた時に、これはまずいのではないか、これは違法性があるのではないかというふうにお考えにはなられませんでしたか。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 お答えいたします。

そういう、まあヒントを得たということに対してですね、それをまさか本当に実行なされるとは思いませんでした。明らかに虚偽の、架空の貸付を収支報告書に載せるということは犯罪行為になりますので、でも、それをなされてまでも、どうにかして搾取したかったんだなと思いました。

以上です。

【宮本委員】 ありがとうございます。参考人も、大丈夫なのかなと、違法じゃないかなというのは、ちょっと考えたということで認識をさせていただきました。ありがとうございます。

選挙管理委員会にも相談をしたというのが、ちょっと今まで出てこなかったもんですから、これ、ちょっと問題ありではないかというふうに考えております。

それと、本日提出なされた資料がございます。資料1には自宅待機命令通知書と業務命令書、資料3、そして4、5、6、7、8ありますが、これは先ほど冒頭に言われた、誰かが置いたのではないかとされている請求書なり領収書になる

のか。これについてすみません、この領収書の、請求書と領収書について、ちょっと疑わしき点があるのであれば資料として出されているのでご説明いただけますか。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 そちらの資料ですが、これはですね、選挙の時に選挙コンサルタントから請求された分と、選挙の時の後援会事務局長であったO氏の会社から請求された請求書と領収書でございます。

402万円の内訳とかですね、ほかの、例えば後援会であったり、確認団体であったりに同じような電話代として請求がなされております。その証拠というか、その資料として、今回、内容がわかるように明細を資料として配付させていただいた次第です。

以上です。

【宮本委員】 ありがとうございます。今日の午前中も参考人来ていただいて、402万円の件です。電話料金、SNS送信費ほかとなっておりますが、このほかというのは、この資料3になるのかな、これの詳細というのは、402万円の詳細というのは、これは資料3に当たるんですかね。この402万円の詳細というのはあるのか、それをちょっと確認させてください。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 お答えいたします。

資料3ですね。請求金額が407万7,362円になっております。細目、分けてありますが、一番右に私が丸印を4点つけていると思うんです。この4点が合計したら402万82円になります。ですので、その丸印の詳細項目、それが選挙コンサルタントが「詳細はこれなんだよ、これに対しては、これだけかかりました」という明細になると思っています。

以上です。

【宮本委員】 ありがとうございます。丸印の4つが合計すれば402万円になるということで確認をいたしました。この中には、参考人にお尋ねいたしますが、ほかと書いてある、このほかというのは、ちょっと午前中も言われてましたが、人件費とかに当たるものも入っているんじゃないかと、ちょっと疑いもあられました、そういったものは見当たらないという認識でいいのか、再度確認をさせてください。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 実際、この請求書と支払いをしたのは、私ではないので、これは後日、引き継いだ後に拝見した内容です。ですので、その当時どうだったかという詳しいことはわかりません。ですが、選挙コンサルタントへの報酬が一切出てないので、とてもこれは不思議なことだなとは思っています。

以上です。

【宮本委員】 ありがとうございます。やはり選挙コンサルタントに対する報酬というのは、参考人もおっしゃるとおり、ないと、不思議だなというふうに思われていたということであり、それも確認をさせていただきました。

知事とコンサルタントの方とは、頻繁に選挙期間中もいろんなやり取りをしていたのか、面会して会っていろいろなやり取りをされていたのかというのは、何かご確認したりとかされていたでしょうか、お尋ねいたします。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 お答えいたします。

その際ですね、選挙時のことは、私は本当に詳しくはわかりません。ただ、私が感じたのは、いつも選挙事務所には選挙コンサルタントと事務局長だったO氏ですね、この二人は常にいろいろお話し合いをされておられました。知事は、遊説で回られておられましたので、そのときは

あまり親しくはなかったのではないかなと推測いたします。

以上です。

【宮本委員】 ありがとうございます。もう1点確認です。先ほど坂本委員からもありました2,000万円の件です。これはまさに3月22日にコンサルタントが電話で架空で2,000万円をお願いしますということで連絡があったということを確認いたしました。これは昨日もありました。

知事は、認識していたのは、かなり前になるのではないかということもおっしゃっていただきましたが、これを架空でということ、知事はあくまでも違法性はないという認識であるということとをずっと繰り返し言っております。恐らくその認識でいたのか、それとも、いやいや、知事はやはりこれは虚偽の記載で2,000万円は架空であるという認識をしていたのか。これ、再度、参考人、どんなでしょうかね、わかる範囲でお答えいただければと思いますが、よろしくお尋ねいたします。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 申し訳ありません。今、ちょっとパソコンの不具合で宮本委員の質問がほとんど聞き取れませんでしたので、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

【宮本委員】 もう一度お尋ねをいたします。

3月22日にコンサルタントから連絡があった時に、2,000万円は架空でという話、お願いしますということで税理士もそういったお話を聞いて3人で確認をしたということでありましたが、知事は、参考人、先ほどおっしゃっていただいたように、もっと前から認識していた、かなり前から認識していたのではないかということをおっしゃいました。

しかし、知事は、これは違法性はない、違法

性はないという認識でずっと繰り返し答弁をされています。その認識でずっときていたということも考えられるけれども、架空であると、架空であるということ、実はこのおっしゃるずっと前から知っていたのではないかと。これは参考人からしてみると、2,000万円は架空であるということを知事は認識していたというような確証と申しますか、そういったものは何かございますか。これは確実に知事は架空だと知っていたんですよというものがありましたら教えてください。よろしくお願いいたします。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 お答えいたします。

確実に知事が知っていたという証拠となるかどうかわかりませんが、私が返済を2回行っております。1度目は令和5年の3月30日に460万円、2回目は令和6年の3月27日に195万2,000円、これが知事の口座に振り込まれた時点で、私の方に、これは何のお金ですかと逆にお尋ねがあるはずなんです。どうしてこういう多額のお金が後援会から自分の口座に振り込まれているんですかと。それがご自身が納得されて受け取られておられるので、確実に違法性があると思われていたと思います。

以上です。

【宮本委員】 ありがとうございます。自宅待機命令が出されて非常に厳しい、体調がきつい中、お越しいただきまして大変にありがとうございます。

以上です。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

【浅田委員】 参考人におかれましては、本当に、先ほど私も聞いていて、不条理な状況であるということ、そして、権力に決して屈したくないというふうに強くおっしゃっていただいたこ

とが、実に実に印象に残りました。実際として、これまで参考人にも、この間、元監査人からも言われたんですが、かなりの嫌がらせがあっているというお話でした。そのあたり具体的に証拠も含めてですね、そういう嫌がらせがあったということなど提示できたりするようなものとかはおありかどうかというのを教えてください。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 私の個人の携帯電話に着信があったり、ショートメールがあったりしました。ですが、もう本当に怖かったので、もうそれ以降は受け取らないように設定をしています。ですから、その後、あったのかどうかはわかりません。後はもう、自宅を知られておりますので、それもやはり怖くて、本当に夜も眠れない、不眠症のような状態になりました。

昨日の元監査人の方のような嫌がらせは、さすがに受けてはおりませんが、対応される弁護士さんの対応の仕方であつたりですね、急に通知をしてきたりとか、急にそんな虚偽の書類を送ってきたりとか、そういうことがやっぱりすごくストレスになってしまつて。

ですので、浅田議員が言われるように、これが証拠ですよというような証拠は、提出できるような証拠はございません。

以上です。

【浅田委員】 ありがとうございます。本当に怖い思いをなさりながら、今、ご答弁いただいていると思いますが、その証拠というものは、今は着信拒否をしているような状況であろうかと思いますが、その相手方というのは、誰かというのは、特定できる人たちも含まれるんでしょうか。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 特定できるかどうかわかりませんが、私は、この個

人の携帯番号は限られた方にしかお伝えしておりませんし、家を知っているのは、今、後援会におられる秘書の方もご存じですし、自宅待機命令通知書を家まで持って来られたのもその方です。

私は、本当にストレスで、今までだと、どうもなかった血圧が、高い時は180と、下が120とか、そういう状態になってます。きちんと今日もお話ができているか、できてないかもよく判断できないんですけども、知っていること、真実のみを誠心誠意お伝えしようと思う気持ちは十分ございますので、こういうことを知っていたら伝えてくださいと言っていた方がありがたいと思います。答えになってないかもしれませんが、以上です。

【浅田委員】 とんでもありません。非常にしっかりとご答弁をいただいていると思いますし、同じ、これ性差で言うべきではないかもしれませんが、女性としては、やはり怖いと私も思います。私自身も今回いろいろ質問してて、大丈夫かなと思うようなこともありますので、その思いを受けながら、こうやって答えていただいていることを感謝申し上げます。

その中で幾つかまた質問をさせていただきますが、先ほど宮本委員も言いました選管のA氏というのが、私も非常に気になりました。選管の方って、あんまり明言はしないわけですよ。この選管A氏という方は、常日頃から非常に知事やコンサルと、まあ知事選に関してやり取りをなさってた方なんでしょうか。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 わかる範囲でお答えいたします。

この選管のA氏が選挙コンサルタントと懇意にしておられるのは確かです。いろんなことを、私が思うには、総務省の方に尋ねればよろしい

ものを、選挙コンサルタントは、そのA氏を通していつも回答を依頼しています。A氏が、これは寄附に当たるか、会費に当たるか、ちょっと総務省の方に尋ねて、また折り返しますというメールも私は選挙コンサルタントからも受けているのを持っていますし、先ほどお伝えした2,000万円の架空貸付の件ですが、これはあくまでも選挙コンサルタントから相談を受けた選管のA氏が、「まあ、現金で持っておくというぐらいとかですかね」と言っただけであって、そうしたらいいですよとは決して言われているわけではないです。

以上です。

【浅田委員】 わかりました。A氏は、そうしたらいいと言ったわけではなくて、ある意味、それにヒントを得たというようなこと、ということですね。場合によっては非常に重大な問題につながるなと思いましたので、重ねて質問しました。

続いて、先ほど午前中の参考人の中から、選挙コンサルタントの立ち位置というものがいかかなものかというようなお話があった中で、いただいた資料の中に、選挙コンサルタントは、公示の前に政治活動支援費というものを支払うものに関しては問題がないと。しかし、公示後は問題になるので、公示後はボランティアであるというようなお話がありました。

すみません。私がちょっと資料等々を失念して見ていなかったんですけど、実際、その選挙コンサルタントには公示前に選挙活動支援費というものが幾ら払われたのかという点と、知事選期間中は、もしかして払われてないかもしれませんが、選挙後から、つい最近までですね、LINEの履歴などを見ても、かなり選挙コンサルタントから様々なアドバイスを知事は受けて

おられます。

いずれにしても、この選挙コンサルタントという方は、ボランティアではない。プロとして公に出ている方でございますので、その方に対しての報酬の在り方で知っていることがあれば教えてください。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 お答えいたします。

選挙コンサルタントへは、1円も報酬は渡っていません。今まで、選挙前から今まで、現在までですね。で、選挙コンサルタントが言うには、訴えられていた402万円の件が片がつくまでは1銭もいただくつもりはないと言われておられました。これもとても不思議なことなんですけど、旅費であったりも何も請求がないんですね。知事も選挙コンサルタントのことをボランティア、ご好意でしていただいているというふうに常日頃から言われてました。

以上です。

【浅田委員】 現在のところは1円もいただいていると。片がついたらということで、じゃ、この何年か、2年以上経過している中で、どれだけのものが支払われるのか。また、この選挙コンサルタントは、知事以外の方の選挙コンサルタントというか、それがボランティアなのか、本当にコンサルタントだったのか、今の時点で私も、ほかの方々の選挙収支報告を見てないのでわかりませんが、かなり長崎には何人もの方のために来ておられます。それが全てゼロなのかどうか、そこはご存じですか、どうでしょうか。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 私は、ほかの方の収支報告書をつぶさには見ておりませんので、はっきりとしたことは述べられませんが、多分、同じように報酬は支払われてないと

思います。

以上です。

【浅田委員】 だとするならば、長崎出身でもない選挙コンサルタントの方が、様々なところで活躍なさっていると言える方が、長崎の議員に、政治家に関してだけはゼロで様々なアドバイスをしてくださっていたとするならば、すごいことだなと思いますし、だったら私だってしてほしかったわと思うぐらいの話になるのかなと思うんですけど、非常に疑問かなと、その点は思いました。その点に関しては、今後、改めてしっかり私どもも調べてまいりたいと思います。

で、昨日ですね、監査人から、かなりたくさんLINEの資料をいただきました。それは私も、それから数時間かけてばっと読んだので、全部が全部、きっちり読めてないのですが、その時に、例えば5月8日は、知事とコンサルタントが長崎で会ってるっていうのを参考人自体がアポを取ったというか、中に入ってやられたりしておりますが、最近、知事にコンサルタントとの連絡はと聞くと、必ずその弁護士を通してというようなことを言われます。

実態として参考人が知り得る状況の中で、選挙コンサルタントと知事というのは、いつまで、どのようなやり取りをなさっていたのか。待機があるまでに知っていることがあれば教えてください。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 確かに、知事は、5月中旬ぐらいから6月の24日ぐらいまでは、お話をなされてなかったと思います、選挙コンサルタントと参議院の先生とはですね。だけれども、それであるからこそ、元監査人に対して、すごく頼っていたと思います、その時は。だけれども、自宅待機命令通知書、これが

送られてきたのには訳があります。

それはですね、実は、6月の25日か26日か、ちょっと今、調べればすぐわかるんですけども、その辺は後できちんとお答えしますが、その日はですね、朝から知事と、知事が切望されてお願いしていた大阪の弁護士の方、それと元監査人と私で、午前9時からホテルニュー長崎の控室でミーティングを予定しておりました。その弁護士とは、本当に忙しい方で、それを、忙しいのであれば知事は私の方から出向いて行きます、夜中に車を運転してでも会いに行きます、というふうに本当に切望されておられました。それをお伝えしたところ、その弁護士の方が、そんな危険なことはなさないでください、私の方から何とかしてから出向きますからということに来てくださったお相手です。

その方とミーティングを行うようにしていた、朝9時ですね。私は、そのミーティングの際に、たくさんの資料を用意しなくてはならなくなつて、元監査人の方から、これと、これと、これの資料を用意してくださいという指示を得たので、朝7時前から事務所にいて資料を作成しておりました。9時からですので、8時45分、遅くとも8時45分には知事をお迎えに行かなければなりませんでした。

で、知事から電話があつて、「今日は、何々先生はいらっしゃってるんですか」と、「はい、弁護士の〇〇先生は昨夜からいらっしゃっています、元監査人の方もいらっしゃっています。8時45分までにはお迎えに行きますので、着いたらLINEを入れますから降りてきてください」ということでした。

で、朝8時45分に知事の自宅に着きました。で、電話をしましたところ、「今日は行けません」の一言でドタキャンをされました。あとは

もう自宅のベルを鳴らしても、電話も一度も出でくださりませんでした。

こういう失礼なことをですね、平気でされる方なんです。その弁護士の、ご自身がお願いして、前日それも、もともとは午前中は空いているのでミーティングは知事室でしようということだったんですね。それをその前日に、前日夜8時ぐらいに、「明日、ニュー長の会議室かどこかを押さえてください」と言われて、私はちょうど大阪の弁護士の方を空港に迎えに行っていたところだったので、ニュー長の担当者の方は、もう退社されておられましたが、携帯の方にご連絡差し上げて、無理言っただけでした。

そこまでしてるのに、それをドタキャン、先方へ、どういう事情でお伺いできなくなりましたの電話一本もなされず、もうあとは投げた状態です。あまりにも人としての常識がありません。弁護士の先生も、もうあきれられて早い便で帰られました。「もう引き受けない、旅費や宿泊費も一切要りません。」こういう失礼な仕打ちを受けたのは初めてであったと推測します。

それがなぜそういうことになったのかの原因が、多分、その前日の夜、6月24日の答弁の際に、選挙コンサルタントを悪者にしたのではないですが、選挙コンサルタントが誤った指示を出したためにこういうふうになりましたという発言を知事がなされたと思います。それを選挙コンサルタントは憤慨されており、私の方に抗議の電話もありました。それを聞いた参議院の先生が知事に対して電話を入れて、ちょっと選挙コンサルタントと話をしよつてくれみたいなことだったと思います。

そこで、また多分、選挙コンサルタントの方

に知事は流れていったんだと思います。全部、この二人のせいにすればいいじゃないか、この2,000万円も私が間違っただけで二重計上したことにすればいい、と私は思いました。

以上です。

【浅田委員】今のを簡単にまとめさせていただきますと、選挙コンサルタントとは、5月中旬から6月24日までほとんど会っていないと。それに関しては、その期間は元監査人のことを信用し、そして、多分、大阪の弁護士さんって、多分、Kさんという弁護士さんかと思いますが、LINEに載っていた方かと思いますが、その方に相談を、切望するほど相談をしたかったと思っていたけれども、議会の答弁により選挙コンサルタントを悪者にされたことによって、その選挙コンサルタントとかに電話をして説得をされたかなんかで、また風向きが変わったというように参考人は今思っているらしいです。

で、先ほど来からの話で、非常に切望してわざわざ呼んだ方をドタキャンするって失礼だなと。でも、いつもそうなんですと聞いたことがちょっと気になるので違う方向性で聞きたいんですけれども、今日、例えばですね、6月の24日に質問した際、その質問した議員の方のこととかをLINEでは「敵艦隊」と呼んでいたりですね、例えば、議員のことも「スネオ」と呼んでいたり、私のことも選挙の応援の時に「浅田のところを突撃しろー」みたいな感じで、「突撃できました（笑）」、「そこには新聞社をあえて呼びました」みたいなやり取りが全部逐一あって、ああ、あれはかなり仕込まれた中身だったんだなということがわかったり、その後何の案件かわからないんですけど、私が「スネオになったらどうしましょう、ドキドキですね（笑）」みたいな、なんかえらい小ばかにして

るなという印象がありまして、スネオ、ここでスネオになるよりは、ジャイコになりそうですけど、要は言いたいのが、いつも議会の答弁とかもしっかりと受け止めない、交わす感じが、私は1回目の小林議員の質問の時からそれを感じてたんですが、参考人としては、平日頃から、こういう議会とか議員とかを軽視なさっている方というふうに思っていますか、どうなんですか。そのあたりによって今後の我々の議会の、やっぱり議会軽視につながるのであれば、きちっとしていかなければいけないので、これは重要なことだと思うのであえて聞いておりますが、いかがでしょうか。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】私の考えでお話をさせていただきますが、多分おっしゃるとおりです。いつもああいう会話を、LINEの会話ですね、ああいう会話を、あの方々はされておられました。

以上です。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】非常に議員をばかにしてるんだな、議会の軽視してるんだな。だからこそ、参考人として知事が来た時に、ああいうふうな誠意のない答弁にしかないのかなというふうに感じてしまった次第ですが、参考人は、これまでの知事の集中審査に対する答弁等々をどのように思っているのか。もう時間ですよ、最後にそこだけお答えいただいて、私からの最初の質問を終わらせていただきます。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】ちょっと休憩よろしいですか。

【石本委員長】 休憩します。

-----  
— 午後 1時57分 休憩 —

-----  
— 午後 1時58分 再開 —  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 私がですね、知事のことを、そういう対応をされていることを拝見して、とても悲しいです、残念です。というのは、私は、もう本当に知事のご両親や知事のご家族のために、絶対守ろうと決めておりました、ずっと支えてきました。県議会選挙の時も私が自分の車で知事を連れて佐世保にも何度も行っています。こういうことを平気でなさる方なんだなと思ったら、もう本当に自分が情けなくて仕方ありませんでした。ですので、そういう答弁を聞いても、ああ、やはりそうなんだとしか思えません。

一連のそういうお答えとか行為はですね、ご自身がお納得の上でなされておられると思いますので、もう何も言うことはないです。でも、真実は一つなんです。それを変えることはできません。

以上です。

【浅田委員】 真実は一つであると、すごく重いお言葉かと存じます。本当に厳しい状況の中で、こうやって前向きにご答弁をいただきましたこと、そして、答えていただいたことで私たちもまた改めて気づかせていただいたこと。これからこの後の知事へしっかりと質問へとぶつけさせていただきたいと思います。

まずは以上です。ありがとうございました。

【大場委員】 大場と申します。本日は、参考人におかれましては、大変な中にご出席いただきまして本当にありがとうございます。

2点ほどお聞きをさせていただきますが、先日の元監査人の参考人からも、私たちのこの審査をするに当たってLINE等々の信憑性というのが周りでよく言われておりました。

で、先日の参考人からも、知事とのやりとり

のLINE等々ですね、そういったものも本日の参考人の方もお持ちであるはずだと。そういったことで、ぜひそちらの方も確認していただければ、知事とのやり取り全て、現在出されている、こういった諸々の証拠として出されているものとしての裏づけが取れるはずですよということだったんですが、これは参考人として、もしよろしければ、そういった参考人のお持ちのLINEのデータ等は、私たちに確認をさせていただくということは、その前にそういったやり取りが残ってますでしょうか。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 実は、今年になって、秘書課の部長だった方が県北に行かれた関係もありまして、次に来られた部長と、もともとおられたK課長と知事と選挙コンサルタントと私の5人のグループLINEを知事が率先してつくられました。これは政務と公務のことを、言うなればスムーズにいくようにだと思います。

その際に、知事は、選挙コンサルタントのことを大石けんご後援会の生みの親だと、開口一番、紹介しておりました。秘書課の皆さんもそう思われているんだと思います。

ただ、そのグループLINEが、私がこういう自宅待機命令を出された時に抜けたんですね。ですので、その記録はございませんが、あともう一つのグループLINE、これは知事と、選挙コンサルタントと私と、今の事務所のU秘書ですね。このグループLINEがあったんですが、これも抜けてしまったので、それも残っておりません。

でも、今残っているのは、証拠として出しているグループLINEは残っております。ですので、いつでも確認していただいて結構ですし、私は、6月28日に、知事から記者の方々に「不

正な出金をされた」と言うことを聞いて、すごく驚異を覚えました。

というのは、不実で罪に着せられるのかもしれないと、とても恐怖でした。ですので、大阪のK弁護士ですね、その方にご相談をしました。そうしましたら、その方が、「6月に聴取を受けた長崎地検の担当の方がいるでしょう。その方に電話をして、会いに行きなさい」と言われました。ですので、私は、ご連絡を差し上げて、7月の2日に会ってきました。

検察でこのスマホ、もう渡しました。ですから、データも全部抜かれています。LINEのデータもメールのデータも全て検察はお持ちです。

以上です。

【大場委員】 ありがとうございます。

直近のデータはもうない。それ自体はないということで理解をいたしました。そのLINE、非常に重要なことで、参考人ご自身として、このLINEのやり取り、恐らく出されているものは、恐らく同じものだろうと推察を、と思いますが、これについては全て本物であること、大石知事もそれについてはご存じであること、その認識をちょっと教えてください。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 全て出されているものを確認したわけではないので、はっきりとしたことはお伝えできませんが、私が見た範囲では全て同じものです。

知事と選挙コンサルタントと私の3人のグループLINEですので、もちろんあのお二方も承知おきのことだと思います。

以上です。

【大場委員】 それでは、最後にもう1点。先ほど大阪の弁護士の方をお呼びになって、当日、その日に会う予定だったが、前日、3人の先生と、先ほど参考人は言われまして、その3人の

先生というのはどういう立場の方なんでしょうか。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 参議院の先生ですね。知事選の時に幹事長か何かをされてた方です。

以上です。

【大場委員】 ありがとうございます。

要は、その先生方に知事が説得をされて、大阪の、要は監査人とのつながりをというか、そういった紹介をされた弁護士とはしないようにと。その後の対応を、これは推察をいたしますと、そちらの関係は全て断ち切るような行動に出られておりますが、参考人として、知事のその態度の豹変というか、それまでは参考人が言われているように、元監査人の方にもすごく頼りにされていたと。ただし、その日を境にして一切の関係を断つような行動をとられたというふうな推察をいたしますが、そこについての心変わり、知事としての、なぜそういうふうになったのかというふうなことを、もしご存じであればお聞かせいただければと思います。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 それは私の方ではわかりません。というのは、あくまでも、知事のお考えであるので、多分思い当たるのは、やはり選挙コンサルタントと、その参議院の先生の方が頼りになるというか、信頼できるというか、その方の言うことがごもつともだと判断されたんだと思います。

以上です。

【小林委員】 小林と申します。参考人は、本日はお疲れでございます。

いろいろ承りますと、大変な妨害とか、いろいろとなんか身体的な不安を感じる。あるいは精神的な不安を感じる。こういうような脅しみたいなことがあっているというようなこと。こ

これは、昨日の元監査人も同じことをごさいますけども、そんなことがこの民主主義の平和な世の中であるのだということはもってのほかで、これは本当に全く女性で、一私人であられるあなたに、こういうような妨害がまかり通るということについては、我々としても、やっぱり後日問題にしなければならないと。誰がそんなことをやらせているのかと、誰が命令を下しているのかと。こういうようなことについては、我々としても看過ができないと、こう考えております。まあ大変な状況の中で、しっかりご出席をいただいて、ずっとお答えをされておりますけれども、非常にお答えの内容も明快でよくわかりますし、また、理解ができる内容でございます。どうぞ、慣れないこういう参考人として、いろいろ我々が勝手に質問することを、いろいろお答えいただいているということになりますけれども、どうぞ肩の力を抜いて、どうぞ心呼吸をしっかりとやりながら、また水があれば水を飲みながらですね、少々の、ちょっと名前を言うとか、そんなことを言っていますけれども、ちょっと間違いぐらいなことはですね、看過できるところでございますから、どうぞ思いの丈を話してもらいたいと。真実をやっぱり話してもらおうということが一番でございますから、どうぞひとつ緩やかに、お力を抜いて、私たちはあなたの今の答弁を、先ほども言っているように、よおくわかりますし、本当に理路明快でございます。どうぞひとつ今のような気持ちで、あと40分ぐらい、しっかり頑張って、ぜひともお願いをしたいと思っております。

さあ、そこでお尋ねをしますけれども、驚くことばかりです。驚き桃の木の驚くことばかりです。

実はね、先ほど坂本議員が1番目に質問をい

たしました。その2,000万円の貸付が架空だということが明らかになりました。しかも、そういうあなた方が数名いらっしゃる中に、そういうコンサルタントが電話をしてくて2,000万円の貸付は架空で、これを計上して返済をします。こんなようなことをですね、架空でいわゆる処理すると。こんなことの状況をやっぱり電話でしてきたと。私も以前からそういう話は聞いておりましたけれども、今日の参考人のあなたが、実際当事者としてどういようなそれに対する答弁をされるかということが、非常に大きな関心がありました。しかしながら、明快にコンサルタントからそういう指示があつて、いわゆる架空計上でやるよと、2,000万円についてはと。こんなようなことの指示があつたというようなことをですね、あなたのいわゆる明快な発言によって、答弁によって、改めて重ねて驚いたと、これが実情でございます。

要は、これについて知事が知っておったのかどうなのかというのが、一番県民の実は知りたいところなんです。

ところが、昨日も知事に質問をいたしますと、知らなかった、知らないとか、そういうことで全くそういう自分が何らタッチしてないような、そんな人ごとみたいな発言をしていることに、非常に怒りを感じるというのが、私の今の気持ちであります。

幾らコンサルタントといえども、この2,000万円というのは大金です。2,000万円の大金をそうやって架空で貸付すると。そして、その最初の2,000万円を取り戻すと。こんなことについて、知事に相談しなくて、コンサルタントが一人でそんなようなことをできるはずがないというのは、もうこれは常識です。それをまだ知らなかったというようなことを、本当に議会軽視もい

いところ。こういうような形で県民の皆様方に真相を明らかにしない、こういうことは絶対許されるものではないということで、もう今日の発言で、やっぱり二重計上じゃなくして、これは架空の計上であったということが明らかになりましたことをもう一度確認し、これをあなたの口から、やっぱり電話でそういう指示が、そういう何て言いますか、税理士にあったんだというようなことをもう一度聞かせてください。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 令和4年分の収支報告書を作成していた時ですね、令和5年3月の22日の日です。その日に集まっていたのは、私と当時の事務局長代理、選挙の時は事務局長でしたO氏と、顧問税理士をお願いしているM税理士の3人で集まっておりました。

この日に、3月22日と3月27日にお会いすることは、知事と選挙コンサルタントにあらかじめお伝えはしております。時間も大体何時ぐらいから集まるということもお伝えをしております。ですので、そのタイミングで選挙コンサルタントから電話が入りました。その時に、選挙コンサルタントが「2,000万円は架空です、架空計上です」それを聞いた税理士さんが、「ああ、そういうことにするんですね」と言われて、私はそういうふうに計上をしました。

以上です。

【小林委員】 参考人ですね、とても明快です。作り話ではないということが、よく伝わってきます。現実にあったことを、あなたが体験されたことをお話しいただいているというふうな形で、本当に大変なことだということを証言をいただいで、非常に真相究明の一步前進という形でございます。

そこで、もう一度ね、これも確認ですが、知事が知らなかったと、こんなことは、コンサル

タントと相談してないと。コンサルタントがこんな電話をしたということは知らなかったというようなことを平気で言ってますが、そんなことは絶対にないということは、これはもう常識だということで、先ほど話をしましたが、あなたも知事のそばにおられて、こういう2,000万円を、知事が2,000万円という大金を持ってないということは、もう明らかになってるんです。自分でも昨日言いましたよ、そんな2,000万円の大金をねということで言いかぶったような形で、すぐなんか言葉を変えましたけども、議事録を見れば、ちゃんとその部分が載ってるんです。

そういうことで、あなたも知事が知らなかったということはないということは、大体確信が持てますか。いかがでございますか。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 小林委員のご質問にお答えいたします。

それは確信を持って知っていたとお答えいたします。というのも、3月27日にも、先ほどの3人で事務所に集まり作業をしました。その後、出来あがった収支報告書を選挙コンサルタントと、その当時、顧問契約をしていた東京の弁護士、O氏に見てもらってくださいという知事よりの指示がありました。もちろん、知事にも見せております。その後、選挙コンサルタントと顧問契約をしていた弁護士Oがオーケーであれば提出してくださいということでした。もちろん、内容も知事はご存じです。

以上です。

【小林委員】 ありがとうございます。架空計上の2,000万円をちゃんと載せた収支報告書を知事に見せたということでございますね。そして、ちゃんとそれを了承している知事ということも、今のお話で明らかになりました。思い切った明快な真相の発言をいただいで、とても我々

は勇気づけられます。ありがとうございます。

そこですね、もう一つお尋ねしますけれども、何かその2,000万円については、あなたが、なんかこの間違って二重計上をしたかのような、そんなようなことを、平気で人になすりつけるようなことが現実にあります。

さらにまた、650万円とか460万円とか、あるいは195万円とか、それをまた、あなたがですね、誤って振り込んだかのような、そんなことで、なんか今、これが非常に誤って二重計上した、誤って振り込みをしたと、こういうことで、なんかあなた方に責任を全部押しつけるかのように、自分は何も知らなかったというような、本当にポーカーフェイスを決め込んでいるということに、これまた怒りを感じるわけです。これについて、誤った記載とか、誤った振込みが本当にあったんでしょうか、お尋ねします。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 お答えいたします。

私が勝手に後援会の口座から出金することはできません。ですので、これは全て知事にご納得いただいた上での出金です。間違いありません。

以上です。

【小林委員】 だから、今言うように、あなた方が、何かミスして二重計上したかのような、そんな誤って間違いと、あるいは間違って振り込むと、こういうことについては、自分たちは勝手にお金を動かすことができないんだと、あるはずがないと、このように明快におっしゃっています。そこのところを本当にですね、先ほど言ったように人のせいにするこういう性格、こういう責任逃れ、とんでもないことだということもさらなる強調をしておきたいと思います。

そこでね、参考人、先ほどから、今日、資料

が出ておりますように、なぜあなたが自宅待機命令を受けなければならないのかと。こんなに知事のために、本当に最高に努力をして支えられた一番の功労あるあなたに対して、突然、自宅待機命令とか、こういうようなことを突きつけてきた。そしてまた最近になって、もうこの自宅待機命令が解けましたと、また事務所に戻ってきてくださいと。その理由は、何も言わないままにして、そしてまた戻ってきてくださいと。こんなことを言うておりますが、要するに、今あなたに戻ってきてくれということは、あなたにしゃべってくれるな、しゃべるなという言論の、いわゆるこれは脅しですよ。私は、そう受け止めて仕方がありませんが、絶対にそんなものに負けないでいただきたいと、こう思いますが、お尋ねしますが、なんであなたみたいな大事な人に、いきなり自宅待機命令、そして、先ほど自宅待機命令が、なんか大阪から弁護士を呼んだことに対しての、なんか取り組み方が悪いと、こういうようなことが原因なのか何なのか、よくわかりませんので、この自宅待機命令とは一体何なのかと。何が原因なのかと。

そして、最近、また事務所に戻ってきてくれということは、まさにあなたの言論を封じるために、しゃべってくれるな、しゃべるなと、こういう圧力じゃないかと私は受け止めておりますが、どのようにあなたは受け止めていらっしゃるんですか、お尋ねします。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 お答えいたします。

小林委員の言われるとおりでと思います。と言いますのも、労務担当をされている弁護士から、「新しく後援会の代表が代わりました。就業規則も作りました。」と。その中に守秘義務のようなことも載ってました。ですので、それ

を以て私を復職させて意のままにしようと思われたんだと思います。でも、私は、虚偽のことは絶対出しませんし、そういうことも受けません。ですので、自宅待機命令とした460万円の件がどういう経緯を経て解決されたのか、それを聞くまではお伺いいたしませんというふうにお伝えをしました。今はもう解雇をしてくださいというふうにお願いしております。

以上です。

【小林委員】今は解雇してもらいたいと、戻る気はさらさらないということを強調されたと思います。受け止めました。

次にお尋ねをしますけれども、お疲れになっていませんか。どうぞ水でも飲んで、ちょっと一息入れてください。大丈夫ですか。もう話はよくわかります、伝わってきます。本当に頑張っていると思います。

そこでね、次の質問でございますが、なんか知事がですね、議会において、承認なく不正な出金ということで、刑事告訴も含めて、なんかね、あたかもあなたがそうやって不正にお金を引き出したかのように、送り込んだように、そんなふうなことを県議会の県民の代表の権威ある議会の場で、そんなことを発言をしております。

そういうことに対して、本当に承認なくですね、知事が知らないお金をあなたが勝手に引き出して、他のところに振り込んだかのような、そんなような話、これは遺憾千万だと思うし、絶対にそんなことはあり得ないのではないかと考えますが、それはどういうことだったのか、ちょっと経過を教えてください。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】お答え申し上げます。

実は、6月の9日の日に午後9時からzoomミー

ティングを、知事、元監査人、私で行いました。その時に、元監査人も私も、知事を守る側でした。どうにかして助けてあげようと思っておりました。286万円のことよりも、この2,000万円ことが公になったら本当に大変なことになります。それを元監査人の人は大変危惧されておりました。その話になりまして、元監査人から、現金2,000万円はご用意できませんか。それが無理であれば、還流スキームの受け皿になってくれるような親兄弟の経営者、会社経営者はいないですかということを知事にお尋ねされました。

知事は、現金で用意できる金額は、200～300万円だというふうにお答えされました。これの音声データも残っております。

それに対し、知事も家族の中にも会社経営者はいない。先ほどお伝えしたように、すぐ用意できる金額は200～300万円ということだったので、そこで元監査人が、知事の職責を守るために、具体的な詐取事実を取り消すスキームというんですかね、そういうのも考えてくださって、後援会と元監査人の会社の間で業務委託契約を締結し、後援会から元監査人、そして、元監査人がその資金と同額を私の個人口座に振り込んで、その金額を現金で私が引き出して知事に渡し、知事は手持ちに持っておられる200～300万円をプラスして、460万円ですね、その利子として受け取っている460万円を返還するという流れを考えてくださいました。その流れは、きちんと知事にお伝えしたのは、6月10日、翌日の午前中に元監査人と知事が電話をして、ご承諾を得ましたということです。

その後、元監査人から、私の方に電話があり、「知事と電話で話しました。再度、ご説明をして承諾を得ました」という電話がありました。知事からも電話がありました。「元監査人

より、電話の内容は聞きました。その旨、確認できましたので、業務委託書ですね、そういう契約書が届いたら、押印をして渡してください。そのように進めてください」というふうな指示も受けました。

ですので、6月10日、その日お昼にそういう内容を知事と話をしましたが、その同日、夕方5時40分頃に、私は知事室に行きまして、きちんと内容をもう一度説明して、こういうふうに対応いたしますというふうに説明をしたところ、知事も、わかりましたと了承されました。

ですので、私が不正な出金をしているというのは、でたらめです。私が、そういう大金を勝手に引き出せることもできません。

以上です。

【小林委員】 まあ、聞けば聞くほど、驚くことばかりですね。

そしてね、ちょっと参考人も知っていただきたいんですが、議会です、県民の前の我々の議会で、それも本会議場においてですね、田中愛国先生が、その286万円の質問を初めてされたんですね。そして、それを貸付から、それを寄附に訂正すると。そういうことで今月中までということ、あと5～6日、1週間もあつたのかなかったのか、そういうようなところで今月いっぱいにと。こういう状況の中から突然、実はそういう「承認なくして、そういう不正な支出があつた」と、こういうことを我々に真顔で語って、全く自分は知らないうちに、そういう不正なお金が出金されて元監査人に渡ったみたいだと。こんなようなことを言うてね、結局、何のこともない、そういう貸付を寄附に訂正するための時間稼ぎをあなた方のせいにして、そうしてですね、今言う時間を稼いで、いわゆる貸付を寄附に訂正をしたと。こういうような形

のものでなかったかと、こういうふうに思うわけですよ。

ですから、そういう承認なくして、不正の出金については断じてなかったと。あくまでも知事と打ち合わせをし、知事の指示のもとにおいて、その460万円というお金を、2,000万円の655万円の中の第1回の支払いの460万円を消すために頼まれてやったことだと。3人で話し合った上でやったことなんだと。それを不正の出金とかいうようなことで、あなた方になすりつけていると。こういうことも議会でやっているわけですよ、議会で。とんでもないことだと思うんです。懲罰ですよ、本当に、こういうことについては。

そんなことを私は今でも、今お話を縷々聞いて怒りを感じるということをお明らかにしておきたいと思います。

【石本委員長】 ほかに。

【まきやま委員】 私の方からは5点質問させていただきます。よろしくお願いします。

まず、大石選挙の知事選挙の時ですね、ウグイスさんに上限以上の支払いをしたり、運動員さんに報酬を支払った覚えはありますか。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 私は、その際、一切関わっておりませんので、わかりません。

ただ、その後の選挙収支報告書とかに記載されている方で、でも実際は確認団体の方のウグイスだった方とかもおられるのは確かでしたし、ちょっと不明なところは多々あるなどは感じました。

以上です。

【まきやま委員】 ありがとうございます。

次に、令和4年、選挙が終わった後の6月2日に9法人の中の一人の方が知事に怒ってらっし

やったということで、その時には知事が迂回献金のことについて知っていたということまではわかったんですけども、実際、この286万円について、大石知事が最初からわかってやったと思っていますかどうか、教えてください。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 それは私の考えではわかっていたと思います。というのは、医師会からそういうご案内が出ているわけですから、それは医師会長、大石知事、あと医師会のそういう作業をした事務の方、皆さんご納得の上で迂回献金になるという意識はあったと思います。

以上です。

【まきやま委員】 ありがとうございます。

それと、その件に関して、誤解を与える事務的なミスがあったと医師会長から伺っていますという発言があったんですけども、この件に関して参考人の感想をお聞かせください。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 お答えいたします。

記者会見の際でしたでしょうか、県の医師会長M会長が、たしか「たくさんの自民党県議がおられる第8支部へ寄附をした、多くの先生方で使ってもらうようにです」みたいな内容をお話されていたと思うんですけども、しかし、第8支部はG県議お一人ですよ。そこも私は整合性がないなと思いました。

以上です。

【まきやま委員】 ありがとうございます。

次に、田中愛国県議の問題の質問止めについてお聞きしたいんですけども、知事から元監査人への依頼があったかどうか、ご存じないでしょうか。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 お答えいたします。

知事から依頼がなければ、監査人はそういう行為はなされないと思います。その詳細も、当日の田中議員の詳細も知事にご存じでしたし、そのお昼にある予定の自民党の会に欠席されたこともわかっておられました。で、欠席されたので、ではそこに行ってお話をすることはできない。となれば、じゃ、後援会事務所で翌日の、翌日というか、24日の資料を作成しようということになり、資料を作成しました。

で、夜の佐世保でのパーティーは出席されるかなという話になり、そこで私がそちらにおられるM議員にお電話をさせていただいて、M議員が、じゃ、僕の方で聞いてみましようかというお返事でしたので、聞いていただいて、出席されるそうですという回答を得ました。ですので、そこからそれを知事に報告して、元監査人が、では行きましようということになった流れです。

以上です。

【まきやま委員】 ありがとうございます。

次の質問にいきます。

秘書課とグループLINEをつくって、業務の共有をしていたということですけども、参考人から見て政務と公務が混同していたかどうか。もし、していたのであれば、具体的な例があれば教えてください。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 お答えいたします。

もうそこは、何とさえいいでしょうね。私の認識ですと、全て政務のことも秘書課の方にご存じでしたし、これは政務だなと思われることでも、やはり知事から言われれば、しなくてはならないんだろうなと思われていたと思いますし、一つの例としては、県議会選挙の時、県議の選挙の時に、島原半島の方ですよ、回るス

ケジュールも秘書課が作成をしてくださいました、順番も考えてくださいました。それは明らかに政務であったと思います。

ほかにもありますが、今ちょっと用意してなかったのです、お答えができません。

以上です。

【まきやま委員】 ありがとうございます。

では、最後の質問になります。

今日いただきました資料の2になるんですけども、業務命令書というものがあります。その一番最後の（3）の当会事務所の金庫の鍵及び当会の通帳の所在が不明ですと。その保管場所について直ちに明らかにしてください。手元にある場合には、至急、当会事務所まで提出してくださいとありますけれども、この件に関して、事実を教えてください。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 こちらは、7月の3日の日に事務所に行きまして、U秘書、事務所の2階になるんですけども、そちらのK社長に間に入っていて、またここでもらってない、渡してないというような話になったら困りますので、間にK社長に入っていて、きちんと通帳や鍵はお返ししております。

以上です。

【小林委員】 小林でございます。もう時間がきましたので、最後に一言お尋ねをいたします。

まだたくさんに質問したいことはたくさんあります。910万円のいわゆる確認団体「新しい長崎県をつくる会」、ここに対する910万円の架空の要するに寄附、実際お金が動いてない架空の寄附についてとか、たくさん、まだほかにいっぱいございます。今、まきやま委員が言われた、政務と公務についても、本当に秘書課がもう何か政務のことは一切知らない。一切聞

わってないなどと平気で議会で答弁をし、それが虚偽の答弁だと言っても認めようとせんというぐらいね、ちょっと何かおかしくなっている。かつての秘書課というのは、政務と公務の区別が難しいわけであるけれども、明快に公務と政務をきちんと切り離している。前の秘書課長は、今、佐世保に行っている。こういうのが本当にうそ偽りの答弁をやって、これは地方公務員法のいわゆる何か法律に抵触することはないのかと思うぐらいであります。

そこで、最後に、やっぱり知事を支えられてきた参考人です。こういう状況になって、知事に伝えたいこと、知事に物申したいこと、こういうことが何かございましたら、時間もございませんが、簡潔におっしゃっていただければありがたいと思います。どうぞ。

【参考人(大石けんご後援会元関係者)】 本日は、こういう機会を与えていただきまして、大変感謝申し上げます。

先ほど、小林議員が言われました、元秘書課長であったO氏と選挙コンサルタントは、本当に毎日電話を交わすような、情報交換をしておられました。ですので、政務とわかっていたけれども、もうそこはわからないような状態に、そのような状態というか、感覚になっていたかもしれない。だけれども、政務は政務、公務は公務として、きちんと分けるべきだったんだろうなと私は思います。

最後に、知事に言いたいことは、先ほども申し上げましたが、真実は一つです。それを変えることはできません。これ以上うそにうそを重ねることはやめていただきたい。私は、本当に尊敬しておりましたし、支えておりました。そういう知事であっていただきたい。潔く引いていただくなら、そうしていただきたい。

未来大国、知事はこれからの未来を、今の若い人たちに託そうとされております。知事にも子どもさんがおられます。子どもさんたちへ、うそをつくのはいけないことだと伝え、真っ当に育つように教育されておられると思います。知事もご両親からそう受けられたと思います。

お子様たちは、お父様として、知事を大変尊敬し、誇らしく思っておられるのではないのでしょうか。そのお子様たちに、今のご自身の姿を正々堂々と見せられるのかを問いたいです。

以上です。

【小林委員】 ありがとうございます。

【石本委員長】 ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 これで本参考人への意見聴取を終了いたします。

参考人におかれましては、本日は大変お疲れさまでございました。本委員会を代表しまして、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

これよりしばらく休憩し、15時から会議を再開し、長崎県建設業協会会長より意見聴取を行います。

しばらく休憩します。

-----  
— 午後 2時48分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時 1分 再開 —  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

参考人より、委員からの質問通告に対して、お手元に配付しております資料を用いて発言したい旨の申し出がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより審査に入ります。

初めに、委員長として一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ご出席いただきました長崎県建設業協

会 根々会長様におかれましては、お忙しい中、本委員会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。ごぞいます。

本日は、「大石知事の政治資金等について」意見聴取をさせていただきたく、ご出席をお願いした次第でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで念のために申し上げますが、呼称につきましては、規定により「参考人」という言葉を使わせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、発言される際は挙手の上、委員長である私が指名した後に、簡明に案件の範囲を超えることなく発言いただきますようお願いいたします。

なお、ご発言の際は、着座のままで結構でございます。

また、参考人は、委員に対しての質問ができないこととなっておりますので、ご了承願います。

万が一、質問の趣旨がわからなかった場合は、休憩を求めてください。休憩中に質問の趣旨を確認していただくことといたします。

それでは、まず、参考人より5分以内でご自身の紹介のための発言を求めます。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 私は、一般社団法人長崎県建設業協会の会長をしております根々と申します。よろしくお願い致します。

【石本委員長】 それでは、事前通告に基づき質問を行います。

各委員の質問時間は、答弁時間を含めて1回当たり10分以内とし、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしく願います。

事前通告をされた委員の方で質問はありま

せんか。

【まきやま委員】 まきやまと申します。よろしくお願ひします。私からの質問になります。

県建設業協会からの最低制限価格の引き上げの陳情は、いつになりますか。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 資料にありますように、知事への要望は、令和5年、最後の2月3日です。

以上です。

【まきやま委員】 その後、同協会へ大石けんご後援会の資金集めに協力してほしいという流れになってますけれども、県議会議員とは、この件で何度かお会いしていますが、いつ頃から、誰とお会いになりました。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 私は、建設業協会の会長をしておりまして、総会の懇親会とかいろんな会合とかで、県議とは、いろんな県議と普段から話をさせていただき、親しくさせていただいております。どの県議を、もしかしたらお二人の県議を言われているかどうか知りませんが、そういう話は、最低制限の話については、普段の会話の中で上がったねという、要望しておりますのでですね、県連の方に、そういう話がありましたけれども、それ以上の話はありません。

【まきやま委員】 ありがとうございます。

では、後援会の資金集めですね、資金集めの協力をいつ頃お会いされたか、お聞かせください。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 この辺、いろんな経緯があります。実は私は後援会の、設立当時の前からですね、組織をつくろうとする時に、私がまだ会長になる前から、ちょっと相談があったりしてまして、その後、副会長になって後援会の中身については、いくらかは知っ

ております。その中で後援会費の、少し足りないという話も役員会なんかでも出ておりましたので、そういうこともわかった中ですね、まず今回、知事の事務局の方から、後援会事務局から電話がありまして、大石知事が会って話をしたいということがありました。そういうことで日程調整をしてお会いするようにしました。

そういう中で、県議とはまた、先ほど言いますように普段から会っておりますので、当時は、5月に会ってますけれども、知事とは、その時はちょうど総会時期でありますので、普段から会っておりますので、私たちが行くよみたいな話程度で実際に会っております。

以上です。

【まきやま委員】 具体的に後援会の資金集めに対して要請をされましたか。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 正式に知事と会う時に同席はされましたけど、その前は一切ありません、そういう話はありませんでした。

【まきやま委員】 知事の方から資金集めについて要請をされましたか。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 同席した時は、知事からはありませんでした。同席した時に議員の方から、どちらか覚えておりませんが、ありました。

以上です。

【まきやま委員】 実際、建設業協会加盟の企業から12万円の寄附や会費、6万円の寄附、会費等が入ってます。この件に関して会長は動きましたか。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 先ほど、私、述べましたように、後援会の副会長をしておりまして、後援会の発会式が令和4年の5月28日にありまして、そこで会員拡大のお願いがありました。そこで、私が、2か月後の私どもの会議

がありますので、支部長、特に支部長を中心とした常任理事会というものがありますので、そこで皆さんに、これまでの知事にも皆さん、寄附等をしておりますので、そのようにしていただけないかと。そして、支部長さんたち、それぞれの支部で、そういうふうにしていただける方には今までどおりしていただきたいというお願いを私はしました。

【まきやま委員】 ありがとうございます。

それでは、知事が掲げている「未来大国」についてなんですけども、この時、会長から知事の方に建設関係のことが入っていないということで、安定して公共工事を出してくれればよいとお話をされているようですが、その時の知事の回答は、どのような回答でしたか。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 その知事との会話の中で、かなりの部分はその部分になったんですけども、会議の話はすぐ終わってですね、その話になったんですけども、知事の方からは、建設業とか公共事業ということについては十分認識を、私もわかってると。ただ、一般向けだし、建設業界がしっかりしていただけないと自分たちの「未来大国」もできないと、ですから、今後もよろしく願いますという話でした

【まきやま委員】 最後になります。毎日新聞の記事で取り上げられているんですけども、「変なことに巻き込まれたくないのでまだ動くなと言っていた」という記事がございます。このことに関してLINEで会長が書いているところも出てますけども、このことについて詳しくお聞かせください。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 知事が、政治資金の事務上の問題が出ておりましたけども、ネットとかでいろいろ出て、また少し騒がしく

なっているような私は感じを受けましたので、あえてここで様子を見とこうという考え方がありましたので、話は少しはしましたけども、あまり動いてくれるなという話をしました。

以上です。

【浅田委員】 今日は、本当にお忙しい中、お時間をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

その中で、私も最低制限価格の見直しについては、政治家の一人として関わった者として県民の方に誤解を与えてはならないという思いもありますので、前段からお話をさせていただければ幸いです。

ちょっと長くなりますが、そもそも私たち議会の中においても、この最低制限価格を上げるというのは、従来から国の制度にのっとり県の中でも議論をされてきた状況の中であり、要は、ただでさえ建築業界の人手不足ですとか処遇改善、様々な景気の沸騰とか高騰とか経済的な問題等々もある中で、従来どおりではなくて、国にも合わせた上でしっかりと価格を上げていこうというようなことであり、これは県の土木の方も、それは非常に正しいことであるということに則ってずっときたわけです。それを我々も、もちろん必要であるということの前提に基づいて、それを支援したというか、賛成をしたというのが流れでございます。

県民の方々に、なんかこう最低制限を上げたこと自体が悪かったかのように思われるのは、ちょっと違うなと思ったので、あえて私の方で説明をさせていただいたことと、中には、今日、例えば建築関係の方々も、私たち総務委員会が会長を呼んだことが建設家をいじめているかのような言い方をされた部分がありました。でも、私たちとしては、そうではなくて、私たち、特

に自民党は誤解をあえて恐れずに言いますと、  
 いろんな職域の方々と付き合わせていただいております。それは政権与党として、しっかりと様々な国民、県民の生活を守っていくため、自分たちの地域を守るため、しっかりと今も最低賃金を上げるとかいろんな議論がなされておりますけれども、多くの方々の生活を守るためということで、いろんな団体の方々と協議をしながらお話を進めております。それ自体は悪でもなんでもなくて正当的なことだと思いますし、それに則って我々の党ですとか政治家をご支援いただくことは、非常にありがたいことですし、まともなことだと私は今も信じております。

そんな中で、この最低制限が上がったことが問題ではなく、今日、参考人をお呼びしたということも、私が真実を知りたい一つは、最低制限を上げることの問題ではない。また、適切に献金をしていただくことも問題でもない。我々が何らかの場合に会費をいただくことも問題がないわけです。

しかし、今回、その中で一つお伺いしたいのが、これまでの知事とかに関しましても、そこは変わらずやってこられた、ご支援いただいていたと思うんですけども、今の知事になって極端に、なんていうんでしょうかね、今までになかった、例えば1口3,000円が何万制度、何万制度とか、制度設計が変わった部分が大きくあるなという、事実としてですよ、変わったものなのか、その辺が私どもではわからないので、そのあたりはまずはいかがなものでしょうか。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】最後のところだけの、会費の問題についてだけ、後援会にいましたので少し話をさせていただきますけれども、私も前の知事の時のいろんな内情はわかりませんが、事実として、かなりの金額を会員は、

会員企業の個人はですね、寄附をしてるわけですよ。しかし、今回、大石知事の場合は、会員を広く集めようというって、会費を3,000円出せば会員になれるよと。あとはもう一つは寄附という形をしたんですね。しかし、現実には会員はいくら集めても、そんなに資金として集まってこないという中で、あまり資金が集まってこなかったと、中途半端な感じになっていたということで、もうある程度前の知事みたいにしたらどうですかということも私も1回申し上げたこともあります、役員会の中ですね。

そういう中で、そしたらということで、まあその経緯はそこでどうなったか知りませんが、6万円、年間6万円と12万円という、それと3万円と3つに分けた、その前は1口（「3,000円じゃないのか」と呼ぶ者あり）会費はですね、すみません、会費は3,000円です。しかし、1口、幾らでもいいですよというのが前の決め方だったんですね。ですから、我々会員の方もですね、どれぐらいすればいいかということも逆にわかりづらいところもありました、あったということも聞いております。

そういう状況で変更されたのではないのかなというふうに私は思っております。

【浅田委員】繰り返しになりますけども、職域の方々に我々もいろんなお願いごとをしたりとか、適切な、適正な寄附をお願いすること、そういうことは当然あって当たり前だと思っているんですけども、状況が何か違ったのかなというようなのが今回の問題なのかなと思うんですね。

こうやっていろんな方たちが最低制限価格の見直しすらも問題かのように言われ、業界全体が問題かのように言われていること。こういうことに関して参考人として、まず、今現在のどの

ような思いがありますでしょうか。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 8月22日に毎日新聞が全国紙で、記事の中で刺激的なスクープ記事を出しました。「大石知事後援会は、県建設業協会に後援会員を集めるよう繰り返し求めていた。専門家は、知事側が陳情を実現した成功報酬を依頼したように見える。癒着を疑われるような行為は慎むべきだと専門家は批判した」という内容でした。

しかし、知事から私に最低制限価格の話も含め、成功報酬を依頼するような話は、これまで一切ありません。また、私は、後援会の役員もしており、会員拡大の話をするのは当然だと思います。

そして、記事が出た翌日、私は、各社の取材を受け、報道10社に対し、そのように述べました、否定しました。建設業が担い手不足で苦しんでいる状況で、最低制限価格の引上げを機に、現在、給与アップや休暇の拡大、そしてデジタル化の促進に向けて協会が一致団結して努力をし、着実に担い手確保の実績が出ています。このような中、邪推に基づき、県民の誤解を招くような一部マスコミの報道がありました。

これらのことは県民の生活基盤をつくり、安全・安心のため、真面目に一生懸命努力している建設業界にとって大きなマイナスでしかありません。このような状況を私は悲しい思いでいっぱいです。今回は、建設業協会会員の名誉回復のために出席をさせていただきました。

以上です。

【浅田委員】 私ども総務委員会も誤解をしていただきたくないのは、建設家協会ですとか、例えば昨日も医師会の方に来ていただきました。それは別にその団体を責める気持ちなんかみじんもないわけですね。先ほどからの繰り返し

にもなりますが、見直したことに関しては、県民の生活を守るためというふうに私も思っております。

ただ、どうしても、様々な知事の選挙に関する問題の中で、お金の架空の寄附だったり、いろんなことが今騒がれている中で、やはりどうしても名前が上がってきたのかなというふうに感じずにはいられないところでございます。

ただ、私が知事とのやり取りをしていった中において、先ほど参考人からは、なんか無理やりの価格を言われたりというのはなかったというようなお話もあったんですけども、最初、私もどこかで、なんか上がったこととか何かをしたことを、トップなので、トップの方が言うところ、なんか悪用したかようになってしまったりは、今も感じる場所、そこは知事に対して、やっぱりやり方ですとか、人との接し方ですとか、多分、前の知事の場合には、宴席にしても何にしても、すごく固くやられてました。個別で会わないとか、大勢としか会わないとか、プライベートな時には飲みにも行かないとか、そういうことを前知事はしっかりとやられていたわけですね。

だからこそ、今まで私も何人かの知事を見ますが、そういう問題が上がったことがないんですよ。これが今の知事の時に上がっているということは、問題であるなというふうに感じているということだけは、それは協会の方、建設業協会とはまた別の問題として、私は一応そういう思いがあるということだけお伝えをさせていただいて終わりたいと思います。何かあればご答弁ください。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 私ども協会、現役の知事とは、それなりに良い関係であるべきだというふうに私は思っておりますので、

協会としては、やはり知事も、前の知事は総会には来ていただきませんでしたけれども、今の知事は総会の懇親会で我々会員と色々な話をさせていただけるということもありますので、全てがマイナスではなくて、いいこともあるのではないかなというふうには思っております。

以上です。

【浅田委員】 ありがとうございます。いろんな角度によって捉え方、いろんなことがあろうかと思えます。やっぱり私たち46分の1とは違って、130万人の舵取りをするトップということもありますので、あとはご本人の姿勢等々見せ方、そういったところにも通じてくるのかなというのを今感じました。ありがとうございます。

【石本委員長】 ほかに質問ございませんか。

【坂本委員】 委員の坂本と申します。今日はありがとうございます。

私も、浅田委員のところと通じるところがあるんですけども、特に協会の皆さんとは直接はいろんなものはありませんけれども、建設産業団体連合会というのが平成25年に発足をしまして25団体、これは建設業に携わるいわゆる経営者の皆さんと、いわゆる労使でつくられて、その中で建設産業が総合的に改善・発展して公共の福祉に寄与するというふうな目的で発足をされて活動されておりますので、私も、そのことは支持をし、また、最低制限価格も、私は国政与党の立場ではありませんけれども、やっぱり働く皆さんのために、それは必要だというふうな立場に立ってますので、通ずるところがあります。

何点か事実関係を確認させてください。

先ほどもちょっとまきやま委員の方からありましたけれども、まず、この令和6年度から大

石知事の後援会が特別会員年間12万円、正会員年間6万円というふうなことで、先ほど会長さんの方からあったとおり。これはなかなか後援会の財政が非常に厳しくなっているというふうな要因もあって、そういうふうなことを令和6年度からされているというふうにお伺いしておりますけれども、この中でそういうふうな令和6年度からなってきた中で、いわゆる協会の皆さん方でこの特別会員が何名ぐらい、それから正会員が、年間6万円が何人ぐらいというのが、協会として把握をされているのかどうか。もし把握されてたら、今年は令和6年の、まだ過ぎてませんので、今現在ぐらいでわかるころがあれば教えていただけませんか。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 今把握しているだけでいえば、建設業協会会員の個人が40名しております。それは令和5年度です。ここに資料、ちょっと手持ちありませんので、幾らかというのにはわかりませんが、半分以上の方が12万円以上をされているんじゃないでしょうか、そういう感じです。

【坂本委員】 ありがとうございます。これですね、昨日、参考人でお呼びした大石知事の元監査人の方からいただいた資料では、令和6年度で、これは6月の17日現在なんですけれども、いわゆる年間12万円の特別会員が建設業協会の方で40名、それから正会員かな、正会員の方が25名と、年間6万円ですね。というふうなことでありましたので、そのことを、ちょっと数字を確認したかったんですけども、今手元にないということで、すみません。ただいま40名というのは突き合わせできているんじゃないかなというふうに思います。

それで、これは私は令和6年度からこういうふうなのが始まったというふうにお聞きをして

いるんですけれども、これが毎日新聞に報道されて、会長の認識は先ほど伺ったとおりなんです。もう一つ、この知事に要望書を提出をしたのが2月3日で、その後、これ、5月10日に、これは知事の後援会のグループLINEだというふうに思うんですけれども、その中にですね、「会長から連絡がありました」、これ、5月10日の知事が発信したLINEなんですけれども、「会長から連絡がありました」ということで、会長の方が建設関係の後援会の入会寄附先、年度ごとの状況表を作りたいので入会寄附のデータをいただきたいというふうなことを会長の方から知事の方であって、そのことが後援会のグループLINEの中で流れているというふうなことなんですけれども、それは知事と会ったと、5月に、今年ですね、会ったという、その席でそういうふうな話になって、連絡をして、知事の方が後援会の方でそういうのをまとめてくれないかというふうなことになっているみたいなんですけれども、その流れは間違いございませんか。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 私は、詳しくはわからないと先ほど言いましたけれども、私は、お願いする立場であって把握する立場ではないんです。1回はお願いしました、最初に。しかし、その後は基本的には逐一把握しておりません。

そういう中で、知事とお会いした時にありましたものですから、これは知事の方からの話ではなく、私は今わからないと、全く誰が、それと少し減っているという感じもちょっと私も見受けたので、会員の中で。ですから、とにかく会員の名簿をくださいということを言いました。

それともう一つ、その中で出てきた数字が、先ほど40名と十何名ですかね、20名ですかね、

言われましたけれども、あくまでですね、その名簿の中で見ると5年度の分しかわかりませんでしたけれども、会員以外の会社の個人の方がいらっしゃるんですね。ですから、私、先ほど5年度の方だけで統計の数字が、日にちが違いますけれども、あくまで私は会員の数字を、会員各社の個人の数字を言わせていただきました。

ですから、私たち会員の数字もですね、皆さんが、協会が言ったから入れてくれたかどうかわからないんですね。いろんな形で会員のお願いとかはあっているはずなんです。ですから、全てが協会でしたから、その数字になったということは違うと思います。

以上です。

【坂本委員】 わかりました。確かにそうですもんね。協会の会員さんだけじゃなくて、入っていない方も、当然そういうふうなことで会員として寄附なりそういうことをしているだろうというふうには推察をできます。

それで、先ほど毎日新聞の記事がぼんと出て非常に衝撃的な内容だったなというふうに思います。その中で会長の話として、これ、取材をされて、かぎ括弧で協会の会長の言葉として載っているんですけれども、「簡単に集まるわけがない。協会内で依頼があったことを一部伝えたが、変なことに巻き込まれたくないので、まだ動くなと言っていた」ということなんですけれども、この毎日新聞が出た記事の前に今言われたようなことがありました。そういう意味でいくと、「まだ動くなと言っていた」というところが、ちょっとこう矛盾するかなって、時期的にですね。時期的にもう既に5月段階では知事とお会いして、それなりの、じゃちょっとうちの協会の会員、何人ぐらい入っているんですかということをお聞かせということだったので、

それからいくとちょっと、「動くな」と言っていたというところが、ちょっと矛盾までいかないんですけれども、ちょっとどうかなというふうな感じがしたんですけれども、そこら辺というのは、どういうふうに私たちは理解すればよろしいでしょうかね。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 知事とお会いしたのは、令和6年5月9日です。それで私が常任理事会で少し話をしたのは6月の19日です。1か月半ぐらいの、そこに間がありました。そういう中で先ほど私が言いましたように、ネットとかいろんなので少し騒がしくなったような感じが受けましたものですから、今はちょっと止めとった方がいいなということを皆さんに話しました。正式なお願いは、だからしておりません、一切。

【坂本委員】 わかりました。今、時系列的に整理をできました。ありがとうございました。

以上で終わります。

【石本委員長】 ほかにご質問ございませんか。

【宮本委員】 宮本です。本日は、参考人、お忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

確認だけさせていただきます。

今回、特別会員と正会員で分けて、特別会員が12万円、正会員が6万円というお話があった時に、これ、今までない会費で、非常に私からするならば高いなと感じたんですけど、一番最初、聞かれた時にどういう受け止めだったのか、お聞かせいただければと思います。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 建設業界の個人の方々は、案外6万円とか12万円とかされておられる方が多かったので、私は、それなりに、そんなに違和感はありませんでしたけれども、確かに言われるように、決め打ちされたと

いうのがどうかなというふうには思いましたが、建設業、個人からしたら、はっきりしたのかなという感じは見受けました。

以上です。

【宮本委員】 ありがとうございます。これが寄附ではなくて、先ほども参考人からもあったとおり、寄附というのはよく行っているという話もあった中で、会費ということである中で、寄附ではなくて、あえて会費になっているということの設定となった中で、これは寄附ではないんだなど、会費としてこういった形できたということに対する受け止め、寄附ではなくて会費なんだということではなぜなんだろうとか、そうなんだなど、いろんな思いがあらわれるかと思いますが、その受け止めをお聞かせいただければと思います。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 私ども、少なくとも私は、寄附とか会費とかという、あまり区別がついてなかったのは事実です。今回、総務委員会の中でいろいろ出ておりましたけれども、確かに言われるとおり、寄附と会費というのは違うと。実際ポケットマネーを出すのは一緒ですので、あんまりそういう、皆さん意識はなかったのではないかなというふうには思っております。我々、建設協会の個人の方はですね、想定ですけれども。

以上です。

【宮本委員】 ありがとうございます。私の方もですね、最低制限価格の引上げについては、これはやはり現場としては非常に大きな課題であろうかと思っておりますし、これは今に始まった問題、要望でもないということも承知しておりますから、こういった形のご要望については、議会としても対応していくべきものであるということも認識しておりますので、引き続きまた

ご尽力いただければと思います。

以上です。

【小林委員】 お尋ねをします。

最低制限価格、これを引き上げるということは、やっぱり時として諸般の事情があるわけだから、我々もね、全面的に協力はしているわけだ。私は、今、自民党を外れているけれども、何も自民党だけではないんだぞ。ここは根々会長、よう知っとかんといかんね、参考人、こういうことは。

そういうことの中で建設業協会のあなた方とか、建設業者の方々が、やっぱり県民の安心・安全な暮らしのために相当役割を頑張っていたでいて、こういうことについては誰も否定はしてない。本当に厳しい取り巻く環境の中で、よくぞ頑張っていたでいて。まして、そのトップに立つあなたはね、非常に大変だろうと、こういうことは推測するわけです。

そこでね、最低制限価格の要請をあなた方もされてきたけれども、今回これが実現したと。幾らの一般財源、県民の税金、上げたことによってどのくらいのお金が県の方から拠出されるか、これ、わかりますか。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 毎日新聞の方では6億という数字が出ておりましたけども、県との話の中でも、それに近い数字が出ておりました

それで、私どもはそしたら1万名の役職員がいます、建設協会だけで。全部は受注しません、6億全部、受注しませんけれども、その中で1年間で4.4%上がっております。年収400万と計算したら、20億の、年間、実際に給料を上げたという計算になります。こういう計算を基に、我々は92%に上げるということについて、前の会長は数値目標を出さなかった理由は、やっぱりそういう

ところにもあったのではないかと考えております。ただ、私はですね、数値目標を出して、最低制限を上げて、アクションプランをつくって、みんな業界が一致して頑張っていこうと、上げていこうと。そうしないと持続的な建設業にはならないぞということを皆さんに申し上げて、皆さんがですね、個々の会社の経営の内容をですね、皆さんがですね、賛成してくれました。

ですから、私どもは、十分県民のことも考えながらですね、やっているつもりです。

以上です。

【小林委員】 あんまり尋ねんことはしゃべるな、時間がない。尋ねたことだけしゃべってくれ。そういうことはよくわかってるよ、あんたが努力していることは。

それで、あなたは知事の後援会に幾らお金を渡していますか。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 14万円です。

【小林委員】 西海建設は。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 ちょっと今覚えてませんが、社長ですから12万円か24万円か、どっちかわかりませんが。

【小林委員】 名前を挙げたらいかんということだけど、おたくの社長、15万円チケットを購入して、会社から。結構ね、頑張って金を出してくれてるんだ。ただね、我々もよくわかるけれども、やっぱり知事は発注者だよ。しかもね、権力、権限を県民から全部お預かりしている人。だから、そうやってあなた方の指名は今なくなっているけれども、仕事をやってもらうという発注者だよ。

そういうことで、あなた方は、仕事をいただくからと、県からはと。こういうことでやっぱり行政にはね、率直に言えば弱い立場にあるたい。やっぱり県の公共工事をやらなくて、あな

た方の会社は成り立たないと、これは誰しもがわかっていることなんだよ。だから、正直言って弱い立場にあると。

だから、知事あたりから、上から、やっぱり資金集めに協力をとか、資金集めをやってくださいとお願いをされた時に、嫌なんてことは言えないよ。あんたも大分強気で言ってるけれども、そんなね、嫌なんてことは言えないと思うんだよ。わかりましたとか、あんたもね、三拝九拝しながら、やっぱりね、知事あたりと会ってるんじゃないかと。もちろん後援会の役員だから、それ相当なりに協力をしてあげてるから、そんなひれ伏すことはないかもしれないが、一般的に言えば、やっぱり仕事をもらうために行政側に、ましてや知事という発注者側に言われれば三拝九拝してる人がいっぱいおる。それはあなたが一番よく知っていると思うんです。

それでね、要は、今、毎日新聞にでかでか載って、そういう状況が出てくればね、なんだ、これを見返りかのごとく疑われて、それで建設業協会に今まで年間3,000円だったのが、いきなり6万円だ、12万円だと、こういうようなことで引き上げていくというようなことが、なんか見返りかのような誤解を招いたのかもしれないし、その辺はね、あなたも役員の一人であるならば、知事の後援会の役員の一人であるならば、やっぱり慎重な姿勢が足りなかったんじゃないかと思うが、それについてはいかがですか。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 私、前の知事の時から24万円の方はいっぱいいらっちゃってというのは私は知っております。それと6万円、12万円の会費が出てきた時に、私もそんなに深くは考えてませんでしたけれども、ただ、先ほど言いましたように、私たちのところ、会員の個人の方は、それなりのところをやられて

おられましたので、そこについては大した違和感はありませんでしたけれども、議員が言われるように、今後については十分配慮しながら進めていくべきだなというふうに思っております。以上です。

【小林委員】 ここは大事なところさ。やっぱり県民の税金で成り立つとるわけだよ。国の予算とか、あるいはいろいろ県の予算、あるいは地元市町の予算かれこれあるけれども、みんな国民の税金、県民、市民の税金、それで公共事業が成り立ってるし、強靱化ね、ああいう災害に対応する強靱化の予算も全部税金からだよ。

こういうことから考えていけば、やっぱり慎重にならざるを得ないし、やっぱり時期的なこともね、あなたもこれだけ緻密な人で、頭のいい人なんだよ。なんであなたがそばにおりながら、もうちょっと緻密にやらないのかと、こういうことを言いたいわけよ。

やっぱり最低制限価格が約6億円ぐらいアップして、それでもってね、県民の税金だからね、6億円も。そういう状況の中で、やっぱりほとぼりが冷めて、いいかなと思ったりなんかして、発注者である知事がね、建設業協会にね、資金の依頼をするとか、そういうのを直接はしなかったと。

これはちょっと聞くけどね、知事は本当にあなたに頼んでないのか。資金の要請をしたいと、本当になかったのか、真顔で言いきるか、それは。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 知事とお会いした時は、知事からはありませんでした。

【小林委員】 しかれば、同僚議員の名前が二人挙がってますよ。その一人の同僚議員の息子さんは、おたくの会社に勤めてると、こんなことも知ってますよ。

そうすると、その知事からの依頼というのは、知事から聞いてないと。しかし、誰から聞いたんですか、同僚議員から聞いたんですか。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 お二人のうちのお一人が言われました。

以上です。

【小林委員】 そのとおり、あなたも正直にお答えしていただいている、そのとおりですよ。私も調査してますよ。

だから、要はね、さっきも言いかけたように、タイミングとか、やっぱり最低制限価格を引き上げて時もあり経たないうちに、そうやって3,000円の毎年の会費が一気に12万円、6万円になったと、これは見返りを求めているんじゃないかと。そういうようなことで、あなたも後援会の役員であるということを言ってるが、やっぱり知事とね、食事をしてる。同僚県議会議員も同席してやってるとか、いろんな形の中で仲の良い友達なんだというような言い方をあなたもしてるようだけでも、やっぱり仲の良い中においても、やっぱり区切りがないとね、やっぱりけじめがないといかんわけよ。

そういうようなことで、今大体がね、願う側で、あんまりね、幾らお金が集まっているかは知らない、こんなことについて、あんまりそれは関心がないですか。

【石本委員長】 小林委員、時間です。

【参考人(長崎県建設業協会会長)】 正確な数字はわからないということです。それと、途中、事務局の方に出してくださいと言っても出してもらえませんでしたので、そういうこともありました。

【小林委員】 令和6年の、今年6月までに630万円集まっていますよ、やめられませんよ。半年で630万円だ、私の調査で、間違いがないと思う

が。今、幾ら集まっていますかと、6月の時点において630万円と。6年度、4月から始まった、そういうことの中で結構ね、会社名は言わんけれども、どこが24万円、どこが24万円と。あなたが言わすごと、24万円の、月2万円か、そういうのはいくらでもおるよというようなことで、それは前の知事時代からも同じことだよと。

こういうことで、やっぱり知事が金を集めようと思えばね、幾らでも集めることはできますよ、やろうと思えば。しかし、これはやっぱり税金だと。その上において、あなた方のやっぱり利益があっておるわけだ。

そういう点を考えれば、あなたみたいな、さっきも言ったように、能力のある人、頭のいい人、そういう人がやっぱり誤解を招かないように、ちゃんとやっぱりそこの手綱は締めて、あなた自身もやっぱりそこは手綱を締めてやっぱりやっていくべきだと。

こういうような、毎日新聞に大々的に書かれて、我々県議会はあんまりそのことについて知らぬ存ぜぬというわけにはいかんじゃないか。やっぱり県民の皆さんから質問がありますよ。我々、それに対して明確に、我々は、こういうことに対してはこう思うということを明確に言わなきゃいかんと。だから、いろいろ迷惑してるんだ、反対にまた、こんなことで。

だから、そういう点からも考えて、今後、そういうことについてはですね、私は、冷静な態度を取っていただかなければ、我々も黙っておけんということになりますから、やっぱり県議会議員の方々の距離関係、あるいは知事との距離関係、こういうところについては誤解を与えないように、お付き合いはお付き合いです。しかし、誤解を与えることがないように、ひとつよろしくやってください。これをお願いして、

やめます。

【石本委員長】 ほかにご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ほかに質問がないようですので、これにて本参考人への意見聴取を終了いたします。

参考人におかれましては、本日は大変お疲れさまでありました。本委員会を代表いたしましてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

これよりしばらく休憩し、16時より会議を再開し、大石知事への質問・応答を行います。

しばらく休憩します。

-----  
-----  
— 午後 3時50分 休憩 —  
-----

— 午後 4時 0分 再開 —  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

これより、大石知事にご出席いただき、引き続き、「大石知事の政治資金等について」審査を行います。

知事より、委員からの質問通告に対し、現在お手元に配付しております資料を用いて発言したい旨の申し出がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

知事におかれましては、引き続きお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、事前通告に基づき質疑を行います。各委員の質問時間は、答弁を含めて1回当たり10分以内とし、審査時間が残っている場合に限り、再度の質問ができることといたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、事前通告をされた委員の方で、ご質問はありますか。

【松本委員】 では、質問させていただきます。

午前中、参考人の方に、専門家の方に質疑を

した時に、「今回の大きなこういった騒動の背景は何だと思えますか」というふうにお尋ねをした時に、その専門家の方が、やはり知事の説明責任だというふうにおっしゃいました。一連の疑惑に関して事実関係を、やっぱり本人じゃないとわからないところもあります。これだけの時間とこれだけの人が関わって、いまだに解明されないところがあるのは、ご自身が本当に真実をしっかりと述べていけば、何もこういうことが起きなかったと思いますし、お金の管理に関しても同様であります。そちらについて、もう一回、再度、確認をさせていただきます。

まず1つ目、286万円の件ですが、メールも前回出てきました。これは、日付を見ると4か月前ですね、今年の6月12日でございます。

やはりポイントとなってくるのは、要するにこのような286万円の寄附の状況を、ご本人がいつ気づいたのか、そしてそれを気づいた後にどのような対応をしたかというのがポイントになってくると思うんですが、そこをお尋ねいたします。

【大石知事】 ごめんなさい。ちょっと一回、質問の確認をしていいですか。

【石本委員長】 休憩します。

-----  
-----  
— 午後 4時 2分 休憩 —  
-----

— 午後 4時 2分 再開 —  
-----

【石本委員長】 委員会を再開します。

【大石知事】 ありがとうございます。286万円については、選挙が終わった年、2022年の12月頃ということだと思います。（発言する者あり）

その後は、やはり私としては、受け取らないという判断をしたので、そのまま返金をさせていただいたと。はい、そういう感じで。

【松本委員】 ここでやはり本人が、寄附があったのは2月でありましたけれども、本人が、結局、収支報告書を作成する年末の12月に、これは問題があるというのを指摘を受けて、コンサルから。そしてそれを指摘を受けて、これはやはり返金しなきゃいけないと返したという手続をとったわけですね。そちらのところに關しても、その後、今度は貸付から寄附に、また戻しているわけですが。

もう一つ、2,000万円のことについてもなんですけれども、ここで午前中も議論があったのが、その選挙の収支報告書に寄附がゼロというのがおかしいという、架空計上みたいな意見もありましたが、そもそも令和4年3月7日、自己資金として収支報告書に2,000万円を記載していますが、これは、ご本人は収支報告書を見たことがその時あったのか、そこの自己資金という記載を本人は認識をしていたのか、確認させてください。

【大石知事】 これはですね、正直、本当に覚えていないです。その時は、就任が3月2日でございますので、もう本当に日々がバタバタだったと思います。

なんで覚えていないと言うかという、見たことがないかと言われると、そこはちょっとわからないので、そこも否定するのは非常に難しいということです。見ていると理解はできていないと思います。

【松本委員】 私も選挙に6回出ているんですけれども、実は自分で収支報告書を書いたことがありません。報告は受けていますけれども、ましてや初めて選挙に出られた方は、書き方も多分わからなかったのかなというふうに思いますが、しかし、そのことが後々問題になるわけですね。

午後の参考人の審議で、令和5年3月22日に、コンサルタントより、この2,000万円を貸付にするような指示が事務所にあったというふうに聞きました。

先ほどと同じような質問になるんですけれども、どの時点でこれを貸付にしようと思われたのか、理由についてもお尋ねします。

【大石知事】 この件は、昨日、言ったかどうか分かりませんが、これまでももうお話をしてきています。恐らく、選挙が終わって2か月ぐらい経って、令和4年の5月ぐらいだったと思います。この頃に2,000万円のことについて、貸付にすれば返すことができると、それについて問題ないという話があって、それは、本当に私も裕福ではないので、自分で用立てしたお金だったということもあって返していただけたのはありがたいということで判断をして、そのようにお願いをしたと、その処理をお願いしたという経緯です。

【松本委員】 その時点で二重になってしまったということですね。

そうしたら、この二重になったのが判明したのはいつですか。

【大石知事】 今回、収支報告書の訂正、見直しをする中で、二重計上になっていることを確認して、それを適切な訂正の方法について様々な専門家の先生方にお伺いした上で、今回の対応に至っています。

【松本委員】 二重になっている、けれども、それを知らずに令和5年3月と令和6年3月に、460万円と195万2,000円を、一回出しているけど、それをまた戻したということですね。それで、令和6年7月に655万2,000円全額返金したということで了解をいたしました。

もう一つ、新たな疑惑として、供託金につい

ての参考人からの意見がありました。300万円の対応ですが、預金口座から300万円が出金されているわけですね。

知事は、親戚から借りたというふうにおっしゃっている。そのところで齟齬があるではないかというところですが、そちらについてはどのように説明されるでしょうか。

【大石知事】これはもう本当に、先日発表させていただきましたけれども、事実無根です。私は、親戚から借り、用立てをして300万円を納めています。で、この前も話、すみません、正確な日付は今出てこないんですけども、たしか出金が2月2日だったような気がしますけれども、それより前に、この供託金は納めております。これは記録も残っていますし、告訴状にもしっかりと載せた上で提出をしています。

【松本委員】それでは、300万円という大きい現金を何に使われたんでしょうか。その出金をされた、口座から2月に出金されたものは、

【参考人(知事)】これは、出納簿で、出納帳で確認をしておりますけれども、全て、300万円全てではありませんけれども、現金、小口現金として、そういったまとまったお金を振り分けて活用しているという記録が残っています。

【松本委員】供託金を収めたのが2月2日より前の時期だということと、小口の現金で納めたなら、帳簿も残っていると思いますので、しっかりと、そこはまたそちらの裁判のほうで争われると思います。

続きまして、建設業協会への資金集めでございます。先ほど、会長も来られましたけれども、やはりポイントとなってくるのは、前知事の時代から建設業協会も、自民党の職域としても協力をいただいていた背景はございます。ポイントになるのは、やはり知事が、公職者のトップ

の立場として建設業協会に寄附の依頼を直接的にするかどうかというところが、前知事の時にしていたから、引き続きという会長の意見はありましたが、そののところ。会員を集めてくれと知事が直接的に頼むということは、やはり首長として問題があると思いますが、その会長に関しては、そういうことはなかったとおっしゃっております。

知事に関しても、同じ質問をさせていただきます。

【大石知事】明確に述べさせていただきますけれども、最低制限価格の見直しの見返りとしてお願いをしたことは全くございません。

ただ、私自身が、知事という立場の人間が、資金集めに対してご協力をお願いをしないかといったら、それは違うと思います。これは建設業協会だけではなくて、様々な団体、個人に対してご協力をお願いすることはありますし、ここは自由意思の中で判断をいただくものと理解しています。

【松本委員】後援会の会員を集めるのは、建設業協会に限ったことではなくて、全ての県民の方々に、もちろん個人としてお願いをしているということによろしいでしょうか。

【大石知事】はい。その理解で良いと思います。

【松本委員】今言ったような、そういったもろもろの質疑を交わさせていただきましたけれども、いたってそういうことに関して、しっかりと説明責任を都度都度、果たしていけば、その疑惑というのは解消されていくわけでありませぬ。状況的な中から、やはり誤解される、そういうふうにとられるというのは、受ける県民の方々の認識もありますけれども、報道のされ方もあると思いますけれども、しかし、全ての責任はご自身にあると思います。そういった意味

で、やはり今後も真摯に説明責任を果たしていただく。

「李下に冠を正さず」という故事成語がありますけれども、スモモの木の実を取ろうとしている、王様が冠をかぶりなおそうとしたら、実を盗もうとしているように誤解されたという故事成語で、立場がある人ほど、自分の行動というのは、かなり正していけないのではないかなというふうに、これは父に言われました。

やはりお立場がお立場です。ですから、会食にしろ、人と会う時にしても、やはりご自身が130万人のトップなんだと、そして職員も2,000人、3,000人いる中のトップなんだという、改めて自覚を持っていただいて、襟を正して今後も活動していただきたいと思います。

以上です。

【石本委員長】 ほかに質問ありませんか。

【宮本委員】 知事、昨日に引き続き本日お越しいただき、ありがとうございます。今日は最終日でございます。

確認をいたします。まず286万円。昨日、私、質問いたしました。知事が、この件について当時知っていたのではないかという証拠が参考人から提出されたという件についてお尋ねをいたします。

昨日、私の質問に知事は、そういうやり取りをした記憶はあるけれども、書いていることは事実と異なるという、ちょっと私には理解しがたいご発言がございました。

本日、知事からも資料として提出していただいておりますが、この件について、再度ご説明願います。

【大石知事】 少し丁寧にお話をさせてください。ちょっと時間が短くて大変恐縮ですけれど

も。

まず、この資料ですけれども、昨日見せていただいたメールですね、私、書いたものでございます。一部、連絡先とかアドレスが書いてあるので白く塗らせてもらっていますけれども、2ページは、その前に元監査人からいただいたメールです。このメールに対して返信をしているという形になっています。

それを踏まえた上で、先ほど申し上げたとおり、6月12日付のメールは私が書いたものでございます。で、昨日、委員から、このメールこそが、令和4年2月の知事選当時から、私が既に286万円の資金移動を知っていたということを示す証拠だというふうなご指摘を受けましたけれども、これはそうではないと、昨日申し上げたとおり、そうではないということ、これから説明をさせていただきます。

やはりこれまでも申し上げてきたとおり、令和4年2月の知事選当時、その資金移動のことは知りませんでしたし、そのことを知ったのは12月頃ということだと理解をしています。そのことについて説明をいたします。

このご指摘のメールですね、先ほど申し上げたとおり、元監査人のほうから送られたメールへの返信という形になります。具体的には、2枚目の冒頭に出てくるメールを見ていただきたいと思います。6月12日、8時6分というところで、元監査人から私に送られてきたメールでございます。

その中で元監査人からは、286万円に関連した、県議の名前を挙げた上で、追伸の訂正として、「知事は、図式について事実を知らなかったと報告しましたが」云々と書いてございます。

これはどういう意味かといいますと、6月当時、このメールがあった当時、元監査人は、286

万円について解決をするということで、その県議とも連絡をとっていた状況でございます。

この追伸の訂正というのは、元監査人から県議へのメールの文案という形になります。その中で元監査人は、知事は図式について事実を知らなかったと、そのように報告しましたが、再度記録を確認したところ、図式決定の後、コンサルタントから説明があったことが事実だったということが判明しましたという内容だというふうに理解していますけど、と書いております。

で、この資金の流れにつきまして、当時私は、元監査人とのやり取りの中で元監査人は、記録を確認したところということをお伝えしています。そのことも踏まえて、どうやら私が、選挙コンサルタントから資金の流れの説明を受けたことは間違いないようだ、その時、整理をしたという状況でございます。

で、今となっては、当時、元監査人の方がどういった記録に基づいて、その資金移動がなされた当時の状況を言ったのか、正直わかりません。実際には、その286万円を返金する際に話を聞いたという記憶はもちろんありますけれども、選挙の最中に286万円の話を聞いた記憶はございません。

これ、2年前の記憶を喚起するに当たって、令和4年2月の時点の出来事と、12月の時点の出来事を混同してしまっていたというふうに理解をしています。だからこそ、私はメールを書いておりますけれども、まず冒頭、「記憶が定かではないので、状況からの推測であることをご了承ください」ということから始まって、「だと思えます」というような、そういった言葉で結ぶような歯切れの悪いようなものになっております。

それによって、このメールに記載をしております

ます私の推測でございますけれども、昨日申し上げたとおり、大変、あれです、事実と反するものになっております。

昨日、自分で書いたのに、その事実と異なるのであれば、知事としての資質を疑うということもご指摘を受けたところでございます。また、公文書の信ぴょう性にも影響があるといったようなことも、ご意見があったかもしれません。

このメールは、何ら公表することを目的としていたものでは、まずございません。6月議会における286万円の質問が出そうだという情報を得た時も、それはたしか6月15日ぐらいだったと思いますけれども、その以前の話です。

なので、私自身が、選挙戦、選挙の期間中の時系列についてさえも整理が十分できていなかったと。そういう状況の中で、信頼をしていた元監査人とのやり取りの中で、私からの推測として題して送った個人的な相談メールでございます。

ですので、注意喚起の過程で、かつ、推測であることを明示して送信をしたメールの文面に誤りがあったということで、知事としての資質を疑うとまで言われるのは、これはもうさすがに当たらないと思いますし、ましてや公文書の信用性に影響が出るといったようなご指摘については、当を得ないものだというふうに、ここでははっきりと申し上げておきたいと思っております。

選挙戦当時の状況を冷静に思い返してみますと、繰り返し申し上げているとおり、私は朝から晩まで県内中を走り回っておりました。相手も大変実績のあらわれる現職のベテランの知事であったということでございましたので、選対本部の事務所で関係者の方々と落ち着いてお話をするとといったことも、十分にその機会も得られ

ていなかったと、また、そのことによって資金関与のことについてももちろん目を配ることがなかなかできていなかったと。それが問題の一つでもあるというふうに、原因の一つであるというふうにご指摘いただいておりますけれども、そういう状況でありました。

そのような中で、286万円のことについて、誰かから選挙当時お話を聞いたということは、覚えはなくて、事前にそのお金の流れを私が知っていて、それを実行を承諾していたということは、これは絶対はないと申し上げておきます。

【宮本委員】「記憶が定かではないので、状況からの推測であることをご了承ください」という一文があるので、あくまでも推測であるということ。286万円については、当時はやっぱり知らず、その年の年末、12月末に知ったんだという知事のご答弁でございました。ご自身が書いていらっしゃるということからすると、なかなかちょっと信用しがたいという面もあるのが正直なところであります。

もう一度確認をいたしますが、私ももちろん選挙をしていて、朝から晩まで走り回っています。その間に、「どこどこからこういった形で連絡がありましたよ」とか、「どこどこありましたよ、寄附がありましたよ」というのは、あって然りと思うんですね。全くそういったものがなかったというのは、にわかには信じられず。

私も、朝から晩までくたくたになりながら走りながらも、「候補、こんなところからありましたよ、連絡はしとってくださいね」と言って、選挙期間中の夜でも電話をする、それぐらいは当然やっています。

ましてや286万円という膨大な、これはお金ですよ、寄附ですよ。これがありながらも、全く知らないというところ、しかも医師である候

補者が、医療機関からもらっている、いただいているというところからすると、本当になかったですか、再度確認します。

【大石知事】端的に言って、ないです。私、選挙は1回しか経験をしたことがございませんけど、今、振り返ってもですね、そういったお話を毎日聞いていたということは、もうないですし、実際にその通帳がどこにあるとか、そういった方々がそこを管理できているとか、そういったことは、もうそれさえもわからなかったまま走り回っておりましたので、どこどこから幾らありましたと、例えば立ち寄った時に、手紙みたいな、メッセージみたいなものが入れているものを拝見したりとか、そういったことはありましたけれども、そういったお金の話について、逐一お話を受けることはなかったと理解しています。

【宮本委員】事務所に陣中見舞い一覧という、例えば、私たちはそういったものが、私はあるんですが、逐一、帰ってきて、こういった方が来ましたよと、来訪者一覧というのがあるって、来ていらっしゃる、来ていただきましたというのがあるんですが、そういったこともなかったということであれば、なかなか選対自身も、どういう選対で動いていらっしゃるのかなというところも、ちょっと考え難いところがありますが、それすらも全くなくて、朝から晩まで動いていたと、走り回っていたと、どこから誰が訪問していたかも全く知らぬ存ぜずですよという理解でいいんですか。

【大石知事】全く、どこから誰もという、絶対に知らないということはわかりません。一覧があつたかないかということも、記憶も定かではないですし。

ただ、先ほど言ったように、今覚えているの

は、メッセージがあったりとか、お手紙があったりとか、そういったところは覚えてますし、それは毎日とか、常に見ることはもちろんできませんでしたが、例えば立ち寄った時とかにお時間がある中で拝見したといったことは記憶にはございます。

【宮本委員】私も2015年に経験いたしまして、一番最初の選挙の時だからこそ、一生懸命かつ丁寧にやりながら、丁寧にご挨拶もして、御礼もしてというのは記憶があるんですね。だから、そういったのがなかったのだという受け止めしかなできない。

改めて聞きます。12月末に、この286万円を知ったという認識でいいのか。

【大石知事】その資金の流れを聞いて、どうしますかというお話を、これまでもずっと繰り返し述べているとおり、それを知って、お返しさせていただくということをしたのが12月末だと理解しています。それまでは、どういった、そのお金があるといったことはわかっていないので、返金をするという判断もなかったんだと、そういう理解です。

【小林委員】今の質問に関連をしますが、286万円のことについて、初めて12月で知ったということについては、にわかに信じることはできないと思います。

なぜならば、6月において、いわゆる286万円の中で200万円を寄附された島原方面の医療法人の先生のところに、あなたの元秘書、現在の県議会議員になっている、この人を謝罪に行かせたことはありませんか。

【大石知事】その、行ったということは事実でございます。ちょっと述べてもいいですか。（発言する者あり）その、お礼をしていなかったというのは、私とその寄附を知らなかった。昨日、

2日前ですね、医師会長、参考人がお話になられた部分ですけれども、確かにお叱りを、ご意見を伺ったことも記憶にございます。

ただですね、そのご寄附をいただいて、お礼が礼節を欠いているということでご意見をいただいて、その話になったんですけれども、お詫びに行くと、お礼を述べに行くということになったんですけれども、その時点で、法人から寄附をいただいているとか、そういったことは全くわかってませんでしたし、そのことがこの286万円の件だということは認識がありません。

それがわかっていたら、恐らくその時点で、返金をするという判断をしていたんだと思います。

【小林委員】今もね、その元秘書を、島原方面の医療法人にご挨拶に行かせたと、謝罪に行かせたということは認められましたね。

それは、286万円のうちの200万円のお金を出してくださった医療法人です、ね。そういうところに対して、全然ね、お礼の挨拶もないと、こういうようなことで医師会長も、わざわざそこに出かけてお詫びをされたということを明らかにされました。

そうするとね、200万円も出してるということを、あなたは知らなかったんですか。

【大石知事】明確にそれが理解できていなかったと思います。これは宮本委員からも言われて、本当に反省すべきところだなと思いますけれども、多額の、参考人が言うてくるぐらいなので、それは大変大きなものだろうと、ご尽力だろうというふうな理解はしましたけれども。

【小林委員】だってですよ、200万円もらっているということ、知らないままね、謝罪に行つてこいとか、ご挨拶に行つてこいとか、こん

な不自然なことではないですよ。誰がね。こういうことを言うから、知事の発言に、やっぱりね、非常に疑惑があると、こういうような話になっていくわけですよ。もうちょっと正直に話していただかないと、自然体で。

やっぱりね、知らないで、286万円のうちの200万円をいただいて、それで挨拶もないとは何事かと、こういうことで怒ってらっしゃると。だからあなたも、元秘書をそういうことで派遣して、とにかくアポイントなしで行ってこいと、こういう格好でやっているというようなことが明らかになってね。

その時点で、286万円のことは、あなたは確かに聞かされていると思うんだけど、本当に何も聞かされないまま、謝罪に向かわしめたんですか。

【大石知事】 これについては、本当に詳細な記憶がないです。そのご指摘をいただいたというのは記憶がございすけれども。

だから、その寄附が具体的に、もしかしたら言われたかもしれませんけれども、幾らで、どこに入ってとか、そういったことがあったかもしれませんけれども。ただ私が覚えているのは、私に対してご尽力したのに、礼節を欠いていたと、それについてご意見をいただいたので、やっぱりこれは対応すべきだということが、伝えていただいた、その記憶はございます。

【小林委員】 繰り返しますがね、200万円というのはね、そんなざらにね、ご寄附なんかしてくれる人はいないですよ。私も、その方は誰かということはおわかってますが、そういう男気のあるですね。あなたを心底応援しようと、医師会長等から言われて、協力の要請を受けて、男気のある人で、それだけのことの協力をもらっている。そういうところにあなたの挨拶ひと

つもないじゃないかと、こういうことで言われて、それでやっど。だからあなたも、そういうことで身内の人を、元秘書を派遣してやっているわけだから、その時に当然ね、中身については聞いていると思うんだよ。だからそれをね、聞いていないとかね、知らなかったとか、よくわからんとか、こういうことを言うから疑惑が高まってしまうと。こういうことを申し上げているわけですよ。

やっぱり素直にね、そのところはね、なぜあなたが認めないのかと。迂回献金だとかなんだかんだ言われるから、認めるわけにはいかんというようなことなんだろうと思うけれども、実際においては、あなたが12月まで知らなかったということについては、私は理解もできないし、あなたが真実を語っていただいていないと、こういうふうな受け止め方をせざるを得ないと思います。

それからもう一つ、今日は大変なことが明らかになりました。2,000万円の貸付が、まさに架空の貸付だというようなことが、実は後援会の女性事務員の方と、それから税理士の方と、それから会計責任者と、収支報告のいろいろ整理をやっているところにコンサルタントから電話があって、2,000万円は架空で計上してもらいたいと、こういうようなところの話がコンサルタントからあったということを、1人じゃなくして3人の方々が確認をしております。

こういう2,000万円という大金をね、やっぱりいかにコンサルタントといえども、あなたの信頼が厚いといえども、これを計上するに当たっては、あなたと相談しないと、そんなことができないと思うわけです。だから、当然のことながら、2,000万円を二重計上じゃなくして架空で計上するというのを、コンサルタントがちゃ

んと連絡してきているわけだから、そこの相談がありませんでしたか。あなたは全然その時点でも知らなかったと言い張りますか。

【大石知事】 はい。昨日も少しお話出たように記憶はしていますけれども、そのことについては存じ上げておりません。

今日、午前中にその話が出たということだったんですけれども、すみません、全部は見れてなくてですね、公務で外に出たりもしていたので、部分的にはございますけれども。私の理解としては、これまで申し上げてきたとおりでございます。そういった方々のご主張の内容が、真偽はわかりません。ご主張がどういったことでされているのかわかりませんが、まさに主張が分かれているんだろうと。なので多分、いつまでたっても平行線だとおっしゃられるんでしょうけど。

【小林委員】 何も平行、分かれてはいないですよ。ただ、あなたが、自分が知らなかったと言っているだけのこと。

だけど、具体的に、あなたの信頼する、あなたが雇用している後援会の事務員の方々、今言ったように会計責任者、それから税理士、名前もわかっている、それから女性事務員の方、そういう自宅待機になった方、そういう方々が、そうやってコンサルから2,000万円を架空計上できますよと、こういうことの連絡があったから、2,000万円のお金があなたのポケットから出ているわけではないのに、それがこうやって架空で計上していると。こんなようなことをね、本当に驚くようなことがね。実際ね、こんなことまでやるのかと驚きますよ。これを、あなたが知らなかったと、そういうことで認めないと。

こういうこともね、2,000万円という大金を架空計上することについて、あなたは2,000万円が

戻ってくればありがたいと、こんなような考え方でやっているようだけれども、それを知らないなんていうのを、こういう自然体でないようなことをいつまで、さっきの286万円もそうだけれども、2,000万円についても認めようとしな。一体何事ですかと、私はね、声を大にして叫びたいんだけど、全然あなたの姿勢は変わりにならない。これはどうですか。

【大石知事】 2,000万円については、これまでも申し上げてきたとおり、私は、2,000万円に、入金をしたその一つ、2,000万円がありますけれども、それに基づいて、それが貸付という形にすれば返ってくると、返すことができるという話があったので、それが問題ないということをお願いをしたと、その処理をしたと。

で、それは、2,000万円の貸借を結んだということですので、今日、先ほどちょっと部分的に聞いた中で、返金を受けた部分ですね、655万2,000円の部分、これが何か誤ったとかいう話がありましたけど、これは契約に基づいて正式にいただいたと私は認識をしておりますので、これはその当時、正式な手続として出金をされて、私はいただいていたという認識であります。

【小林委員】 だからね、今、そういうことで、2,000万円について、1人じゃなくして3人の人が聞いているんですよ、その場にいた人が。ね、そういうことで。

じゃ、コンサルタントが、あなたが知らないところで2,000万円を架空計上しますと、こういうことを電話でしてきたことに対しては、それはどのように思っていますか、そんなことがあるはずがないと思いますか、どうですか。

【大石知事】 それについては、本当に事実がわかりませんので、コメントはすべきではないと思います。

【小林委員】 そんなことをね、やっぱり1県の知事という責任の重い方が、何かな、こういうコンサルタントは一体何を考えて、あなたをこういうような状況の中に巻き込んでしまうのかと。あなたがお金を2,000万円も持つわけではないから、その時点で。だから、そういうところから考えてみて、やっぱりお金に困っているあなたを助けようと思って、コンサルタントがいろいろ考えた挙げ句、こういうことをやったのかもしれないけれども、それにしても、もうまさにですね、どこのね、状況でも、全国を見ても、こういうね、何か架空の計上をして、何かそうやってお金をですね、そうやって取り戻すみたいなの、そんなようなことをね、まれに見る悪質ですよ。

だから、そういう点については、やっぱり認めるところは認めんと、どっちみち裁判でね、か、あるいは法廷で明らかになるかと思いますが、やっぱりあなたがそれまでは、そうやって自分で知らなかった、知らなかったと、相談があっただけとか、コンサルはそういうことをしたかどうかわからんと、だからコメントができないとか。

3名の方がね、あなたが雇っている、そういう税理士とか、会計責任者とか、事務の方々が、その場に電話をいただいて、2,000万円の架空計上を指示されているわけですから、この辺のところにはね、やっぱりですね、ちゃんと事実をね。

事実を究明しますか、どうですか。自分で、そんなことがあったのかどうかということについては、そういう方々にいろいろ聞いて、事実関係を精査すべきじゃないかと思うんだけど、それすらやらないで、知らなかったみたいな、そんな大ごとみたいなことを放っとくあなたの

ね、その意識というか、そんなのにも驚きますよ。どうしたんですか。もっとね、きちんと精査すべきじゃないか。約束をね、精査をして、いつまでにはっきり明快にしたいと、こういうことをこの場で言い切りませんか。

【大石知事】 これまでも努めてきましたけれども、その説明をできるように、事実確認の努力は続けたいと思います。ただ、相手があつてのことですので、いつまでとお約束はできませんけれども、可能な限り、そこは努めていきたいと思っています。

【小林委員】 だから、そういうことから考えて、あなたが雇っている選挙コンサルタント、あなたが雇っている後援会の方々、そういう方々を調べて精査をすれば答えは明らかになってくるんじゃないかと。誰が嘘を言っているのか、誰がでたらめなことをやっているのかと、あなたはやっぱり責任を持って調べる必要があるわけよ。それがあなたの責務なんだよ。こんなことをね、まれに見る悪質な、こういうやり方は、まかり通るわけではないと思うんです。

だから、いつ頃までに。私は11月にね、質問をしますから、一般質問。その時には時間がありますから、ゆっくりあなたの考え方をね、ただしていきたいけれども、本当の話をしてくださいよ。そこでお願いします。

それから最後にね、最後に…（発言する者あり）

【坂本委員】 お疲れさまです。今の関連なんですけど、要はですね、貸付が問題じゃなくて、それが架空だった。だから、したがって収支報告書では虚偽記載ということなんです。それを知事が認識していたかどうかというのは私は知りたいんです。いつの時点でね。

で、今日の午前中の参考人、それから昨日の

参考人、元監査人、それから元後援会の職員の方が口揃えて言うのは、令和5年3月22日に、選挙コンサルタントの方から電話があったと。そこに顧問税理士の方もいらっしやった、当時の事務局長代理の方もいらっしやった。そこで、そのコンサルタントの方が、「2,000万円の貸付は架空です」と、「だから、架空の貸付を計上して返済することにしました」ということを言っていて、そこで皆さん認識されているわけ。

で、皆さんは、知事は知っていると思っているわけですよ。だから、今日の後援会職員の方、女性職員の方も、その時点で3月の末に、知事が言う金銭消費契約書に基づいて最初の460万円を返しているわけ。

だから、その時点で、それをいつの時点で知事が認識していたかということなんですよ。自己資金としているのにもかかわらず、架空の2,000万円を後援会に貸付たというふうになっているって。

今日の参考人のご意見では、3月22日にそういう連絡が入りましたから、当然私たちは知らなくてそこで知った。選挙コンサルタントと知事は当然、話し合っていて知っていたはずだと、3月の初旬には知っていたはずだというふうに言われました。

【大石知事】 その2,000万円についてですけども、繰り返し述べてますけれども、私が入金した2,000万円について、貸付という対応、処理にすれば返していただけるというふうに理解をしていました。私は、そういうふうな理解のもとで。だから、別にもう一個の2,000万円をつかって、それに対して貸借をしたとか、そういったことではなくて、私が入金をした2,000万円についての処理だと私は理解をしておりました。

それができたのが、貸借ができたのが6月だ

と、6月です、令和4年6月。令和4年の6月です。なので、私はその時点で、貸借だという処理が適切だというふうな認識でずっとおりましたし、それに基づいて返金をいただいていたと。

【坂本委員】 それがですね、令和4年の6月にそういうふうに貸付で返ってくるというふうに思ったというのが、翌年の3月に、それは、相談した選挙コンサルタントが、それは架空ですという連絡が後援会事務所に入ったということなんですよ。だから、問題は貸付が問題じゃなくて、これを架空でしてたって、だから虚偽記載でしょって。それに、架空に基づいて虚偽記載をしたのを、その令和4年分の収支報告書を、後援会の収支報告書を令和5年の3月末に提出しているわけだから、これを知事が認識していたかどうかということなんです。

もし認識してなかったら、それは選挙コンサルタントに聞いて、ちゃんとそれをきちんと説明しなきゃいけませんよ。だって、今日の参考人の、来てくださいとお願ひしていた事務局長代理、当時のね、も来なかった、それから顧問税理士も来なかった。唯一来たのが、後援会職員の女性職員の方ですよ。

【大石知事】 2,000万円については、本当に訂正する、確認をする前まで、私は、貸借としてやったものだというふうに理解をしてました。なので、今回、今のご指摘も踏まえて、先ほど小林委員からもご指摘がありましたけれども、本当、これだけではなくて、これまでいろんなご意見とかご指摘があったと思います。なので、しっかり議事録はまた見直して、自分が調べるべきところは、できる限り努力をしたいと思います。

【浅田委員】 今日もまたありがとうございます。今まで聞いていた流れの中で、2,000万円に

しても何にしても、例えば、選挙運動費用の収支報告の中の収入は自己資金しか入っていませんよね。しかしながら、たくさんもらってきた寄附とかが入っていないわけですよ。本来なら、それも入れなければならない。まして、資金はかなり使われているのではないかと思うような、選挙自体にもと、その辺の収支の在り方も、そもそもおかしいという部分。

それなのにですよ、使っているのにもかかわらず、すぐすぐね、自分が貸し付けたからって、お金が戻ってくるって、なかなか政治家の感覚ではないんですよ。我々も選挙でお金を使った中で、すぐすぐ返ってくるというのはない。

だけど、先ほど、女性の事務の方が言っているじゃないですか、460万円払っても、195万円払っても、賃貸契約書は結んでたから、貸借を結んでたから、知事は何も言わずに、返ってきて疑問がなかったのかもしれないけれども、大きなお金を動かす時にすら、知事は何も聞いてこなかったと。それは多分、286万円の時も同じですし、それだけのお金が動くことに対して、あまりにも無頓着じゃないのか。

これがね、県政130万人のトップとして、7,000億円以上の税金を預かっている人として、そのね、ずさんさはね、あり得ないと思うんですよ、知事として、まずもって。

公職選挙法にも抵触するかどうかというのを問われている。もう少し、自分のお言葉に責任を持たなければいけないし、説明責任をしなければならない。しかしながら、今は、果たしたとは言えていないと思いますが、いかがですか。

【大石知事】説明責任を果たしたかどうかという事は、これまで本当、私なりに努めてきたところですけども、十分にご理解いただけていないという状況だというのは理解をしていま

す。

前段の部分ですね、私の管理、また知識含めて稚拙だというご指摘ですけども、それについては反省すべきところは多々にあると思いますので、これについては今後しっかりと、私だけではなくて、ほかの人の力も借りながら、適切な運営ができるように、私自身も努めていきたいと思います。

【浅田委員】ほかの方の力も借りて。これまでの議論の中で、一番みんなが疑問に思っているのは選挙コンサルタントですよ。一番あなたが信じた選挙コンサルタントの方が、何を聞いても、それは選挙コンサルタントの指示だった、選挙コンサルタントの指示だった。だけど、その選挙コンサルタントは、一切何も答えない。

つい最近まで、今年の5月か6月、監査人を知事が信じていた時には、選挙コンサルタントとの関係性は一時途切れてた。しかしながら、大阪から知事が切望してやまなかった弁護士が来る、それを当日にドタキャンした。そういうふうな非礼をした時にもかかわらず、その後からまた選挙コンサルタントを信じてる。何か、そのあたりの、こう、時系列もすごく誠意が感じられないし、関わった人たちのことを、寄附をした人にもお礼も言わなければ。

今、多くの県の職員さんも困ってますよ。正直言って、秘書課の人なんか大変ですよ。知事のせいで、これまで頑張ってきた県職としての長い自分の時間帯すらも否定をされるようなことを言われているわけですね。本来だったら、これまでそんな人たちはいなかった。それを知事は、職員にもさせてるんだと、職員にも迷惑を。

首をかしげるところじゃないですよ。県の職員さんが、公務か政務か、その状況もわからな

い中で、非常に追及をされている。そういうことに対しても、申し訳ないと思わないのかなというのも不思議ですし、知事自身を信じてやまなかった事務局の人のことすらも、はっきり言うて悲しいですと、裏切られたという思いを持っている。それで精神も病んでいても、今日、真実を明かさなければいけないという思いで、ここに、その方は声を出してくださったわけですよ。

それに対して全く何も応えてないと思いますが、どうでしょう。

【大石知事】 ちょっと長かったので全部に答えられるかわかりませんが、まず、県職員に関してですね。

今回、私の件でご負担、またご迷惑をかけている部分は多々にあると思っています。そこについては本当に申し訳なく思っています。

特に秘書課はですね、これまでも皆さんの中でご意見も出てますけれども、政務、公務、本当にこれ、切り分けは難しいと思います。本当に、同じ事象でも見方を変えると違ったり、見る方によって違ったりするので、そういった意味の中で、本当に悩みながら、一つひとつ丁寧に整理をして、できるだけ納得が得られるような形を、努めて整理をしてくれようとしています。

その中で、私のこの問題で、そこは政務ではないのかとまたご指摘を、いつもよりも受けてしまっている状況が生まれているという状況については、本当に申し訳ないなと思っています。

今後ですね、私もそこは意識しながら、ちゃんと自分なりに整理と一緒にやっていきたいと思っていますし、わかりやすい対応をしていきたいと思っています。

【浅田委員】 確かに知事がおっしゃるとおり、

政務と公務の線引きというのは難しいということとは私たちも想像ができます。

しかし、多分、このLINEを見る限り、知事が求めていたことがあまりにもプライベート的な、やっぱりどうしても、それは公務ではないであろうということが含まれているということが問題点であると思います。これはまた今後もどんどん、お話したいと思いますが。

午前中には、弁護士の方からは、本当にこれは、最初の402万円のオートコールの問題以上に悪質な問題がどんどん、どんどん、286万円、2,000万円に関しても、悪質なことが出てると、一切合切、説明責任を果たしてないんだという厳しい答えもありました。

とにかく参考人に出てきてくださる方が、知事に対して誠意を受けてない、そして我々議会もそうです。

先ほど、女性の事務局員の方に伺ったら、議員を「敵艦隊」、「スネコ」、「スネオ」とか。えらばかにしたようなね、LINEがいっぱいあるわけですよ。あんまりにもね、ばかにし過ぎ。それは、はっきり言って事務局員の方も、常日頃そういうやりとりをしてますと。

これね、私はこれまでの2年間で、なるほどなと思いました。議会での答弁も、確かに交わせばいいなとか、さらっとしてたりとか、本当に誠心誠意を感じられない。11月議会から、非常にその辺もね、見えます。

議員との関係性のあり方というやり取りも書いてました。答えたい人には答えるかのような、そういう部分も、自分を応援してくれた人には、みたいなのもありましたし。やっぱり、気持ちはわかりますよ。私みたいに応援してない人よりも、応援してくれている人の肩を持ちたいというのは、人間としてごく当たり前だと思います。

すが、議会において、知事としてやるべきことというのは、やはりしっかりあると思います。

その辺は今後、求めたいと思いますし、今日答えられなかったことに関して、議事録を後ほどしっかり読んで、そこに対しては、答えたいというのをこれだけ大勢の前で言ったわけですから、我々の疑問点にしっかり答えていただきますよう要望します。（発言する者あり）

【まきやま委員】陣中見舞い、選挙後には報告なかったですか。

【石本委員長】休憩します。

-----  
— 午後 4時51分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時52分 再開 —  
-----

【石本委員長】委員会を再開します。

【大石知事】すみません、詳細に覚えてないです。ないとも言い切れないし、あったとも、わかりません。

【まきやま委員】これ、選挙でですね、天下の自民党がついてて、そんなことはないと思うんですけども、本当に記憶ないですか。

【大石知事】今、現時点で、記憶を精査すれば、またあるかもしれませんけど、現時点では、すぐ出てきません。

【まきやま委員】それからですね、令和4年の6月2日、I医師に会わせてもらえなかった。その後はどうなってますか。怒ってた、9法人の中の1法人、怒られていた方に会えなかったということだったんですけども、その後、どうなってますか。

【大石知事】すみません、即答できないです。この場でわかりません。

【まきやま委員】知事の命令で、指示で、M議員が病院に行ってますよね、その後。この時に会えなかったと、その後です。その後です、ど

うなったか、どういう話をされたか、教えてください。

【大石知事】すみません、確認する必要があると思います。すみません、記憶で、そこはわかりません。もう2年前の話でございますので。

【小林委員】わずかしかなからね、ちょっと聞いておきますが、今回、300万円の供託金の件で、あなたは、元監査人を告訴しましたね。300万円の件について。

それ以外は告訴しないんですか。その1件だけにとどまってるというのは、あとのやつはもう。

あつちはね、めちゃくちゃいろいろ書いているじゃない。それに対して、あなたは告訴ができないということ。告訴しないということは、真実ということを知っているということじゃないのか。これはどうですか。

【大石知事】これはですね、私、今もなおまだ理解が進んでいるところだと思いますけれども、本当に刑事告訴というのは、非常に重たいものです。事実が異なるということだけでできるものではないと私は理解をしています。これはもう本当、弁護士等々とも協議をする中で、重々そこの指摘を受けるんですけども。

今回告訴を出した供託金のところですね、これはもう事実と、全く事実無根でございますし、それを証明し得る、しっかりとした環境にあるということが整ったことで告訴に至っていますけれども、それ以外に事実と異なることがないわけではなくて、そういった環境が整う、そこが重要だということだと思います。

【小林委員】私はね、やっぱりこのね、130万人ぐらいの長崎県民の代表として、あなたが選ばれて座っているわけよ。そうしたら、相手方のほうは、もう何本もあなたを告訴しているん

だよ。これはね、その告訴をね、最終的に司法で判断をされると思いますけれども、あなたはあなたなりにね、やっぱり事実じゃなければね、こんな名誉棄損的な、こんなね、何というか、許せないような行為はないんだから、当然告訴すべきだと私はいつも言っているわけだけれども、それをなかなかやろうとしないよ。

だから、今回300万の件が出たけれども、それ以外のことについて、やる用意があるのかなのか、それはどうなんですか。

【大石知事】 これまでも申し述べてきましたけれども、引き続き、そういう状況を整理、弁護士とも協議しながら整理を進めているところでございます。

【小林委員】 承認なく不正の出金ということを議会であなたは明らかにしたんだよ。刑事告訴も視野に入れて、この問題を精査したいと、こんなことをやっておっただけけれども、何かその話はどうなったんですか。

【大石知事】 先ほど述べたとおり、引き続き精査をして協議をしております。

【小林委員】 もう実際ね、日にちがたち過ぎて過ぎてるわけよ。あなたは何も精査してないんだよ。460万円のお金というのが、いわゆる多額な出金と、多額の不正な出金と、こういうことが現実に元監査人の会社にいつているわけだ、460万円。それをあなたが、2,000万円から、いわゆるいただいた655万円とか、650万円ぐらいのお金を整理するために、そういう方法でやろうという話になって、460万円という後援会からの金が監査人にいつてて、それはまさにあなたは知らなかったじゃなくて、あなたの指示で後援会職員は振り込みをしてて、ちゃんと報告もしとけば、何でもあなたは承知されていると。

これをね、議会において、不正な出金と、こういうことで承認なくしてと、承認はいっぱいしとるくせに、そういうでたらめをね、議会で明らかにするということは、議会軽視を、一体議会を何と考えているのかと、こういうことを言わざるを得ないわけよ。

このことについて、あなたは460万円の、そのいわゆる元監査人のところに、会社に振り込んで、655万円か650万円ぐらいのお金を整理するためのお金として、あなたもちゃんとそれは承認しておったということについてはどうですか。

【大石知事】 これについては、もう既に県議会でもご説明をしておりますけれども、捜査当局に情報提供を行ってございます。その内容はやはり公表すべきではないですけれども、この不正に関して私が了解をしていたということについては、事実と反することです。

【小林委員】 もう時間が来ましたから終わります。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、大石知事への質問応答を終了しますが、私のほうからも最後に委員長として一言述べさせていただきたいと思いません。

これまで4日間を通して、大石知事のこれまで言われた疑惑等について、いろんなご意見、それぞれのご意見をいただきましたけれども、現在のままではなかなか、議会としてもですね、県民が納得いく説明のある集中審査になったのかどうかというのは、甚だ自信を持って言えるところではございませんが、今日の参考人からのお話もありましたけれども、やっぱり真実は一つと、これは変えることができないと

いう発言がありました。

そして、この参考人にもついても、知事をどうこうと、おとしめるつもりは全くないと、これまでも応援してきたと。それでもやっぱり知事については、本当のことを県民に対して話していただきたい、それが一番なんだと。

また、今回、知事が「未来大国」という大きなテーマを掲げて県政に取り組むという姿勢を出されてますけれども、今のような状況では、本当に今後、この長崎県を担っていく子どもたちがね、知事が提案したこの「未来大国」というものがかすんでしまう、このままではね。そこに本当に、知事が県民のためにしっかりやっているんだという気持ちを表すためにも、今後、正直な、真実について語っていただきたいと私からも要望して、終わりたいと思います。

知事におかれましては、お忙しい中、3日間にわたり、ありがとうございました。

引き続き、委員間討議を行いますので、しばらく休憩します。

-----  
— 午後 5時 1分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 5時 3分 再開 —  
-----

【石本委員長】 委員会を再開します。

今回の集中審査に関しまして、11月11日、月曜日、15時30分から協議を行い、総括について協議したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ご異議ないようですので、そのように決定をさせていただきます。

以上をもちまして、総務委員会閉会中審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

分科会長 石本 政弘

副会長 富岡 孝介

署名委員 宮本 法広

署名委員 湊 亮太

---

書記 川村 恵

書記 阿比留 祐太郎

速記 (有)長崎速記センター